ふものにして、其の種類及範圍は時代に依りて必ずしも同じからざるものなり。而して此等諸業務の實績は其の主なる點に就てのみ更に後述する所あるべきも、比較的主要ならざるものに就ては、單に之を表示するに止むべし。

第二項　營業所

日本勸業銀行は、明治三十年八月二日を以て開業したるが、當時に於ける營業所は東京市日本橋區北新堀町二十一番地日本銀行跡を借受け、本店の假營業所に當てたるが、後同市麹町區内山下町一丁目一番地の營業所新築成るに及び、同三十二年七月二日之に移轉したり。而して同行は創立後久しく支店又は出張所等の設置のことなかりしが、大正五年始めて大阪市に出張所を開設したり。蓋し農工業等に對する低利長期の金融機關としては、既に各府縣農工銀行あり、勸業銀行は此等農工銀行の中央銀行として、農工債券引受等の方法に依り、之に資金を供給する立場に在りしを以て、特に支店又は出張所等を設置する必要なかりしが、世界大戰以來正貨の流入著しく、都鄙共に資金橫溢の觀を呈したるも、地方に於ける中層以下の農工業者には、未だ低利資金の行渡らざる憾みありしを以て、茲に大阪出張所の開設を見たるものなり。而して同出張所は大正七年九月以降支店に改められ、其の營業區域を大阪、京都、奈良、兵庫、和歌山の二府三縣と爲し、以て近縣に於ける貸付事務の簡捷を圖ることとせり。既にして大正十年二月勸業農工兩銀行合併の進捗すると共に、此等の地方には勸業銀行の支店又は出張所が設置せらるることとなり、大正十五年末現在に於ては左の如くに二十支店、一出張所及臺北に一支店等合計二十二箇所の營業所を有するに至れり。臺北支店は大正十二年一月の設置に係るものにして、固と臺灣は開墾、土功、水利等の如き資本を要する事業の施設未だ完備せず、此の種農業資金の需要甚だ旺盛なるものあり、勸業銀行に於ては、明治三十六年以降業主權を擔保とし、臺灣銀行を通じて長期の貸付を爲して資金の供給に努めしが、未だ充分に其の需要を充す能はざりしを以て、茲に臺北支店を設置し、直接に農工資金の供給を圖るに至りしものなり。而して左記二十二箇所の支店、出張所中、大阪、臺北の兩支店を除くの外は、全部府縣農工銀行合併の結果開設せられたるものとす。

日本勸業銀行營業所一覽表

店名	所在地	開設年月日	備考
本店	東京市麹町區内山下町一丁目	明治三十年八月二日	開設當初は東京市日本橋區北新堀町二十一番地に在り、三十二年七月二日現在地に移轉
青森支店	青森市大字米町百二番地一號、二號	大正十二年二月十二日（青森縣農工銀行合併に因る）	舊青森縣農工銀行は明治三十一年四月十一日資本金六十萬圓を以て創立、大正十一年十一月七日本行と合併契約締結
秋田支店	秋田市大町二丁目十九番地	大正十一年十二月十一日（秋田農工銀行合併に因る）	舊秋田農工銀行は明治三十一年三月十九日資本金六十萬圓を以て創立、大正十一年十月六日本行と合併契約締結
山形支店	山形市七日町五百七十五番地	大正十一年三月十日（酒羽農工銀行合併に因る）	舊酒羽農工銀行は明治三十一年一月十七日資本金六十萬圓を以て創立、大正十年十一月二十四日本行と合併契約締結
新潟支店	新潟市西堀通四番町八百二十五番地	大正十一年九月十八日（新潟縣農工銀行合併に因る）	舊新潟縣農工銀行は明治三十二年六月十三日資本金百萬圓を以て創立、大正十一年六月十二日本行と合併契約締結
富山支店	富山市山王町八番地	大正十一年三月二十二日（富山縣農工銀行合併に因る）	舊富山縣農工銀行は明治三十二年六月二十九日資本金四十萬圓を以て創立、大正十年十二月三十九日本行と合併契約締結
金澤支店	金澤市石浦町四十八番地	大正十一年四月十一日（石川縣農工銀行合併に因る）	舊石川縣農工銀行は明治三十一年四月十八日資本金五十萬圓を以て創立、大正十一年一月四日本行と合併契約締結
福井支店	福井市佐佳枝上町百六十八番地ノ三十四	大正十一年三月十日（福井縣農工銀行合併に因る）	舊福井縣農工銀行は明治三十一年七月十三日資本金五十萬圓を以て創立、大正十一年一月七日本行と合併契約締結
甲府支店	甲府市常盤町二番地	大正十年九月二日（山梨農工銀行合併に因る）	一、舊山梨農工銀行は明治三十一年二月十八日資本金三十萬圓を以て創立、大正十年七月一日本行と合併契約締結 二、勸農合併法に依り佐賀縣農工銀行と共に勸農合併の先驅を爲したるものなり
靜岡支店	靜岡市追手町四十一番ノ二	大正十一年八月七日（靜岡農工銀行合併に因る）	舊靜岡農工銀行は明治三十年十一月二十七日資本金百萬圓を以て創立、大正十一年五月五日本行と合併契約締結

京都支店	京都市中京區烏丸通二條下ル秋野々町五百三十五番地	大正十一年十二月十一日（京都府農工銀行合併に因る）
綾部出張所	京都府何鹿郡綾部町驛前通一番地	同　上
大阪支店	大阪市東區淡路町二丁目五番地	大正七年九月九日
和歌山支店	和歌山市北汀丁二番地	大正十二年二月十五日（和歌山縣農工銀行合併に因る）
鳥取支店	鳥取市西町三百十三番地	大正十一年二月一日（鳥取縣農工銀行合併に因る）
松江支店	松江市殿町百十四番地	大正十一年二月一日（島根縣農工銀行合併に因る）
山口支店	山口市大字米屋町二十三番地	大正十年十一月七日（防長農工銀行合併に因る）
高松支店	高松市兵庫町三十八番地第二	大正十一年二月二十日（讃岐農工銀行合併に因る）
高知支店	高知市本町五十二番地	大正十一年四月十五日（土佐農工銀行合併に因る）
福岡支店	福岡市橋口町一番地	大正十年十一月五日（福岡縣農工銀行合併に因る）
佐賀支店	佐賀市松原町九十六番地一	大正十年九月二日（佐賀縣農工銀行合併に因る）
那覇支店	那覇市東町一丁目十番地	大正十一年四月二十五日（沖繩縣農工銀行合併に因る）
臺北支店	臺北市表町一丁目二番地ノ一	大正十二年一月十日

尙ほ以上の營業所の外、勸業銀行は債券の募集其の他の爲め、大藏大臣の認可を得て各地方に代理店を置き、又全國郵便局は明治三十七年以降債券の賣出事務を取扱ふに至りしを以て、同行の營業網は全國各地に殆ど隈なく張り廻らさるることとなれり。

第三項　營業の趨勢

第一目　明治時代の概況

第一　日露戰役以前

日本勸業銀行は明治三十年八月二日其の營業を開始せしが、當時は偶〻日清戰後企業勃興時代の反動期に當り、金融逼迫して金利騰貴し、日本銀行は既に同年六月・八月・十月と引續き貸付利率を引上ぐるの狀態なりしに加へ、從來農工業に對する金融機關を缺き、資金の需給常に圓滑なる能はざる等の事情ありて、一度同行の開業せられ、而も其の貸出利率の市中銀行の夫に比し著しく低率なるを知るや、之に向て資金の借入を請求する者將に踵を接するの盛況を呈せり。尋で翌三十一年に入りても經濟界は一層不振の景況を持續し、日本銀行は年初以來二月・三月と貸付利率の引上を行ふ狀態にして、金融愈〻逼迫し、遂に一部銀行會社の破綻を見るに至りしを以て、政府は財界救濟の爲め左の如き方策を實行することとし、同年六月より約三千八百七十萬圓の公債を買收し、又勸業銀行は同年中約二百三十七萬圓の臨時工業救濟貸付を爲し、以て財界一時の急を凌ぐを得たり。

（一）　政府は勸業債券五百萬圓を引受け工業貸付を爲さしむること（同時に一口の貸付十二萬圓を超ゆべからざるとの從來の內規を擴張すること）。

（二）　日本銀行をして償金の一部を以て公債の買入を爲さしめ、以て資金の疏通を計ること。

（三）　日本銀行の利子は今後是以上引上げざる方針を執ること。

而して翌三十二年五月末我が四分利附英貨公債一億圓の募集成立し、外資の流入を見るに及びて財界の困難は玆に霧散し、爾後正貨の流入又多かりし爲め、國內の金融大に緩慢となり、日本銀行は前年十二月以來同年七月迄に五回の利下を實行し、民間亦之に和したるを以て、外資の流入、通貨の膨脹の結果、金利の低落、物價・株價の暴騰を招來し、玆に再び企業熱の勃興を見るに至れり。然れども今次

の事業興起は固と政府の一時的救濟策の結果に過ぎざりしを以て、三十二年末早くも金融逼迫の兆を現はし、日本銀行は屢利率の引上を斷行し、民間亦之に追隨せるを以て、翌三十三年に入るや、金利の昂騰著しく、從て物價・株價の下落を來して商品の停滯を見、加ふるに同年四月清國山東地方に起りたる所謂北清事變の影響を蒙るありて、翌三十四年に入りては本邦經濟界は將に未曾有の不況に際會し、銀行會社の破綻續出するの慘狀を呈せり。されど幸ひ同年下半期後半より貿易好調を呈して出超に轉じ、茲に財界は回復の方途を辿り、翌三十五年に入るや正貨の流入漸次增加し、政府の外債募集金の間接に市場を潤すありて、金融大に緩和し、日本銀行は三十五年三月以降屢貸出利率を引下げ三十六年三月に至りて貸付日歩を一錢七厘とし、市中銀行も亦之に應じ、其の貸出最低利率一錢五厘にして、三十六年十一月の如き一錢一厘の低率を示し、將に未曾有の低金利時代を出現し、事業界漸く活動に入らんとしたるが、端なくも日露戰役の勃發となり、國內擧げて戰役に善處し、事業興隆の氣運は茲に一頓挫を見るに至れり。

蘦て此の間に於ける本邦農工業界の景況を察するに、日清戰後の人氣昂騰、戰後經營の氣運の國內に充溢せるに際し、事業の改良擴張盛に計畫せられ、從て資金の需要は湧然として起り、敍上の如く中央經濟界に於ては金融に緩急ありしと雖も、其の影響は以て直に地方に及ばず、地方に在りては戰時の壓迫引續きて常に金融の疏通を缺くの狀況にして、仍ち勸業銀行の創業以來資金の借入を要望するもの頗る多く、延て貸付業務の發展を見、資金の調理大に繁忙を告げたり。今同行に對する借入請求の概況を見るに、開業當時既に前敍の如き盛況を呈し、翌年前半に於て早くも勸業債券の發行により資金の收集を爲すの必要を見しが、爾來資金の借入請求は比年益々增加し、三十二年五月頃既に五百萬圓の巨額を算し、同年末に於ては借入請求高の內約五百五十萬圓を後期に繰越すが如き狀況を呈し、更に三十四年の如き、三月頃早くも五百八十餘萬圓を算し、六・七月の交に至りて一千三百萬餘圓の巨額に達し、三十五年に於ては稍減少の傾ありしと雖も、翌三十六年中の如き一千九百餘萬圓の多きに及ぶ狀態なりき。されば同行は敍上の借入請求增加の趨勢を案じ、財界の機宜に應じて勸業債券の發行を行ひ、且つ資本金の拂込を實行して債券の發行餘力を貯へ、比年增加する資金の需要を充さんことを期せしが、而も一面日本勸業銀行法及同定款の改正により業務の改善擴張を計り、以て本邦農工業金融機關たるの實を完うせんことを期せり。以下少しく同銀行創業以降に於ける業務發展の實況に關し概說する所あらんとす。

先づ同銀行の營業資金充實の狀況を觀るに、同行の營業資金とする所は拂込資本金積立金及勸業債券募集金の三者にして、就中勸業債券の發行は無限に增加せんとする貸出の資源として、最も重要なるは言を俟たざる所なり。而して同行は前述の如く資本金四分の一卽ち二百五十萬圓の拂込金を以て其の營業を開始せしが、創業初期の貸出繁盛を極めたる結果、翌三十一年早くも資金補充の必要を見るに至り、遂に同年三月第一回債券九十九萬七千百圓を發行し、續て四月第二回債券百萬圓を發行し、又既に一言せるが如く政府の意を體し臨時工業救濟貸付を爲すに及び、六月及十一月に合計三百萬圓の發行を行ひ、同年中の債券發行高四百九十九萬七千百圓を算せり。而して債券發行の成績は資金充實の成否に關する所なるを以て、第一回債券の發行に先立ち、同年三月先づ券面金額を百圓より五十圓に引下げ、更に同年七月之を二十圓に低下し以て應募者の便益を計り、又同年十一月第四回債券募集に當り、全國樞要の地百三十三箇所に債券募集事務取扱の代理店を設置し、債券發行上違算な

きを期せり。然りと雖も當時は未だ創始の後日尚淺く、銀行の募債事務に慣熟せざると、一般世人の理解を得る能はざる等の事情ありて、翌三十二年六月第五回債券の發行迄は成績極めて不良にして殊に第一回債券の場合の如き募集高百萬圓中二千九百圓の應募不足を見、結局前後五回の發行高六百四十九萬圓七千百圓中三百七十四萬二千四百三十圓の政府應募を受け、以て貸出資源を補充するの狀態なりき。尤も同年十一月の第六回債券發行以後に於ては、世人の勸業債券に對する理解を得たると、該債券を以て會計規則に基く出納官吏の身元保證に代用し、又各省の保證金擔保等に代用するを得、且つ三十四年よりは郵便貯金に預入することを得るに至りしが如く、公的利用範圍の擴張は益〻民間の信用を增進して概ね好成績を擧げ、復再び政府の應募を仰がずして貸出資金の補充を爲すことを得たり。斯くて明治三十六年末に至りては債券を發行すること前後二十回、其の金額累計二千二百九十九萬七千百圓に上り、年末現在高一千九百五十四萬七千七百十圓を算するに至れり。今創業以降累年勸業債券發行狀況を表示すれば左の如し。

年次	發行高 新規發行高	發行高 累計	年末現在高
明治三一	四、九七〇、一〇〇円	四、九七〇、一〇〇円	四、九七〇、一〇〇円
同三二	二、五〇〇、〇〇〇	七、四七〇、一〇〇	七、四七一、八〇〇
同三三	二、五〇〇、〇〇〇	九、九七〇、一〇〇	九、七三三、九八〇
同三四	四、〇〇〇、〇〇〇円	一三、九七〇、一〇〇円	一三、五三〇、八五〇円
同三五	三、〇〇〇、〇〇〇	一六、九七〇、一〇〇	一四、四〇九、〇〇〇
同三六	六、〇〇〇、〇〇〇	三三、九七〇、一〇〇	一九、五四七、七一〇

而して右債券發行事務を圓滑に進捗せしむる爲め、明治三十一年創設せられたる代理店は其の後必要に應じて新設又は廢止せられしが、其の數は債券發行の漸次增加するに伴ひて增加し、左表の如く明治三十六年に至りて總計四百二店に達せり。

年次	代理店數 新設	代理店數 廢止	取扱店名稱の代理店 新設	取扱店名稱の代理店 廢止	年末現在合計	摘要
明治三一	一三三	？	？	？	？	新設の件明かなるも爾後の廢置不詳
同三二	？	？	？	？	？	廢置不詳
同三三	？	？	？	？	？	增設せること明かなるも廢置店數不詳
同三四	八四	一一	四	一	三二四	
同三五	五三	六			三六九	
同三六	三九	六			四〇二	

又敍上の債券發行高は法規の定むる所に依り、年賦償還貸付金現在高及農工債券引受現在高の總額を超過するを得ざると共に、一面拂込資本金額の十倍を超ゆる能はざるの制限を受くるものなるが、創業以來貸出の增加するに伴ひ、債券の發行餘力は兎角豐かならざる景況にありしを以て、遂に三十五年九月株式一株に付十五圓總額七十五萬圓の拂込を實行し、以て貸出資金を補充し、債券發行餘力を存することと爲したり。

次に此の期間に於ける業務發展の概況を觀るに、先づ貸付の方面に於ては、明治三十三年定款の改正によりて農工銀行に對する保證附貸付を行ふことゝなし、同三十五年法律の改正によりて農工銀行に對する特別擔保貸付を開始し、當時貸出資金の補充に困窮せる農工銀行に融通を與ふると共に、同銀行資金の貸付範圍を著しく擴張するの結果を得、更に三十六年臺灣に於ける業主權を擔保に徵して同島に對して貸出を行ひ、又同年新たに耕地整理事業に對する無抵當貸付を開始する等、其の發展大いに見るべきものあり。就中代理貸付は後述するが如く後年著しく發展し、同銀行總貸付の半を

超ゆるに至りしものにして、該貸付開始の意義は頗る重大なるものありしを知るべし。而して此の間に於ける農工業金融の狀況は既に述べたるが如く、圓滑なる能はずして資金を同行に需むるもの年を追ひて激増するの狀況なりしを以て、同行は債券の發行、株金の拂込等を以て極力資源の充實を計り、貸出の増加に腐心せり。されば貸付金は經濟界の變遷により時に消長ありと雖も、概して比年漸増の傾向を辿り、明治三十六年に於て新規貸出高六百二十八萬餘圓を算し、年末現在高二千百七十九萬餘圓に達せり。即ち明治三十年以降三十六年に至る貸付狀況を表示すれば左の如し。

年次	新規貸付高	同上割合	年末現在高
明治三〇	一、三七六、〇一一円	一四〇	一、三七六、〇一一円
同　三一	五、四〇〇、五九七	二二八	六、七〇六、七三四
同　三二	二、三五六、〇八一	一〇〇	八、七七四、八四二
同　三三	三、四四六、四一六	一四六	一一、三五〇、六五一
同　三四	三、一一二、一〇九円	一三二	一四、〇四八、五七八円
同　三五	四、五一一、五九五	一九一	一七、三二〇、一〇一
同　三六	六、二八四、一五四	二六七	二一、七九五、三九四
合計	二六、四八六、九六五	—	—

（備考）本表中新規貸付金割合は明治三十二年の計數を一〇〇として算出せり。蓋し三十年は營業創始の年に當り、又三十一年は巨額の臨時工業救濟貸付ありて兩年とも特異の狀態ありしを以てなり。又三十年は營業期間五箇月なるを以て一箇月平均貸付高により割合を算出せり。

又同行は府縣農工銀行に資金を融通し、兼ねて農工債券の發行を容易ならしめんとするの趣旨を以て、總發行高の三分の一を限度として之を引受くることを得るものとせられしが、同行に於て初めて農工債券を引受けたるは明治三十二年にして、同年中十四萬二千餘圓（券面）を引受けたりと雖も、爾來農工銀行は債券の發行容易ならず、明治三十六年末迄僅に二百八十三萬圓の發行あるに過ぎざりしかば、同行の引受高も從て多きを得ず、年々少きは三萬餘圓、多きも二十餘萬圓を出でざる狀態にして、即ち明治三十六年末に至る引受高累計は六十萬六千八百五十圓、同年末現在高四十七萬一千五百五十圓に過ぎざりしなり。今累年農工債券の引受高を示せば左の如し。

年次	新規引受高 券面高	新規引受高 引受價格	年末現在高 券面高	年末現在高 引受價格
明治三二	一四二、二八〇円	一三七、三四四円	一四二、二八〇円	一三七、三四四円
同　三三	三三、三〇〇	三三、三〇〇	一七五、五八〇	一七〇、六四四
同　三四	六三、八一〇	六三、八一〇	二三三、三一〇	二二八、四九九
同　三五	二〇九、三〇〇	二〇九、三〇〇	四二八、四九〇	四〇七、二四一
同　三六	一五八、一六〇	一五八、一六〇	四八一、九六〇	四七一、五五〇
合計	六〇六、八五〇	六〇一、九一四	—	—

更に又同行は營業上の餘裕金を以て、一時國債證券地方債證券又は社債券等を買入れ、或は日本銀行に預ヶ金を爲すことを許されしが、三十三年同銀行法中改正により、右預ヶ金は日本銀行に限らず大藏大臣の認可を受け確實なる銀行に對しても之を爲すを得ることとせられたり。而して有價證券の買入は明治三十年中整理公債百萬圓を買入れ、同年中之を處分せるのみにて、明治三十七年國庫債券を買入るる迄復其の事なかりしが、預ヶ金は同行の業務繁盛に伴ひ年々累増し、明治三十五六年の如き一千四百萬圓前後に達したり。但し其の年末現在高に至りては大略七、八十萬圓前後にして多きも百三十餘萬圓を超えざりき。左に預ヶ金累年の景況を表示すべし。

年次	新規預入高	年末現在高	年次	新規預入高	年末現在高
明治三〇	二、五三四、〇一四円	一七一、四八一円	明治三一	六、七五五、四八一円	八九二、九九四円

明治三二	五、四八一、五二二円	一、一七九、八五五円	明治三五
同　三三	六、三〇四、六七三	八一六、七〇一	同　三六
同　三四	八、〇二四、〇七七	一、三四九、三〇九	

明治三五	一三、七五二、四五九円	七八二、四七七円	明治四〇
同　三六	一四、三五五、二三八	一、一〇二、〇九九	同　四一

第二　日露戰時及戰後

日露戰前卽ち明治三十六年に於ては外國貿易は漸次振張に赴き、資金國内に豐にして金融緩慢となり、株價漸騰して財界好況に入らんとせしが、同年十月の頃より日露の關係次第に險惡となるに從ひ、株價の騰勢先づ止まり、金融稍〻緊縮を思はしめ、尋で翌三十七年二月愈〻兩國戰端の開始せらるるに及び、國内は擧げて戰時狀態に入り、一般產業の活動は忽ち戰時行動に阻まれ、軍需品及日用必需品の外は市況不振を極め、百三十銀行の如き遂に破綻を暴露するに至れり。而も戰役の進展と共に、戰費の支出愈〻增加し、政府は戰時財政調理の爲め、屢〻國庫債券を發行し、明治三十七年三月以降翌三十八年十月に至る迄の發行總額四億四千萬圓を超え、其の一箇月平均拂込額二千二百萬餘圓に上りたるのみならず、政府は日本銀行より巨額の一時借上を爲し、又大藏省證券の發行を行ひたるを以て、直接民間金融に及ぼす影響は甚大なるものありしが、更に三十七・八兩年に非常特別稅の增徵せらるるもの概算一億八千萬圓を算し、戰役の金融市場に對する壓迫の激甚なりしは推知に難からざる所なり。然れども政府は國内金融逼迫の狀勢に應じ、明治三十七年五月第一回六分利付英貨公債一千萬磅發行以來、同年十一月第二回六分利付英貨公債一千二百萬磅、翌年三月第一回四分半利付英貨公債三千萬磅、同年七月第二回四分半利付英貨公債三千萬磅合計八千二百萬磅（邦貨概算八億餘圓）の發行を行ひ、以て戰費の支辨に供し、國内金融の苦境に備ふる所ありしを以て、戰初二、三箇月の間金利昂騰、株價下落し、て經濟界の一般に惡影響を蒙りたるの外、第一回六分利付英貨公債發行の後は、外債金の我が經濟界を潤すもの多くして、幸に甚しき混亂に陷ることなきを得たり。

既にして明治三十八年九月一日媾和條約成立し、過去一年七箇月に亙る戰役玆に終結し、其の間甚大なる壓迫を受けたる我が經濟界は、今や再び活動の機を與へられしが、戰勝に伴ふ多額の賠償金を豫期せる民間に在りては、無償金媾和條約の締結を見ると共に意氣大に銷沈するものありたり。然りと雖も一面我が經濟界は戰時累月巨額の戰費を負擔せるもの、三十八年十月を以て第五回國庫債券の拂込を終ふると共に從來の壓迫より解放せられ、加ふるに政府は同年十一月公債整理の爲にせる外債二千五百萬磅を發行し、國庫債券二億圓の償還を行ふあり、而も戰時以來我國の外資を輸入せるもの、公債に於て一億七百萬磅に上り、民間に於ても亦少からざるものありしを以て、國内一般に金融緩慢となり、金利從て下向を示し、株價漸次騰勢に向ふに至り、而も三十九年三月鐵道國有法案の議會を通過するあり、更に六月南滿洲鐵道株式會社の設立ありて、愈〻企業熱を刺戟せる結果、三十九年五月以降翌四十年上半期迄國内を擧げて企業熱の渦中に投ずるに至れり。

然るに明治四十年一月下旬株式は俄然暴落を演じ、東京株式取引所株の如き、同月の平均價格六百三十七圓餘を算したるもの四月に至りては僅に二百圓となり、同年十二月に至りて九十八圓餘に過ぎざるに至り、其の他の諸株皆一齊に大暴落を演じたるを以て、國内擧げて恐慌裡に陷り、加ふるに年初以來貿易は入超に變じ、同年中の入超六千二百萬圓を算し、一般產業は民間の消費衰へざりし爲め未だ甚しき打擊を受くるに至らざりしも、偶〻同年十月末突如米國に恐慌起り、銅價・銀價亦暴落を來し其の結果我が對支那及歐米輸出は激減を見、我が經濟界の不況は愈〻深刻を加ふることとなれり。されば政府は四十年四月第一回國庫債券一億圓の償還を決定して其の一部を償還し、以て民間金融の

緩和を計りしが、同年十月の紐育恐慌は自然各國の經濟界に大打撃を與へ、本邦の如き亦愈〻經濟界の不振を來し、四十年二月以降同四十一年七月に至る迄銀行の取付に遂ひたるもの百三十九、遂に休業せるもの四十七に達する慘狀を呈したり。

茲に於てか政府は時局に鑑み、財政殊に公債整理の極めて緊要なるを察し、公債整理・財政緊縮の大方針を定め、著々之に向て施す所あり、四十一年十月以降同年中に公債三千六百餘萬圓を償還するに及びて、人心稍〻安靜なるを得て金利下向き、公債有價證券の昂騰を見るに至りしが、更に翌四十二年中現實に償還せる公債は合計六千餘萬圓に達し、我が財政の信用内外に恢復するに伴ひて、我が公債の海外に流出するもの五千百餘萬圓を算し、且經濟界の漸次恢復すると共に、民間の外資を輸入するもの多く、四十一年十一月乃至四十二年七月迄に公共團體又は會社等の外資輸入高（起債高）一億五百餘萬圓に達したるを以て、民間の資金愈〻豐富にして金利益〻低下し、事業の活況を豫想せられしも、年初數會社の不始末を暴露するありて、事業投資家の警戒を解くに至らず、而も偶〻米作豐饒に基く米價の暴落ありて地方の購買力を減殺したるを以て、金融緩慢の裡に事業の興起を見るに至らず、唯金融の緩慢を利し社債發行等比較的容易なりし爲め、既設の會社は資金運行の利便を得、事業の基礎を確立するを得たり。斯くて翌四十三年に入りては、政府の財政竝に公債整理方針遂行の效果最も顯著に現はれ、金利は劃期的の低下を示し、經濟界各方面に至大の影響を及ぼせしが、就中

（一）低利地方債の發行を容易ならしめ、延て公共團體の高利舊債借換の流行となり、其の財政を安固ならしめたること。

（二）低利社債の發行又は借入金の調達を容易ならしめ、延て諸會社の整理を速にし、事業經營を便ならしめ、以て會社の基礎を確實ならしめたること。

（三）低利大額面勸業債券の發行を容易ならしめ、延て不動産金融の便を增し、地方金融を緩和せること。

と。

（四）有價證券の價格を騰貴せしめ、多數の有價證券所有者の利益を增進せしめたること。

等我が經濟界活動上の好結果を齎し、延て事業振興の氣運を促進したり。

之を要するに日露開戰の後本邦經濟界は、三十八年迄は戰役の打撃によりて沈衰の狀にあり、三十九年上半期末より俄然企業勃興の時代を現出し、四十年に入ると共に反動期に入り、殊に同年末より翌四十一年下半期前半迄は極度の不況狀態に陷りしが、同年末以來漸次生色を現はし、四十三四年の中間景況を招來する等、眞に波瀾重疊を極めたりき。

今飜て此の期間に於ける勸業銀行營業趨勢の概況を見るに、經濟界の變遷に伴ひ、同行の行勢亦消長常ならずと雖も、戰時及戰爭直後の業務不振は姑く措き、四十年以降の一般經濟界不況の時代に於ては却て急激なる振張を見、殊に四十三年以降金融緩慢の時期に際しては特に著しき發展を遂げたり。卽ち戰時一般產業の不振時代にありては同行に對する借入請求の如きも、前年に比すれば半減するの狀態にして、三十八年工場抵當貸付の途を開きしも、遂に見るべきものなく、却て貸付金の期限前償還の激增を見しが、四十年の財界不況に當りて借入請求の著增を來し、四十一年の如き二千三百三十一萬餘圓を算し、戰前三十六年中の夫に比し四百餘萬圓を增加せしが、翌四十二年以降に於ては比年著しく增加し、四十四年の如き八千七百餘萬圓の巨額を算せり。今明治四十一年以降の借入請求概數を見るに、明治四十一年二千三百三十一萬圓、同四十二年三千三百七十一萬圓、同四十三年六千

二百九十四萬圓、同四十四年八千七百七十三萬圓なりとす。而して此の如き借入請求の增加に對する同行の資金充實の景況を窺ふに、勸業債券の募集に就きては、明治三十九年以前に在りては借入請求の起らざるに伴ひ、債券の發行高亦多からず、殊に明治三十七年四月貯蓄債券法公布せられ、同年八月其の發行を同行に命ぜられ、十二月より之を實施するに及び、三十九年末其の發行を停止する迄一般勸業債券の發行は之を中止したり。而して此の間に於て同行は大藏省預金部の引受に係る特殊債券を發行して營業資金の補充を爲し、貯蓄債券の發行停止後も、特殊債券は之を發行せしが、明治三十七年中の普通債券發行高二百萬圓を加ふるも、明治三十九年末迄の債券發行總高は一千五萬圓にして、平均一箇年三百三十五萬圓に過ぎざりしなり。然るに明治四十年以降一般勸業債券の再び發行せらるるに及び、一面前述の如き借入請求の增加あると共に、他面從來貯蓄債券を發行せる實績に鑑み、券面最低金額を十圓に低下し、且賣出發行の方法を併用せるのみならず、郵便局所に於て賣出を媒介することとなり、發行上至大の便益を得たる等の事情ありて、同年中七百五十八萬二千五百六十圓を發行し、翌四十一年八百四十六萬一千九百圓の發行を見しが、翌四十二年に至りては金融の狀勢に應じ大券面債券の發行を行ひ、割增金附小額債券と共に總額一千萬圓を發行し四十三年二千九百九十一萬圓を、四十四年四千二百七十八萬六千圓の發行を見たるを以て、明治四十四年末に於ては現在發行高一億一千五百九十七萬七千六百圓を算するに至れり。卽ち左の如し。

年次	小券 新規發行高	小券 年末現在高	大券 新規發行高	大券 年末現在高	特殊債券 新規發行高	特殊債券 年末現在高	合計 新規發行高	合計 年末現在高
明治三六	六、〇〇〇、〇〇〇円	一九、五四七、七一〇円	—円	—円	—円	—円	六、〇〇〇、〇〇〇円	一九、五四七、七一〇円
同三七	二、〇〇〇、〇〇〇	二〇、七五五、〇三〇	—	—	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	二一、〇五五、〇三〇
同三八	—	二〇、三四〇、一一〇	—	—	三、五〇〇、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	二四、一四〇、一一〇
同三九	—	一九、八七一、七五〇	—	—	四、二五〇、〇〇〇	八、〇二七、〇〇〇	四、二五〇、〇〇〇	二七、八九八、七五〇
同四〇	五、〇八二、五六〇	二四、五〇八、八七〇	—	—	二、五〇〇、〇〇〇	九、七二四、〇〇〇	七、五八二、五六〇	三四、二三二、八七〇
同四一	四、六六一、九〇〇	二八、六二九、三七〇	—	—	三、八〇〇、〇〇〇	一一、六五三、〇〇〇	八、四六一、九〇〇	四〇、二八二、三七〇
同四二	六、〇〇〇、〇〇〇	三三、九七六、二五〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	—	一一、四八二、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	四九、四五八、二五〇
同四三	—	三三、三九三、九四〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	二九、〇〇〇、〇〇〇	四、九一〇、〇〇〇	一三、二九〇、〇〇〇	二九、九一〇、〇〇〇	七四、六八三、六四〇
同四四	一〇、五六六、〇五〇	四三、三五五、六〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇	四〇、八六九、〇〇〇	二〇、二二〇、〇〇〇	三一、七五三、〇〇〇	四二、七八六、〇五〇	一一五、九七七、六〇〇
自三七年至四四年合計	二八、三一〇、五一〇	—	四一、〇〇〇、〇〇〇	—	三九、四八〇、〇〇〇	—	一〇八、七九〇、五一〇	—

而して敍上の如く明治四十年以降借入請求の著增、債券發行額の增加に伴ひ、自然債券發行餘力に不足を來したるを以て、株金の拂込によりて貸出資源を補充し、債券發行餘力を蓄ふるの必要を生じ曩に明治三十五年九月第二回の株金拂込を爲してより久しく其の事なかりしに、明治四十年五月に至り一株に付二十圓、總額百萬圓の第三回株金拂込を爲すに至れり。然れども債券の發行は翌四十一年以降益〻急增せるを以て、爾來年々十五圓乃至二十五圓の拂込を實行し、明治四十四年二月第八回の拂込を以て遂に資本金全額拂込濟となり、同年六月資本金を倍加して二千萬圓と爲し、同時に一株五十圓總額二百五十萬圓の拂込を行へり。斯て一方に株金の拂込を行ひて資源を充實し、債券發行餘力の涵養を期せりと雖も、而も他方に於て借入請求は年々巨額の增加を見、從て債券發行高は累年增加せるを以て、發行餘力は四十一年迄稍〻完全に近き形勢なりしと雖も、四十二年以降に於ては債券發行高年々數千萬圓に達するに拘らず、拂込資本金の十倍を標準とする餘力は動もすれば不足なる觀あり、年賦貸付金及農工債券引受現在高に對する餘力に於ても尙年末に於て一千萬圓前後にして必ずしも十分なりとは言ひ得ざる狀況なりき。又此の如き債券事務の繁忙なるに從て、債券事務取

扱に關する代理店等は漸次增加の必要あり、而も貯蓄債券は券面小額にして事務煩瑣に涉るのみならず、戰時經濟界不振の時期に際したるを以て、代理店完備の必要は一層痛切なるものあり、從て明治三十六年末現在代理店數四百二店なりしもの、明治四十年末に於て四百六十四店に增加せり。然れども右貯蓄債券發行に際し全國郵便局所は其の賣出を媒介し、四十年以後は普通勸業債券に關しても亦賣出發行に當りて之を媒介することとなりたる結果、爾後代理店數は寧ろ漸減し、四十四年末に至りては四百二十八店となれり。卽ち左の如し。

年次	代理店 新設	代理店 廢止	取扱店名稱の代理店 新設	取扱店名稱の代理店 廢止	年末現在數	摘要
明治三七	四〇	一一	?	?	四三〇	前年末現在數は四〇二店、內二店は取扱店名稱の代理店とす。
同三八	二八	五	?	?	四五三	
同三九	二八	一七	?	?	四六四	廢置の計數不詳。年末現在の內取扱店名稱の代理店數二。
同四〇	?	?	?	?	四四八	同上。年末現在店數の內取扱店名稱の代理店數一。
同四一	?	?	?	?	四三二	同上。取扱店名稱の代理店なし。
同四二	?	?	?	?	四二六	同上。
同四三	?	?	?	?	四二八	同上。
同四四	?	?	?	?		

（備考）明治四十年以降の廢置狀況は不詳。

次に貸付業務の景況を見るに、曩に一言せるが如く、戰時に在りては貸出極めて不振にして、明治三十八、九年の交の如きは却て貸付金の期限前償還を見るの狀態にあり、累年新規貸付高の如きも戰前三十六年中の貸付を百とするとき、三十七年六十一、三十八年六十七にして、三十九年に至りて漸く百二十三に當るに過ぎず、遂に翌四十年上半期には貸付利率を遞減し、貸付手續を簡捗にする等貸出增加に努めしが、四十年以降金融事情の變化により同銀行の貸出は急速に增加するを見たり。而して四十二年に至りて鑑定料及調査料を低減し、遠近に拘らず之を全國平等とせるのみならず、四十三年貸付利率を低下して最高七分五厘とし、更に翌四十四年に至りて鑑定料及調査料を全廢し、以て資金需要者の便益を計りしが、而も一面日本勸業銀行法中改正により、四十三年漁業權を抵當とする水產業者貸出の途を開きたる外、產業組合·漁業組合及其の聯合會に對する無抵當貸付を爲すこととし、更に翌四十四年に至りて同行資金の貸付目的に關する制限を撤去して、從來の農·工·水產業金融機關たるの地位より一般不動產金融機關たるの地位を獲得し、新に森林組合及畜產組合等に對しても亦無抵當貸付を爲すに至りたるを以て、四十三年以降貸出大に進み、明治三十六年に比すれば四十三年の新規貸付高は六倍、四十四年の如き十倍を超ゆるに至れり。又其の年末現在高に於ても、明治三十六年末二千百七十九萬餘圓なりしもの、三十七年乃至三十九年の貸出不振時代ありしに拘らず、四十一年末に至りて二倍を超え、更に四十三年末四倍を超え、四十四年末に至りては現在高一億三千二百七十七萬餘圓を算し、正に六倍を超ゆるの盛況を示せり。今三十六年以降に於ける貸付金の狀況を表示すれば左の如し。

年次	新規貸付高	同上割合	年末現在高	同上割合
明治三六	六、二六四、一五四 円	一〇〇	二、七五五、三六四 円	一〇〇
同三七	三、八五三、九五一	六一	三、八〇八、三九七	一〇九
同三八	四、三七七、六六六	六七	二五、六三三、三〇五	一二三
同三九	七、七三五、九二一 円	一三三	二六、九八八、六五一 円	一三六
同四〇	一二、三三三、四二六	一七八	三六、七九三、七三三	一六九
同四一	一三、〇〇五、八五一	一九二	四五、七六二、四一七	二〇九
同四二	一四、四〇三、三六一	二〇七	四六、八〇三、三六一	二一三
同四三	一五、一〇三、三六一	二一七	四七、一〇三、三六一	二一七
同四四	一六、一〇三、三六一	二三一	四八、一〇三、三六一	二二一

明治四二	一七、八五六、〇八四円	二八四	五九、三五〇、八五三円	二七二	明治四四	六三、三九八、〇六五円	一、〇〇九	一三二、七七六、八八四円	六〇九
同　四三	三七、七二四、三七三	六〇〇	八八、四二三、一四七	四〇六	貸付高累計	（自三七年至四四年）一五七、九九三、三一七円	（自三〇年至四四年）一八四、四八〇、二八六円		

而して此の期間に於ける貸付業務に就き特に注目に値すべきは、明治三十四年創始に係る農工銀行代理貸付の發展にして、明治三十六年中の景況は新規貸付高二百萬圓に充たず、同年中の總貸付高に對し三割一分七厘餘に當り、其の年末現在高に於て一割五分六厘餘を示すに過ぎざりしが、爾來比年漸進的に增加し、四十年に至りて新規貸出高に於ては五割に近く、年末現在高に於て四割に近からんとし、四十四年末に至りては新規貸出高四千九十八萬餘圓にして、總額の六割四分六厘餘に當り、年末現在高は八千四百七十七萬餘圓にして、總額に對し六割三分八厘餘を占むるに至れり。即ち左表の如し。

年次	新規貸付高 總貸出高	新規貸付高 代理貸付高	新規貸付高 同上割合	年末現在高 總貸出高	年末現在高 代理貸付高	年末現在高 同上割合
明治三六	六、二八四千円	一、九九四千円	〇・三一七割	二一、七九五千円	三、四一六千円	〇・一五六割
同　三七	三、八五三	一、四七一	〇・三〇三	二三、八〇八	四、七七六	〇・二〇〇
同　三八	四、二三七	二、二一一	〇・五二一	二五、六三三	六、七三四	〇・二六二
同　三九	七、七〇三	三、七七三	〇・四八九	二九、八五八	一〇、〇五二	〇・三三六
同　四〇	一一、二一三	四、八六五	〇・四三三	三六、七九三	一四、一三八	〇・三八四
同　四一	一二、〇〇五	五、九八三	〇・四九〇	四五、七六二	一九、一〇三	〇・四一七
同　四二	一七、八五六	一一、〇三〇	〇・六一七	五九、三五〇	二八、〇二三	〇・四七二
同　四三	三七、七二四	二六、一九二	〇・六九四	八八、四二三	五一、〇二三	〇・五七七
同　四四	六三、三九八	四〇、九八三	〇・六四六	一三二、七七六	八四、七七一	〇・六三八

次に日露戰役以降の農工債券引受の景況は殆んど見るべきものなく、明治三十七年末に於て現在高十五萬餘圓なりしもの、三十九年末迄に僅少の增加ありしのみにて爾後漸減し、明治四十四年末に於ては現在高僅に二十萬餘圓を算するに過ぎざるに至れり。蓋し前記の如く農工銀行代理貸付の驚くべき增進に伴ひ、農工銀行貸付資金窮乏は自然大に緩和せられ、特殊の困難を敢てして農工債券を發行するの必要を見ざるに至りたる結果なるべし。

又同行は明治三十八年業務に附帶して委託金を受領することとせられ、四十三年に至りて右委託金受領を廢し預り金を爲し得ることとせられしが、委託金は同行營業上の餘裕金と同樣に使用するを許され、次で預り金を爲すことを許容せらるるに及びて、預り金及營業上の餘裕金は所定の有價證券の買入れ、銀行及大藏省預金部に預入るるの外、所定の擔保を徵してする手形割引又は短期貸付を爲すことを許容せらるることとなれり。左に委託金及預り金・買入有價證券・預ヶ金竝に手形割引及短期貸付等の狀況を表示すべし。

（一）委託金及預り金

年次	新規受入高	年末現在高	年次	新規受入高	年末現在高	年次	新規受入高	年末現在高
明治三八	？円	四〇九円	明治四一	一、五二〇、二三二円	一、一六六、〇九六円	明治四四	四、七七二、八一六円	一、九一四、八〇七円
同　三九	？	一四〇、九六八	同　四二	一九〇、一七六	五五五、三〇八			
同　四〇	六六八、八五八	五一、一四三	同　四三	八〇五、八六五	八五四、九二五			

（備考）一、三十八・九年の新規受入高不詳。
二、四十三年六月以降委託金現在高六八七、八八七圓は預り金の中に繰込まれたり。

（二）有價證券（國債證券）買入高

（三）預ケ金

年次	新規買入高	年末現在高	年次	新規買入高	年末現在高
明治三七	六一〇、〇〇〇円	六一〇、〇〇〇円	明治四〇	三〇〇、〇〇〇円	四五〇、三五〇円
同三八	一、〇三六、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	同四一	—	四五〇、三五〇
同三九	一、〇七一、七一〇	五四〇、七一〇	同四二	七九九、三五〇	七八〇、〇五〇

年次	新規買入高	年末現在高	年次	新規買入高	年末現在高
明治四三	五五、七二五円	七六九、六七五円	明治四四	三、八〇〇、〇〇〇円	二、四六六、八二五円
同四四	一〇一、九五〇	八六二、〇五〇	同四四	一九、七六五、〇四八	一八、九五五、七三〇

（四）手形割引高

年次	新規割引高	年末現在高
明治四三	二三七、四三八円	一六五、〇九四円
同四四	三、六九九、一一四	七九四、五六三

（五）短期貸付金

年次	新規貸付高	年末現在高
明治四四	四、二〇〇円	二、五〇〇円

第二目　大正時代の概況

第一　世界戰前及戰時

大正元年に於ける本邦金融界は、前年來緊縮の餘波を承け、歳首より警戒の姿を保ち、市中銀行の如きは春秋相次で預金利子の引上を行ひ、二月には日本銀行も亦利上を發表したり。偶〻東京市債の外資輸入と、政府公債の償還あり、加ふるに日佛銀行の成立を告げ、外資の流入を想はしめたるを以て、勢ひ事業熱頓に勃興し、資金の需要益〻增加したるも、農產物の不作、貿易の逆勢は相俱に市中の金融を引締めたり。而も他方米價の騰貴と貿易の逆調とは、產業振興必要の聲を大にし、各地農工業者の覺醒を促し、益〻資金の需要を喚起したり。斯かる趨勢は大正二年に入るも依然持續せられ、卽ち資金の需要常に多く、從て金利は絕えず高率を支へ、市場往〻急調を呈せり。二月に入り公債の償還發表せられ外債亦成立を告げしを以て、市場は幾分小康を得たりと雖も、更に政府公債募集の擧あり、前年來の計畫に係る新設若くは擴張事業は多額の資金を要し、株式の拂込頻出し、或は高利社債の募集等ありて金利徒に高く、地方產業資金の如きは到底潤澤なる能はざりしなり。而して獨り生絲貿易のみは近年稀なる活況を帶ぶるに至りしも東北地方の凶作ありて人氣頓に沮喪せしかば、翌大正三年に至りても市場は一般に不安の念に閉され、政府より公債償還の發表ありしも何等の影響を感ぜず、諸物價は漸次低落を告げ、就中米價の下落甚しくして、地方の不振を誘致せり。斯くて通貨收縮、物價低落の傾向益〻顯著となり、商工業も亦次第に不況を呈し、七月には日本銀行の利子引上を見る等、一般警戒の念漸く加はるの時に際し、偶〻塊塞兩國の事端より全歐未曾有の大禍亂を惹起するに至り、玆に大勢は

急轉して對外貿易は大打撃を蒙り、生絲を始め主なる輸出品は停滯して市價概ね崩落し、之に反し輸入杜絶の爲め工業原料缺乏して暴騰を演ずる等の事情あり、一般產業は甚しき難境に陷れり。然るに翌大正四年に入ると共に形勢漸く緩和し、回復の傾向頗る顯著となりたるのみならず、外國貿易は歐洲戰局の進展に伴ひ却て順調に向ひ、印度、濠洲方面に於ける邦貨の需要は、交戰國に對する軍需品の供給と相俟て、大に輸出貿易を增進したり。玆に於てか多年我財界に不安の念を與へたる國際貸借關係は俄然一變し、政府竝に民間の外資を償還するもの少からざりしに拘らず、在外正貨は頻に累積し、資金は之が爲めに激增して中央の金融界は遊資充滿の觀を呈し、各銀行は年內三回の預金利下を行ひ、且貸付の最低利率を規定するに至れり。此の如き金融の緩慢は、自ら各種の起債計畫を誘起し、鐵道債券三千萬圓の募集を始めとして、民間會社の社債を發行するもの頗る多く、企業界亦年末に及びて漸次其の趨勢を一變し、各種製造工業の擴張及新規計畫を來せるも、而も市場の遊資は尙ほ容易に消化せられざりき。大正五年に入るや、露國大藏省證券竝に鐵道債券の發行あり、漸次金融引締の狀態を示せることありしも、貿易出超の勢は益〻著しく、貿易外收入亦未曾有の巨額に達せしを以て外債償還の爲め年初に於て一時減退せる本邦正貨は、四月以降再び急速なる增加を告げ、資金集積して止まる所なく、日本銀行は四月及七月の二回に亙り金利の引下を行へり。されば資金を內外證券に投ずるもの漸く增加し、在外公債の買戻し、外國證券投資等の新現象を見るに至りしが、秋季に入ると共に我經濟界は漸次其の狀勢を一變し、物價は騰貴し、商取引は繁忙に赴き、景氣振興の傾向著しきものあり、他方第二回露國大藏省證券、東京市債、五分利國庫債券等の發行を始とし、資金の需要頗る旺盛を極めたり。次で英國國庫債券一億圓の內地發行、年末資金の移動等あり、金融漸く繁忙を告ぐるに至れり。其の後大正六、七兩年も亦大勢に何等異る所なく、我國際貸借は引續き順調にして、正貨の增殖亦急激に行はれ、金融市場は益〻資力充實の觀を呈せり。此の間大正六年秋には露國國情の渾沌たるに加へ、米國の鐵、金の輸出禁止あり、內には物價調節、船舶管理等のこと行はれ、綿絲相場亦反動的暴落を來すに及び、經濟界は俄然變調を示し、正金輸入の杜絶は、外國爲替資金の疏通困難、輸出貿易上の不便、生絲の前途不安、株式市場の不振等を招來し、又大正七年には內外の情勢益〻多事を加へ、就中露獨の單獨媾和は、露國方面に對する危惧を深からしめ、北米合衆國の輸入制限は、本邦貿易の前途に一の暗影を投じ、內に於ては米穀を始め各種物價の昂騰急激にして、大に人心の不安を抱き、一時全國各地に騷擾を惹起したるが如きこと等ありしも、諸產業は概ね繁榮を持續したりき。

今此の期間に於ける日本勸業銀行營業の概況を見るに、既述の如く同行に對する貸付の申込は、明治四十年以降年々著しく增加し、同行に於ては四十四年第一回の增資を斷行して、債券發行の餘力を蓄ふる等、極力資金吸收の方法を講じ、以て貸付請求に應ずることに努めたるが、此の如き趨勢は、大正時代に入りても益〻甚しく、殊に地方產業開發の必要聲を大にして叫ばるるに及び、其の資金を同行に需むるもの愈〻多きを加へたり。他方勸業銀行に於ては、大正元年貸付金の期限前償還の際借主よりの徵收すべき手數料を、償還金の百分の二より百分の一に低下して借主の便宜を計り、又勸業銀行法の改正に伴ひ、大正三年三月以降は輕便鐵道財團を不動產と看做し、該事業に對しても資金を融通し得ることとなり、同四年六月には更に畜產組合に對し無抵當貸付を爲すこととなれり。斯くて貸付範圍の擴張せらるるに伴ひ、勸業銀行に對する資金の需要は膨脹の一途を辿るのみなりしかば、同行に於ては第一回の增資後僅に三年にして大正三年七月更に第二回の增資を斷行して、四千萬圓の公稱

資本金を擁することとなれり。而して第一回新株に對しては、明治四十五年四月第二回、同年八月第三回、翌二年四月第四回、同年十月第五回、同三年三月第六回、同年五月第七回と連續拂込を徴し、第二回新株又既に同年十月一株に付五十圓の第一回拂込を完了し、以て大に債券の發行餘力を擴張せり。既にして大正三年世界大戰勃發し、當初本邦財界は痛烈なる打擊を蒙り、金融の疏通、產業の維持救濟等の聲大に昂まり、政府に於ては夫々畫策する所ありしが、特に輸出品製造業者維持の爲め、勸業銀行に資金を供給したるを以て、同行に於ては之が貸出に努むると共に、政府の方針に順應し、募債の困難を冒して鋭意資金の蒐集に努め、以て借入申込に應じたり。然るに一時混亂したる本邦財界は其の後に至り俄然好轉して、正貨は流入し、資金は横溢して金利著しく低落するに至りしを以て、玆に勸業銀行の業務は意外なる影響を蒙れり。即ち金融著しく緩慢となるに伴ひ、貸付金の期限前償還を爲すもの漸く增加し、此の如き傾向は大正五年に入りて益〻甚しく、貸付金の償還高は遂に新規貸付高を凌駕するに至れり。尤も右の如きは畢竟一時の現象にして、翌大正六年に於ける貸付高は再び償還高を超過せり。而して財界の狀勢は既述の如くなりしを以て、勸業債券の發行は必ずしも成績良好ならず、明治四十四年の發行高四千二百七十八萬餘圓に對し、大正元年は三千八十四萬圓、同二年は二千二百七十六萬圓と漸次減少し、同四年に於て三千三百九十五萬圓に增加したるも、同五年には一千三百四十八萬餘圓に激減したり。然れども其の後經濟界の活況を呈すると共に、同行の債券發行高も漸次膨脹し、大正七年末に於ける發行現在高は、實に二億三千百五十一萬八千七百七十圓を算し、明治四十四年末の現在高に比し殆ど倍加の景況を示せり。即ち左表の如し。

年次	小券 新規發行高	小券 年末現在高	大券 新規發行高	大券 年末現在高	特殊債券 新規發行高	特殊債券 年末現在高	合計 新規發行高	合計 年末現在高
明治四四	一〇、五六六、〇五〇円	四三、三五五、六〇〇円	一三、〇〇〇、〇〇〇円	四〇、八六九、〇〇〇円	二〇、二二〇、〇〇〇円	三一、七五三、〇〇〇円	四二、七八六、〇五〇円	一一五、九七七、六〇〇円
大正元	一四、〇〇〇、〇〇〇	五六、六九七、三七〇	五、〇〇〇、〇〇〇	四五、六六三、〇〇〇	一一、八四〇、〇〇〇	三九、三〇三、〇〇〇	三〇、八四〇、〇〇〇	一四一、六六三、三七〇
同二	九、七六〇、〇〇〇	六五、六五七、五〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	四八、二五七、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	四五、五五七、〇〇〇	二三、七六〇、〇〇〇	一五九、四七一、五〇〇
同三	一〇、八〇〇、〇〇〇	七五、一九四、六七〇	四、七〇〇、〇〇〇	五一、二二三、四〇〇	六、九六〇、〇〇〇	五一、〇六一、〇〇〇	二二、四六〇、〇〇〇	一七七、四七九、〇七〇
同四	八、〇〇〇、〇〇〇	八二、一〇〇、六五〇	二五、九五〇、〇〇〇	七六、七七三、五〇〇	—	四四、〇四一、〇〇〇	三三、九五〇、〇〇〇	二〇二、九一五、一五〇
同五	八、〇六二、二〇〇	八九、〇四八、五八〇	—	七四、七四二、一〇〇	五、四二〇、〇〇〇	四七、〇四七、〇〇〇	一三、四八二、二〇〇	二一〇、八三二、六八〇
同六	一三、九三七、八〇〇	一〇〇、八二六、九七〇	—	五六、〇九五、七〇〇	九、四八〇、〇〇〇	五三、六九七、〇〇〇	二二、四一七、八〇〇	二一〇、六一九、六七〇
同七	二六、〇〇〇、〇〇〇	一二五、五九七、四七〇	—	四一、一三四、三〇〇	一三、九五〇、〇〇〇	六四、七八七、〇〇〇	三九、九五〇、〇〇〇	二三一、五一八、七七〇
合計	一〇〇、一二六、〇五〇	—	五二、六五〇、〇〇〇	—	七五、八七〇、〇〇〇	—	二二八、六四六、〇五〇	—

即ち勸業債券發行高は、明治四十四年に比して、累年の發行高に減退を示したるも、年末に於ける發行現在高は却て漸增の傾向に在りたるものにして、同行に於ては既述の如く拂込資本金の增加を圖り、以て債券の發行餘力を擴張して之に對處したるものとす。而して此等の債券發行事務に關する代理店は、明治三十七年以降貯蓄債券の發行せらるるに及び、急激に其の數を增加したるも、其の後全國郵便局所に於て債券の賣出を媒介するに至りたるのみならず、明治四十五年五月に至るや、遞信省令第二十六號を以て郵便振替貯金に依る債券募集、元利金支拂竝に貸付事務特別取扱規則及同取扱規程の制定せられ、郵便局に於て募債の外小額債券元利割增金等の支拂事務をも併せ取扱ふこととなりしを以て、代理店は依然として漸減の傾向を持續したり。本期間に於ける代理店廢置の事情は詳かならざるを以て、單に各年末の總數を示さんに、明治四十四年末四百二十八店、大正元年末四百二

十二店、同二年末三百九十四店、同三年末三百四十七店、同四年及五年末三百四十九店、同六年末三百五十三店、同七年末三百六十四店なりとす。

飜て本期間に於ける勸業銀行貸付の狀況を窺ふに、明治四十四年の新規貸付高は六千三百餘萬圓に達したるも、之を最高として爾後は漸減の傾向を辿り、卽ち明治四十四年の貸付高を百として、其の後の景況を見るに、大正元年六十四、同二年七十、同三年は實に五十一となり、殆ど二分の一を占むるに過ぎず。次で翌四年には七十一に迄增加したるも、五年には再び五十となり、其の後は戰時の企業勃興に會し、大正六年には七十一、翌七年には九十三となり、漸く明治四十四年の貸付高に接近するに至れり。從て年末現在高の如きも往日の比に非ずして、明治三十六年末の現在高百に對し、同四十四年末の現在高は六百九の高率を示したるに反し、其の後に於ては四十四年の百に對して未だ倍加するにも至らず、卽ち大正七年の百七十八を以て最高と爲すに過ぎざるなり。右は既述の如く戰時貸付不振の結果に由る所にして、大正五年の如きは、新規貸付高三千二百餘萬圓に對し、償還高は實に三千五百萬圓に達するの狀態なりき。試に本期間の貸付狀況を表示せんに左の如し。

年次	新規貸付高	同上割合	年末現在高	同上割合
明治四四	六三、三九八、〇六五円	一〇〇	一三二、七七六、八八四円	一〇〇
大正元	四〇、九六四、六四四	六四	一五八、二九六、四九五	一一九
同二	四四、六三四、〇五三	七〇	一八六、七六九、二〇五	一四〇
同三	三二、八三七、〇三七	五一	二〇三、三二五、〇一六	一五三
同四	四五、〇一六、七七六	七一	二二四、六八三、六一五	一六九

年次	新規貸付高	同上割合	年末現在高	同上割合
大正五	三二、一三一、〇〇一円	五〇	二二一、七九六、七九四円	一六七
同六	四五、五二一、五〇九	七一	二二三、七六八、六八八	一六八
同七	六〇、五八七、二四四	九三	二三六、六七二、五四九	一七八
貸付高累計	（自大正元年至同七年）三〇一、六九二、二六四円		（自明治三〇年至大正七年）四八六、一七二、五五三円	

尙ほ本期間中に於ても、大正六年に至る迄は前期同樣代理貸付頗る旺盛にして、總貸付高の六割乃至七割は代理貸付の占むる所なりしが、爾後同行に於ては漸次直接貸付に意を拂ふこととなりしを以て、大正六年以降の新規貸付に於ては著しく代理貸付の減少を示し、卽ち同年の代理貸付は總貸付高の二割八分、翌七年に於ては同じく二割三分を占むるに過ぎざることとなれり。之を表示すれば左の如し。

年次	新規貸付高			年末現在高		
	總貸出高	代理貸付高	同上割合	總貸出高	代理貸付高	同上割合
明治四四	六三、三九八千円	四〇、九八三千円	〇・六四六	一三二、七七六千円	八四、七七一千円	〇・六三八
大正元	四〇、九六四	二六、六六三	〇・六五〇	一五八、二九六	一〇一、九三八	〇・六四三
同二	四四、六三四	二八、九九六	〇・六四九	一八六、七六九	一二〇、四八八	〇・六四五
同三	三二、八三七	二三、四五八	〇・七一四	二〇三、三二五	一三二、八一九	〇・六五三
同四	四五、〇一六	三一、一三〇	〇・六九一	二二四、六八三	一四八、七七三	〇・六六二
同五	三二、一三一	一六、二八六	〇・五〇六	二二一、七九六	一四二、六九四	〇・六四五
同六	四五、五二一	一二、八九五	〇・二八三	二二三、七六八	一二八、七八四	〇・五七五
同七	六〇、五八七	一四、一四八	〇・二三三	二三六、六七二	一一五、八六四	〇・四八九

勸業銀行引受の農工債券に就ては、日露戰役後漸減の傾向に在り、其の成績見るべきものなかりしが、大正七年に至るや俄然增加し、同年の新規引受高は一千五百六十四萬九千餘圓に達し、又預り金は定期・當座・特別當座・別段及通知諸預金とも次第に增加し、明治四十四年の新規預り高四百七十七萬餘圓、年末現在高百九十一萬餘圓なりしもの、大正七年には新規預り高三千六百七十五萬餘圓、年末現在高一千百七十四萬餘圓となれり。預ヶ金は銀行預入金・大藏省預金部預入金共に別表の如き增加を示し、更に手形割引は當初大藏大臣の認可を受けたる有價證券又は農產物・水產物・工業製造品等を擔

保として行はるべきものなりしが、大正六年七月以降は、産業組合又は其の聯合會に對しては無擔保割引を爲し得ることとなり、割引高は比年一千萬圓を超過するに至りしが、右手形割引と同時に開始せられたる短期貸付は、連年其の成績見るべきものなく、殊に大正六・七年の如きは遂にその現在高を示さざるに至れり。以下此等諸營業の參考表を掲示すべし。

（一）引受農工債券

年次	新規引受高	年末現在高	年次	新規引受高	年末現在高	年次	新規引受高	年末現在高
明治四四	一二〇、〇〇〇円	二〇二、〇〇三円	大正三	二〇、〇〇〇円	三一五、七八七円	大正六	五〇、〇〇〇円	三八八、九六三円
大正元	九〇、〇〇〇	二六九、三六三	同四	二四四、五〇〇	五二六、一九九	同七	一五、六四九、三〇〇	一五、九八八、三八〇
同二	五〇、〇〇〇	三一二、五九三	同五	—	四六八、三八四			

（二）預り金

年次	新規受入高	年末現在高	年次	新規受入高	年末現在高	年次	新規受入高	年末現在高
明治四四	四、七七二、八一六円	一、九一四、八〇七円	大正三	一五、四九九、七九〇円	四、一八二、四九八円	大正六	二五、五四四、三四一円	八、三九〇、八四三円
大正元	四、二〇一、六九七	一、四七九、七三二	同四	一七、二二〇、一六二	五、三三六、二〇五	同七	三六、七五七、八三四	一一、七四九、五〇六
同二	九、〇二八、八〇三	四、〇四八、九九九	同五	二〇、五一七、一四三	六、六〇二、八五二			

（三）預ヶ金

年次	銀行預入高 新規預入高	銀行預入高 年末現在高	大藏省預金部預入高 新規預入高	大藏省預金部預入高 年末現在高	年次	銀行預入高 新規預入高	銀行預入高 年末現在高	大藏省預金部預入高 新規預入高	大藏省預金部預入高 年末現在高
明治四四	七六、四三一、一六〇円	三、二三三、二八〇円	—円	一八、六一二、七六〇円	大正二	七三、一九六、一九三円	二、七二一、二三一円	六、〇〇〇、〇〇〇円	一七、九四四、六六五円
大正元	六七、二二三、四九八	四、七三一、七一七	三、五〇〇、〇〇五	一八、二二三、〇三五	同三	八五、二四五、九二五	三、八九二、九六二	五、〇〇〇、〇〇〇	二二、二六五、八三〇
同四	一〇三、四五三、六一一	九、一三七、〇三五	六、六四〇、〇〇〇	二〇、九三六、九八〇	同六	一三八、五三一、五〇〇	一四、四二四、六一九	六、三八二、〇六九	一五、六八〇、三三五
同五	一一一、一八五、九五四	一一、〇五七、九八三	五、五二一、六〇三	二〇、〇二八、五九五	同七	一八七、一三六、〇九三	一三、九二五、八八三	—	一五、一五一、七六五

（四）手形割引高

年次	新規割引高	年末現在高	年次	新規割引高	年末現在高	年次	新規割引高	年末現在高
明治四四	三、六九九、一一四円	七九四、五六三円	大正三	一〇、七六一、九八九円	一、七一二、三四九円	大正六	一六、三九五、三〇五円	三、二二八、一一〇円
大正元	四、三四五、二四一	一、〇二五、九九六	同四	七、〇三四、七七七	二、八二四、〇〇六	同七	一四、四八四、五二二	三、一五七、四〇〇
同二	九、〇三六、四八七	一、六三五、四五〇	同五	一七、五三八、五五六	五、三四三、一〇五			

（五）短期貸付金

年次	新規貸付高	年末現在高	年次	新規貸付高	年末現在高	年次	新規貸付高	年末現在高
明治四四	四、二〇〇円	二、五〇〇円	大正三	四、五六〇円	二、一八〇円	大正六	—円	—円
大正元	二、五〇〇	二、五〇〇	同四	三三、〇〇〇	三、〇〇〇	同七	—	—
同二	四、八八〇	二、三八〇	同五	三、〇〇〇	—			

第二　世界戰後

大正七年十一月世界大戰の休戰となるや、久しく戰時の變態に慣れ、且つ歐洲各國及南洋方面に對する輸出激增の爲め、殷賑を極めたる本邦經濟界は、大正八年春來漸次に衰調を現はし、而も交戰各國の輸出制限の緩和せらるるに及び、輸入は俄に增加して、玆に貿易狀態は一變して輸入超過となり、一時物價の崩落を招來したるも、平和會議の順調に進捗するに從ひ人氣平穩に歸し、諸業再び活況を呈し、物價は益〻騰貴し、勞銀及諸給與の引上頻に行はれたり。されば大正八年に於ては、一般商工資金の

需要極めて旺盛にして、巨額の公債・社債の發行せらるるもの尠からざりき。日本銀行は十月・十一月の兩度金利の引上を行ひ、以て企業の濫設を警めたるも、大勢は依然として動かず、殊に米價は空前の昂騰を示し、蠶繭・蠶絲の市價亦未曾有の高値を唱へたるを以て、農家所得の激增となり、從て耕地の價格大に騰貴したり。然れども諸物價騰貴の爲め農家の支出亦膨脹したるのみならず、資力餘裕ある に從ひ、株式投資盛に行はれ、諸種の投機又流行して、農村の資金は漸く都會に向て散逸せんとするの傾向を呈したり。然るに翌九年に入るや、三月早くも株式市場暴落を演じ、其の影響は直に米・生絲綿絲布等の市場に波及し、遂に一般の恐怖狀態を惹起せり。此の如き狀勢は其の後久しきに亙り繼續したる所にして、米價は低落して止まる所を知らず、耕地價格の如きも、大正九年には前年に比して既に二割の低落を見たり。されば不動產を抵當とする金融頗る繁忙を告げしが、大正十年には貿易の逆勢益〻加はり、內地のみにて約三億六千萬圓の輸入超過ありしのみならず、同年春來發行せられたる公債は約七億二千萬圓に達し、地方公共團體竝に民間諸會社も亦約三億二千五百萬圓の債券を發行したるを以て、一般に遊資の減退を招き、金融市場は警戒を緩め前途引締の模樣を呈せり。而して地方農村に於ては、數年來膨脹せる收支の均衡を維持すること困難にして、漸次經濟の窮乏を來して耕地の賣買旺に行はれ、之を抵當とする資金の需要愈〻多く、又工業會社に在りては金融上の整理を要するもの多く、工場財團抵當を以て長期の融通を受けんとするもの尠からざりき。大正十一年も亦概ね右と同樣の狀勢にあり、大正十二年亦經濟界は大勢に於て依然不振の域を脫せざりしが、同年九月一日には未曾有の殃禍關東地方を襲ひ、激震劫火相次で起り、東京・橫濱の大半は全く灰燼に歸し、國富の滅失せるもの無慮數十億圓に上れり。一面地方に於ては、我國主要農產物たる米麥等の收穫は減退し、加ふるに其の相場は比較的低廉なりしかば、農家の收益は極めて僅少にして、各地の小作爭議と相俟つて地方の繁榮を阻碍せること少からざりしのみならず、罹災地方に於ける一般の支拂は延期せられ、且つ資金は東京に回收せられたるが爲め、地方銀行は大に警戒を加へ、貸付を極度に縮小せしかば、金融は一時非常に逼迫したり。事情斯くの如くなりしを以て、本邦都鄙金融の大勢は益〻長期資金の逼迫を馴致したるが、大正十三・十四・十五の各年に於ても大勢に重大なる變化はなかりき。

今此の期間に於ける勸業銀行營業の大要を見るに、銀行の基礎は愈〻鞏固となり、戰時好況時代には同行に對する資金の需要は、未だ充分なる增加を見ざりしが、大正九年三月の株式暴落を端緒としてさしも隆盛を極めたる我財界も、遂に深刻なる反動の襲ふ所となり、其の波及する所は獨り金融界・商工界のみに止まらず、地方農村にも亦甚しき打擊を與へ、農村振興の叫は普く全國に瀰漫するに至れり。されば勸業銀行に對する資金の需要は年と共に增加したるが、就中大正十二年の如き、初頭偶〻獨佛の葛藤は一部の思惑を刺戟し、取引に活氣を添へて變態的景氣を招來し、資金の需要を促し、且各種の募債計畫一時に起りて未曾有の計數を示せるを以て、都鄙の金融益〻逼迫し、都市と地方との別なく不動產に依て金融の疏通を圖らんと欲するもの續出し、又普通銀行に於ても其の所有せる不動產を資金化せんとして、大口の借入申込を爲すもの續出したり。茲に於てか大正十二年上半期に於ては勸業銀行に對する借入申込高は實に二億圓てふ空前の巨額を示せり。其の後大正十三年の如きも依然として勸業銀行に對する借入の申込多く、同行に於ては經濟界の大勢に順應して農工業の根本を培ふことに努め、同年前半には申込口數の六割二分、申込金額の四割二分を貸付け、其の後半には申込口數の七割二分、申込金額の四割一分を貸付けたり。翌大正十五年に於ける上半期の借入申込は

前年來より繰越したるものを合して實に一萬五千九百四十六口、一億四千四百十九萬圓に達し、之に對する貸付は一萬一千五百二十二口、六千三百萬圓にして、申込口數の七割二分、同金額の四割四分たり。又同年下半期の借入申込は、前期よりの繰越を合せ一萬八千十六口、金額一億三千三百四萬餘圓に達し、之に對する貸付は一萬二百五十口、五千四百六十四萬圓にして、卽ち申込口數の五割七分、同金額の四割一分の貸出を實行したり。而して同行に於ては、此の如き貸付の膨脹に對し、專ら資金の蒐集に努め、以て其の遺憾なきを期したるが、今本期間に於ける勸業債券の發行狀況を見るに、大正九年以降本邦經濟界益〻不振に陷るや、一般の警戒深刻を加ふるに至りしが、政府は巨額の公債を續發したるを以て、資金は多く此の方面に流入して一般金融は著しく硬化し、從て戰時以來の變態的現象は玆に全く一變し、勸業銀行貸付金の期限前償還は其の跡を絕ち、一時閑散を極めたる同行の抵當貸付は俄に繁忙を極むるに至れり。玆に於てか勸業銀行は資金の蒐集に努めたるも、募債は漸次困難となり、大正九年三月には割增金一箇の金額を三千圓に引上げ、以て一千二百萬圓を發行し、引續き同年六月同額を發行したるも、全額の賣上を見るに至らず、更に九月·十一月に各一千萬圓を發行したるも、之又全部消化し得ざる狀態なりき。然れども同行に於ては努めて資金の蒐集を圖り、貸付請求に應ずることと爲したる爲め、債券の發行高は比年五千萬圓乃至七千六百萬圓に達し、特に大正十三年の如きは一億五千餘萬圓の發行を見たり。而して此等の發行債券中には、大藏省預金部の引受に係る特殊債券頗る多く、其の高は大正七年に於て一千三百九十五萬圓なりしもの、爾後累年增加して大正十四年の如きは將に五千萬圓に垂んとするに至れり。此の如きは一般市場に於ける募債の困難なり し事情に基くものなりと云ふべし。尙ほ大券は大正四年以來暫く公募せざりしが、後述する如く小

券資金の貸付先に制限を受くることとなりたる結果、市街地不動產各種財團に供給する資金は、總て之を大券に仰がざるべからざるに至りしを以て、大正十年以降再び之を發行することとせり。又同年勸農兩銀行の合併に關する法律の制定せらるるに及び、漸次合併の進捗すると共に、合併繼承の債券も相當額に上りたるが、此等の點に關しては別に記述する所あるべし。今本期に於ける勸業債券の發行狀況を示せば左の如し。

年次	小券		大券		特殊債券		合計	
	發行高	年末現在高	發行高	年末現在高	發行高	年末現在高	發行高	年末現在高
	円	円	円	円	円	円	円	円
大正七	二六、〇〇〇、〇〇〇	二三五、五九七、四七〇	—	—	三九、九五〇、〇〇〇	六四、七七〇、〇〇〇	二三二、五八七、四七〇	
同八	三三、三四四、六九〇	一五七、五〇五、二四〇	—	—	五一、八〇四、六九〇	八〇、六七七、〇〇〇	二七七、五六三、九三〇	
同九	三八、七六五、三一〇	一九四、三六一、三五〇	—	—	五七、五五五、三一〇	九六、四六七、〇〇〇	三三五、三八三、六五〇	
同一〇	一四、七一〇、〇〇〇	二〇七、〇九九、四六〇	二五、〇〇〇、〇〇〇（六、四〇六、三五〇）	二五、〇〇〇、〇〇〇（六、四〇六、三五〇）	六一、五七〇、〇〇〇	一一四、七四四、〇〇〇	三〇一、三八七、四六〇（三〇、一八〇、三五〇）	
同一一	三三、八〇〇、〇〇〇	二三六、三五九、六一〇	三七、五〇〇、〇〇〇（九、六八七、五〇〇）	三七、五〇〇、〇〇〇（九、六八七、五〇〇）	七六、九三〇、〇〇〇	一三六、二四四、〇〇〇	四五二、八九九、六一〇（三八、〇九〇、二九〇）	
同一二	二二、二五三、〇〇〇	二五八、九四四、二四〇	三三、八〇〇、〇〇〇（三、三八〇、九〇〇）	三三、八〇〇、〇〇〇（三、三八〇、九〇〇）	一四一、九二四、〇〇〇	一四一、九二四、〇〇〇	二一六、九四四、二四〇（一八、〇四五、二〇〇）	
同一三	八〇、一〇〇、〇〇〇	二四三、三一七、七一〇	二、九三〇、〇〇〇	二、九三〇、〇〇〇	一八四、三一五、〇〇〇	一八四、三一五、〇〇〇	二八八、三五〇、七一〇（二四、〇二九、二九〇）	
同一四	—	二四〇、一四七、三一〇	二七、五〇〇、〇〇〇	二七、五〇〇、〇〇〇	二三三、四一三、〇〇〇	二三三、四一三、〇〇〇	二六五、九四四、三一〇（二二、一二〇、二九〇）	
同一五	—	二三七、二五〇、二一〇	一九、八六〇、〇〇〇	一九、八六〇、〇〇〇	二四一、二五五、〇〇〇	二四一、二五五、〇〇〇	二六八、〇九七、二一〇（二二、三四五、二九〇）	
合計	三八、八三二、〇〇〇	—	一二五、五九〇、〇〇〇	—	六三、五六〇、〇〇〇	—	二二七、三八二、〇〇〇	—

（備考）大券の欄中括弧內の數字は農工銀行の合併に因る繼承債券高にして外書とす。

尙ほ玆に一言せざるべからざるは、復興貯蓄債券の發行之なり。本債券は大正十二年九月一日の震災地に於ける經濟的復興幷に地方產業の振興を圖らんが爲め、一般國民の勤儉貯蓄を奬勵し、又復

興事業の進行に伴つて撒布せらるべき資金の浪費を戒め、極めて零細なる資金をも收拾して、一面復興事業の達成に資し、他面地方産業振興の資源に充て、以て災後の經營に資せんとするものにして、大正十三年七月の公布に係る復興貯蓄債券法に依て實行せられ、其の發行を勸業銀行に取扱はしめたるものなり。從て本債券が勸業債券と全然其の本質を異にすべきは、茲に說述の要なき所とす。

勸業債券發行の累增は、勢ひ拂込資本金の增加を必要とする所なるが、勸業銀行に於ては大正三年十月第二新株第一回の拂込を受けたる後久しく其の事なかりしを以て、大正八年以後相尋で右新株の拂込を徵收したり。卽ち同年一月第二回を、十一月第三回を各二十五圓宛徵收し、翌九年第四回、更に同十年第五回として各二十五圓宛徵收し、以て債券發行餘力を擴張したるが、同年四月日本勸業銀行法の改正に依りて株式一株の金額は二百圓より五十圓に改められ、且つ勸農兩銀行の合併に關する法律制定せられ、逐次合併の進捗すると共に、勸業銀行の資本金は屢次其の額を增加することとなり、大正十二年五月に至り公稱資本金は旣に六千百八十三萬四千七百五十圓に達せり。而も同行に於ては更に增資の必要を認め、同月の臨時株主總會に於て右の公稱資本金を九千四百萬圓に增加し株式百二十三萬六千六百九十五株を百八十八萬株に改むることを議決し、七月一日早くも增資新株の引受全部確定し、其の拂込を完了したり。加之より鬱大正九年七月日本勸業銀行法の改正に依り、勸業債券の發行限度を拂込資本金の十倍より十五倍に、又其の超過制限を年賦償還貸付金總高、定期償還貸付金總高及其の引受たる農工債券・北海道拓殖債券・朝鮮殖產債券現在高迄擴張せられたるを以て、勸業銀行の債券發行餘力は從來に比し著しく擴大せられたるものとす。

尙ほ明治四十年以降の約十箇年間は、代理貸付の最も旺盛を極めたる時代にして、勸業銀行の發達史上代理貸付時代を以て呼ばるる所なるが、世界大戰後は之に反し農工銀行の合併に依る支店の開設せらるるもの漸く多く、卽ち此等の支店を通じて行はるる直接貸付の次第に旺盛となりたる時代にして、從て債券業務に關しても之が委託代理店の數は漸次減少し、大正七年に於て三百六十四箇所を數へたる代理店は、爾後連年其の數を減じ、大正十五年末には二百七十九店を殘すのみとなれり。

勸業銀行は旣述の如く拂込資本金の增加、發行制限の擴張等に依り、巨額の勸業債券を發行し得ることとなり、其の實際發行額も亦比年增加したるが、他方此等の資金を以てする貸付業務も亦著しく擴張せられたり。卽ち無抵當貸付に於ては大正十二年三月住宅組合に、同十五年一月には水產組合に對し、各一般公共團體に準じて貸付を行ふに決し、十五年三月には農林省助成規則に基く共同繭倉庫・共同乾繭裝置に對する貸出を開始し、漁業組合に對しても亦產業組合同樣手形割引・當座貸越の便宜を圖り、同年四月には重要輸出品工業組合・土地區劃整理組合に對する貸付をも行ふこととなり、抵當貸付に於ては、十四年八月漁業權・漁船等を基本として、之に附屬せる物件を加へて組成せる漁業財團を抵當として貸付を行ふこととなりしが如し。此の他大正九年十二月には產業組合を通じて自作農貸出の途を拓き、同十年四月には法律の改正に依りて公共團體に對しても短期貸付を爲し得ることとなれり。今貸付狀況を實際に就て見るに、大正七年に於ける其の高六千五十八萬餘圓を百とするときは、別表の如く大正八年百三十八、九年百三十一、十年百六十五、十一年百七十五となり、十二・十三・十四年の三箇年は、何れも二倍以上に增加し、年末現在高に於ては大正七年の百に對し、同十五年は三百二十に達せり。他方同行に於ては時勢の進運と業務の伸展とに伴ひ、取引者の便宜を圖り、貸付手續等に改善を加へたること少しとせず。唯支店の開設に伴ふ直接貸付の漸增、代理貸付の漸減は

本期間の顯著なる現象にして、大正七年既に總貸出高の二割三分餘を占むるに過ぎざりし代理貸付は、同十五年に於ては更に減少して僅に九分餘となり、年末現在高亦前者の四割八分餘より、後者の一割五分餘に激減したり。今本期に於ける貸付高及代理貸付高を示せば左の如し。

（一）貸付高（括弧内は外書にして農工銀行繼承高を示す）

年次	新規貸付高	同上割合	年末現在高	同上割合	年次	新規貸付高	同上割合	年末現在高	同上割合
大正七	六〇、五八七、二四四円	一〇〇	二三六、六七二、五四九円	一〇〇	大正一二	一四六、六五〇、三八九円（九、〇八五、五一〇）	二四二	六一九、二八四、四七三円	二六一
同八	八四、五五四、七二三	一三八	二七八、八六四、六六三	一一七	同一三	一四三、五三八、四七六	二三六	六九三、四五四、九九九	二九三
同九	七九、八八五、九二七	一三一	三二八、一三九、五二一	一三八	同一四	一三七、六二四、四六六	二二七	七四五、五七三、一五五	三一五
同一〇	一〇〇、〇〇九、七〇四（一七、七〇七、〇二七）	一六五	四〇七、二四八、七〇一	一七二	同一五	一一七、七七二、三三四	一九四	七五九、二四一、〇八七	三二〇
同一一	一〇六、〇八一、九〇七（五六、九四二、六八九）	一七五	五二四、九九三、五九一	二二一					

（二）代理貸付高

年次	新規貸付高 總貸出高	新規貸付高 代理貸付高	新規貸付高 同上割合	年末現在高 總貸出高	年末現在高 代理貸付高	年末現在高 同上割合
大正七	六〇、五八七千円	一四、一四八千円	〇・二三三	二三六、六七二千円	一一五、八六四千円	〇・四八九
同八	八四、五五四	二一、三一八	〇・二四七	二七八、八六四	一一二、六二六	〇・四〇三
同九	七九、八八五	二二、九六九	〇・二八七	三二八、一三九	一一九、八九二	〇・三六五
同一〇	一〇〇、〇〇九	二七、四八六	〇・二七四	四〇七、二四八	一一四、四三七	〇・二八一
同一一	一〇六、〇八一	一五、五六五	〇・一四六	五二四、九九三	九五、九四六	〇・一八二
同一二	一四六、六五〇	二八、一一〇	〇・一九一	六一九、二八四	一〇九、九五一	〇・一七七
同一三	一四三、五三八	一九、四〇八	〇・一三五	六九三、四五四	一一七、〇九八	〇・一六八
同一四	一三七、六二四	一五、六三四	〇・一一三	七四五、五七三	一一七、八五三	〇・一五八
同一五	一一七、七七二	一〇、九七二	〇・〇九三	七五九、二四一	一一四、一五九	〇・一五〇

次に貸付業務以外の諸業務に就て見るに、農工債券の引受は、大正七年に於て新規引受一千五百六十四萬餘圓に及び、翌八年に於ても一千七十四萬餘圓に達したるが、其の後大正十五年に至る迄頗る低調を持續し、殊に大正十年には五十七萬餘圓となり、翌十一年には更に二十八萬餘圓に迄減少したり。然れども大正九年八月法律の改正に依りて、勸業銀行は農工債券の外に北海道拓殖債券及朝鮮殖産債券の兩者を引受くることとなり、前者は大正十四年より、後者は大正九年より實際に引受くるに至りしを以て、農工債券に此等の兩債券を加ふるときは、其の總額に於て必ずしも僅少ならざりしなり。又預り金は大正七年に於て新規預り高三千六百七十五萬餘圓、年末現在高一千百七十四萬餘圓なりしも、其の後累年增加して、大正十五年には新規預り高一億八千五百三十一萬餘圓、年末現在高五千九百八萬餘圓となり、前後八箇年の間に兩者共五倍餘の增加を示せり。預ヶ金は銀行預入金に於て大正七年の新規預入高一億八千七百十三萬餘圓、年末現在高一千三百九十二萬餘圓なりしが、大正十五年に至るや前者は五億五千三百八十萬餘圓、後者は二千七百五十一萬餘圓に夫々增加し、大藏省預金部預入金は大正七年の年末現在高一千五百十五萬餘圓に對し、其の後久しく新規預入のことなく、從て年々減少したるが、大正十三年以後千七百乃至二千七百萬圓の新規預入行はれ、大正十五年末に於ける年末現在高は六千百六十六萬餘圓となれり。更に手形割引は大正七年の割引高一千四百四十八萬餘圓、年末現在高三百十五萬餘圓なりしに、爾後逐年增加し、大正十五年の割引高一億九百五十七萬餘圓、年末現在高二千百十六萬餘圓に激增したり。此の間大正十五年三月以降、新に重要輸

出品工業組合、漁業組合又は此等の聯合會に對する無擔保倒引を認むるに至りしは、前に一言したる所の如し。

月法律の改正に依りて公共團體に對する貸付は大正七年乃至九年にに亙り、貸績の述べざるも、耐後此等に對する相當の貸付を見るに至りしものとす。

なり、銀行の存在せざる府縣に於て、十人以上の農工漁業者に對する無擔保倒引を認むる

(二)　各種債券引受高

年次	農工債券 新規引受高	農工債券 年末現在高	北海道拓殖債券 新規引受高	北海道拓殖債券 年末現在高	朝鮮殖産債券 新規引受高	朝鮮殖産債券 年末現在高	合計 新規引受高	合計 年末現在高
大正七	一五、四八、三〇〇円	一五、九八、三〇〇円	円	円	円	円	一五、四八、三〇〇円	一五、九八、三〇〇円
同八	一〇、七四、一〇〇	二五、五八、三三					一〇、七四、一〇〇	二五、五八、三三
同九	七、五八、八〇〇	三三、〇七、一三三			五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	八、一五、八〇〇	三三、一四、一三三
一〇	五七、九〇〇	三三、〇九、〇三三			五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、〇七、九〇〇	三三、一四、〇三三
一一	六、八〇〇	三三、〇九、七一四			三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	三六、八〇〇	三三、一四、七一四
一二	一、〇八〇、〇〇〇	三四、〇九、七一四			三〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一、一〇八、〇〇〇	三四、一四、七一四
一三	二、〇三五、〇〇〇	三六、一四、七一四			七〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	二、一〇五、〇〇〇	三六、二四、七一四
一四	一、四五、〇〇〇	三七、五九、七一四			一五〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	一、五九五、〇〇〇	三七、八四、七一四
一五	一、四五、〇〇〇	三八、四四、七一四	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	六三〇、〇〇〇	一、九四五、〇〇〇	三八、九九、七一四
大正一五	一、四五、〇〇〇	三九、八九、七一四	二五〇、〇〇〇	四七五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	八八〇、〇〇〇	一、九四五、〇〇〇	三九、八四、七一四
昭和二	一、四五、〇〇〇	四〇、三四、七一四	二五〇、〇〇〇	七二五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一、一三〇、〇〇〇	一、九四五、〇〇〇	四〇、二九、七一四
同三	一、四五、〇〇〇	四一、七九、七一四	二五〇、〇〇〇	九七五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一、三八〇、〇〇〇	一、九四五、〇〇〇	四一、七四、七一四
同四	一、四五、〇〇〇	四二、二四、七一四	二五〇、〇〇〇	一、二二五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一、六三〇、〇〇〇	一、九四五、〇〇〇	四二、一九、七一四
同五	一、四五、〇〇〇	四三、六六、七一四	二五〇、〇〇〇	一、四七五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一、八八〇、〇〇〇	一、九四五、〇〇〇	四三、六四、七一四

（備考）本表は引受當時の時價を計上せるものとす。

(三)　預ケ金

年次	新規受入高	年末現在高
大正七	二、七四、四三四円	二、四七、六四六円
同八	四、七四、四五四	四、四七、一四〇円
同九	六、四七、三三三	六、四七、四四三円
一〇	一一、四三、一三九	一七、四〇、三五五
同一一	一五、三七、五七九	三三、七六、五八四
同一二	一五、三〇、三五六	四八、六、九五四
同一三	一五、〇八、四七四	六三、〇九、三五六
同一四	一七、四〇、三五〇	七九、〇八、六四四
同一五	一六、五三、三六六	九五、〇八、六四四

(四)　手形割引高

年次	銀行預入金 新規預入高	銀行預入金 年末現在高	大藏省預金部預入金 新規預入高	大藏省預金部預入金 年末現在高
大正七	一六、一三六、〇五三円	一三、九五、八三四円	一、円	一一、一〇七、四五円
同八	二五、三六、四九	一四、三五、七七	一、一四〇、〇〇〇	一二、五四、三四〇
同九	二七、一〇五、一〇五	一三、五四、八六	一、〇〇〇、〇〇〇	一三、五四、三四〇
一〇	三六、九八、九〇五	一三、七九、九〇	一、一〇〇、〇〇〇	一四、六四、三四〇
一一	三五、八〇四、八	一五、七四、三五	一、一〇〇、〇〇〇	一五、七四、三四〇
一二	四四、九三五、三五	一七、五四、六六	一、一〇〇、〇〇〇	一六、八四、三四〇
一三	五〇、九四〇、五五	一九、七四、六六	一、一〇〇、〇〇〇	一七、九四、三四〇
一四	五七、七四、三五五	一九、七四、六六	一、一〇〇、〇〇〇	一九、〇四、三四〇
一五	六三、〇四、八	二一、五四、九〇	一、一〇〇、〇〇〇	二〇、一四、三四〇

(五)　短期貸付高

年次	貸付高	年末現在高
大正七	円	円
同八		
同九		
一〇		
一一		
一二		
一三		
一四		
一五		
大正一五		
昭和二		
同三		
同四		
同五		

（備考）括弧内の數字は外書にして農工銀行繼承高を示す。

期次	總益金	前期繰越金	總損金	損失補塡準備金	配當平均準備金	特別積立金	配當金	重役賞與金	後期繰越金	合計
明治三〇下	一二四、六六六円	—円	六二、一二円	三、〇〇一円	七五円	—円	五八、八〇四円	—円	—円	六二、五五五円
同三一上	一四七、一六六	—	八一、〇〇六	二、八八八	七三	—	六二、五〇〇	—	—	六六、〇一四
同三一下	二九四、六一八	—	二七、六〇八	二、八二一	七三	—	六二、五〇〇	—	—	一五、六三三
同三二上	三三、三四一	四、二四	二七、七八	一八、五〇二	四、六六六	—	八七、五〇〇	五、七八一	四、二四	一三六、七一八
同三二下	四〇五、五三七	八、六四四	二八、〇四三	一九、五九九	四、九〇〇	—	六二、五〇〇	六、一二四	八、五九五	一三一、八二一
同三三上	四一四、五五〇	八、三四	三四、三三四	九、九三八	二、四八五	—	九五、〇〇〇	一八、六四四	一八、六四四	一七八、五八八
同三三下	四〇三、二九五	二、二七七	三〇〇、三三四	二四、〇〇〇	六、〇〇〇	—	一一二、五〇〇	一〇、九六〇	二六、一二七	一七九、二六四
同三四上	五五六、四一五	二六、一二七	三八、二七八	二八、〇〇〇	七、〇〇〇	—	一二〇、〇〇〇	一二、七八九	一一、六五四	二二三、九六八
同三四下	六〇〇、一三九	三三、一一〇	四四六、一九九	二八、〇〇〇	七、〇〇〇	—	一二〇、〇〇〇	一二、七八九	一一、六五四	二二三、九六八
同三五上	一〇二、七九六	四六、四七六	五三六、〇一九	一六〇、〇〇〇	八、〇〇〇	—	一八、五〇〇	三一、五〇〇	一八、五〇〇	五〇、〇〇〇
同三五下	一〇二、二〇五	一四七、一六七	五八、三五三	一六〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	—	四四、〇〇〇	三三、〇〇〇	四四、〇〇〇	一二四、〇〇〇
同三六上	八五、六五六	一三二、三八	六〇〇、一五五	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	—	一六二、五〇〇	二五、一二〇	一六二、五〇〇	二二五、〇〇〇
同三六下	一〇〇、七八八	一四七、一二九	六二、八五二	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	—	一六二、五〇〇	二八、〇〇〇	一六二、五〇〇	二二五、〇〇〇
同三七上	一八、六二七	二七、七〇七	四四九、九六六	四四、〇〇〇	一一、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一六二、五〇〇	二六、七〇〇	一六二、五〇〇	二二五、〇〇〇
同三七下	二、六六八、七四二	一、二六七、九九九	一、二八七、七四二	一、二六七、九九九	一、二六七、九九九	一、二六七、九九九	一、二六七、九九九	一、二六七、九九九	一、二六七、九九九	一、二六七、九九九
同三八上	一、三〇九、五五二	一、三〇九、五五二	一、〇〇〇、一二四	一、〇〇〇、一二四	一、〇〇〇、一二四	一、〇〇〇、一二四	一、〇〇〇、一二四	一、〇〇〇、一二四	一、〇〇〇、一二四	一、〇〇〇、一二四
同三八下	一、六四一、一五七	一、六四一、一五七	九九九、九六八	九九九、九六八	九九九、九六八	九九九、九六八	九九九、九六八	九九九、九六八	九九九、九六八	九九九、九六八
同三九上	二、一三〇、一七二	二、一三〇、一七二	一〇〇、五七五	一〇〇、五七五	一〇〇、五七五	一〇〇、五七五	一〇〇、五七五	一〇〇、五七五	一〇〇、五七五	一〇〇、五七五
同三九下	二、一九二、八六三	二、一九二、八六三	一、一七七、四三五	一、一七七、四三五	一、一七七、四三五	一、一七七、四三五	一、一七七、四三五	一、一七七、四三五	一、一七七、四三五	一、一七七、四三五
同四〇上	三、三七四、六五九	三、三七四、六五九	二、〇〇三、六六四	二、〇〇三、六六四	二、〇〇三、六六四	二、〇〇三、六六四	二、〇〇三、六六四	二、〇〇三、六六四	二、〇〇三、六六四	二、〇〇三、六六四
同四〇下	二、七四四、二五六	二、七四四、二五六	一、五五五、六三四	一、五五五、六三四	一、五五五、六三四	一、五五五、六三四	一、五五五、六三四	一、五五五、六三四	一、五五五、六三四	一、五五五、六三四
同四一上	二、四六八、五九六	二、四六八、五九六	一、六六〇、〇九三	一、六六〇、〇九三	一、六六〇、〇九三	一、六六〇、〇九三	一、六六〇、〇九三	一、六六〇、〇九三	一、六六〇、〇九三	一、六六〇、〇九三

第二款附表

第一表　日本勸業銀行損益勘定累年表

期次	總益金	前期繰越金	總損金	損失補塡準備金	配當平均準備金	特別積立金	配當金	重役賞與金	後期繰越金	合計
同四二上	二、四五六、九五五	九七、四四〇	二、〇〇三、九三二	七五、〇〇〇	一八、〇〇〇	六七、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同四二下	二、七三、五四四	九七、一四二	二、九三九、八二二	七七、〇〇〇	二一、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同四三上	三、〇四九、七九九	九七、一五二	二四、九三八、八二二	九一、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同四三下	三、八四一、五七一	九七、七二二	二、三五八、四七二	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同四四上	四、二四七、七四七	一〇、六六六	二、七七七、四四七	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同四四下	五、四四〇、七四〇	一〇、八八八	三、四一、五七八	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同四五上	五、八三五、九八八	一〇、八八八	五、七五五、七九九	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同四五下	六、三五五、八六八	一〇、八八八	六、二〇五、七一二	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同四六上	八、八七七、四四七	一三、〇〇一、九一八	八、〇〇一、九一八	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同四六下	九、八〇〇、五三六	一三、〇〇一、九一八	八、〇五〇、三六六	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同四七上	一〇、五三四、五九六	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同四七下	一一、六三二、八八五	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同四八上	一一、九八八、〇六六	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同四八下	一一、八六六、八六六	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同四九上	一三、三〇〇、九二〇	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同四九下	一三、三二四、九四一	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同五〇上	一四、二三四、二九	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同五〇下	一四、三六四、六六六	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同五一上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同五一下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同五二上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同五二下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同五三上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同五三下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同五四上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同五四下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同五五上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同五五下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同五六上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同五六下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同五七上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同五七下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同五八上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同五八下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同五九上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同五九下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同六〇上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同六〇下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同六一上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同六一下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同六二上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同六二下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同六三上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同六三下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同六四上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同六四下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同六五上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同六五下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同六六上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同六六下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同六七上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同六七下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同六八上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同六八下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同六九上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同六九下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同七〇上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同七〇下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同七一上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同七一下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同七二上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同七二下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同七三上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同七三下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同七四上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同七四下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同七五上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同七五下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同七六上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同七六下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同七七上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同七七下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同七八上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同七八下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同七九上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同七九下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同八〇上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同八〇下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同八一上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同八一下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同八二上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同八二下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同八三上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同八三下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同八四上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同八四下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同八五上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同八五下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同八六上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同八六下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同八七上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同八七下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同八八上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同八八下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同八九上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同八九下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同九〇上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同九〇下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同九一上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同九一下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同九二上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同九二下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同九三上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同九三下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同九四上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同九四下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同九五上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同九五下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同九六上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同九六下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同九七上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同九七下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同九八上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同九八下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同九九上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同九九下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一〇〇上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一〇〇下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一〇一上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一〇一下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一〇二上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一〇二下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一〇三上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一〇三下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一〇四上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一〇四下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一〇五上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一〇五下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一〇六上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一〇六下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一〇七上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一〇七下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一〇八上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一〇八下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一〇九上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一〇九下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一一上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一一下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一二上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一二下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一三上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一三下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一四上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一四下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一五上	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四
同一五下	一四、六六六、八六八	一三、四四四、三五七	八、七九九、五三三	一〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	六六、〇〇〇	二四、〇〇〇	一〇、六六六	一〇、二四二	四四、六九四

（備考）本表總益金中明治三十年下半期に於て五五、〇五二圓、同三十一年上半期に於て三〇、〇一〇圓、同年下半期に於て

三〇、八七三圓の政府補助金を包含す。

第二表　日本勸業銀行資產負債累年表

（1）資產之部

期　永	貸出金	引受債券	有價證券	預ケ金	代理店	株主勸定	所有物	雜勸定	金銀勸定	合　計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
明治三〇下	一、三七六、〇一三		九五六、三〇〇	一、七一、四八一		七、五〇〇、〇〇〇	二、三九八	四一、〇〇二	一、二一七	一〇、〇七五、三〇三
同　三一上	三、九七六、三九八			一、五五六、七二一		七、五〇〇、〇〇〇	三、一五四	一、一三二、四	五、一四九	一三、七一四、八八九
同　三一下	六、七〇六、七二四			八二、九九四	一四四	七、五〇〇、〇〇〇	三、五二四	九八〇	六、一七九	一五、七一四、八八九
同　三二上	七、九〇八、一〇〇			一、七九一、八五五	三、八四七	七、五〇〇、〇〇〇	四、二四八	一、一三二、四	五、一四九	一八、四一四、二四八
同　三二下	八、七七四、八四二			一、四八八、三五	一、二四七	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	一九、一四四、七四七
同　三三上	九、九二八、五六八			八八六、七〇〇	一、七四〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	一九、一四四、七四七
同　三三下	一一、六二〇、六三			一、一三五、三九九	一、七四〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	二〇、一四四、七四七
同　三四上	一二、三六九、七八七	四四四、四五〇		一、一三五、三九九	一、七四〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	二〇、八四四、七四七
同　三四下	一四、〇八七、八四八	四四四、四五〇		一、一三五、三九九	一、七四〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	二一、五四四、七四七
同　三五上	一五、七五二、一四四	四四四、四五〇		一、一三五、三九九	一、七四〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	二二、二四四、七四七
同　三五下	一七、一〇一、〇一五	四四四、四五〇		一、一三五、三九九	一、七四〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	二三、九四四、七四七
同　三六上	一九、一二四、八八二	四四四、四五〇		一、一三五、三九九	一、七四〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	二五、六四四、七四七
同　三六下	二一、七九五、三九五	四四四、四五〇		一、一三五、三九九	一、七四〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	二七、三四四、七四七
同　三七上	二三、〇七〇、四六八	四四四、四五〇		一、一三五、三九九	一、七四〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	二八、八四四、七四七
同　三七下	二四、八五五、七九八	四四四、四五〇		一、一三五、三九九	一、七四〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	三〇、三四四、七四七
同　三八上	二六、八三三、三五五	四四四、四五〇		一、一三五、三九九	一、七四〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	三一、八四四、七四七
同　三八下	二八、四三三、三五一	四四四、四五〇	五四、二九九	一、一三五、三九九	一、七四〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	三三、三四四、七四七
同　三九上	二九、五八八、六二一	四四四、四五〇	五四、二九九	一、一三五、三九九	一、七四〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	三四、八四四、七四七
同　三九下	三一、五三〇、七三三	四四四、四五〇	五四、二九九	一、一三五、三九九	一、七四〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	三六、三四四、七四七
同　四〇上	三三、五三〇、七三三	四四四、四五〇	五四、二九九	一、一三五、三九九	一、七四〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	三六、三四四、七四七
同　四〇下	三六、七九三、七三三	四四四、四五〇	五四、二九九	一、一三五、三九九	一、七四〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	三六、三四四、七四七
同　四一上	三八、二九八、六四一	四四四、四五〇	五四、二九九	一、一三五、三九九	一、七四〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	三六、三四四、七四七
同　四一下	四〇、九二八、五六三	四四四、四五〇	五四、二九九	一、一三五、三九九	一、七四〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	三六、三四四、七四七
同　四二上	四一、八五〇、八三三	四四四、四五〇	五四、二九九	一、一三五、三九九	一、七四〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	三六、三四四、七四七
同　四二下	四三、七七二、八八四	四四四、四五〇	五四、二九九	一、一三五、三九九	一、七四〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	三六、三四四、七四七
同　四三上	四五、六八一、一一五	四四四、四五〇	五四、二九九	一、一三五、三九九	一、七四〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	三六、三四四、七四七
同　四三下	四七、〇〇七、五三一	四四四、四五〇	五四、二九九	一、一三五、三九九	一、七四〇	七、五〇〇、〇〇〇	四、五二四	一、一三二、四	五、一四九	三六、三四四、七四七

期　永	貸出金	引受債券	有價證券	預ケ金	代理店	株主勸定	所有物	雜勸定	金銀勸定	合　計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
同　四四上	一一五、〇八一、一三三	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	七九、七八八	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　四四下	一二三、七五七、九四八	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　四五上	一二六、〇九五、一一〇	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　四五下	一二九、一一〇、一一〇	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　四六上	一三二、一四一、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　四六下	一三五、一七二、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　四七上	一三八、二〇三、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　四七下	一四一、二三四、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　四八上	一四三、二六四、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　四八下	一四五、二九五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　四九上	一四七、三二五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　四九下	一四九、三五五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　五〇上	一五一、三八五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　五〇下	一五三、四一五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　五一上	一五五、四四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　五一下	一五七、四七五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　五二上	一五九、五〇五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　五二下	一六一、五三五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　五三上	一六三、五六五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　五三下	一六五、五九五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　五四上	一六七、六二五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　五四下	一六九、六五五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　五五上	一七一、六八五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　五五下	一七三、七一五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　五六上	一七五、七四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　五六下	一七七、七七五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　五七上	一七九、八〇五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　五七下	一八一、八三五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　五八上	一八三、八六五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　五八下	一八五、八九五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　五九上	一八七、九二五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　五九下	一八九、九五五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　六〇上	一九一、九八五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　六〇下	一九三、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　六一上	一九五、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　六一下	一九七、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　六二上	一九九、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　六二下	二〇一、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　六三上	二〇三、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　六三下	二〇五、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　六四上	二〇七、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　六四下	二〇九、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　六五上	二一一、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　六五下	二一三、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　六六上	二一五、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　六六下	二一七、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　六七上	二一九、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　六七下	二二一、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　六八上	二二三、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　六八下	二二五、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　六九上	二二七、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　六九下	二二九、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　七〇上	二三一、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　七〇下	二三三、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　七一上	二三五、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　七一下	二三七、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　七二上	二三九、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　七二下	二四一、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　七三上	二四三、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三
同　七三下	二四五、一四五、九九九	二六四、〇四五	二〇四、〇〇〇	八一、九四四	一四、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	二、二四八	一、一〇二、四	一、一七一	一二、〇〇七、五三三

（備　考）一、貸出金中には明治四十三年下半期より割引手形を合算す。

二、雜勸定中には明治四十三年下半期より未決算勸定の勸業債券價格較差を合算す。

（ロ）負債之部

期次	勸業債券勘定	復興債券勘定	貯蓄債券勘定	諸預金	株主勘定	各種勘定	損益勘定	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円
明治三〇下							七、一五〇、三	七、一五〇、三
同　三一上	三、〇〇一、四一〇、一五二				一〇、〇〇〇、〇〇〇		三六、一〇〇、一四一	一三、一四〇、一五二
同　三一下	五、一二五、四一三、九五六				一〇、〇〇五、一五二、一四八		三五、一四〇、一二〇	一五、一六〇、一七三
同　三二上	六、六四三、九五六				一〇、〇一〇、一七、九四八		一二、六二〇、一八	一六、七七〇、五三八
同　三二下	七、七一〇、〇九六				一〇、〇〇〇、九七三		一三、八一一、八七	七、八四〇、六七
同　三三上	九、一一四、〇六一				一〇、〇六五、五三五		一七、五八一、七	九、三一四、〇四〇
同　三三下	一〇、一二五、〇一五				一〇、〇七一、一七八		一九、七二三、九七	一〇、〇六五、六九四
同　三四上	一一、九八〇、五六六				一〇、〇七一、二八七		二二、八三三、九七	一〇、一四〇、一七八
同　三四下	一二、九八〇、九二五				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　三五上	一五、九八〇、五七九				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　三五下	一七、七四五、六九六				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　三六上	一七、七四五、六九六				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　三七下	二〇、五九〇、四七六				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　三八上	二三、九四四、六九八				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　三九下	二七、八〇三、四三五				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　四〇下	三一、八一八、四七八				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　四一上	三一、八一八、四七八				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　四二上	四二、七一七、八五五				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　四三上	五三、七四八、六九六				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　四三下	五三、七四八、六九六				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　四四下	五三、七四八、六九六				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
大正四元下	五三、七四八、六九六				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　五上	五三、七四八、六九六				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　六下	五三、七四八、六九六				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　七上	五三、七四八、六九六				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　七下	五三、七四八、六九六				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　八上	五三、七四八、六九六				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　八下	五三、七四八、六九六				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　九上	五三、七四八、六九六				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　一〇上	五三、七四八、六九六				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　一一上	五三、七四八、六九六				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　一二上	五三、七四八、六九六				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　一三上	五三、七四八、六九六				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
同　一四下	五三、七四八、六九六				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八
昭和一五元下	五三、七四八、六九六				一〇、〇七一、二八七		二一、九七六、九七	一〇、一四〇、一七八

（備　考）一、債券勘定には各債券利金、割增金、割增基金、据置利金を合算す。
二、各種勘定には繰替金及未決算勘定を合算す。

第三款　勸農兩銀行の合併

第一項　緒　言

第四章　日本勸業銀行　第一節　總說

勸業及農工兩銀行の合併問題は、大正十年三月任意合併法の公布に先立ち夙に朝野に論議せられたる所なり。抑〻明治二十九年四月、兩行に關する法律の公布せらるるに當り、大藏省は「勸農兩銀行大意」なるものを發表して、兩銀行の任務及相互の關係を明かにしたるが、今其の謂ふ所を見るに、兩行は何れも農工業の改良發達を圖る爲め、長期且つ低利の資金を融通することを以て目的と爲し、日本勸業銀行は其の中央機關たり、府縣農工銀行は其の地方機關たるものにして、資金需要者の大小、貸付金額の多少を以て兩者業務上の差異と爲したり。斯くの如く農工金融機關を中央機關と地方機關とに分ちし所以のものは、其の何れかの機關に營業上の失敗ある場合、損害の全國的に波及することを防止すると共に、他方唯一の中央機關を以てしては、地方特殊の需要を充足し得ざることあるべきを慮りたるに依るものなり。而して勸業銀行に對し割增金附債券發行の特權を與ふると共に、其の資金の一部を農工債券の引受に依り農工銀行に融通し、且つ農工銀行をして其の代理店たらしめたることは、兩銀行を以てする金融組織の重要なる特徵にして、後年に於ける兩行の合併問題は、此等の特徵に關聯して惹起したる所尠からず。依て左に前記「勸農兩銀行大意」を掲げ、以て兩行設立の趣旨及兩行の關係を知るの資と爲すべし。

勸業農工兩銀行大意

第一　勸業農工銀行ノ必要

凡ソ農工ノ事業タル其利益既ニ甚ダ薄キモノナリ。而シテ此既ニ些少ナル利益ヲ回收スルニ於テ又頗ル長キ期間ヲ要スルガ故ニ短期高利ノ資金ニ賴リテ之ガ改良發達ノ目的ヲ達センコト到底爲シ得ベキニアラズ。然ルニ一般ノ商業銀行ハ專ラ運轉ノ敏活ヲ尙ビ、短期ノ貸付ヲ以テ主タル業務ト爲スモノナルガ故ニ、之ニ向テ固定ノ放銀ヲ求メ長期低利ノ貸出ヲ强フベキニアラズ。依テ此缺點ヲ補ハント欲セバ、普通銀行以外ニ於テ農工事業用ニ必要ナル資金供給ノ途ヲ求メザルベカラズ。蓋シ例ヘバ殖林拓地ノ如キ數十年ノ後ニアラザレバ利益ノ回收期シ難ク而シテ其利益モ亦一年僅ニ三四朱ニ過ギズ。田畑耕作ノ如キニ於テモ尙且五六朱ニ止マルヲ例トス。工業モ亦其成效ヲ永遠ニ期スルモノ多キノミナラズ、其未ダ貨物トナラザルヤ、輒ク通貨ニ易ユルコト能ハザルヲ以テ、其之ニ使用シタル資本モ短期ニシテ其利益ヲ見ルニ由ナシ。今若シ斯ノ如キ薄利長期ノ事業ニ向テ一割以上ノ短期資金借入ヲ爲サンカ、收支損益相償ハズ、遂ニ利息ノ騙ル所トナリテ或ハ抵當物件ヲ競賣セラレ、或ハ自ラ事業ヲ停廢スルノ止ヲ得ザルニ至ルベシ。是レ今日ノ實際ニ於テ農工者ノ負債驚クベキノ巨額ニ上リ、一般ノ失落困頓ノ狀況ヲ呈スル所以ナラズヤ。果シテ然ラバ農工ノ事業ハ其本然ノ性質ニ於テ、既ニ已ニ特別ノ資金供給ヲ要スルモノト謂ツベシ。是レ則チ大體低利長期ノ資金特ニ年賦償還貸付ノ機關タル勸業農工兩銀行設立ノ必要ナル所以ナリ。

今ヤ戰後ノ經營ハ施設セラレ、其結果ハ國民ノ負擔ヲ增加スト云フニ歸ス。而シテ國民ヲシテ此負擔ヲ耐ヘシムル方法ハ唯一アルノミ。卽チ殖產興業ノ途ヲ開發シ、之ガ改良發達ノ策ヲ講ズルノ外アラザルナリ。蓋シ强兵ノ實ハ富國ノ結果ナリ。民豐ニシテ國富ミ、國富ミテ然ル後チニ兵强シ。現今歐米列國ノ汲汲トシテ相力ムル所、皆生產ノ增殖、實業ノ奬勵ニアラザルナキハ之ガ爲メノミ。故ニ苟モ此競爭場裏ニ立チテ必勝ヲ期セント欲セバ、我モ亦此方針ヲ以テ進行セザルベカラズ。是レ戰後ノ今日ニ於テ特ニ兩銀行設立ノ急務タル所以ナリトス。

第二　組織及ビ營業

國家富强ノ源泉タル農工事業改良發達ノ機關トシテ不動產抵當銀行設立ノ必要ナルハ、幸ニ世ノ是認スル所トナリ、中央ニハ日本勸業銀行、地方ニハ農工銀行ヲ設置スルコトトナレリ。而シテ日本勸業銀行ハ全國ニ涉リ專ラ大規模ノ事業ヲ目的トシ、農工銀行ハ各地方ニ限リテ小規模ノ事業ヲ目的トスル組織ニシテ、例ヘバ數萬圓數十年ヲ要スル開墾又ハ灌漑排水ノ如キ大工事ハ、其資金ノ供給ヲ日本勸業銀行ニ仰ギ、其他府縣郡市町村等ノ經營ニ係ル大工事ノ類モ皆此銀行ノ領域ニ屬ス。之ニ反シテ各地ノ農工業者ガ僅少ナル不動產ヲ抵

當トシテ耕作又ハ製作上ニ必要ナル農具肥料原料器械買入等ノ資金ヲ借入レントスルニ當テハ其資金ノ供給ヲ農工銀行ニ仰ギ又市町村水利組合ノ如キモノト雖モ勸業銀行ヲ煩ハスマデモナキ小工事ニ向テハ尚此銀行ニ資金ノ供給ヲ仰グヲ得ベシ。斯ノ如ク所謂中央機關ニ其理由アリ。若シ唯一ノ中央機關ガ地方ニマデ羽翼ヲ張リ即チ支店組織ヲ以テ働クモノトセバ不幸ニシテ一朝其營業上ニ失敗ヲ招クコトアランカ殆ンド全國ヲ擧ゲテ其災害ヲ蒙ラシムルノ處アルノミナラズ唯一ノ中央機關ヲ以テ各地大小總テノ農工事業竝ニ地方特殊ノ必要ニ應ゼントスルガ如キハ事實既ニ至難ノ業ナリトス。卽チ中央機關トシテハ日本勸業銀行ヲ東京ニ設ケ地方機關トシテハ農工銀行ナルモノヲ各地方ニ置キ以テ各機關ノ働ヲシテ各自分立セシメタルノ理由蓋シ此ニ在テ存ス。然ルトキハ假令ヒ日本勸業銀行ニシテ多少ノ損失アリトスルモ其影響ハ各地方ノ農工銀行ニハ及バザルベク又一地方ノ農工銀行ニシテ如何ナル蹉跌アリトスルモ之ガ爲メ中央ナル日本勸業銀行若クハ他ノ地方ノ農工銀行ノ營業ヲ傷クルコトナカルベキナリ。然レバトテ全然支店組織ヲ排斥スト云フニアラズシテ各地要所ニ日本勸業銀行支店ヲ設ケ各地方必要ナル場所ニ農工銀行ノ支店ヲ設置スルハ法律ノ指定スル所ニシテ又頗ル望ム所ナリ。茲ニ又我國特有ノ組織ト謂ツベキハ中央機關ト地方機關トハ以上ノ如キ區別ニ依リ各獨立ノ働ヲ爲スモ尚此兩機關ノ間ニ親密ナル脈絡ノ通ズルニアリ。其脈絡トハ何ゾヤ。曰ク農工債券ノ引受ニ依テ日本勸業銀行ノ强大ナル信用ヲ以テ農工銀行ノ狹小ナル信用ヲ助クルノ途ヲ開キ及ビ農工銀行ヲ以テ日本勸業銀行ノ代理店タラシムルコト則チ是レナリ。

人或ハ如何ナル點ヲ以テ日本勸業銀行ト農工銀行トノ働クベキ領域ヲ分ツベキヤト云ハンカ此兩者ハ法律上中央機關ト地方機關タルノ區別アルノミナラズ一方ハ府縣郡以下ニ一方ハ市町村以下ニ貸付クルノ明文アリ。且ツ業務ノ實際ニ於テ自ラ事業ノ大小金額ノ多少ニ依リ分業ヲ生ズベシ。例ヲ以テ之ヲ示セバ九州ノ南端ニ於テ一二反歩ノ耕作地ニ要スル十圓內外ノ肥料買入代ヲ借受ケントスルニ當リ其貸付ヲ日本勸業銀行ニ需ムルコトアランカ日本勸業銀行ニ於テ一々其抵當ノ確實ナルヤ其事業ノ確實ナルヤ否等ヲ調査スル爲メ鑑定人等ヲ差遣スルコトアラバ旅費其他ノ勞費ヲ要スルコト少ナカラザル爲メ日本勸業銀行ハ事實上其貸付ヲ拒マザルヲ得ザルベク借受人モ亦日本勸業銀行ヨリ借入ルルガ爲メ僅々十圓ノ借受ニ付キ例ヘバ十圓以上ノ費用ヲ支拂ハザルベカラズトセバ借入ヲ斷念スルノ外ナカルベシ。斯ル場合ニ於テ若シ該地方ニ農工銀行ノ設アランカ此等小額ナル借受人モ其目的ノ下ニ其需要ヲ充シ得ラルベキナリ。去レバ法文ノ上ニ於テ一般貸付ニ對シ特ニ金額若クハ事業ノ大小等ニ依リ豫メ其領域ヲ限ラザルモ事實ハ自ラ兩銀行ヲシテ各其分業ニ出デ固有ノ區域ヲ守ルニ至ラシムベキナリ。

大體ニ於テハ日本勸業銀行ト農工銀行トハ其目的ヲ同フスルモノニシテ只分業上其事業ニ大小ノ差異アルニ過ギザレドモ茲ニ兩者ノ間尚ホ一ノ著ルシキ差異ノ點アリテ存セリ。彼ノ農工銀行ガ對人信用ヲ以テ貸付金ヲ爲スコト卽チ小作人或ハ小工業者ニ向テ抵當ヲ要セズシテ資金ヲ貸付クルノ途ヲ開ケルコト是レナリ。農工銀行法第六條ノ第四項ニ二十人以上ノ農業者又ハ工業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出デタルトキハ其信用ノ確實ナルモノニ限リ五箇年以內ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ規定シ卽チ對人信用ノ方法ニ依リ小農小工業者ニ資金ヲ供給スルノ途ヲ開キタレドモ日本勸業銀行法ニ在テハ曾テ斯ノ如キ規定アルヲ見ズ。對人信用貸付ハ何故ニ斯ノ如ク農工銀行ニノミ限ラレタルカ。蓋シ對人信用貸付ナルモノハ常ニ其人ニ親遍シ其性質ヲ知リ日常ノ擧動ヲ悉クシ生計ノ狀況ヲ極ムルニアラザレバ危險多キニアリ。而シテ此等ノ事タル日本勸業銀行ノ如ク地方ト離隔スル中央機關ニ在テハ到底之ヲ望ムコトヲ得ズ。農工銀行ノ如ク地方ニ密接ノ關係ヲ有スルモノニシテ始メテ能クスベキナリ。而シテ此對人信用ナルモノハ危險ナルニ似タレドモ亦目下ノ現狀生產增加ノ點ヨリ考察スルトキハ甚ダ必要ナル事柄ニシテ既ニ多少ノ土地ヲ有シ其他ノ資產ニ富メルモノハ信用ヲ得タザルモ少シク高利短期ヲ忍ブトキハ一般ノ銀行ヨリシテ抵當付借入ヲ爲スニ困難ヲ感ズルコト少ナカルベシト雖モ彼ノ無資產ノ者ニ至テハ資金ヲ得ルノ途ナキヲ以テ止ムヲ得ズ所謂高利貸ノ如キモノニ就キ高利ナル日歩ヲ拂テ資金ヲ借受クルノ外己レノ信用ヲ利用スルコトヲ得ズ。尙ホ醵テ生產事業ニ對シ最

モ多クノ關係ヲ有スルモノハ果シテ何人ナルヤヲ研究スルニ、農業ニ在テハ直接生産ニ從事シ生産費ヲ負擔スルモノハ小作人ニシテ、小作人ノ多クハ他人ノ田畑ヲ受ケ作スルモノニシテ、中ニハ己レノ土地ヲ耕シ傍ラ小作ヲ爲スモノナキニアラザレドモ、純然タル小作人ニ至テハ抵當ト爲スベキ土地ヲ有セザルヨリシテ、止ムヲ得ズ一タビ高利貸ノ手ニ罹ランカ、農業ノ利益ハ割合ニ薄キモノナルヲ以テ、其利子ダモ償フニ足ラズ、況ンヤ元金ニ於テヲヤ。故ニ進ンデ農業ノ改良發達ハ愚カ、肥料スラ買入ルルヲ得ザルモノ比々皆然リ。彼ノ小作人ト雖モ、收穫ヲ增加スルノ利益アルコトハ之ヲ知ルモ、如何セン、肥料・耕作用牛馬・農具・器械等ヲ買入ルルノ資金ヲ有セザルヨリシテ、止ムヲ得ズ舊來ノ儘ナル耕作法ニ從ヒ、在來ノ儘ニ經過スルノ外ナク、其結果ハ我國ノ農産物生産高ノ增加ヲ來スヲ得ザルモノトナルベシ。苟モ我國農産物ノ生産高ヲ增加セント欲セバ、小作人自身ニ於テ改良發達ヲ講ジ得ベキ資金供給ノ途ヲ開カザルベカラズ。地方商工業ニ於テモ亦其事狀之ニ類スルモノアリ。故ニ直接生産ニ從事スルモノ即チ小農小工業者ニ必要ナル資金ヲ供給スルニアラザレバ、如何ニ農工業ノ改良發達ノ必要ヲ唱ヘ、徒ニ殖産興業ヲ大言スルモ其效ナシ。故ニ先ヅ殖産興業ノ行ハルベキ門戸ヲ開キ、農工業ニ適シタル低利長期ノ資金ヲ供給セザルベカラズ。然リ而シテ此ノ必要ニ依リ既ニ日本勸業銀行・農工銀行ヲ設置シナガラ、獨リ抵當物ナシトノ故ヲ以テ、直接生産ニ從事セル小作人・小工業者ニ救濟ヲ及ボスコトナクバ、生産增加ノ上ニ於テ一大缺點タルヲ免レズ。故ニ農工銀行ヲシテ對人信用ノ方法ニ依リ、小作人・小工業者ニ資金貸付ノ途ヲ開カシメタリ。而シテ之ヲ各人個々別々ニ貸付セズ、二十人以上ノ連帶責任ヲ有スル共同體ニ向テ對人信用ヲ開クコトト爲シタルハ、此必要ノ目的ヲ達スルト同時ニ成ルベク之ニ伴フ所ノ危險ヲ避クルニアリ。

茲ニ一ノ附言ヲ要スルハ信用組合ナリ。我國ニ之ヲ設置スルノ必要ハ最モ大ニシテ、不動産抵當銀行法ノ制定ニ次グ所ノ經濟上ノ大立法ハ即チ信用組合法ノ制定ナリ。此信用組合ナルモノハ、假令土地抵當銀行ナシトスルモ、固ヨリ設立ノ必要アルモノニシテ、即チ資産ニ乏シキ小作人・小工業者ガ必要ナル資金ハ、之ヲ信用組合ニ仰グヲ以テ最モ簡便有益ノ方法ナリトス。又組合ノ編成ハ經濟上ノ大傾向タル、彼ノ大資本ガ小資本ヲ壓倒スルヲ救ハンガ爲メニモ、之ヲ分配ノ上ヨリ見ルモ、亦社會經濟ノ上ヨリ觀察スルモ、甚ダ重要ナル大問題ナリトス。蓋シ大資本ノ壓制ノ如キハ好シ全ク之ヲ避ケ得ベキニアラズト爲スモ、其弊害ヲ輕カラシメンニハ、小資本家ノ糾合ヲ計ルヨリ急ナルハナク、又資本ト勞力トヲ結合セシムルヨリ緊要ナルハナシ。而シテ此等目的ヲ達セントスルニハ信用組合ヲ設立セザルベカラズ。故ニ大體經濟上ノ傾向ヨリ考フルモ、信用組合ハ必要缺クベカラザルモノナルノミナラズ、我國今日ノ實況ニ於テ、生産ヲ增加スルノ點ヨリスルモ信用組合ノ設ケアルヲ必要トス。殊ニ此本源トシテ働クベキ農工銀行ニシテ設立セラレタル以上ハ、尙更信用組合即チ其手足トシテ働クベキ機關ヲ設クルノ必要ハ、益々切逼シタリト云ハザルベカラズ。然レドモ農工銀行法ニ於テ既ニ二十人以上ノ結合ヲ認メタル以上ハ、荏苒信用組合法ノ制定ヲ待ツヲ要セズ、小農工業者ハ進ンデ此ノ申合組合ヲ作リ、事實ニ於テ信用組合ト效用ノ同一ナル共同體ヲ編成シ、其利益ノ享有ヲ謀ルハ目下ノ急務ナリトス。

實ニ農工銀行ハ其組織ニ於テ一ノ株式會社ナリト雖モ、其精神ハ組合主義ニ外ナラズ。他日信用組合ノ成立ヲ見ル曉ニハ、信用組合ノ本源トナルベキモノニシテ、今日彼ノ二十人以上ノ連帶責任者ニ對人信用貸ヲ爲スハ、實ニ信用組合ニ向テ救濟助力ヲ與フルノ必要ナルニ淵源シタルモノニシテ、所謂二十人以上ノ連帶責任ト云ヘルハ、取モ直サズ他日ノ信用組合其モノトナルベキナリ。

農工銀行法ノ組合主義ヲ採用セル證跡ハ尙ホ此他ニモ存在ス。例ヘバ株式ノ金額ヲ小ナラシメタルニ依リテモ知ルコトヲ得ベシ。商法ノ規定ニ依レバ十萬圓以上ノ會社ニ在テハ株金ハ五十圓ヲ下ルヲ得ザレドモ、農工銀行ハ其資本二十萬圓以上タルニモ拘ハラズ、株金ハ故ラニ二十圓トシ（農工銀行法第一條）、成ルベク株主ノ數ヲ多カラシメ、資産ノ豐カナラザル者ト雖モ、之ガ株主タルコトヲ得セシム。故ニ若シ四分ノ一ノ拂込ヲ以テ營業ヲ開始スルモノトスレバ、僅ニ金五圓ノ拂込ヲ以テ株主トナルヲ得ベク、第一回拂込金額僅ニ五圓ナリトセバ、此銀行ヲ利用スル所ノ小農業・小工業者ト雖モ容易ニ此銀行ノ株主タルヲ得ベキナリ。如此其株主ト銀行ヲ利用スル者トヲ合體セシムルハ即チ組合主義ノ特質ニシテ、農工銀行ノ株主ハ地方ノ農工業者、即チ銀

行ヨリ資金ノ貸付ヲ受クル者ナリト云フハ、是レ農工銀行法ガ組合主義ヲ採レルコトヲ證スルニ足ルモノナリ。而シテ株主ハ其地方ニ原籍及ビ住所ヲ有セザルベカラズ（第四條）トセルモ、亦同ジク組合主義ヲ採用スルノ一證ニシテ、地方ニ密接ノ關係ヲ有スル人民ノ集合ヨリ成立スル此銀行ハ、歸スル所信用組合ノ巨大ナルモノト謂テ可ナリ。

農工銀行ノ目的ガ公共ノ利益ヲ計ルニ在ルコトハ贅言ヲ待タザル所ニシテ、其營業區域内ノ府縣郡市町村モ亦株主タルヲ得ル（第五條）ノ規定アルガ如キハ、是レ公共團體ガ株主トナリテ此農工銀行ノ方針ヲ公共的ニ導カシメンガ爲ナリ。故ニ農工銀行ハ如何ナル點ヨリ見ルモ、所謂營利一方ノ銀行ニアラズシテ、其縣下ノ農工業ノ改良發達ト云ヘル公共的ノ目的ヲ有スルヲ以テ、其結果トシテ射利的競爭ノ如キハ最モ之ヲ避ケザルベカラズ。故ニ競爭ニ趨ルヲ防ガン爲メ、農工銀行法第二條第三條ヲ以テ營業區域ヲ限リ、而シテ其營業區域内ニ農工銀行ノ設立ハ一箇ニ限ルコトヲ規定セリ。然レドモ亦之ト同時ニ其營業區域内ニ全權ヲ有スルヨリシテ、獨斷專有ニ流ルルノ弊ナキヲ保セザルガ故ニ、監督ノ章ニ於テ支店ノ設置ヲ命ジ（第三十七條）、貸付ノ金額方法（第四十一條）、利子ノ高低（第四十二條）ヲ制限シ、監理官ヲ置ク（第四十三條）等其弊害ヲ防止スルノ途ヲ設ケタリ。斯クノ如キ組織ヨリスレバ、農工銀行法ノ主眼ハ云フマデモナク殖産興業ノ目的ヲ達センガ爲メニ外ナラザルガ故ニ、唯ダ銀行ノ二字ノミヲ眼中ニ置イテ、銀行及ビ株主ノ利益ヲノミ是レ計ルハ同法律制定ノ趣意ニアラザルコトハ自カラ分明ナリ。寧ロ銀行ノ利益ハ多少犧牲ニ供セラルルモ殖産興業ニ重キヲ置カザルベカラズ。是レ殖産興業ハ目的ニシテ、銀行ハ之ヲ達スル方法手段ニ過ギザレバナリ。而シテ生産奬勵ナル大目的ト銀行營業ノ確實トハ互ニ相合同調和スルモノト謂テ可ナリ。

農工銀行法第二十一條ハ、貸付資金ガ生産以外ニ使用セラレタル場合ニハ、期限前ト雖モ直ニ貸付金ノ償還ヲ要求スルノ權力ヲ農工銀行ニ付與セリ。是レ貸付資本ガ生産以外ニ使用セラルルハ固ヨリ本法ノ趣旨ニ反スルニ由ルト雖モ、亦生産以外ニ使用セラルルヲ防グハ銀行ノ利益ニモ直接ノ關係ヲ及ボスニ由ル。今若シ貸付金ニシテ不生産ニ使用セラルルニ於テハ、年々ノ收益ヲ以テ償還センコトハ之ヲ望ムベカラズシテ、遂ニ滯貸トナリ抵當物ノ處分トナリテ銀行ハ多少ノ損失ヲ蒙ムルニ至ルベシ。故ニ資金ノ生産的ニ使用セラルルコト、又生産以外ノ資金使用ヲ防止スルハ、銀行ガ自己ノ利益ノ爲メニ其注意ヲ怠ルコトヲ得ザルニ基ヅクモノナリ。日本勸業銀行法ニハ此點ニ關スル明文ナシト雖モ、日本勸業銀行ハ自家ノ利益ヲ保全スルノ必要ヨリシテ、同一ノ主旨ヲ其定款ニ規定スルニ至ルベシ。

世上或ハ此ノ銀行設立ノ爲メニ不必要不確實ナル企業心ヲ煽動シ、農民ノ負債ヲ增加シ、奢侈ヲ勸メ、消費力ヲ增加スベシトノ懸念ヲ抱クモノナキニアラズト雖モ、以上陳述セル注意ニシテ完全ニ行ハレ、又銀行ガ己レノ利益ヲ重ジ確實鞏固ヲ主トスルニ於テハ、資金ニシテ生産以外ニ使用セラルル場合ハ甚ダ少ナカルベシ。否ナ當ニ然ルベキヲ勉メザルベカラズ。

斯ノ如ク始終生産增加ヲ以テ目的トシタルノ結果、彼ノ舊債償還ト云フ點ニ於テモ亦注意ヲ要スルモノアリ。外國ニ於テ高利ノ負債ヲ償還セシムル爲メノミニ、不動產抵當銀行ナルモノヲ設ケタル場合ナキニアラズ。我國ニテモ先ヅ農民ニ高利ノ負債ヲ一切償還セシメ、然ル後ニ農工事業ノ改良發達ヲ計ルヲ可トストノ說ハ往々聞ク所ナルモ、既ニ生產增加ノ爲メニ此銀行ヲ設クル以上ハ、生產的以外ニ生ジタル負債ハ之ヲ救濟スルヲ得ザルベシ。又銀行ノ利益ヲ重ズルノ側ヨリ云フモ、生產的ノ負債ニアラザレバ銀行ニ取リテモ亦不利ナリトス。例ヘバ玆ニ一農家アリ、米相場ノ爲メニ失敗ヲ來シ、其爲メニ非常ノ高利ナル負債ヲ起シタリト假定シ、農工銀行ハ其低利ノ貸金ヲ以テ之ヲ救フトセンカ、好シ確實ナル抵當物アリトスルモ、年々何ヲ以テ之ヲ償還スベキカハ甚ダ疑ハシク、若シ其抵當地ヨリ生ズル收益ニシテ不充分ナラバ、其貸付金ヲ返還スルノ途ナク、農工銀行ハ止ムヲ得ズ其債權ヲ放棄スルカ、或ハ其抵當地ヲ處分スルノ他ニ途ナカルベシ。之ニ反シテ一農家アリ、已レノ所有セル耕作地ニ有益ナル改良ヲ行ハントセンカ、先例トハ非常ノ相違アリテ、獨リ抵當地ノ收益ノミナラズ、年々ノ新利益一割ヲ以テ年賦元利金ノ償還ニ充テ、苦痛ヲ感ゼズシテ負債ヲ完濟スルヲ得ベク、銀行モ亦滿足ヲ得ルノ途多カルベシ。此點ハ頗ル差違ノ大ナルモノニシテ、其舊債償却ノ爲メ貸付スルニ先チテ舊債ノ起因ヲ調査シ、生產的ノモノニ限ルコトト爲シ

タルハ、卽チ不生產的舊債ヲ償還セシムルモ生產ニ利益ナキト、又一面ニハ銀行ノ爲メニ安全ナラズト云フ二箇ノ理由ニ基ヅケリ。若シ其原因如何ヲ問ハズ、總テノ舊債ヲ償還セシムルトセンカ、現ニ土地抵當ノ舊債ハ數億萬圓ノ巨額ニ達シ居ルヲ以テ、兩銀行ノ資力ニ於テ事實上爲シ難キモノアルノミナラズ地方一般銀行ノ業務ヲ侵害スルコトモ亦大ナルベシ。公益上必要ナリトセバ多少ノ侵害モ亦止ムヲ得ザルベシト雖モ、公益上ヨリ判定スルニ不生產的ニ生ジタル負債償還ノ途ヲ與フルノ必要ハ、毫モ認ムルコト能ハザルナリ。況ヤ原因ヲ調査セズシテ舊債ヲ輕減スト爲サンカ、負債ニ慣レシムルノ弊ヲ生ジ、不生產的殊ニ奢侈ノ目的ノ爲メニ農工銀行ヲ利用スルニ至ルベク、是レ實ニ深ク警戒ヲ要スル所ナルニ於テヲヤ。

第三　特　典

農業竝ニ農業ト密著スル工業ニ向テハ到底長期年賦ノ方法ニ依テ貸付シ、利子モ亦稍低廉ナルニアラザレバ、決シテ之ガ改良發達ヲ望ムベカラザルハ既ニ述ベタルガ如シ。之ヲ尋常一般ノ銀行ニ依賴セバ多少ノ資金供給ハ得ラルベキモ、此等銀行ノ貸付スル所ハ低利長期ノ借入ハ農工事業ノ用ニ適セザルヲ奈何セン。或ハ曰ク、今日ニ在テモ農工事業ハ兎ニ角成立シ來レル以上ハ、不動產抵當銀行ナル特別ノ機關ヲ設立スルノ必要ナシト。若シ我ガ生產發達ノ速力ヲシテ今日マデノ如ク遲々タラシムルモ敢テ憂フルニ及バズトセバ、難者ノ言ノ如クナランモ、若シ此速力ヲ增加セント欲セバ、必ズ農工業ニ必要適當ナル資金ヲ供給スルノ途ヲ講ゼザルベカラズ。之ヲ講ゼンニハ長期ニシテ低利ナル資金ヲ貸付クルノ途ヲ求ムルノ外ナク、例ヘバ土地抵當紙幣發行ノ如キモ其一方法ナランモ、此策ハ既ニ歐米諸國ニテ非常ナル失敗ヲ招キタル覆轍アルヲ以テ、斷ジテ採用スベキニアラズ。唯利アリテ害ナキハ不動產抵當銀行ニ向テ債券發行上特典ヲ附與スルニ在リ。卽チ我ガ勸業銀行ニ於テハ拂込資本ノ十倍、農工銀行ニ於テハ五倍ノ債券發行權ヲ與ヘタリ。此ノ如キ特典アレバ充分ニ低利長期貸付ノ目的ヲ達スルヲ得ベシ。是レ一般會社ニ在テハ、其株金半額拂込ノ上ニ於テ拂込資本金額マデヲ限リ債券ヲ發行スルコトヲ得ルニ反シ、此種ノ銀行ニ在テハ、株金四分ノ一拂込卽チ營業開始ト共ニ一ハ十倍、一ハ五倍ノ債券ヲ發行シ得ルノ特典ヲ與ヘタル所以ナリ。

債券ナルモノハ銀行ノ債務ニ外ナラズト雖モ、豫メ一定ノ期限ヲ付シテ發行スルモノナルニ依リ、此債券ニ因テ得タル資金ヲ以テ貸付スルニ當テモ、亦長期限ナルコトヲ得ベシ。又一般商事會社ト異ナリテ、十倍若クハ五倍ノ特典ヲ有スルニ依リ、低利ヲ以テ貸付クルモ引合ハザルコトナク、尙ホ相當ノ利益ヲ見ルニ足ラン。例ヘバ勸業銀行ニ於テ假リニ其貸付ヲ七分トシ、債券ノ利子ヲ五分割增金ヲ一分ト假定セバ、其間一分ノ利益ヲ得ラルベク、他ニ出費ヲ要セズト假想セバ、十倍ノ特典ヲ有スル債券發行力竝ニ之ニ伴フ貸付等ノ上ニ凡ソ一割ノ利益ヲ得ラルベキ計算トナリ、農工銀行ト雖モ五倍ノ特典アルヲ以テ、二步ノ差益アリトセバ殆ド一割（假リニ經費等ヲ問題外ニ置キ）ノ利益ヲ得ラルベク、從テ銀行ガ低利ノ貸付ヲ爲スモ尙ホ其成立ニ差支ナキハ、畢竟此特典ノ賜タルニ外ナラズシテ、債券ノ發行ニ十倍若クハ五倍ノ特典ヲ與フルハ、實ニ低利長期ノ貸付ヲ爲サシムル爲メ止ムヲ得ザルニ出ヅ。而シテ此方法ハ曾テ失敗セル土地抵當紙幣トハ固ヨリ同日ノ談ニアラズシテ、債券ノ發行ハ確實ナル抵當貸付ニ基ヅキ、其抵當額ヲ超過シテ發行スルヲ許サズ（勸業銀行法第三十四條、農工銀行法第二十六條）。一時低利ノ債券ニ借換フル場合ニ於テハ少シク超過スルコトナキニアラザルモ程ナク抵當額ト同額ナラシムルモノニシテ（勸業銀行法第三十七條、農工銀行法第二十八條）又其貸付ノ償還セラルル場合、或ハ貸金滯ルカ或ハ全ク損失トナル場合ニ於テハ、債券ノ發行高ヲ減少シテ之ガ權衡ヲ得セシメ（勸業銀行法第三十六條、同第三十九條、農工銀行法第二十七條、同第三十條）債券ト抵當トハ同額以內ニ在テ常ニ相均應スルモノナルガ故ニ、其抵當ニシテ確實ナル以上ハ、之ニ基ヅケル債券モ亦確實ナリト云ハザルベカラズ。而シテ抵當ノ確實ナルコトハ、土地ニ於テハ永續スベキ收益アルヲ要シ（勸業銀行法第十七條、農工銀行法第九條）。又貸付ノ確實ナルコトハ、鑑定價格ノ見積ヲ嚴重ナラシメ、其鑑定價格ノ三分ノ二以外ニハ之ヲ貸付ケザル（勸業銀行法第十八條、農工銀行法第十條）ヲ以テ知ルニ足ル。

又債券ノ募集アルニ際シ、世上ノ資本家ニシテ餘裕アルモノハ、例ヘバ公債等ノ買入レニ向ハントスルガ如キ資金ヲ以テ之ニ應ズベキガ故ニ苟モ利率ト確實ナルコトニ於テ公債ト大差ナキ以上ハ、債券公債ニ亞デ最モ有益安全ナル資本投下ノ方法ト謂フベク、資本家ハ投資ノ良途ヲ得銀行ハ一方ニ債券ヲ發行シテ世上ノ投機

ニ向ハントスル遊資ヲ吸收シ一轉之ヲ農工業者ニ貸付ケテ他方ニ相當ノ利益ヲ收メ農工業者ハ其恩惠ニ依テ一般銀行ヨリモ低利ニシテ長期ナル資金ヲ借受クルヲ得ルヲ以テ三者共ニ利益ヲ完クシ國家ハ所謂農工業ノ改良發達ノ目的ヲ達スルヲ得ベク事玆ニ至リテ債券ノ發行ノ作用ハ極メテ妙味多キモノト云フヲ得ベシ。然レドモ土地ニ固定シタル資本ハ往々ニシテ之ガ回收ニ難ク而シテ銀行ハ年賦償還ナクモ年々債券ノ償還ハ爲サザルベカラザルノ義務アリ。若シ特權濫用ノ弊ヲ生ジ濫發ノ憂ニ陷ルトキハ其害毒ノ及ブ所極メテ大ナラン。故ニ債券ノ發行ニ於テハ其時々政府ノ認可ヲ要スル（勸業銀行法第五十二條明治二十三年法律六十號債券條例第三條）ノミナラズ既ニ述ベタル如ク債券ノ抵償タル貸付金ノ抵當物ニシテ不確實ナルトキハ債券モ亦從テ不確實トナルニ依リ銀行ハ自己ノ利益ヲ保ツガ爲メニ抵當物ノ確實ナルコトニ注目セザルベカラズ。若シ此抵當ニシテ不確實ナルカ又ハ貸付ニシテ亂雜ナルコトアランカ直ニ己レガ發行シ若クハ發行セントスル債券ノ上ニ影響ヲ及ボスモノナレバ銀行ハ自己ノ利益トシテ債券ノ確實ヲ保ツガ爲メ抵當物ノ鑑定ト貸付ノ調査トニ注意ヲ加フベキナリ。若シ之ヲ怠ルコトアランカ監督權ヲ以テ充分ニ其確實ヲ圖ラザルベカラズ。之ニ由テ觀ルトキハ濫ニ債券ヲ發行スルカ或ハ不確實ナル貸付ヲ爲スガ如キコトヲ努メテ避クベキハ公益上必要ナルノミナラズ銀行ノ利益ノ爲メニモ亦必要ナリ。故ニ銀行ノ利益ト公益トハ常ニ相合同調和シテ離ルルコトナキモノナリ。

或ハ債券全額が一時ニ發行セラルルモノトシ例ヘバ日本勸業銀行ニ於テハ一億圓ノ債券ヲ一時ニ發行スルガ如キ疑惑ヲ抱クモノアランモ先ヅ確實ナル抵當物即チ家屋ナラバ保險付土地ナラバ永續スベキ確實ナル收益ノ見込アリト云フ如キ確乎タル抵償アルニアラザレバ其貸付ニ對シテ發行スルヲ得ズ。是レ恰モ一ノ屈伸法トモ謂ツベキモノニシテ債券ハ必要確實ナル貸付ガ完全ニ成立シテ始メテ發行サルルモノナレバ唯一時ニ一億圓以上ノ債券ガ漫然發行サルベキモノニアラズ。其他此債券ガ將來果シテ發行シ得ラルベキヤ否ヤヲ疑フモノアリテ殊ニ他日公債ノ募集屢々ナル場合ニ於テ最モ其發行ヲ懸念スルモノノ如シ。然ルニ此債券ハ必要ニ逼ラレテ發行スルモノニシテ彼ノ軍事若ハ鐵道公債等ノ爲メニ募集サレタル資金ニシテ苟モ空滅ニ歸セザル限リハ其事業ニ使用サレテ復ビ世上ニ降下スベク其世上ニ降下スルニ際シ之ヲ吸收スルニ此債券ヲ以テスルニ於テハ嘗ニ軍事公債鐵道公債ノ募集ノ爲メニ債券發行ノ餘地ナシト云フヲ得ザルノミナラズ又其既ニ降下シタル資金ヲ更ニ有益ナル方法ニ使用スル爲メニハ却テ債券發行ノ必要ヲ認メザルヲ得ズ。若シ此事業ノ爲メニ降下スベキ資金ヲ其儘ニ散亂セシムルトキハ或ハ不生產的ニ使用サレ或ハ奢侈ノ用ニ供セラレ之ガ爲メニ我國ノ經濟ヲ紊亂スルコトナキヲ保セズ。斯ル憂ヲ避ケント欲セバ其降下スル資金ヲ吸收スルニ此債券ヲ以テシ依テ之ヲ生產的使用ノ方向ニ導クハ將來ノ經濟即チ戰後ノ經營ニ取リテ最モ緊急ナリトス。蓋シ不動產抵當銀行設立ノ今日ニ於テ其最モ必要ナル所以ハ一ニ玆ニ存ス。

彼ノ勸業債券ト農工債券トハ其特典ニ於テ多少相異ナル所アリ。卽チ勸業債券ニハ割增金ヲ附與スルノ外、農工債券ノ五倍ニ反シテ十倍ナルコト是レナリ。

第一割增金ナルモノハ果シテ如何ナル性質ノモノナルヤニ就テハ世間往々疑ヲ抱キ所謂富ナリトシテ之ヲ排斥スルモノアリ。幾分カ射倖心ニ訴フル所アルヲ以テ廣キ意味ニ於テハ或ハ之ヲ富籤ナリト斷言スルナルベシト雖モ明治元年ニ於ケル富籤禁止ノ布告ニ云ヘル富籤トハ全ク霄壤ノ差異アルモノナリ。其布告ニ曰ク

富興行之儀ハ兼テ御禁制ニ有之處近年諸國ニ於テ金錢融通ヲ名トシ或ハ社寺再建等ニ托シ興行致候向モ有之趣元來澆季之弊風僥倖ノ利ヲ以テ民心ヲ誘惑スルヨリ自然農工商共其職業ヲ惰リ往々之ガ爲メニ家產ヲ破リ候者モ不少哉ニ相聞ヘ以ノ外之事ニ候。斯ク御一新ノ折柄右樣ノ所業殊ニ御趣意ニ相戻リ候儀ニ付更ニ嚴禁被仰出候事

玆ニ所謂富ナルモノハ取拔無盡ノ類ヲ指シタルモノナルモ此割增金ニ在テハ決シテ斯ノ如キ惡結果ヲ生ゼザルノミナラズ元金ト利子トハ平等ニ分配サレ唯銀行ノ利益ノ幾分ヲ以テ富籤者ノ收得ヲ增加スルニ過ギザルガ故ニ之ガ爲メニ產ヲ破リ資ヲ盡スノ憂毫モ之アルコトナク加之此割增金付ノ債券若クハ公債ハ外國ニ在テモ往々利用サルルモノニシテ反テ細民ヲシテ貯

蓄ノ念ヲ生ジ資産ヲ作ラシムルノ利益ヲ見ル。故ニ彼ノ明治元年ニ於ケル布告ノ富籤トハ固ヨリ霄壤ノ差アルヲ以テ徒ニ此割增金ヲ排斥センガ爲メ之ヲ目シテ富ト爲シ世人ノ耳目ヲ驚カサントスルガ如キハ其當ヲ得タルモノニアラズ。蓋シ此割增金ハ寧ロ政府ノ信用ト銀行ノ信用卽チ日本勸業銀行ノ信用トノ差ヲ補フモノニシテ例ヘバ政府ガ五分利付百圓ニテ公債ヲ募集シ得ルニ方リ勸業債券ハ五分利付ニテハ百圓ヲ募集スルヲ得ズシテ或ハ九十六圓位ニアラザレバ應ズル者ナシト假定センニ此場合ニ於テ割增金ヲ附與シテ政府ノ公債ト同ジク百圓ニテ勸業債券ヲ募集シ得セシムル爲メニ設ケタル一ノ便法タルニ過ギザルナリ。故ニ數學上ノ方式ヲ以テ之ヲ示セバ（政府ノ信用―勸業銀行ノ信用―割增金）トナルナリ。而シテ割增金ヲ付スルハ敢テ射倖ヲ主トスルニアラズシテ成ルベク低利ニ債券ヲ募集シ得ル爲メニ設ケラレタルモノニ過ギズ。其斯ノ如ク低利ノ債券ヲ募集スルニ苦心スル所以ノモノハ畢竟此債券ノ利率低カラザレバ從テ低利ニ貸付クルヲ得ズ。果シテ然ラバ故ラニ不動產抵當銀行ヲ設立スルノ目的ヲ達スル能ハザレバナリ。是レ實ニ公益上止ムヲ得ザルノ便法タル所以ニシテ之ヲ以テ直ニ彼ノ普通ノ富ト同一視シ之ヲ排斥スルノ不可ナルヤ明瞭ナリ。

第二日本勸業銀行ニ拂込資本金十倍ノ債券發行ヲ許シタルハ地方ニ於テ或ハ農工債券ノ募集容易ナラザランカヲ憂慮シタルニ出デタルモノニシテ地方ニ於テ農工債券ノ募集容易ナラザルトキハ折角農工銀行ヲ設立スルモ其目的ヲ達シ難カルベキヲ以テ勸業銀行法第二十九條ニ於テ強大ナル信用ヲ有シ且ツ中央機關タル日本勸業銀行ヲシテ農工銀行ノ債券ヲ引受ケシムルコトヲ規定セリ。蓋シ農工債券ノ引受ハ其利益多カラズ。例ヘバ農工銀行債券ノ利率ヲ六分トシ日本勸業銀行債券ノ利率ヲ五分トスレバ其差僅ニ一分ノ利益ニ過ギズ。之ニ反シテ資金ヲ他ノ農工業者ニ貸付ストセバ或ハ二分以上ノ利益ヲ生ズベキヲ以テ農工債券ノ引受ハ日本勸業銀行ノ利益トセザル所ナルベケレバ卽チ債券發行ノ上ニ十倍ノ特權ヲ與ヘ割增金ヲ附與スルノ特典ヲモ附與シ法律ノ明文ヲ以テ農工銀行ヲ援助セシムルノ途ヲ設ケタリ。此方法ニ依テ始メテ中央ノ廣大ナル信用ヲ以テ地方ノ狹少ナル信用ヲ援助シ中央機關ト地方機關トハ其責任ノ各別ナルト同時ニ、

又同一ノ目的ニ向ヒ協同ニ働キ以テ互ニ其任務ヲ全クスルコトヲ得ベキナリ。

日本勸業銀行ニ於テ農工債券ヲ引受クルノ規定アリトスルモ全國數十ノ農工銀行ヨリ發行スル債券ノ全額ヲ一時ニ引受クルコトハ或ハ勸業銀行ノ力ノ及ブ能ハザル所ナルヤモ知ルベカラズ。從テ地方ノ農工銀行タルモノハ自ラ進デ債券ヲ發行シ得ルコトニ努メ己レノ業務ヲ愼重ニシ地方ノ資金ハ成ルベク己レノ信用ヲ以テ之ヲ收拾シ盡シ愈々募集シ能ハザルトキニ及デ始テ勸業銀行ノ引受ヲ要求スベク其未ダ募集ダモ試ミズ或ハ募集シ得ルノ途ヲ努メズシテ直ニ日本勸業銀行ヲ煩スガ如キハ引受請求ノ濫用ト云ハザルベカラズ。蓋シ農工銀行ニシテ己レノ營業ヲ愼マザルガ爲メ不信用ニ陷リ勸業銀行ニ實況ヲ調査セラルルノ結果（勸業銀行法第三十條）又ハ不當ノ要求ヲ爲シ若シ日本勸業銀行ノ爲メニ債券ノ引受ヲ拒絕セラルルコトアラバ實ニ農工銀行ニ取リテハ非常ノ打擊トナリ農工銀行タルモノ豈夫レ愼マザルベケンヤ。

又農工銀行ハ其營業區域內ノ府縣ニ於テハ全ク唯一獨占（農工銀行法第二條第三條）ノ特權ヲ有セリ。是レ既ニ述ベタルガ如ク營業上ノ競爭ヲ避ケンガ爲メニ然ルモノナレバ農工銀行ノ爲メニ圖ルニ決シテ其特權ヲ濫用シテ專橫壟斷ニ流ルルコトナク公利公益ヲ主眼トシテ働クコトヲ專一トセザルベカラザルハ勿論ナリ。若シ然ラズシテ專橫ニ失シ偏頗無謀ノ所爲アラバ非常ニ不利益ナル地位ニ陷ルヤ必セリ。

第四　監　督

勸業農工兩銀行ノ目的ハ公利公益ヲ增進シ殖產興業ヲ促スニアリテ又債券發行ノ上ニ於テ比類ナキ特權ヲモ附與サレタル以上ハ之ヲシテ其公共ノ爲メニ働キ公ノ目的ニ適合シ其特權ヲ濫用セシメザルガ爲メニハ勢ヒ嚴密ナル監督ヲ加ヘザルベカラズ。故ニ日本勸業銀行法第七章及ビ農工銀行法第五章ニ於テ政府ノ監督方法ヲ嚴密ニ規定セリ。而シテ中央機關タル日本勸業銀行ハ中央政府ノ膝下ニ在ルヲ以テ中央政府自ラ直接ニ監督權ヲ行フヲ得ルモ農工銀行ハ各地ニ散在スルモノナレバ中央政府直接ニ之ヲ監督センコトハ事

實困難ナルヨリシテ幾分カ之ヲ地方官ニ分擔セシメタリ。

何ガ故ニ斯ク嚴密ナル監督ノ規定ヲ設ケタルヤト云フニ、此銀行ニシテ若シ設立ノ目的ニ反シ、法律ノ規定セル範圍ヲ脫シ、例ヘバ不生產不確實ノ貸付ヲ爲スカ、債券發行權ヲ濫用スルカ、若クハ獨占權ヲ擅ニスルニ於テハ、其弊タルヤ農工業者ハ勿論延テ汎ク一般公衆ニ及ビ、非常ノ害毒ヲ流布シ、實ニ容易ナラザル結果ヲ生ズベク、事若シ玆ニ至レバ農業工業ハ困難ニ陷リ、信用ノ崩潰ヲ來シ、債券所有者モ亦非常ノ損害ヲ蒙リ、殆ンド一般ノ恐慌ヲ生ジ、國家ノ經濟ヲシテ紊亂セシメンモ未ダ知ルベカラズ。是レ勸業農工兩銀行ハ其非常ナル利器タルト同時ニ又非常ニ危險ナル分子ヲ含ムモノナレバ、其利器ヲ安全有益ニ活用セント欲セバ、銀行自ラ注意ヲ怠ルベカラザルハ勿論、銀行ヨリ資金ヲ借入ルルモノモ亦警戒ヲ加フルト同時ニ、政府ハ嚴密ナル監督ヲ以テ之ニ臨ムノ必要アリ。隨テ監理官ノ撰定其宜シキヲ得、主務大臣モ亦間斷ナク充分ノ力ヲ盡シテ濫用違法、失敗ノ結果影響ヲ想像スレバ、慄然トシテ寒心スベキモノアルヲ以テ兩銀行ノ監督ハ周到嚴密ナルガ上ニモ尙周到嚴密ナラザルヲ得ズ。

第五　補　助

日本勸業銀行農工銀行ハ既ニ種々ノ義務ヲ負擔シ、又嚴密ナル監督ノ下ニ立ツノミナラズ、創業ノ際ニ在テハ如何ナル銀行ト雖モ其利益多カラズ。殊ニ此兩銀行ハ其性質トシテ利益ヲ目的トセザルモノナルニヨリ、玆ニ國庫補助ノ必要ヲ生ズ。蓋シ會社ノ補助ニ二ノ方法アリ。之ヲ大別シテ所謂總額補助利益補助ト爲ス。總額補助ハ年々一定ノ金額ヲ貸付若クハ交付スルニアリ。利益補助ハ其利益ノ或程度ニ達セザル場合ニ於テ、之ヲ補充又ハ保證スルニアリ。而シテ總額補助ハ頗ル簡單ニシテ便利ナレドモ、又少シク事ノ實際ニ適合セザルノ憂アリテ、卽チ損失アルモ利益アルモ、等シク一定ノ金額ヲ補助セザルベカラズ。利益補助ハ之ニ反シ利益ノ多少ニ應ジテ補助スルノ便益アリト雖モ頗ル手數ヲ要スルモノニシテ、若シ銀行ノ申告スルガ儘ニ一任スルニ於テハ、計算ヲ作爲シテ故ラニ利益ノ少ナキヲ裝ヒ國庫ノ補助ヲ多額ナラシムルノ弊ナキヲ保セズ。故ニ國庫ヲシテ不當ノ負擔ヲ免レシメンニハ、嚴密ナル監督ヲ加フルハ勿論、尙ホ日々ノ業務收支ニマデ干涉セザルヲ得ザルニ至リ、或ハ營業上妨害ヲ與フルノ憂ナキニアラズ。斯ノ如ク此ノ二個ノ補助方法ニハ各得失ノ差アリト雖モ、亦充分ノ監督ダニ行ハレナバ利益補助ノ方法强チ却クベキニアラズ。是レ彼ノ直接ニシテ充分ナル監督權ノ下ニ立テル唯一中央機關タル日本勸業銀行ニ向テハ、利益補助ノ方法ヲ採用シ、該法第五十五條ニ依テ利益ノ配當百分ノ五ニ達セザルトキハ、政府ハ之ヲ補足スルノ制ヲ採リタル所以ナリ。然レドモ其數極メテ多ク、各地ニ散在セル地方農工銀行ニ在テ利益補助ノ方法ヲ用フルハ、其當ヲ得難カルベキニ依リ、總額補助ニシテ幾分カ利益補助ノ效用アル一種ノ方法ヲ採用セリ。此方法ニ依レバ、先ヅ凡ソ一千萬圓ヲ以テ之ヲ各府縣ノ（沖繩縣ヲ除キ）有租地反別（此內ヨリ宅地・鑛泉地・池沼ヲ除キ）百町歩ニ付キ七十圓以內ノ割合ヲ以テ各府縣ニ交付シ（農工銀行補助法第一條）、府縣ヲシテ其交付金ヲ以テ農工銀行ノ株式ヲ引受ケシメ、之ガ株主タラシム。然レドモ是レ唯ニ府縣ヲ益スルニ止マラズシテ、創立初季ヨリ五ケ年間ハ、府縣ヲシテ其株式ニ向テ配當金ヲ得セシメズ（補助法第四條第一項）、以テ農工銀行ノ利益ヲ補助スルト同一ノ結果トナルナリ。又次ノ五箇年間ハ府縣所有ノ株金ニ對スル配當金ハ、農工銀行ノ準備金トシテ之ヲ積立テシム（補助法第四條第二項）。是レ銀行ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルヲ目的トセルモノナリ。十ケ年ノ後ニ至テ、始メテ府縣ハ他ノ一般株主ト同ジク利益ノ配當ヲ受ケ、府縣ノ收入ヲ增加スルニ至ルベク（補助法第五條）、若シ又府縣ノ希望ニ依リテハ、其引受ケ得セシム（補助法第七條）。北海道沖繩縣ニ在リテハ地方機關ノ具備未ダ充分ナラザルガ故ニ、止ムヲ得ズ直接ニ農工銀行ニ向テ一定ノ金額ヲ交付スルノ制ヲ執レリ。

方今我國ニテハ地方自治ノ精神未ダ充分ノ發達ヲ爲サズ、自治團體ヲ以テ純然タル行政的團體ト見做セルモノ少ナカラズ。抑モ自治團體ナルモノハ、元來主トシテ經濟的必要ヲ充ス爲メニ設クベキモノナルニ、我國ノ如ク行政上ノ働キノミヲ以テ甘ズルガ如キハ、自治制ノ效用少ナキニ似タリ。現ニ各市町村ニ於テ國家ト同

ジク多額ノ租稅ヲ賦課スルノ狀況ナルモ、自治制ナルモノハ租稅ニ重キヲ置クベキニアラズシテ、寧ロ基本財産收入ヲ以テ經費ヲ支辨スベキモノナリ。是レ卽チ自治財政ト國家財政トノ大ニ異ナル點ノ一ニシテ、未ダ自治精神ノ充分了解セラレザル今日ニ在テハ、止ムヲ得ザルコトトハ云ヘ、今ヤ自治制ノ經濟的必要ヲ覺知セシメ、其實行ヲ努メザルベカラザルノ時勢ニ際セリ。而シテ今日ノ如ク市町村ニシテ其基本財產ニ乏シクバ、到底此目的ヲ達スルコト能ハザルガ故ニ、市町村ノ基本財產增加ノ必要アルト、且ツ銀行補助ノ目的ニ適フノ利益アルトニ依リ、府縣ノ引受株ハ府縣ノ望ニ依リ、之ヲ基本財產トシテ市町村ニ交付スルコトヲ許シタリ。之ニ由テ觀レバ農工銀行補助法ノ目的トスル所ハ甚ダ少ナカラズシテ、利益補助ノ缺點ヲ避クルコト、府縣ノ收入ヲ增加スルコトノ如キハ、卽チ最重要ナルモノナリトス。此他銀行ノ利益多カラザル間補助ヲ爲スモ亦主要ノ目的ナリ。尙一ツノ目的ハ監督者タル府縣ヲシテ其株主タラシムルニアリ。是レ頗ル妙味多キ方法ニシテ、卽チ農工銀行法ニ依リ府縣ハ監督者ノ一部分タルト同時ニ國庫ノ交付金ニ依テ銀行ノ株主トナルモノナリ。而シテ通常ナル監督者ト株主ヲ兼ネタル監督者トハ、實ニ監督厚薄ノ差非常ニ大ニシテ、後者ニ在テハ單ニ職務ノ問題ニ止マラズシテ利害ノ問題ヲ生ジ、監督ノ懇篤ナル上ニ於テ著シキ差異アルモノナレバ、此方法ハ農工銀行ノ監督ヲシテ周密懇篤ナラシムルニ於テ、其策ノ最モ得タルモノナリ。

第六　結　論

日本勸業銀行及ビ農工銀行ノ大意ハ上來述陳セルガ如シ。此兩銀行ニシテ法律ノ期スルガ如ク完全ナル働ヲ爲スヲ得バ、玆ニ始メテ本邦農工業者ニ向テ其發達ノ充分ナラザルヲ責ルヲ得ベシ。今日ノ如ク高利短期ノ資金ヲ使用シテ以テ農工業ニ其改良發達ヲ促スハ、是レ難キヲ以テ人ヲ責ムルモノニシテ、殊ニ農業ニ至テハ全ク望ムベカラザル事ニ屬ス。現ニ高利ノ資金ヲ借入レタルモノハ、永久其負債ヲ償還スルニ由ナキノミナラズ、債務ハ益々膨脹シ、土地ハ遂ニ引上ラルルニ至リ、年ヲ追ウテ小作人ノ數ヲ增加シ、市街移住者ノ多キヲ來スハ其證ナリ。而シテ小農小工ハ殊ニ我國ノ生產上ニ至大ナル關係ヲ有スルモノナルニモ拘ハラズ、此等小農工者ヲ此ノ悲境ヨリ救ヒ出スニアラザレバ、大資本壓制ノ弊ヲ生ジ、生產發達得テ望ムベカラザルノミナラズ、他日社會問題ヲ喚起スベキヲ奈何セン。好シ假リニ財本ノ分配如何ハ敢テ問フニ遑ナシト斷定スルモ、資本ヲシテ確實有益ナル投下ノ途ナキニ苦マシメ投機ニ流レ奢侈ニ赴カシムルノ處アルヲ如何セン。殊ニ列國經濟上ノ競爭場裏ニ立テル我國ニ在テハ、努メテ此等機關ヲ完全ニシ、大ニ之ヲ利用セザルベカラズ。蓋シ先進國ガ競爭場裏ニ潤步シテ輸贏ヲ賭スルハ皆實ニ此等ノ機關ヲ始メトシ、信用組合等生產組織ノ完備セルニ職由ス。其組織完全ナル彼等ニ對シ、不完全ナル組織ヲ以テ競爭ヲ試ミントスルハ、恰モ脆弱ナル和船ヲ以テ堅牢ナル鐵艦ニ向フニ等シク、商工業上ノ交戰ニ於テ失敗セザラントスルモ豈夫レ得ベケンヤ。故ニ此法律ノ監督ニ任ズル者ハ勿論銀行設立者及ビ之ガ株主タル者ハ、能ク兩銀行設立ノ目的、法律制定ノ趣旨ヲ誤ラザルコトヲ努メ之ヲ利用スルモノモ亦誤解妄想ヲ避ケ、銀行既ニ設立セラルルノ曉ニハ何時ニテモ如何ナル事業ニ向テモ低利長期資金ノ供給セラルルガ如ク思惟スルハ誤解ノ最モ甚シキモノナリトス。斯ノ如ク空想ヲ抱クモノニ向テハ銀行ハ其利益上貸付ヲ拒絕スベク、法律又其貸付ヲ是認セザルナリ。故ニ此銀行ヲ利用セントスルモノハ、須ラク確固タル收益ノ見込ヲ立テ、確實ナル抵當ヲ有シ、生產的ノ範圍ヲ脫セザル限ニ於テ、始メテ資金ノ供給ヲ仰グコトヲ得ルモノトナルコトヲ服膺セザルベカラズ。幸ヒ兩銀行法ニシテ完全ニ實施セラレ、其目的ヲ達シ、銀行モ亦其任ヲ完ウセバ、殖產興業始メテ望ムベク、國家ノ生產力ハ玆ニ增加シ、富國强兵ノ根本始メテ具備スベシ。其能ク此ノ如クナルコトヲ得ルハ、一ニ當事者其人ヲ得ルト否ト、之ヲ利用スル決心如何トニアリ。望ラクハ上下貧富全力ヲ注射シテ、以テ此大業ヲ完成センコトヲ。

第二項　合併問題の由來と經過

日本勸業銀行は明治三十年六月七日大藏大臣の設立認可を得、同年八月二日を以て開業し、農工銀行は明治三十一年一月より翌年九月に至る迄に四十五行の開業を見、三十三年八月阿波農工銀行を

最後として、全國四十六行の設立を完了せり。當時本邦財界は日清戰後の反動期に在り、金融頗る緊縮の狀態に在りしを以て、勸業銀行に對する借入申込相踵ぎ、忽ち拂込資本金を殆ど貸盡し、割增金附債券を發行して資金を調達せざるを得ざる狀態に在り、農工銀行も亦同樣にして、開業早々にして其の拂込資本金を盡さんとせり。農工銀行は勸業銀行と異り、無制限に定期預金を受入るることを許されしを以て、該預金の受入に依る資金吸收の方法なきにあらざりしも、未だ普通銀行・貯蓄銀行・郵便局等の班に伍して、多額の定期預金を吸收するが如きことは不可能にして、結局農工債券の發行に依り資金を得るの外なかりしなり。勸業銀行は農工債券を引受け以て資金を融通すべきものなりしが、當時勸業銀行定款の定むる所に依れば、農工債券の引受額は發行總額の三分の一以內に限るものにして、從て農工銀行自ら三分の二を募集し得る場合に非ざれば、之に應ずること能はざりしものなり。他方當時に於ては、一般的に有價證券に關する知識に乏しく、殊に勸業債券は本邦初めての制度なりしを以て、其の性質を理解するもの甚だ僅少なりしかば、割增金を附與して尙且つ其の發行を困難としたり。されば同行に於ては全力を擧げて之が宣傳普及に努め、大藏省は預金部に於て應募不足額を引受け、勸業債券の確實性安全性を保障すると同時に、一方地方長官に訓令を發し、更に之を郡市町村長に移牒せしめ、以て八方其の普及に努めしかば、勸業債券は啻に中央のみならず、漸次地方にも普及し、良好なる成績を擧ぐることを得、從て勸業銀行の貸付も亦順次進展することを得たり。之に反し農工債券には割增金なきのみならず、其の利率は一方に於て貸付金利子最高步合の制限ある爲め、自然高率となり得ざる關係にありしを以て、之が發行は依然として殆ど不可能なる狀態にありき。茲に於てか農工銀行同盟會は、第一回大會の劈頭其の決議を以て、農工債券發行難の實狀を訴へ農工債券に對しても割增金を附與され度き旨を請願するに至れり。之に對し大藏省に於ては、元來勸業・農工兩銀行の關係は頗る密接にして、農工銀行は勸業債券の募集に盡力し、勸業銀行は農工債券を引受けざるべからざるに拘らず、今農工債券に對し割增金を附與するが如きことあらんか、勢ひ兩銀行間に競爭の弊を生じ、其の組織を破壞するものなりと爲し、同盟會の請願を却下したり。仍て農工銀行同盟會は其の希望を拋棄したるも、明治三十三年に至り、政府は切實なる地方產業資金の需要に應ずる爲め、法律を改正して新に代理貸付制度を設け、勸業銀行の資金を農工銀行に對し融通するの途を開けり。代理貸付制度は後年に至り頗る好成績を收めたるも、該制度開始の當時に於ては其の成績必ずしも良好ならずして、農工銀行は依然資金難を訴ふるの實狀にありしが、次で明治三十五年に至り耕地整理法の改正あり、該事業に對する資金融通の必要上政府は法律を改正して、勸業銀行に於て農工銀行の取得せる貸付金の債權及抵當權を擔保と爲し、以て農工銀行に資金を融通するの途を開けり。之れ所謂特別擔保貸付制度にして、該方法に依り農工銀行の固定せる資金を再び流動化することを得たり。斯て農工銀行は代理貸付及特別擔保借入に依りて營業を維持し、他方勸業銀行の業務は年と共に發展したるが、爾後明治三十七年日露戰役の勃發するに及び資金の需要は減少し、戰時及戰後の好況時代を通じて營業は不振の傾向に在り、次で明治四十年上半期に入り財界の反動起るに及び、漸く資金の需要を喚起せり。然るに農工銀行の資金難は依然たるものあり、而も其の營業範圍狹小にして、到底時代の進運に卽せざるものありしかば、同年四月の同盟會は營業範圍の擴張及資金の調達方に就き大藏省に陳情したり。大藏省に於ては之を諒とし、現行制度の改正に就き大藏省・內務省・勸業銀行・興業銀行及農工銀行同盟會委員等の間に於て根本的對策を協議したり。而

して右聯合協議會に於ては、勸農兩銀行を合併し、唯一の不動産銀行を設立せんとする案を立てしも大藏省審議會に於て否決され、次で農工銀行間の任意合併と、勸業銀行貸付範圍の擴張とに就き改正法律案を起草したるも、之れ又否決せられたり。其の後同年十月農工銀行同盟會大會に於ては、再び營業範圍の擴張、貸付金用途の制限撤廢及資金調達方法等が問題となり、委員會は之に關して大藏省より五百萬圓の低利資金の融通を受くること、全國農工銀行を合併して不動産抵當銀行と爲すことの二件を決議して本會議に報告したるも、本會議に於ては異論を唱ふるものあり、遂に否決せられたり。然るに右會議に於て勸農兩銀行の合併を主張せる者あり、遂に同盟會委員は本問題に關し愼重審議を遂ぐるに決し、大藏省と共に調査研究の上具體案を樹つることとせり。

爾後同盟會委員は本問題に關し討議研鑽の結果、旣に日本勸業銀行が存在せるに拘らず、別に農工銀行を合併して不動産抵當銀行を設立するが如きは、屋上屋を重ぬるが如き感なき能はず、却て弊害を釀成するに至るべきを以て之を中止し、又新に不動産抵當銀行法を制定し、勸農兩銀行を之に合併せしむるが如きことも、其の方法の任意なると强制なるとを問はず不可なりと爲し、結論として勸農兩銀行の任意合併案を立案するに至れり。該案の要項左の如し。

日本勸業銀行農工銀行合併ノ件

一現行日本勸業銀行法ヲ改正シテ唯一ノ機關タル日本勸業銀行法ヲ制定シ之ト同時ニ農工銀行法ヲ改正スルコト。

二農工銀行ハ日本勸業銀行ヘ合併スル爲メ其ノ財產(權利義務)ノ全部ヲ日本勸業銀行ヘ讓渡シテ解散シ日本勸業銀行ハ農工銀行ノ營業所ニ支店ヲ置クベシ。茲ニ特ニ讓渡ノ文字ヲ用フルモノハ買收的合併ノ方法ヲ採ラントスルモノナリ。

三日本勸業銀行ハ合併ニ依リ增加スベキ農工銀行ノ株金額ニ應ジテ其ノ資本ヲ增加スベシ。

四日本勸業銀行增加株式ニ對スル第一回拂込金ハ、商法第百二十三條ノ規定ニ依ラザルコト。

五農工銀行ハ其ノ財產ノ全部ヲ日本勸業銀行ニ讓渡シテ解散ヲナス場合ニハ日本勸業銀行總裁ト農工銀行取締役トノ協議ヲ以テ讓渡ノ對價ヲ定ムベシ。

前項ノ協議調ハザルトキハ、大藏大臣ニ申請シテ評價人ヲ設クベシ。

六大藏大臣ハ評價人ノ報告ヲ調査シテ其ノ對價ヲ裁定スベシ。

前項ノ裁定ニ對シテハ双方異議ヲ唱フルコトヲ得ズ。

七讓渡ニ關スル手續ハ、商法第七十八條乃至第八十二條ヲ準用ス。

八讓渡ニ關スル株主總會ノ決議法ハ、商法第二百九條ノ規定ヲ準用ス。

九農工銀行ノ株主ハ讓渡ニ相當スル日本勸業銀行ノ增加株式ヲ引受クルモノトス。故ニ事實ハ農工銀行ノ株式ハ交換的ニ日本勸業銀行株式ニ變ズルモノナリ。

十府縣知事ハ農工銀行ガ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ、其ノ所有株式ハ府縣會ノ決議ヲ經テ之ヲ市町村ニ交付スベシ。

農工銀行同盟會委員は右の如き成案を得て之が實行方に就き大藏省に陳情せり。大藏省に於ては該案に基き精細綿密に研究を遂げたるも今俄に現行制度を改革する必要なしと認め、暫く現行制度を維持することに決定したるを以て、第一次合併問題は茲に終熄せり。而も右の如き立案は本問題に關する最初の具體案にして、爾後に於ける勸農合併問題の解決に對し、事實上重大なる基礎案となりしことは、特に注目すべき所なりとす。

斯て第一次合併問題は結局不調に終り、而して農工銀行當面の急務とする資金の充實に就ては、預金部及勸業銀行の兩者より融通を受くるの外なかりしが、預金部には其の餘裕少き爲め、所詮大藏省

及勸業銀行が協力して勸業債券を募集し、其の資金を以て農工銀行に融通を與ふるの外なかりき。茲に於てか勸業銀行に依る代理貸付の最盛時代を現出し、斯る狀勢は明治四十年下半期より大正五六年頃迄繼續したり。

之より曩き明治四十四年三月勸農兩銀行の要望に依りて兩銀行法の改正あり、多年兩行の進展を妨げたる貸付目的及其の用途に關する制限撤廢せられ、單に市街地貸付金額に一定の制限を受くるの外、總ての不動產に對し抵當貸付を爲し得ることとなり、資金の需要亦從て巨多となりし結果、兩行共に大なる發展を遂げ得たり。而して當時勸業銀行は專ら資金の吸收に勉め、之を普く全國農工銀行に融通せしかば、勸業銀行は資金調達の中央機關たり、農工銀行は其の貸付機關なるかの如き分業的組織を出現したるが、既にして歐洲大戰の勃發に因る財界の好況に際會するや、從來の資金難に反して資金橫溢難に陷り、兩銀行共に資金の消化難を呻つに至れり。卽ち異常なる正貨の流入と資金の增殖との爲め、債券の發行は頗る容易となりしも、新規貸付金の需要起らず、却て貸付金の期限前償還增加し、勸農兩銀行共に餘裕金の運用に惱殺せらるる有樣なりき。期限前償還は大正五年下半期以降に於て愈〻增加し、前に述べし如く勸業銀行の如きも償還金が遙に新規貸付金を超過する狀態にして、餘裕金運用の爲め勸農兩銀行共に町村耕地整理組合等に對する貸付に進出することとなりしかば、圖らずも茲に勸農兩銀行間のみならず、興業銀行との間に於ても貸付業務上の摩擦を生ずるに至れり。從來勸業銀行は割增附債券資金の半額を以て直接貸付に供し、他の半額を以て農工銀行に融通して代理貸付と爲し、農工銀行は殆ど右資金を以て營業の發展を期したるものなるが、今や此の如き秩序破れ、直接たると間接たるとを問はず、一般に貸付金期限前償還の夥しくなるに至らんか、兩行共に自衞上直接貸付に努力すべきは所詮已むを得ざる所なり。況や勸業銀行は十數年に及ぶ經驗を經、漸次各地方の情況に通曉し、全國に亙り實狀に卽して貸付を行ひ得るに於てをや。されば自然の大勢は遂に兩銀行の同種機關重複の弊害を如實に示現し、而して旣に事情此の如くんば、中央地方兩銀行の大小聯絡主義の特色は喪失したるものと謂はざるべからず。卽ち勸業銀行は大正六年五月、大阪市に支店設置の認可を申請すると共に、貸付利率特に短期貸付利率を引下げ、以て直接貸付の增加に努力したり。之に刺戟されたる市街地農工銀行は、同年六月臨時大會を開き、勸業銀行に對し貸付の制限其の他の件に關し交涉する所ありたるも、勸業銀行の承認する所とならざりしが、而も此の如き事態の發生を動機として、世上兩行の合併を論議するもの漸く多く、勸業銀行に於ては遂に本問題に關し大藏省當局と意見を交換し、其の結果大藏省に對し兩銀行の合併案を提出するに至れり。

他方農工銀行同盟會も亦同年十一月の大會に於て、法律を以て勸農兩銀行營業の分界を定むるか、或は一擧にして兩者の合併を實行するか、何れにせよ根本的に對策を講ずるの要ありと爲し、種々討議を重ねたるが、結局農工銀行の獨立自存を前提として對策を講ずることとなり、其の立案方を委員に委囑し、委員は慥て成案を得て之を大藏省に提出したり。其の後大藏省に於ては愼重審議の結果大正七年一月大體の成案を得て之を勸農兩銀行に內示したるが、本案は勸業農工兩銀行の關係に就ては、現狀を維持すべきものなりと認め、而して兩行の改善案として當時行はれたる諸說を揭げ、之に對し大藏當局の批判的意見を附したり。卽ち當時兩銀行の改善案としては甲勸業銀行を以て單に資金蒐集の機關と爲し、貸付は總て農工銀行をして之を行はしむべしとするもの（乙農工銀行を打つ

て一丸と爲すか、或は成るべく合併を圖りて數個の大銀行と爲し、之に割增附債券發行の特權を與へんとするもの（丙）勸業銀行と各農工銀行とを合併せんとするもの（丁）各農工銀行を合併せんとするもの等を存せしが、大藏省は此等の諸說を詳述したる後、其の所見を大要次の如く述べ、且別に大藏省獨自の成案を示したり。其の中甲・乙兩案は勸農兩銀行の合併問題とは直接の關係なきを以て、茲には丙・丁兩案に關する大藏省の見解のみを紹介すべし。

『丙說ハ所謂銀行ノ中央集權主義ヲ根據トスルモノニシテ、之ヲ經濟的ニ觀察スレバ資本ノ合同ハ近世事業經濟ノ大勢ナリ。加之勸業銀行ヘノ合併ハ、株主ノ營利心ヲ滿足セシムベキヲ以テ、比較的容易ニ實現シ得ベシト雖モ、農工金融ノ如キ事業ノ性質ガ地方的且ツ分散的ニシテ、社會政策ニ根底ヲ置クコト深キモノニ在リテハ、單一ノ勸業銀行ヲ以テ果シテ克ク全國ニ行キ亙リ、資金ヲ普ク行渡ラシメ、以テ其ノ目的ヲ達成シ得ルヤ否ヤ頗ル疑問ナキ能ハズ。蓋シ自由競爭ノ伴ハザル極端ナル集中ハ、勢ヒ獨占ノ弊害ヲ暴露シ、假令監督官廳ノ威ヲ以テスルモ容易ニ之ヲ矯ムルコトノ出來ザル處アリ、遂ニハ小成ニ安ンジテ以テ全國農工資金調節ノ屈伸力ヲ失フニ至ルヤモ圖ルベカラズ。況ンヤ黨爭ノ弊ハ獨リ地方ニ限ラズ、中央モ亦同樣ナルベキ場合ヲ想像スルニ於テハ、其ノ害毒ノ恐ルベキモノナキニアラズ。サレバ丙說ハ考慮ニ値スベシト雖モ、此ノ儘ヲ以テ採用シ得ザルモノトス。

丁說ハ所謂銀行ノ地方分權主義ヲ根據トスルモノニシテ、農工金融ノ本質ニ鑑ミ、最モ理論ニ適スルノミナラズ、農工銀行ヲ救濟スル實行手段トシテ正ニ一案ナルベシト雖モ、現ニ日本勸業銀行ガ割增附特權ヲ擁シテ、全國ニ其ノ勢力ヲ揮フ現行ノ制度下ニ於テ、農工銀行ノ實力ハ到底勸業銀行ニ及バズ、前者ハ漸次後者ニ屈服セザルヲ得ザルベク、特權ニ等差アル二種銀行ノ併立ハ理論上兩立ヲ困難ナラシムル制度ナルヲ以テ、之亦此ノ儘ニテハ實行ニ移シ難キモノナリ。』

斯て大藏省は丙・丁兩案共、其の儘に於ては實行不可能なりと爲し、實行案として別に勸業・農工兩銀行の合併竝に農工銀行間相互合併を擧げ『以上述ベシ丙丁兩說ハ各長所ヲ有スルト共ニ、一面缺點ヲ伴フモノナルヲ以テ、兩說ヲ補正シテ玆ニ勸業銀行ト農工銀行トノ合併竝ニ農工銀行相互合併說ヲ主張セント欲ス。卽チ一方ニ於テ勸農兩行ノ合併ヲ容認スルト共ニ、他方農工銀行ヲ存在セシメ、且ツ其ノ間ニ於ケル相互合併ヲ容認シ、而シテ一面勸業銀行ニ對シテハ、從來ノ如ク割增附債券ノ發行ヲ許容スルモ、其ノ市街地貸付ヲ制限シ、且ツ割增附債券ノ發行ニ依ル資金ハ、之ヲ市街地貸付ニ使用スルコトヲ禁ジ、他面農工銀行ニ對シテハ債券發行力ヲ資本金ノ十倍ニ擴張スルト同時ニ、市街地貸付ヲ自由トシ、更ニ大體ニ於テ兩者ノ營業分野ヲ明ニシ、兩兩相俟テ農工及不動產金融ノ大局ニ處セシムベシ』と說き、而して之が具體策として概ね次の如き要領に基き、日本勸業銀行及農工銀行合併に關する單行法を制定すべしと爲したり。

一、農工銀行ハ日本勸業銀行又ハ他ノ農工銀行ト合併スルコトヲ得。

二、農工銀行又ハ日本勸業銀行ガ合併セントスルトキハ、大藏大臣ノ認可ヲ要ス。

三、合併ニ依リ消滅シタル農工銀行ノ發行シタル農工債券ハ合併後存續スル銀行又ハ合併ニ依リ設立シタル銀行ノ發行シタルモノト看做ス。

四、合併ニ關シ商法ノ除外例ヲ設ケ、以テ合併ノ手續ヲ容易ナラシム。

五、合併ノ結果、不動產登記ニ及ボス事故ヲ簡明ニ決定ス。

六、存續ヲ欲セズ且ツ合併ヲ希望セザル農工銀行ニ對シテハ、普通銀行トナルノ途ヲ開ク。

七、府縣ハ農工銀行補助法ニ依リ引受ケタル農工銀行株券ヲ產業組合中央銀行ノ出資ニ充ツベシ。

八、產業組合中央銀行法ハ別ニ之ヲ定ム。

勸業銀行は此等の內示案中二三の點に關し反對を表示し、農工銀行亦急遽同盟會大會を開き、本案

に就き協議を遂げたるも、未だ研究の餘地ありと認め、政府に於て相當考慮あり度き旨を陳情したり。茲に於てか大藏省は本案の議會提出を見合すと共に、農工銀行同盟會の陳情に依り、大藏省臨時國民經濟調査會金融部に於て此の問題を調査研究するに決し、大正七年八月大藏省當局、勸農兩銀行代表者及學識經驗者等より成る調査會を設け、大藏省案に就き前後四回に亙り討議を累ねたり。然れども諸說紛々として容易に一致を見ざりしのみならず、時恰も米價高騰に因る騷擾各地に勃發し、政界亦甚だ多事なりしを以て、一先づ現狀を維持することに議決し、第二次合併問題も終に何等の成果を擧ぐるに至らざりき。

第三項　合併法の成立と合併の實施

前述の如く勸農兩銀行合併問題は、前後二回に亙り大藏當局及兩行當事者の間に於て種々討議せられしも、兩回とも實現の運びに至らずして熄みたりき。然れども勸業銀行に於ては引續き研究を怠らず、大正八年下半期中、農工銀行の合併は產業の發展上最も急を要するものなることを述べ、具體的合併案を具して之を大藏省に提出し、大藏省に於ても亦愼重に調査研究を進めたり。當時財界は打續く異常なる好景氣裡に推移したるが、大正九年三月の恐慌に依りて、府縣農工銀行は再び資金調達の爲めに苦心を要することとなり、復又農工銀行中合併を要望するものあるに至れり。此の間大藏省の調査は大に進捗し、大正十年一月末日勸業銀行に對し合併要旨及勸業銀行法中改正案の內容等を內示し、勸業銀行は之に對し修正乃至補充の希望意見を開陳したり。斯くて大藏省の準備全く成り同年二月十七日大藏省銀行局長は勸業銀行及農工銀行同盟會實行委員に對し、合併に關する法律草案を內示したる上、三月二日右法律案を第四十四回帝國議會衆議院に提出したり。議會に於ては種々論議を盡したる後結局貴族院に於て『地方參與』を『顧問』と修正せられたるのみにして通過し翌月二十二日法律第八十號を以て公布せられ、茲に明治四十年以來の懸案は、一先づ法律上の解決を告げたり。法律の全文左の如し。

法律第八十號(大正十年四月二十二日)

第一條　農工銀行ハ日本勸業銀行ニ合併ヲ爲スコトヲ得

日本勸業銀行及農工銀行ハ前項ノ規定ニ依リ合併ヲ爲サムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二條　合併ニ因リテ消滅シタル農工銀行ノ農工債券ハ之ヲ勸業債券ト看做ス

第三條　日本勸業銀行及農工銀行カ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第七十八條第二項ノ規定ニ依リテ爲スヘキ催告ハ預金者保護預ケ人竝記名ノ勸業債券及農工債券ノ所有者ニ對シテハ之ヲ爲スコトヲ要セス

第四條　日本勸業銀行及農工銀行カ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ商法第七十八條第二項但書ノ期間ハ一月迄之ヲ下スコトヲ得合併ニ因ル株式併合ノ場合ニ於テ商法第二百二十條ノ二但書ノ期間ニ付亦同シ

第五條　日本勸業銀行ハ農工銀行ト合併ヲ爲シタルトキハ當該農工銀行ノ本店及支店ノ所在地ニ支店ヲ設クヘシ但シ日本勸業銀行ノ本店又ハ支店ノ所在地ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

勸農兩銀行合併法は、內面に於ては合併統一を以て終局の目的と爲し、實行上暫く藉すに時日を以てし、任意に合併を遂げしめんとしたるものにして、大藏大臣高橋是清は帝國議會に於て本法の精神に就き概要左の如く說明したり。

『近時農工銀行中には農工債券の發行容易ならざる爲め資金を得るに苦しみ貸付の普及を圖るに不便あるを以て、勢ひ勸業銀行に合併方を希望するもの勸からざるに至れり。惟ふに勸農兩銀行が二つに分れ中央地方

の分野を明かにして活動するは兩行設立當初の精神にして、此は畢竟中央機關のみを以てしては、地方の事情に精通を缺き、地方農民の需要に應じ廣く資金を普及し得ざるべしとの懸念に出でたるものなり。然るに今日に至りては設立以來二十有餘年の星霜を經て、勸業銀行は充分地方の事情に通じ、地方に於て勸農兩銀行の競り合ふが如き場合に於ても、互に競爭を避くる必要を認め、或る條件の下に活動するが如きこととなり、從て中央集權の機關を以てしては地方の事情に精通し得ずと爲したる當初の懸念は既に消滅せり。仍て農工銀行中其の貸付資金を得ること甚だ困難にして、勸業銀行に任意合併を希望するものあるに於ては之を合併し、勸業銀行の强大なる資金を以て低利長期の貸付に努めしむるに至らば地方の農工金融を圓滑ならしむる上に於て裨益する所尠からざるなり。されば兩者合併の途を開くことは、本邦經濟界の趨勢に鑑み、最も必要なる所なりと謂はざるべからず。而して其の合併の方法は任意と爲し、農工銀行自ら充分なる活動を爲し得るものは從來の如く之を存續せしむべく、合併の結果或は資金が中央に集中し、却て地方に於ける資金の普及を妨ぐるにあらずやとの說ありと雖も、此の懸念に對しては、農工銀行の合併せる地方には、必ず支店を設くる義務を負はせ、且つ支店には地方參與を置き、其の貸付業務に參與せしむるものなり。又政府は地方監理官を置きて、支店貸付金分布の公平を期せしむる等諸般の施設に周到なる注意を拂ふ外、更に割增金附債券の發行に依りて得たる資金は、特に低利を主として農業、公共團體、各種組合及十人連帶の貸付等に向け、以て地方貸付金の潤澤と普及とを圖るべし。合併を欲せざる農工銀行に對しては、勸農兩銀行間に現存する協定、卽ち勸業銀行は一口三千圓以下の貸付に對し手を出さゞること、割增附債券に依る募集金の半額を割きて農工債券を引受くること等を依然存續せしむるものとす。或は勸業銀行の强大なる力を以て、農工銀行を壓迫するに至るべしと說くものあるも、此の如き事は政府に於て絕對に惹起せしめざるべく、唯農工銀行が割增附債券資金を得たる場合に限り、其の資金の用途に付き勸業銀行同樣の制限を附すべきのみ。』

勸農兩銀行合併の利害得失に關しては、右法律の成立前既に種々論議せられし所なるが、本法律案が議會に提出せらるるに及び、之が利害に關する論議は一層喧噪を極めたりき。試みに左に法律案提出の際行はれし贊否兩論の梗概を揭げ、以て聊か參考に供する所あらんと欲す。

（一）贊成論

一、兩銀行分立の理由消滅せる事

兩銀行創立當時は唯一の勸業銀行を以て廣く全國大小の產業者に資金を普及することは容易ならず、且つ基礎の未だ定まらざるに當り、廣く各地に支店を設置するが如きは、其の負擔に堪へ得ざる所たり、又若し萬一にも一二の支店に不慮の蹉跌を生ずるが如きことあらんか、累を全般に及ぼすの虞あるべきなり。仍て別に地方的機關として農工銀行を設立し、小口抵當貸付と對人信用貸付との任に當らしめたるものなるも、二十餘年後の今日に於ては大に趣を異にし、勸業銀行は漸次經驗を積み、基礎亦鞏固となりて、小口を問はず資金を融通することを得るに至れり。之に反し農工銀行は一府縣に跼蹐する爲め、大小貸付のみに主力を注ぐを得ざる事情あり、對人信用貸付は產業組合の發達に伴ひ、直接勸業銀行と組合との連絡を密接ならしむるを便とする狀態に在り、此等の點より見て農工銀行分立の必要は既に消滅したりと謂はざるべからず。

二、機關重複の弊を除き得る事

現在勸業銀行は代理貸付又は債券引受等の方法に依り農工銀行に資金を供給するも、二重の機關を通ずるを以て自ら高利となり、且つ農工銀行との協定ありて、小口貸付を爲し得ざる結果、大口のものは低利にして、小口のものは却て高利たるが如き奇現象を生ず。

三、金利の低下を期し得る事

勸業銀行は其の絕大なる信用に依て、低利なる債券を發行することを得る爲め、貸付利率は常に農工銀行に比し低率なり。從て兩銀行を合併するときは、總て此の低率なる勸業銀行の利率に依て貸付けられ、資金需要者の負擔は著しく輕減さるるに至るべし。

四、資金の地方的分配を良好ならしむる事

農工銀行の營業は一府縣に限られ、各地間に資金の有無を相通ぜしむること困難なりと雖も、勸農兩銀行を

合併するときは、資金は水の低きに著く如く、最も必要とする所に流入するに至るべし。

五、資力を豐富ならしむる事

合併後勸業銀行は其の絕大なる信用に依り、本支店相呼應して資金の蒐集に努むることを得べく、其の效果は從來勸農兩銀行が相對立して之を行へる場合に比し優ること勿論なり。

六、小口資金の普及を促進する事

從來勸業銀行が農工銀行に比し大口の貸付を行ふ事實に顧み、直に合併後の同行に於ける貸付の大口に偏すべきことを豫測する者ありと雖も、此の如きは勸業銀行が地方に支店を有せず、且つ農工銀行に對する德義上敢て小口貸付を手控へたる事實を看過するものなり。合併後勸業銀行をして支店出張所を設置せしむるに於ては爾後小口貸付の增加に努むべきは勿論にして、殊に今次勸業銀行法の改正案に依れば、割增金附債券に依りて得たる資金は、總て農村及公共團體に貸付くるものなるを以て、此の方面に於ける資金の潤澤となるべきは論を俟たざる所なり。

七、公共的活動を期待し得る事

凡そ小規模の機關は、其の存立上自己の利益を第一に考慮せざるべからず。從て農工銀行に對し公共團體又は產業組合に對する貸付の如く、特に低利を要する方面に資金を供給することを求むるは困難にして、此の種の公共的活動は勸業銀行をして之を爲さしむるを以て得策なるべく、而して之が爲めには合併に依て勸業銀行の資力を一層增大し、國家の方針と相策應せしむることを以て必要なりとす。

八、黨弊を避け得る事

農工銀行中には其の地方に於ける黨爭に禍さるるもの尠からざるが、勸業銀行と合併して其の支店となるときは、此の如き地方的情弊より脫することを得べきなり。

九、任意合併なるを以て反對の理由なき事

今次の合併案は强制的に合併を行はしめんとするものにあらずして、合併すると否とは農工銀行の任意にして、且殘存農工銀行に對しては勸業銀行をして從來の如く資金供給機關たらしむるの方針なりとせば、合併案に反對し、合同を妨ぐるが如き理由は全くなきものと謂はざるべからず。

（二）反對論

一、主義不徹底なる事

勸農兩銀行の併立又は統一に就き確乎たる方針を樹立せざる任意合併制度は、其の精神に於て不徹底なるを免れず、かかる制度を以て推移せば、時の政府の方針及勸業銀行の脅威的營業方針に依て、實際上合併を强要さるる場合のある事を豫想せざるべからず。

二、自治觀念を破壞する事

合併は地方の產業經濟自治の觀念を破壞し、現在の如き株主重役行員共に地方公共的誠意を以て、業務に從ふ狀態を見ること能はざるに至るべし。

三、合併は中央政變の影響を地方に波及せしむる虞ある事。

四、交付金により與へられたる府縣の株主權は、地方公共の利益擁護の力なき事。

五、資本家本位となり營利的傾向を助長する事。

合併後は地方株主は單に配當を得るに止まり、現在農工銀行の株主に於けるが如く、地方公共の義務たると共に權利なりとする組合觀念を失ふを以て、營利的傾向を助長すべし。

六、營業畫一の弊を助長する事。

合併後は營業の統一上全國畫一主義となり、各地方特殊の產業狀態に適應せる施設を爲すこと困難なるに至るべし。

七、中央集權となり農村小口資金の融通は不圓滑を來すべき事。

合併は獨占的中央集權となり、大口資金の流入に流れ易く、都市又は地方に亙り有利且つ緊急の需要に偏し、却て地方殊に農村小口資金の融通に不圓滑を招來するに至るべし。農工銀行は地方的の特殊事情に順

應して營業せるも、合併後勸業銀行支店となるに於ては事情斟酌の餘地を減じ貸付の割合其の他に於て農業者の不利となるべし。

八、貸付資金の減少を來すべき事。

中央に於ける勸業銀行の大なる信用に基く勸業債券の發行と、農工銀行の地方關係に基く集權的農工債券の發行と兩々相俟つ現行組織は勸業銀行單獨の努力に比し、一層資金を豐富に調達する便益あり。合併は此の如き便益を減却すべし。

九、金利の低下を期し得ざる事。

勸業銀行は從來大口の貸付のみを行へる關係上貸付利率は農工銀行に比し相當低率なりしも將來農工銀行に代り小口貸付を爲すに至らんか貸付利率は採算上勢ひ高率とならざるを得ざるべし。

右の如く勸農兩銀行の合併に關しては、法律制定の當初既に幾多の贊否兩論ありしが、而も實際に於て勸業銀行の營業が農工銀行の合併に依りて益〻發展し、合併地方に於ける同行の營業又農工銀行時代に比し大體に於て却て良結果を齎らしつつあるは、後に述ぶる所に依りて明かなるが如し。

以上の如くにして勸農兩銀行合併法の制定公布せらるるや、農工銀行よりの合併交渉は續々開始せられ、山梨・佐賀縣の兩行は大正十年七月に、防長及福岡縣の二行は同年八月に、孰れも合併契約を締結し、越えて大正十一年に至るや島根縣・鳥取縣及讃岐の三行は二月に、石川縣・土佐及沖繩縣の三行は四月に、孰れも合併手續を了し、次で八月には靜岡、九月には新潟縣、十二月には京都府及秋田、翌十二年二月には青森縣及和歌山縣の各農工銀行を合併し、各其の本店所在地に勸業銀行支店を開き、京都府綾部町には別に綾部出張所を設けたり。斯くて合併法の實施せられしより、僅に二箇年にして一府十八縣に亙り、十九農工銀行の合併實現せられ、以て大正末年に至れるものとす。今此等農工銀行の合併期日及合併條件を表示すれば左の如し。

農工銀行合併期日及條件一覽表

農工銀行名	合併期日	拂込資本金	諸積立金	合併條件 交付勸銀株式金額	合併條件 株主交付金	合併條件 解散手當
		円	円	円	円	円
山梨	大正十年九月一日	一、二〇〇、〇〇〇	四二、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
佐賀縣	同	六〇〇、〇〇〇	五一七、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇
福岡縣	同年十一月五日	一、八五〇、〇〇〇	一、三八、〇〇〇	一、八五〇、〇〇〇	三九〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
防長	同	一、二〇〇、〇〇〇	七六〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
島根縣	同十一年二月一日	八五〇、〇〇〇	六一三、〇〇〇	八七五、五〇	一五、〇〇〇	一二五、〇〇〇
鳥取縣	同	五〇〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	四五〇、〇〇〇		六〇、〇〇〇
讃岐	同年二月廿日	八〇〇、〇〇〇	二四三、〇〇〇	六八八、〇〇〇		六〇、〇〇〇
兩羽	同年三月十日	一、〇〇〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	八五〇、〇〇〇		八〇、〇〇〇
福井縣	同	六二五、〇〇〇	二九七、〇〇〇	五三一、二五〇		五〇、〇〇〇
富山縣	同年三月廿二日	一、六〇〇、〇〇〇	五六七、〇〇〇	一、四八七、〇〇〇		七〇、〇〇〇
石川縣	同年四月十一日	五〇〇、〇〇〇	四七一、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一三五〇	七〇、〇〇〇
土佐	同年四月十五日	八〇〇、〇〇〇	四九〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇		八〇、〇〇〇
沖繩縣	同年四月廿五日	九〇〇、〇〇〇	七六八、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	一八五、〇〇〇	九五、〇〇〇
靜岡	同年八月七日	二、〇〇〇、〇〇〇	九三七、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇		一五〇、〇〇〇
新潟縣	同年九月十八日	一、〇〇〇、〇〇〇	九八七、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇
京都府	同年十二月十一日	四、五〇〇、〇〇〇	一、九八一、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇		二七五、〇〇〇
秋田	同	六〇〇、〇〇〇	四四一、〇〇〇	五七〇、〇〇〇		七五、〇〇〇
和歌山縣	大正十二年二月十二日	一、三〇〇、〇〇〇	七八、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇		一七〇、〇〇〇

第四項　合併の成果

前に一言せし如く、大正十年勸農兩銀行の合併に關する法律の公布せらるるに及び、山梨・佐賀縣・防長・福岡縣・島根縣・鳥取縣・讃岐・兩羽・福井縣・富山縣・石川縣・土佐・沖繩縣・靜岡・新潟縣・京都府・秋田・青森縣及和歌山縣の兩農工銀行合併を最後として、其の後大正十五年末に至る迄一時中止の狀態となりて經過したり。後昭和二年以後再び陸續として合併の實行せられしは、普く人の知る所なりと雖も、玆には合併開始後大正年間に於ける勸業銀行支店の營業概況を、合併前に於ける當該農工銀行の營業狀態に比較して說述することと爲すべし。

抑〻勸農兩銀行の合併に關する法律案の帝國議會に提出せらるるや、之に關する贊否の論は既述の如く、種々なる角度より主張せられしが、而も其の論議中黨弊を避け得べしと云ふが如き政治的理由竝に貸付利率を低下し、政府の方針と相策應して公共的活動を期待し得べしと云ふが如き、殆ど自明の理由は姑く措き、純然たる經濟上の見地に立てる贊否の意見にして、實施後の成績に徵するに非ざれば、當時容易に論斷を許さざりし最も重要なる論點は、概ね(イ)地方産業資金潤澤となり、地方の産業者に對する資金の融通が圓滑となり得るや否や(ロ)中小農工業者の需要するが如き小口の貸付が普く行渡り得るや否やの二點に在りしものと稱するを得べし。之に關し合併反對論者は、地方的機關たる農工銀行が、中央機關たる勸業銀行に合併せらるれんか、貸付は勢ひ大都市に集中せられ、地方産業資金は減少するに至るべく、又勸業銀行の貸付は自ら大口に偏すべきを以て、小口資金の融通は閑却せらるるに至るべしとせり。又同一の理由に基き、農業資金の供給は潤澤となり得るや否やの點に就ても、之を否定するもの多かりしが如し。從て以下前記の二點に加ふるに右の點を以てし、此等の諸點を中心として少しく合併の結果に就き觀察する所あるべし。

（一）合併前後の貸付比較

勸農兩銀行合併の結果、地方産業資金の供給が潤澤となり得るや否やの點に就き、先づ合併前後に於ける各店の新規貸付高を比較して、以て其の大勢を窺知することとすべし。卽ち十九支店に就き合併前に於ては農工銀行直接貸付の外、勸業銀行の代理貸付及直接貸付の合計をも當該府縣に對する産業資金供給高と爲し、之と合併後勸業銀行本支店が當該府縣に貸出したる金額とを、各店の合併期は之を除き、其の直前三箇年（六期間）の勸農兩行貸出平均一箇年分とに就き比較せば次の如し。

合併前	九、〇五〇口	四三、四一一、四六六円
合併後	一三、三九二	五一、八一四、一〇七
比較增加	四、三四二	八、四〇二、六四一

卽ち合併後の增加は、口數に於て四割八分、金額に於て一割九分に當れり。右の如く十九支店の全體に於ては著しく增加したるも、中には減少せる地方なきにあらず。此等は何れも各特殊の事情に由るものにして、其の詳細は玆に之を省略すと雖も、此等の特別の事情ある二三の地方を除かば、他は概ね二割乃至八割又はそれ以上の增加を示せり。此の如き事實は一面に於て、資金需要の緩急に應じ、各地方間の有無を相通じ、其の分配の適當に行はれしことを示す所なるが、他方當時現存の農工銀

行の直接貸付に就き大正十一年上半期末を界とする前後各六期分の平均高を比較せば左の如し。

	平均一期分貸付高
自大正八年下期 至同十一年上期	四四、一五三、〇〇〇円
自同十一年下期 至同十四年上期	五二、一七七、〇〇〇

之れ又前六期に對し、後六期は一割八分の貸出增加に當れり。然りと雖も後六期の貸付高中には罹災應急資金、霜害旱害等の救濟資金合計千二百九十餘萬圓（平均一期分二百十五萬餘圓）を含むを以て、此の種の臨時的特殊貸付金を除外せば、後六期の貸出平均高は五千二萬餘圓にして、實際の增加は一割三分餘に過ぎざるものとす。

（二）小口資金貸出の狀勢

前記每期の平均貸付高より一口當りの貸付高を算出せば、合併前は四千七百九十五圓にして、合併後は四千十六圓となり、合併反對論者の說を裏切り、著しく小額となりしことを知るべし。之れ勸業銀行が地方金融機關たるの職責に鑑み、小口資金の普及を第一義とせる營業方針の然らしめたる結果なりとす。小口資金普及の狀況を今少しく詳かにせんが爲め、大正十一年上半期以降大正十四年上半期に至る各支店に於て貸出したる普通資金及前期に貸出したる地方產業資金（地方低利資金其の他特殊資金を除く）に就きて、金額別を示せば左表の如し。

一口の金額區分	貸出口數	同上百分比
三百圓迄	三、〇六四	八・〇
三百圓以上五百圓迄	四、七四六	一二・〇
五百圓以上一千圓迄	九、七五四	二五・〇
一千圓以上二千圓迄	八、七〇八	二二・〇

一口の金額區分	貸出口數	同上百分比
二千圓以上三千圓迄	三、八八四	一〇・〇
三千圓以上五千圓迄	三、四九八	九・〇
五千圓以上一萬圓迄	二、九九四	八・〇
一萬圓以上二萬圓迄	一、六〇一	四・〇

一口の金額區分	貸出口數	同上百分比
二萬圓以上五萬圓迄	四二九	一・〇
五萬圓以上十萬圓迄	一二九	〇・三
十萬圓以上	五〇	〇・一
計	三八、八五七	一〇〇・〇

右の表に依れば、貸出口數三萬八千八百五十七口の內、一口二千圓迄の貸出は二萬六千二百七十二口を數へ、實に全體の約七割を占め、就中五百圓乃至千圓の貸出口數は第一位にあり、而して一萬圓以上の貸出に至りては僅に全體の六分餘に過ぎず。而も此等の多くは水利·敎育等の公共的施設或は社會事業等に要する公共團體の起債に應じたるものか、若くは耕地整理·產業組合等の團體に對する貸付なりとす。試に農業貸出と右に述べたる公共團體及組合の一口當りを算出せんに、農業地貸出一口當り二千六十二圓、公共團體及組合一口當り一萬五千四百五十七圓なりとす。

（三）農業資金の供給

勸農合併の結果は大口貸付を先にし、從て市街地の融通に偏し、農村資金の減少を招來すべしとは合併反對の最も有力なる議論なりしが、前記小口資金融通の普及せる一事に就て見るも、其の大勢を察知し得べきが如く、實際に於て支店貸付の大部分が農村資金の供給に充てられたることは、次の內譯表に依りて自ら明なる所なり。

大正十一年上半期以降十九支店貸出高內譯表

	口數	金額
農業地	二九、五四三	六〇、九〇四、四四二円
公共團體及諸組合	一、七五七	二七、一五七、〇六一
市街地	七、五三二	四一、一〇五、八〇〇

	口數	金額
工場·鐵道等	二五	二、八〇八、〇〇〇円
計	三八、八五七	一三一、九七五、三〇三

卽ち貸出件數に於ては、農業地は全體の七割六分に當り、市街地に於ては僅に一割九分に過ぎず、金額に於ても亦其の最も多きは農業地に對する貸出なることを知るべし。更に諸組合と稱するもの

は大部分耕地整理組合・産業組合・畜産組合等にして、之れ又農村資金に外ならざるを以て、事實上支店貸付の八割は農村に對し供給せられたるものなりと謂ふべし。

（四）貸付利率の低下

貸付利率の低下は、勸業銀行の認可利率と農工銀行の認可利率との異るに依り、極めて明瞭にして特に說明を要せざるも、左表に示すが如く公共團體・諸組合貸付に於て約一分四厘、農業地に於ける個人貸付に於て一分七厘の差異あるものなり。

勸農兩行貸付利率對照表

期次	勸業銀行 公共團體及諸組合	勸業銀行 個人（農業地）	農工銀行 公共團體及諸組合	農工銀行 個人
大正十一年上期	公共團體 七・三分	七・八分	八・八分	九・三分
	組合 七・六			
同　下期	〃 七・三	七・八	九・〇	九・五
	〃 七・六			
十二年上期	〃 七・三	七・八	九・〇	九・五
	〃 七・六			
同　下期	七・六	七・八	九・〇	九・五
十三年上期	七・六	七・八	九・〇	九・五
同　下期	七・六	七・八	九・〇	九・五
十四年上期	七・六	七・八	九・〇	九・五
同　下期	七・六	七・八	九・〇	九・五
十五年上期	七・六	七・八	九・〇	九・五
同　下期	七・六	七・八	九・〇	九・五

勸業銀行の貸出利率は右の外市街地・工場・鐵道等に對しては八分八厘なりしを以て、之と農工銀行の個人貸利率とを比較するときは僅に七厘の差異あるに過ぎざるも、既に貸出內譯表に於て示したるが如く、支店貸付の大部分は農業資金の供給に在るを以て、其の貸付利率の平均も亦頗る低步にして、京都・福岡の二支店を除き、其の利廻は一層低下し、就中秋田・青森・福井・鳥取・佐賀等の如き、支店の貸付平均利廻の僅ニ七分八九厘に過ぎざるは、特筆に値する所なり。

（五）債券賣上の比較

農工銀行合併の結果は資金蒐集の上に於ても亦好成績を示せり。今復興貯蓄債券の賣上に關し勸業銀行支店所在地方と農工銀行所在地方との成績を比較せんが爲め、同債券の賣上別と農工銀行合併前に於ける增割附勸業債券の賣上別とを對照せんに、左の如し。但し東京・大阪は何れも勸農兩銀行共に存在せるを以て、右二地方は其の他の部に加算したるものとす。

類別	地方數	復興貯蓄債券自第一回至第三回賣上高	割增附勸業債券賣上高第八十回迄（農銀合併前）
（一）支店所在地方	一九	六、七五二、〇四〇円	五一、九一三、八五〇円
（二）農銀所在地方	二五	八、七二二、九九〇	七九、九八一、五九〇
（三）東京・大阪・北海道其の他		一四、五二四、九七〇	九四、〇九九、四七〇
計		三〇、〇〇〇、〇〇〇	二二五、九九四、九一〇

右の內（一）及（二）の四十四地方に付き、平均一地方當りを算出せば、合併前の割增附勸業小券の賣上高累計に於て、（一）は二百七十三萬二千三百八圓となり、（二）は三百十九萬九千二百六十四圓となりて、卽ち前者は後者の八割五分に過ぎざりしなり。然るに合併後復興貯蓄債券の賣上に就て同樣一地方當りを比較せんに、（一）は三十五萬五千三百七圓、（二）は三十四萬八千九百二十圓にして、卽ち前者は後者の

十割二分に當り、又前者のみに就て其の合併前後の狀況を比較すれば、二割の增加を示す。又他方合併後に於ける勸業大券の蒐集成績は頗る良好にして、京都を除く他の地方に於ては、概ね合併前の數倍に達せり。今合併せる十九地方全體に就き、債券の應募高を比較せば、合併前六期間の累計は農工債券一千六百九十三萬五千圓、勸業債券六十六萬九千圓、合計一千七百六十萬四千圓なりしもの、合併後に於ける勸業債券の應募累計は三千七百十九萬三千二百圓に達し、卽ち合併前の二倍餘を示せり。

之を要するに勸業銀行と農工銀行との合併問題は、其の由來する所旣に古く、之が是非に就ては世論區々たるものあり。而して大正十年兩行の任意合併法の制定せらるるに當りては、贊否の兩論特に喧噪を極めしが、合併實行後の成績は上述の如く頗る良好にして、種々なる點に於て反對論の根據を覆し得たるものと謂ふべし。左に合併前後の營業趨勢を窺ふことと爲す。

支店開設前後新規貸出額比較表

地方別	支店開設前三箇年間累計 口數	支店開設前三箇年間累計 金額	支店開設後三箇年間累計 口數	支店開設後三箇年間累計 金額	平均一箇年分貸付 支店開設前 口數	平均一箇年分貸付 支店開設前 金額	平均一箇年分貸付 支店開設後 口數	平均一箇年分貸付 支店開設後 金額	比較增減（△） 口數	比較增減（△） 金額	同上百分比 口數	同上百分比 金額
山梨	一、七一八	三、三六五、七六五 円	二、五二八	六、九二三、二五五 円	五七三	一、一二二、九一三 円	八四六	二、三一七、八三 円	二七三	一、二〇五、八三〇 円	四八	一〇七
佐賀	一、五八六	五、五二一、六四五	三、〇〇〇	七、一三一、〇〇九	五二九	一、八四〇、六四八	一、〇〇〇	二、三七四、〇〇三	四七一	五三三、三五五	八九	二九
山口	一、五八九	一〇、三五五、一二〇	二、四三八	二、三三八、一三〇	五三〇	三、六四五、〇四〇	八一三	四、〇五六、〇四三	二八三	四三一、〇〇三	五三	一三
福岡	一、三六五	二一、五六六、三一〇	二、八五七	八、一六四、一四八	四五五	九六二、一〇三	九五二	六、〇九一、三八三	四九七	二、一三五、九四六	一〇九	五八
鳥根	八六七	二、九六七、〇一八	一、九三六	一、四六七、四六七	二八九	九八九、〇〇九	六四五	一、八七、四六七	三五六	八三八、四五八	二六	八五
鳥取	九二一	三、〇九八、九三五	一、四八七	五、一四〇、七七七	三一〇	一、〇三二、九七八	四九六	一、七三〇、二五九	一八六	六七七、二八一	六〇	六八
香川	四四一	三、一三〇、五九〇	八七三	二、八二四、〇四〇	一四七	一、〇四三、五三〇	二九一	一、二七八、〇一三	一四四	二三四、四八三	九八	三三
山形	八三三	六、〇七七、八三五	二、三三五	七、八三〇、七三九	二七四	二、〇〇九、二七八	七七五	二、六〇一、二四六	五〇一	五九一、九六八	二九	三
福井	五〇〇	二、六三一、〇二〇	一、一三四	四、三六六、八七〇	一六七	八七四、〇〇七	三七八	一、四五五、六三三	二一一	五八一、六一六	三六	三
富山	一、七一九	八、九三二、九七五	二、二八五	九、一五五、六八〇	五七三	二、九七七、六九八	七九五	三、〇五一、八九七	三三三	七四一、二三九	三九	二
石川	一、五八一	八、五四六、四四九	二、七九八	六、七八〇、二一五	五五二	二、八四八、八三〇	七九九	二、二六〇、四〇五	二七二	五八八、四二五	五三	二一
高知	一、六八四	四、三七七、六二五	一、〇二九	三、八六八、五五〇	六四一	一、四二三、五四二	三四〇	一、二七六、一八三	二三一	一三六、三五九	三九	一〇
沖繩	一、八一二	四、五四五、二四九	一、五三三	一、九五六、三一五	六〇四	一、五一五、一一六	五〇七	六五二、一〇八	九七	八六三、〇〇八	一六	五七
靜岡	二、六五五	九、四二六、三四	三、五二一	一二、三三五、五二〇	八六八	三、一四二、一〇一	一、一七四	四、二一一、一七七	三、〇六	一、〇六九、〇七六	三五	三四
新潟	一、七六九	八、一〇九、七四〇	三、四四一	一二、六六五、三五〇	五七七	二、〇七三、二四七	一、一四七	三、八八八、七八三	五九七	一、八五、五三六	九四	四四
京都	二、八八九	二三、三八〇、三一九	三、〇七九	一九、三七六、四一一	一、〇三六	七、四六〇、一〇六	一、五五五、七四四	六、四五八、八〇四	六三	一、〇〇一、三〇二	七	一三
秋田	七六八	四、六六七、二三一	一、八〇	八、一六四、二三三	四二七	二、七二一、四一二	一、一七	一、一六五、六六七	六七	二三四、八六三	六六	七五
青森	一、〇六一	三、九八九、九二〇	一、六五三	六、六一四、〇五〇	五五一	二、三四四、六八三	一、七七	八七四、七一〇	五六	三五四、四八〇	六六	七五
和歌山	一、四四一	六、一六二、九〇〇	一、七九	三、〇九八、九三五	四三〇	一、一七六、三六七	六五 △	七一七、四三三	一〇	四八四、三四二	六六	三五
合計					一四四	三、八二四、〇四〇	一、一七四	四、二四二、一四六	三〇 △	一、四一七、八〇六	一一	四

（備考）一、本表中支店開設前三箇年の計數は、開設直前に於ける當該農工銀行合併の年を除く爾後三箇年間の計數なりとす。

二、支店開設前の計數には、當該農工銀行の直接貸出の外、勸業銀行の直接及代理の兩貸付を含むものとす。

第二節　債券

第一款　總說

第四章　日本勸業銀行　第二節　債券

第一項　緒　言

上來屢〻記述せるが如く、日本勸業銀行の營業資金とする所は、主として資本金及勸業債券の兩者なるが、長期低利の資金供給を目的として設立せられたる同行として、資金供給の潤澤を計り本邦產業の發達を期せんと欲せば、長期債券の發行に依る資金の吸收に全力を注ぐの必要あるは言を俟たざる所にして、從て同行の債券業務は其の活動の基調を爲すものなり。茲に於てか日本勸業銀行法及同定款に於ては、債券の發行、償還竝に利子支拂等に關して詳細の規程を設け、一方に於て該業務の堅實を期し、當局監理の趣旨を明かにすると共に、他方該業務の同行機能の發揚上極めて重要なるに鑑み、與ふるに諸種の特典を以てしたり。而して其の規定に至りては本節第二款に明かなるも今特に同銀行法制定の當初に於て、該業務に就き附與せられたる特典を見るに(一)債券の發行は一般株式會社に於けると異り、資本金四分の一以上の拂込ありたるときは、直ちに之に十倍する債券の發行を爲し得ること（但し右の發行總額は年賦償還貸付金及農工債券引受高を總額に超過することを得ず）。(二)債券の償還に當り割增金を附するを得ること之なり。然るに其の後一般經濟社會の發達、諸產業の興隆に伴ひ、勸業銀行に對する資金の需要は比年增加し、貸付範圍も亦著しく擴大せられ、右の如き制限を以てしては未だ充分ならざるに至りたるを以て前に一言したる如く、大正九年七月日本勸業銀行法の改正に依り、勸業債券の發行高を拂込資本金の十倍より十五倍に擴張し、且つ又其の超過制限を年賦償還貸付金總高、定期償還貸付金總高及其の引受けたる農工債券・北海道拓殖債券・朝鮮殖產債券現在高迄擴張せられたり。而して同行は創業初年に於ては未だ債券發行の必要を生ぜざりしが、翌三十

一年三月に至りて貸付資金を充實せんが爲め、第一回の勸業債券を發行することとなり、先づ勸業債券規則を定め、三月十八日主務大臣の認可を得たり。該規則は債券發行、償還及利子仕拂竝に雜則の三章、二十二箇條より成り、第一回乃至第五回の勸業債券は右規則に據りて發行せられしが、明治三十二年新商法の實施に伴ひ、同年九月十二日大藏大臣の認可を得て、同規則の全般に亙る改正を見るに至れり。今煩を避け右改正を經たる勸業債券規則の全文を掲げて參考に資せんとす。

勸業債券規則

第一章　債券發行

第一條　勸業債券ハ公衆一般ヨリ募集シ之ヲ發行スルモノトス

但時宜ニ依リ引受人ヲシテ總額又ハ其幾分ヲ引受ケシムルコトアルヘシ

第二條　勸業債券ヲ發行セントスルトキハ其樣式、發行總額、一通ノ金額及發行ノ方法、價格、利子歩合、償還ノ方法、期限、割增金ノ總額歩合、等級、籤數、一箇ノ金額、割增金ヲ付スヘキ債券ノ總通數竝ニ發行ノ時期等ヲ具シ其都度大藏大臣ノ認可ヲ請フヘシ

第三條　勸業債券ヲ發行セントスルトキハ官報及新聞紙ヲ以テ前條事項（樣式ヲ除ク）ノ外猶商法第二百三條規定中ノ事項及其他必要ト認ムル事項ヲ公告スルモノトス

第四條　勸業債券ヲ發行セントスルトキハ應募者ヨリ申込ノ際證據金ヲ徵收スルコトアルヘシ

但其割合及處分方法等ハ發行ノ都度之ヲ定ムルモノトス

第五條　勸業債券ノ應募高需要額ニ超過シタルトキノ處分方法ハ發行ノ都度之ヲ定ムルモノトス

第六條　勸業債券ノ募入確定シタルトキハ其旨各應募者ニ通知シ本支店又ハ代理店ニ於テ拂込ヲ受ケタル後債券ノ交付ヲ爲スヘシ

第七條　應募者ニシテ拂込期日ノ末日迄ニ拂込ヲ爲ササルモノアルトキハ勸業債券ヲ交付セス且既ニ拂込

ミタル證據金アルトキハ之ヲ還付セサルモノトス

第八條　勸業債券ノ募集ヲ完了シ全額ノ拂込ヲ受ケタルトキハ二週間以內ニ本支店ノ所在地ニ於テ登記申請ヲ爲スヘシ

第九條　定款第五十三條ニ由リ交付スヘキ代債券ニハ再渡ノ旨ヲ印記スヘシ

第二章　債券償還及利子仕拂

第十條　勸業債券ノ償還ハ發行ノ時定メタル計算竝ニ方法ニ基キ之ヲ行フヘシ

第十一條　勸業債券ヲ償還セントスルトキハ官報及新聞紙ヲ以テ豫メ其執行ノ日時場所及記號總金額ヲ公告シ總裁、主任理事及監査役立會ノ上之ヲ執行スヘシ

第十二條　勸業債券ノ抽籤ハ每回發行記號ニ從ヒ各別ニ之ヲ執行スヘシ

第十三條　當籤勸業債券ノ記號番號及附加シタル割增金ノ等級、金額其他必要ノ事項ハ直ニ之ヲ揭示シ且官報及新聞紙ヲ以テ公告スヘシ

償還抽籤執行ヲ了シタルトキハ直チニ償還登記ノ申請ヲ爲スヘシ

第十四條　當籤勸業債券ノ元金及ヒ割增金ハ當銀行本支店又ハ代理店ニ於テ債券引換ニ支拂フモノトス

第十五條　當籤勸業債券ニシテ元金ノ支拂ヲ爲シタルトキハ直ニ消印ヲナシ期日ヲ定メ主任理事及監査役立會ノ上銷却スヘシ

支拂期日後請求ナキ元金及割增金ハ時效ノ終ル迄別ニ之ヲ保管スヘシ

第十六條　勸業債券ノ利子ハ當初發行ノ時定メタル期日ニ於テ每年二回利札引換ニ當銀行本支店又ハ代理店ニ於テ支拂フモノトス

前項支拂ヲ了セル利札及支拂期日ニ請求ナキモノヽ取扱ハ第十七條ノ例ニ依ル

第十七條　勸業債券若ハ利札ノ滅失紛失、盜難ノ屆出アリタルトキハ支店竝ニ各代理店ニ通知シ權利者ニ於テ公示催告ノ手續ヲ爲シ無效ノ宣告アリタル後代リ債券若ハ利札ノ交付ヲ爲スヘシ

汚染毀損ノ爲メ代リ債券若クハ利札ノ請求ヲ爲スモノアルトキハ該請求書ニ債券ヲ添ヘ提出セシメ然ル後代リ債券若クハ利札ノ交付ヲ爲スヘシ

第十八條　勸業債券ノ利札若クハ當籤勸業債券ニシテ支拂前ニ滅失盜難ノ屆出アリタルトキハ定款第五十三條ノ手續ヲ爲シタル後現金ヲ支拂ヒ領收證書ヲ徵スヘシ

第三章　雜　則

第十九條　無記名勸業債券ヲ記名ニ記名勸業債券ヲ無記名ニ變更ノ請求アルトキハ其旨ヲ債券原簿ニ記載シ同番記號ノ代債券ヲ交付スヘシ

第二十條　勸業債券募集ニ關スル諸帳簿ヲ備ヒ申込高及ヒ其他必要ト認ムル事項ヲ記入スヘシ

第二十一條　債券所有者ニシテ債券原簿ノ展閱ヲ請フモノアルトキハ金貳拾錢ノ手數料ヲ徵スルコトアルヘシ

第二十二條　每半期若クハ臨時ニ勸業債券ノ發行高償還高及償還高流通高ヲ計算シ、其ノ損益等ニ關スル計算表ヲ調製スヘシ

第二十三條　勸業債券發行ノ時據置期限ノ長短ニ依リ端數ノ利子ヲ生スル場合ニハ端數金額ヲ記載シタル利札ヲ本債券ニ添付スヘシ

爾來勸業銀行の債券業務は比年顯著なる發展を遂げ、明治四十四年末に至りては、當初よりの債券發行高累計一億三千百七十八萬七千六百十圓を算し、更に大正十五年末に於ては八億二千八百十六萬七千六百十圓となり、尙別に繼承農工債券三千九百四十萬一千七百五十圓を擁するに至れり。而して其の間世運の變遷と營業の實績とに徵し、該業務に關する法規の改正は一再に止まらざりしなり。卽ち債券の券面最低金額に就きては、當初定款によりて百圓とせられしも、明治三十一年二月未だ債券の發行を見ざるに先立ちて五十圓に改正せられ、同年七月右五十圓を二十圓に低下し、更に同

四十年に至り、之を十圓に改めたり。又債券發行に關しては、明治三十二年商法の改正ありて一般社債に付き適用せられたるに拘らず、特に同行に對しては手續上の例外を認められ、又其の發行方法に於ては明治三十七年貯蓄債券發行以後從來の應募發行に依るの外、賣出發行の方法をも併用するに至れり。他方債券の償還竝に利子仕拂に就きても、明治三十八年以後臨時買入銷却の方法を許容せられ、且同四十年以降は利子仕拂に便法を認められ、次で大正三年六月には臺灣に於ける郵便官署に於て勸業債券募集の取扱を開始したり。降て大正十二年に至るや、同年三月日本勸業銀行法の改正に依り、割引又は据置の方法に依る勸業債券の發行を認められ、尚元金償還の時迄利子据置の方法を以て發行する勸業債券には、利札を附せざることを認めらるるに至れり。

以上は同行法規の改正に依り、債券業務の簡捗と債券需要者の便益增進を期したる所なりと雖も右の外債券の利用及流通範圍の擴張を計るは、債券所持者の便益增進に極めて重要なると共に、延て同行債券發行上至大の影響ある所なるを以て、政府竝に勸業銀行は常に此の點に留意し、著々其の實現を圖れり。卽ち明治三十二年十一月勅令第四百三十三號に依り、勸業債券は會計規則第六十九條に依る保證金及第百三條の出納官吏身元保證金に代用することを得ることとなり、同三十四年には遞信省令第十二號證券郵便貯金規則に依り、同債券及其の利札を以て郵便貯金を爲し得ることとなり、其の利用範圍は著しく擴張せらるるに至れり。明治三十八年五月に至り遞信省令第三十六號郵便貯金規則の制定せらるるに及び、前記證券郵便貯金規則は廢止せられたるも、右郵便貯金規則第二章の規定に基き同年五月公布せられたる遞信省告示第二百三十九號「郵便貯金ニ預入スルコトヲ得ル證券ノ種類ニ關スル件」に依り、從來の如く無記名勸業債券及其の利札は郵便貯金に預入することを認められ、且右郵便貯金規則第四章の規定に基きて定められたる同年六月遞信省告示第三百八十八號「郵便官署ニ於テ購入及保管スヘキ證券ノ種類ノ件」及同省告示第三百八十九號「郵便官署ニ於テ購入保管及賣却スヘキ證券ノ料金ノ件」に依りて、郵便局所は勸業銀行債券の購入保管及賣却に關する事務を取扱ふこととなりたり。而して此の如き公的利用範圍の擴張は、同行業務の堅實なる發展と相俟ち、互に因となり果となりて債券聲價の向上を致したるは、疑ふべからざる所なりとす。

凡そ勸業債券の種類には、割增金を附するものと然らざるものとの二種類あり。割增金を附與する債券は當初額面を五十圓と爲したるも、其の後之を二十圓又は十圓に低下し、而して割增金を附する此等の債券を同行に於ては勸業小券と呼べり。割增金なき債券には一般に公募せるものと、政府の引受に係るものとの兩種あり、兩者共に券面金額五十圓以上時には二十萬圓にも達するを以て、同行に於ては此等の債券を勸業大券と稱し、而して後者は勸業銀行の特殊貸付資金として政府に於て引受くるものなるを以て、前者と區別して或は之を特殊債券と云ふ。更に勸業債券を發行の形式に依りて分類するときは、イ募集發行、ロ賣出發行、ハ割引發行の三者に分類することを得べく、以上の外府縣農工銀行合併の結果、該府縣農工債券にして勸業銀行の債務として繼承したる債券あり、繼承農工債券と稱するもの卽ち之なり。此の如く勸業債券は種々なる標準に依り分類することを得べしと雖も、玆には之を(一)勸業小券(二)勸業大券(三)特殊債券四繼承農工債券の四者に分ちて說述することと爲すべし。尙ほ同行が政府の命に依りて募集したる債券として、日露戰時及戰後の貯蓄債券及關東震災後に發行せられたる復興貯蓄債券の兩者あり。此等は孰れも勸業債券とは其の本質を異にするものなるも、便宜上本節中款を分ちて記述する所あらんとす。

第二項　發行、償還及利子支拂

第一目　發　行

日本勸業銀行法第三十四條は、資本金四分の一以上の拂込ありたるときは、直ちに之に十倍（大正九年以後は十五倍）する債券の發行を爲し得ることを規定したり。之れ一般株式會社に於て總株金半額以上の拂込ありたる後、地方長官を經由して主務省の認許を受け、拂込株金の範圍内に於て債券を發行するを許容せられたるに比すれば著しき特權と稱すべし。蓋し同行業務の性質上債券の發行は最も重要なる業務に屬するを以てなり。然りと雖も固と同行の債券は長期貸付金を擔保として發行せらるるものにして、其の發行總額は貸付金額と相調和せしむべき所なるを以て、特に其の發行總額に對しては年賦償還貸付金及引受農工債券總金額を超過せしめざる制限を附し、且債券を濫發するが如きことあるに於ては、銀行業務の基礎を危くする虞あるのみならず、延て債券所有者の利益を害する憂なき能はざるを以て、同法第五十二條に於ては特に債券發行の場合は直接大藏大臣の認可を受けしむるの規定を設け、以て其の監督を嚴にせり。

然るに明治三十二年法律第四十八號を以て改正商法の制定せらるるや、同法第百九十九條の規定に依り、一般株式會社の社債發行は同法第二百九條の規定に從ひ、總株主の半數以上にして、資本の半額以上に當る株主出席し、其の議決權の過半數を以て之を決することとし、若し定足數の株主出席せざるときは、出席したる株主の議決權の過半數を以て假議決を爲し、各株主に對し其の旨通知を發し無記名株券を發行せるときは之を公告し、更に一箇月を下らざる期間内に第二回の株主總會を招集して、出席したる株主の議決權の過半數を以て、假議決の認否を決することを得ることとせり。然れども日本勸業銀行に在りては、株主全國に亙り且三千餘人の多きに上るを以て、債券發行の都度右商法の一般制限に從ふものとせば、其の不便實に云ふべからざるものあるのみならず、或は之が爲め債券發行の時機を誤り、募債の目的を達する上に幾多支障を生ずるの虞なき能はざるを以て、翌明治三十三年三月法律第三十九號を以て同銀行法中を改正して其の第三十四條に一項を追加し、同銀行債券を發行する場合には右商法第百九十九條の規定を適用せざることとせり。

斯くて勸業銀行の債券は、明治三十一年三月第一回の發行ありてより同三十七年九月迄、前後二十二回に亙りて發行せられ、其の金額累計二千四百九十九萬七千百圓に上りしが、同年三月貯蓄債券法の公布あり、同行に其の發行を命ぜられたる結果、一般公募の勸業債券は一時其の發行を中止することとなれり。而して貯蓄債券は同年九月第一回として「い」號債券の發行以來、明治三十九年十二月「を」號債券發行迄前後十二回、其の發行高累計二千四十三萬二千六百圓に達し、其の發行方法は應募に依らず賣出發行に依ることとせしが、明治三十七年十一月遞信省令第六十九號貯蓄債券購買媒介郵便規則に依り、郵便局所に於て同債券の需要者の爲に其の購買を媒介することとなり、好結果を收めたるを以て、同債券の發行を停止して再び一般公募の勸業債券を發行することとなるや、明治四十年五月遞信省令第二十一號勸業債券媒介郵便規則の制定を見、勸業債券に就きても郵便局所に於て其の購買の媒介を爲すこととなれり。斯くて勸業銀行は爾後從來の應募發行の外、賣出發行の方法をも併用するに至り、募債上至大の便益を享受し、募債の方法上一大進展を見るに至れり。

然るに其の後明治四十四年四月法律第七十三號を以て商法中改正せられし結果、同法第二百三條

の規定に依り勸業債券・農工債券・拓殖債券の如く券面金額僅少なるものの發行に際しても、申込書二通を作製して應募すべき事となりしを以て、從て同行債券の發行に際しても亦賣出の方法を採り得ざることとなり、郵便局所の之に關する支援を受くる能はざるに至れり。然るに商法改正の結果は右の如く、勸業債券應募者に著しき不便を與ふると共に、登記役場の如きも事務の繁忙に苦しみ、銀行自體亦事務の煩瑣に堪へざることとなり、募債上幾多の弊害を招來するに至れり。更に又他方に於ては、從來の事實に徵すれば券面二十圓以下の勸業債券應募者の大半は一時に拂込を爲し、且つ之と同時に債券の交付を希望する狀態にして、旁〻同行の債券發行に就きては、特に便法を採る必要あることを認めしかば、翌四十五年四月に至り、法律第十五號を以て同銀行法に改正を加へ、商法に對する除外例を設け、同年四月十五日より之を施行したり。斯くて券面金額二十圓以下の勸業債券に在りては、再び賣出發行の方法に依り得ることとなり、事務の簡捷竝に債券應募者の便益を得るに至れり。降て大正十二年三月法律第二號を以て同行法中第三十五條に追加し、勸業債券は割引の方法に依りても之を發行し得ることとなり、其の發行上更に至大の便宜を受くることとなれり。

第二目　償還及利子支拂

第一　償　還

勸業債券の償還に就きては關係諸法規に明記する所にして、卽ち一箇年以上五箇年以下の据置年限を定め、償還期限は据置年限經過後五十箇年以内とし、年賦償還貸付金及其の引受けたる農工債券の償還額に應じ、每年二回以上抽籤の方法によりて償還することを要し、償還の場合には大藏大臣の認可を經て割增金を附すことを許されたり。而して年賦償還貸付金の償還延滯して豫期の金額に達せざるとき、及引受けたる農工債券にして發行農工銀行解散の爲め全額の償還を受くる能はざるときは、前記普通の償還と同時期に抽籤の方法に依り、其の延滯金額又は償還を得ざる農工債券券面金額に相當する勸業債券を償還し、以て債券流通額及貸付金額の平衡を保たしむるを要し、又債券の低利借換の爲め同行法第三十四條の制限に依らずして債券の發行を爲したるときは、發行後一箇月以内に抽籤の方法を以て其の發行券面金額に相當する舊債券を償還すべきものとせり。又債券元金の償還ありて一定年限を過ぐるも尙請求せざるときは、其の請求權を失ふこととせられ、同銀行法第四十條に依り、其の年限を十五箇年とせり。

以上は勸業銀行創業當初の法規に依る償還方法にして、一二例外ありとするも、原則として定期償還の方法を採り、爾來此の方法は特記すべき變改を見ずして大正末年に及びたり。尤も此の間大正九年八月以降は、農工債券の外に北海道拓殖債券及朝鮮殖産銀行の發行したる債券をも引受くることとなり、大正十二年四月以降更に產業債券を加へたるを以て、前記農工債券又は農工銀行に關する事項には、此等の三債券又は北海道拓殖銀行・朝鮮殖產銀行及產業組合中央金庫を、夫々當該年月以後追加したり。

飜て考ふるに、勸業銀行債券の發行現在高は長期貸付金を見返りとし、之と平衡を保つを以て主眼と爲すを以て、貸付金の償還若し豫期の金額を超過するときは、之に對應して債券の臨時償還を爲すの要あるべし。而して當初同銀行法規には何等之に關する規程を見ざりしが、明治三十七年に至り貸付金の臨時償還を爲すもの多く、爲めに同行資金運行の圓滑を期する上に諸種の支障を見るに至

りしかば、翌三十八年三月法律第四十八號を以て勸業銀行法中を改正し、同法第二十三條に依り年賦償還貸付金の期限前償還を受けたるときは、大藏大臣の認可を得、其の金額を限度として債券の買入銷却を爲し得ることとせられたり。蓋し同銀行法第二十三條に於て貸付金の期限前償還を認むる以上は、一方同銀行に對しても其の金額を限度として債券の買入銷却を認むるは何等不合理ならざるのみならず、時に債券の市價下落を防止し、債券所有者の利益を保護し得ることあると共に、業務上に於ても諸種の便益を得べきを以てなり。

第二　利子支拂

勸業銀行創業の當初に在りては、同銀行法第三十八條及同定款第五十條により、勸業債券の利子支拂方は、發行の時定めたる時期に於て毎年二回、前の六箇月分を利札引換に支拂ふべく、其の計算方法は元金拂込時期を基準とし、月の十五日以前にあるものは下半箇月分より、又十六日以後にあるものは翌月分より利子を附し、債券元金の償還の場合には其の前月迄月割を以て計算するものとし、尙利子支拂期を過ぎ五箇年を經過するときは利子の請求權を失ふものと定めたり。此の方法は其の後久しく變更を見ざりしが、一方債券の券面金額は漸次少額に改められ、從て其の利子も僅少にして、而も之を年二回に分割支拂を爲すものなるを以て、債券所持者の內には往々にして之を忽諸に附し、利子の支拂を受けざるものを生じ、其の結果明治四十年頃には同行の債券利子未拂濟額數十萬圓を算し、直接債券所持者の不利を生ずると共に、延て同行債券の聲價を害する虞なき能はざることとなり茲に利子支拂の方法に改善を加ふるの必要を認むるに至れり。仍て明治四十年法規の改正を見、從來の利子支拂方法に依るの外、大藏大臣の認可を受け、六箇月毎に複利の計算を爲し、一定年數毎に之を支拂ひ得る事と爲したり。其の後大正十二年三月法律第二號を以て、前記の如く新に割引の方法に依り債券を發行し得る途を開くに及び、之と關聯して元金償還の時迄利子据置の方法に依り發行し得ることをも認め、而して此の種の債券には利札を附せざることを得る旨を定め、利子支拂の爲めに要する手數と費用とを節約せしむることとせり。

尙利子計算の基準に就きても、明治四十年五月より勸業債券の賣出發行を爲すに至りし結果、從來の元金拂込時期のみに依らず、更に債券賣出の最終日をも計算の基準と爲すに至れり。

第三項　債券事務の補助機關

第一目　代理店

債券事務に關しては、勸業銀行本支店及出張所等に於て之が取扱を爲すべきは言を俟たずと雖も同行債券の如く券面金額僅少にして、且廣く全國に亙り零細なる資金の蒐集を目的とするものに在りては、該事務取扱機關の整備は最も重要なることに屬し、募債成績の如きは一に之に依る所多しと謂はざるべからず。之れ勸業銀行が明治三十一年九月府縣農工銀行及各地に於ける有力銀行を其の代理店と爲し、債券の募集竝に元利金支拂の代理事務を委囑したる所以にして、代理店は更に便宜取扱店を設け、以て全國に亙りて債券事務取扱機關の完備を期せり。

代理店は右の如く各府縣農工銀行及各地に於ける有力なる銀行にして、政府の認可を得て此等の銀行と契約を結び、債券の募集賣出竝に元利割增金の支拂等の代理事務を委囑せるもの、取扱店は代理店との契約に依り、代理店の下に於て募集及賣出事務を取扱ふものなり。代理店の券書事務は極

めて簡單にして、募集の場合には自己及取扱店の申込證を取纏めて之を勸業銀行に送付し、右に對する募入確定の通知を受けたるときは、之を自己取扱の應募者又は取扱店に通知し、取扱店は更に其の應募者に通知し、債券の廻送あるや拂込を徵したる上之を交付し、證據金及拂込金は之を勸業銀行に送付するものなり。又賣出の場合に於ては、勸業銀行より債券の配付を受けたるときは、之を自己の取扱店に分配して期間的に賣出し、締切後自己及取扱店の賣出通數を勸業銀行に報告し、賣上金額は直に之を廻送するものとす。

勸業銀行が初めて代理店を設置せしは、前述の如く明治三十一年九月のことにして、當時の代理店數は百三十三店なりしも、其の後年を經るに伴ひて增加し、大正十五年末に至りては本店代理店二百七十、支店代理店二百八十二、合計五百五十二を數へたり。

第二目　郵便局所

明治三十七年政府が勸業銀行をして貯蓄債券を發行せしむるや、同年十一月遞信省令第六十九號貯蓄債券購買媒介郵便規則の制定に依り、郵便局所は該債券の購買を媒介することとなり、次で同三十九年該債券發行期限の滿了と共に、同規則は翌四十年五月遞信省令第二十二號を以て廢止せられしが、之と同時に新に同省令第二十一號を以て勸業債券購買媒介郵便規則の制定を見しを以て、郵便局所は茲に一般勸業債券の發行に當り之を媒介することとなれり。右貯蓄債券購買媒介規則に就きては、便宜上後述貯蓄債券の款に讓ることと爲し、今前記明治四十年遞信省令第二十一號を見るに勸業銀行は債券發賣の際、豫め其の相當數量を各一等郵便局に回付し置き、購買者の請求に應じ其の取立を委託することを得るものにして、郵便局所は右媒介手數料として債券額面金十圓一通に付き金十錢の割合を以て之を同行より徵收するものなり。而して在外郵便局所及交通不便の島嶼にある郵便局所に於ては此の取扱を爲さず、且つ臺灣に於ては同年六月臺灣總督府令第四十一號に依り右規則を同島に適用せざることと爲したりと雖も、同行割增金附債券の發賣に當り多數郵便局所の媒介により發行事務の援助を受くるに至りしは、正に勸業銀行募債史上劃期的の事實にして、爲に債券購買者に於ても多大の便益を得たるは窺知するに難からざる所なり。今明治四十年遞信省令第二十一號の全文を揭記せんに左の如し。

勸業債券購買媒介郵便規則（明治四十年五月九日遞信省令第二十一號）

第一條　日本勸業銀行ハ債券發賣ノ際豫メ其ノ相當數量ヲ各一等郵便局ニ回付シ購買者ノ請求ニ應シ其ノ代金ノ取立ヲ委託スルコトヲ得

第二條　郵便局所ニ於テ前條ノ委託ニ對シ債券購買ノ媒介ヲ爲ス期間ハ其ノ都度之ヲ告示ス

在外郵便局所及交通不便ノ島嶼ニ在ル郵便局所ニ於テハ債券購買媒介ノ取扱ヲ爲サス

第三條　勸業債券購買媒介ヲ請求セムトスルモノハ債券代金ニ對スル通常爲替振出請求書ヲ作製シ且其ノ特殊取扱指定欄ニ勸業債券購買ノ旨ヲ附記シ之ニ現金ヲ添ヘ郵便局所ニ差出シ爲替金受領證書ヲ受取ルヘシ但シ爲替料金ハ購買者ニ於テ之カ納付ヲ要セス

前項ノ場合ニ於テ郵便局所ハ通常爲替證書ヲ作製シ所轄一等郵便局ヲ經テ之ヲ郵便爲替貯金管理所ニ送付ス

第四條　一等郵便局ニ於テ前條第二項ニ依リ爲替證書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ取纏メ其ノ總

第五條　郵便爲替貯金管理所ニ於テ債券代金ニ對スル爲替證書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ取纏メ其ノ總

額ニ對シ更ニ集合爲替證書ヲ調製シ之ヲ日本勸業銀行ニ送達ス

第六條　債券賣切レ又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ債券ノ交付ヲ爲ス能ハサルトキハ債券代金ハ之ヲ其ノ購買請求人ニ還付ス

第七條　勸業債券購買媒介取扱料金ハ債券（額面金十圓）一通ニ付金十錢ノ割合ヲ以テ總テ日本勸業銀行ヨリ之ヲ徵收ス

右規則は同四十年十月遞信省令第四十八號に依りて改正せられ、從來の媒介方法を一層簡便にし各一等郵便局所に於て委託を受けたる勸業債券は、更に豫め之を各郵便局所に配付し置き、債券購買者が代金を納付する時は卽時債券を交付し、以て一等郵便局所を經由するの煩を避くるに至れり。左に其の改正規則の全文を揭ぐべし。

遞信省令第四十八號明治四十年十月十五日）

明治四十年五月遞信省令第二十一號勸業債券購買媒介郵便規則中左ノ通改正シ本月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ニ左ノ一項ヲ追加ス

一等郵便局ニ於テ前項ノ委託ヲ受ケタルトキハ其ノ債券ヲ適宜各郵便局所ニ配付ス

第三條第四條及第六條ヲ左ノ通改ム

第三條　郵便局所ノ媒介ニ依リ勸業債券ヲ購買セムトスル者ハ其ノ代金ヲ郵便局所ニ納付シ卽時債券ヲ受取ルヘシ

第四條　前條ノ債券代金ニ對シテハ郵便局所ニ於テ通常爲替證書ヲ作製シ之ヲ郵便爲替貯金管理所ニ送付ス

第六條　本規則ニ依ル通常爲替證書ニハ一枚ノ金額ニ制限ヲ付セス

第七條中「日本勸業銀行ヨリ之ヲ徵收ス」ヲ「日本勸業銀行ヨリ現金ヲ以テ之ヲ徵收ス」ト改ム

右規則は其の後明治四十二年七月二十四日遞信省令第三十二號に依りて「郵便爲替貯金管理所」を「郵便貯金局」に、「郵便貯金管理支所」を「郵便貯金支局」に、「同支所」を「同支局」に改め、更に翌四十三年三月二十九日同省令第五十四號に依りて「一等郵便局」を「遞信管理局」に改正せられたり。

斯くて勸業銀行は明治四十年六月第二十三回債券の發行より、同四十四年九月第三十七回債券發行に至る迄前後十二回に亙りて郵便局所の購買媒介の便を享けしが、明治四十四年五月商法中改正せられ、同年十月より之が實施を見るに及び、同法の規定する所によりて、爾後勸業債券の賣出發行を爲す能はざることとなり、從て郵便局所の支援を享くることも亦不可能となりて、同年十二月第三十八回勸業債券の發行以後は、從前の募集方法に依るの已むを得ざるに至れり。然りと雖も右商法の規定に從ふは勸業銀行として忍ぶ能はざる事情ありしを以て、翌明治四十五年四月同銀行法中改正せられ、券面金額二十圓以下の債券を發行する際は、從前の如く賣出方法に依り得ることとなれり。斯くて同年五月十三日遞信省令第二十六號を以て「郵便振替貯金ニ依ル債券募集元利金支拂竝貸付事務特別取扱規則」の制定あり、同月二十日より其の施行せらるるに及び、前記勸業債券購買媒介郵便規則は之と同時に遞信省令第二十七號に依り廢止せられ、爾後勸業債券事務は上記省令第二十六號に依りて再び郵便局所の支援を受け得ることとなれり。左に其の全文を揭記すべし。

郵便振替貯金ニ依ル債券募集元利金支拂竝貸付事務特別取扱規則（明治四十五年五月十三日遞信省令第二十六號）

第一條　特別ノ法律ニ依リ設立シタル銀行カ其ノ發行ニ係ル債券ノ募集、債券元利金ノ支拂竝貸付事務ニ關シ郵便振替貯金ノ方法ニ依ルトキハ郵便官署ハ本規則ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ特別取扱ヲ爲ス

前項ノ特別取扱ヲ受ケムトスルトキハ銀行ハ豫メ遞信大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二條　前條ノ認可ヲ受ケムトスル銀行ハ其ノ請求事項及銀行ノ加入セル郵便振替貯金ノ口座番號ヲ記載

スル申請書ニ左ノ書類ヲ添ヘ所轄遞信管理局長ヲ經テ遞信大臣ニ差出スヘシ

一　請求事項ニ關シ銀行ニ於テ定メタル規則書類

二　一箇年間ニ於ケル取扱月別見込件數調書

三　前各號ノ外郵便官署ニ於テ參考トナルヘキ書類

第三條　銀行ニ於テ特別取扱ノ解除ヲ爲サムトスルトキハ其ノ屆書ヲ所轄遞信管理局長ヲ經テ遞信大臣ニ差出スヘシ

第四條　特別取扱ニ關スル料金ハ別ニ之ヲ告示ス

前項ノ料金ハ遞信大臣ニ於テ特ニ指定スル場合ヲ除クノ外當該銀行ノ郵便振替貯金ヨリ控除徵收ス

第五條　銀行ノ發行ニ係ル債券募集ニ關シ本規則ニ依リ特別取扱ヲ爲ス場合ニ於テ必要ナル事項ハ其ノ都度之ヲ告示ス

第六條　銀行ニ於テ其ノ發行ニ係ル債券ノ元利金支拂ニ關シ特別取扱ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ支拂基金ヲ郵便振替貯金ノ口座ニ拂込ムヘシ

前項ノ支拂基金ノ現在高ハ常ニ最近六箇月間ニ於ケル一日支拂平均額ノ二十倍ヲ下ルコトヲ得ス但シ事務開始後六箇月以內ニ於ケル支拂基金ノ現在高ハ遞信大臣ノ定ムル所ニ依ル

第七條　第一條ニ依リ認可ヲ受ケタル銀行ノ發行ニ係ル無記名式債券又ハ其ノ利札ノ所持人ハ支拂期ノ開始セルモノニ限リ其ノ支拂ヲ求ムル爲之ヲ郵便局ニ呈示スルコトヲ得

前項ニ依リ支拂ヲ爲シタルトキハ口座所管廳ニ於テ之ヲ整理シ其ノ債券又ハ利札ハ當該銀行ニ送付スヘシ

第八條　銀行ヨリ貸付金ノ借入ヲ爲サムトスル者當該銀行ノ定ムル所ニ從ヒ借入申込書其ノ他必要ナル書類ヲ郵便局ニ差出シタルトキハ之ヲ當該銀行ニ送致スヘシ

第九條　貸付金交付ノ爲ニスル郵便振替貯金ノ拂出書及借入金辨濟ノ爲ニスル郵便振替貯金ノ拂込書ニハ共ノ餘白ニ事由ヲ附記スヘシ

前項ノ拂出書ニ對シテハ拂出書一枚ノ金高ニ制限ヲ附セス其ノ千圓ヲ超過シタルモノニ對シテハ千圓迄ヲ增ス每ニ料金五錢ヲ加徵ス

第十條　銀行ハ本規則ニ依リ貸付ヲ爲シタル金額借受人ノ氏名及取扱郵便局名ヲ每月取纏メ之ヲ所轄遞信管理局ニ報告スヘシ

附　則

本令ハ明治四十五年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

而して右と同時に遞信省告示第四百七十五號を以て左の如く右取扱に關する手數料を定めたり。

遞信省告示第四百七十五號（明治四十五年五月十三日）

郵便振替貯金ニ依ル債券募集元利金支拂竝貸付事務特別取扱ニ關スル料金左ノ通定ム但シ貸付契約ノ成立ニ至ラサリシモノ及公共團體耕地整理組合竝共同施行者、產業組合、漁業組合、森林組合又ハ其ノ聯合會ニ貸付クルモノハ之ヲ無料トス

一　債券募集

イ、通常募集
- 募入ニ係ルモノハ　額面金額ノ一万分ノ二十五
- 募入外レニ係ルモノハ　額面金額ノ一万分ノ五

ロ、賣出募集　賣出債券一通ニ付　額面金額
- 十圓迄ハ　十錢
- 二十圓迄ハ　十三錢

二　元利金支拂

イ、元　金　支拂債券一通ニ付　額面金額
- 五圓迄ハ　一錢三厘
- 二十圓迄ハ　二錢五厘

三　貸付	ロ、利　金	支拂利札一枚ニ付	額面金額
			五十圓ヲ超過シタルモノハ　三　錢
			五十圓迄ハ　四　厘
	イ、年賦償還	貸付契約一件ニ付	三圓ヲ超過シタルモノハ　其ノ一万分ノ十五
		外ニ左ノ割合ニ依ル料金ヲ加徴ス	三圓迄ハ　其ノ一万分ノ十五
		五百圓迄ハ	二十錢
		貸付金額　三千圓迄ハ	其ノ一万分ノ二十
		三千圓ヲ超過シタルモノハ	五百圓ヲ超過シタル金額ニ對シテハ　其ノ一万分ノ二十
	ロ、定期償還	貸付契約一件ニ付	三千圓迄ハ前項ノ例ニ依リ五百圓ヲ超過シタル金額ニ對シテハ　其ノ一万分ノ十五
		外ニ左ノ割合ニ依ル料金ヲ加徴ス	三千圓迄ハ前項ノ例ニ依リ三千圓ヲ超過シタル金額ニ對シテハ　其ノ一万分ノ十
		貸付金額ニ應シ	二十錢

右「郵便爲替貯金ニ依ル債券募集元利金支拂竝貸付事務特別取扱規則」は、其の後大正二年第五十一號・第七十九號・同五年第三十八號・同六年第四十一號・同八年第四十八號・同九年第七號・第九十四號・同十一年第三十號・同十二年第二十六號・同十五年第八號等の各逓信省令を以て其の一部を改正せられしが今改正の顚末を逐一詳述するは其の煩に堪へざるを以て、左に最終改正を經たる大正十五年末現在の全文を掲げ、以て參考に資するに止むべし。

郵便振替貯金ニ依ル債券募集元利金支拂竝貸付事務特別取扱規則（明治四十五年五月十三日逓信省令第二十六號）

第一條　特別ノ法律ニ依リ設立シタル銀行カ其ノ發行ニ係ル債券ノ募集債券元利金ノ支拂竝貸付事務ニ關シ郵便振替貯金ノ方法ニ依ルトキハ郵便官署ハ本規則ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ特別取扱ヲ爲ス但シ無集配三等郵便局ハ其ノ取扱ヲ爲サス

前項ノ特別取扱ヲ受ケムトスルトキハ銀行ハ豫メ逓信大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二條　前條ノ認可ヲ受ケムトスル銀行ハ其ノ請求事項、振替貯金口座開設場所及口座ニ表示スヘキ名義等ヲ記載セル申請書ニ左ノ書類ヲ添ヘ所轄逓信局長ヲ經テ逓信大臣ノ認可ヲ受ケムトスルモノナルトキハ銀行ノ加入セル郵便振替貯金ノ口座番號ヲ申請書ニ記載スヘシ

一　請求事項ニ關シ銀行ニ於テ定メタル規則書類

二　一箇年間ニ於ケル取扱月別見込件數調書

三　前各號ノ外郵便官署ニ於テ參考トナルヘキ書類

第二條ノ二　債券募集又ハ債券元利金支拂ノ特別取扱ヲ認可シタル銀行ニ對シテハ特殊ノ記號ヲ附シタル郵便振替貯金口座ヲ開設ス但シ基本預金ノ拂込ヲ要セス

前項ノ口座ニ對シテハ債券募集又ハ債券元利金支拂ノ爲ニスルモノノ外一般ノ規定ニ依ル受拂ヲ爲スコトヲ得ス但シ銀行自ラ拂込又ハ振替若ハ自ラ現金ヲ受領セムカ爲ニスル拂出ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條　銀行ニ於テ特別取扱ノ解除ヲ爲サムトスルトキハ其ノ局書ヲ所轄逓信局長ヲ經テ逓信大臣ニ差出スヘシ

第四條　特別取扱ニ關スル料金ハ別ニ之ヲ告示ス

前項ノ料金ハ逓信大臣ニ於テ特ニ指定スル場合ヲ除クノ外當該銀行ノ郵便振替貯金ヨリ控除徴收ス

第四條ノ二　銀行ニ於テ本規則ニ依リ債券ヲ募集セムトスル場合ハ其ノ都度豫メ募集金額期間及地域ニ付貯金局長ニ協議シ募集決定ノ上ハ其ノ要項ヲ所轄逓信局長ヲ經テ逓信大臣ニ届出ツヘシ

第五條　銀行ノ發行ニ係ル債券募集ニ關シ本規則ニ依リ特別取扱ヲ爲ス場合ニ於テ必要ナル事項ハ其ノ都度之ヲ告示ス

第六條　銀行ニ於テ其ノ發行ニ係ル債券ノ元利金支拂ニ關シ特別取扱ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ支拂基金ヲ郵便振替貯金ノ口座ニ拂込ムヘシ

前項ノ支拂基金ノ現在高ハ常ニ最近六箇月間ニ於ケル一日支拂平均額ノ二十倍ヲ下ルコトヲ得ス但シ事務開始後六箇月以內ニ於ケル支拂基金ノ現在高ハ遞信大臣ノ定ムル所ニ依ル

第七條　第一條ニ依リ認可ヲ受ケタル銀行ノ發行ニ係ル無記名式債券又ハ其ノ利札ノ所持人ハ支拂期ノ開始セルモノニ限リ其ノ支拂ヲ求ムル爲之ヲ郵便局ニ呈示スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ債券ノ元金ト共ニ割增金又ハ月割利子ノ支拂ヲ請求スルモノナルトキハ債券ノ裏面ニ其ノ受領スヘキ金額及受領ノ旨竝住所氏名ヲ記載調印シ額面五十圓以上ノ債券ニ對スル利札ノ支拂ヲ請求スルモノナルトキハ利札ノ裏面ニ住所氏名ヲ記載スヘシ

所得稅及資本利子稅ヲ課セラレサル者前項ニ依リ利札又ハ月割利子ノ支拂ヲ請求セムトスル場合ハ豫メ支拂ヲ受クヘキ郵便局ヲ定メ其ノ名稱及印鑑ヲ當該郵便局ニ屆出ツヘシ

前項ニ依リ屆出ヲ爲シタル者第一項ニ定ムル利札又ハ月割利子ノ支拂ヲ受ケムトスルトキハ其ノ都度債券ノ額面金額記號番號利札ノ枚數及金額竝住所名義等ヲ記載調印シタル免稅取扱請求書ヲ前項ノ郵便局ニ提出スヘシ

第七條ノ二　郵便局ニ於テ前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ債券又ハ利札ト引換ニ現金ヲ交付シ債券及利札ハ支拂ヲ了シタル證トシテ其ノ裏面ニ日附印ヲ押捺スヘシ

前項ニ依リ支拂ヲ爲シタル債券又ハ利札ハ遞信局ニ於テ之ヲ整理シタル上當該銀行ニ送付シ其ノ代リ金ハ口座所管廳ニ於テ當該銀行ノ郵便振替貯金ヨリ控除ス

第八條　銀行ヨリ貸付金ノ借入ヲ爲サムトスル者當該銀行ノ定ムル所ニ從ヒ借入申込書其ノ他必要ナル書類ヲ郵便局ニ差出シタルトキハ之ヲ當該銀行ニ送致スヘシ

第九條　貸付金交付ノ爲ニスル郵便振替貯金ノ拂出書及借入金辨濟ノ爲ニスル郵便振替貯金ノ拂込書ニハ其ノ餘白ニ事由ヲ附記スヘシ

前項ノ拂出書ニ對シテハ拂出書一枚ノ金高ニ制限ヲ附セス其ノ千圓ヲ超過シタルモノニ對シテハ千圓迄ヲ增ス每ニ料金五錢ヲ加徵ス

第十條　銀行ハ本規則ニ依リ貸付ヲ爲シタル金額借受人ノ氏名及取扱郵便局名ヲ每月取纏メ之ヲ所轄遞信局ニ報告スヘシ

前項ノ報告書ハ之ヲ無料郵便物トシテ差出スコトヲ得

第十一條　本規則ニ依ル特別取扱ニ關シテハ前各條ニ規定シタルモノノ外郵便振替貯金規則ノ定ムル所ニ依ル

附　則

本令ハ明治四十五年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（大正十年遞信省令第三十號）

本令ハ大正十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

既ニ債券募集又ハ債券元利金支拂特別取扱ノ認可ヲ受ケタル銀行ニ對シテハ本令施行ト同時ニ從來所屬ノ口座所管廳ニ第二條ノ二ニ依ル特殊口座ヲ開設シ之ニ從來ノ支拂基金ヲ移替シ其ノ旨ヲ通知ス

又右特別取扱に關する手數料に就ては、其の後大正五年第四百十三號・同十一年第五百四十一號・同十二年第七號・同第三百二十二號の各遞信省告示を以て其の一部を改正せられしが、此等の改正を經たる大正十五年末現行の規定は左の如し。

郵便振替貯金ニ依ル債券募集元利金支拂竝貸付事務特別取扱ニ關スル料金左ノ通定ム

一　債券募集

イ、通常募集
　募入ニ係ルモノハ
　　額面金額ノ一万分ノ四十
　募入外レニ係ルモノハ
　　額面金額ノ一万分ノ十
　但シ前回募入外レトナリタルモノニ對シ優先募入ノ條件ヲ付シ引續キ次回ノ債券ヲ募集スル場合ニ於テ其ノ募入トナリタルモノニ對シテハ前回ノ募入外レニ關スル料金ハ之ヲ徵收セス

ロ、賣出募集　賣出債券一通ニ付

額面金額	
十圓迄ハ	十五錢
二十圓迄ハ	二十錢
二十圓ヲ超過シタルモノハ其ノ超過額十圓迄毎ニ五錢ヲ加徵ス但シ額面金額ハ五十圓ヲ以テ限度トス	

ハ、前二號ノ外債券募集ノ都度當該銀行ノ指定ニ係ル募集地域ニ應シ左ノ料金ヲ加徵ス但シ前回募入外レトナリタルモノニ限リ應募セシムルノ條件ヲ付シ引續キ次回ノ債券ヲ募集スル場合ニ於テハ本料金ヲ徵收セス

甲　左記地方ヲ募集地域トスルモノハ各其ノ一地域毎ニ二十圓
　北海道

乙　左記地方ヲ募集地域トスルモノハ各其ノ一地域毎ニ十五圓
　新潟縣　長野縣　福島縣　兵庫縣　廣島縣

丙　左記地方ヲ募集地域トスルモノハ各其ノ一地域毎ニ十圓
　靜岡縣　山口縣　鹿兒島縣　岐阜縣　岡山縣　愛知縣　長崎縣　熊本縣　千葉縣　秋田縣　福岡縣　巖手縣　茨城縣　島根縣　三重縣　宮城縣　愛媛縣　山形縣

丁　左記地方ヲ募集地域トスルモノハ各其ノ一地域毎ニ七圓
　大分縣　高知縣　京都府　東京府　和歌山縣　青森縣　栃木縣　宮崎縣　德島縣　群馬縣　石川縣　奈良縣　埼玉縣　大阪府　神奈川縣　佐賀縣　福井縣　滋賀縣　山梨縣　富山縣　香川縣　鳥取縣　沖繩縣　樺太

二　元利金支拂

イ、元金　支拂債券一通ニ付

額面金額	
五圓迄ハ	二錢
二十圓迄ハ	三錢五厘
五十圓迄ハ	五錢
五十圓ヲ超過シタルモノハ	其ノ一万分ノ八

ロ、利金　支拂利札一枚ニ付

額面金額	
三圓迄ハ	六厘
三圓ヲ超過シタルモノハ	其ノ一万分ノ二十五

第三目　日本勸業證券株式會社

最後に敍上の諸機關の外、勸業銀行の募債機關として一言せざるべからざるものに、日本勸業證券株式會社あり。同會社は勸業銀行の別働機關とも稱すべきものにして、固と日本勸業銀行月報社と稱し、明治三十八年五月勸業貯蓄債券の所持者に對する當籤番號の報知に便ずる爲め、日本勸業銀行月報及同號外の發行機關として設立せられしものなり。然るに月報購讀者の增加と共に、地方購讀者の希望に依り債券賣買の媒介をも爲すこととなりしが、右媒介業務は大に世人の迎ふる所となり

て益〻隆盛に赴き、遂に從來の規模にては不利不便を感ずるに至りしを以て、大正二年十二月之を株式組織に改め、其の資本金を五十萬圓と爲し、株式會社勸業月報社と改稱するに至れり。爾來同社は債券の賣買以外に此等の債券を擔保とする貸付及國債農工債券の賣買仲介をも營むこととなり、各地に支店を設くる等、其の發展見るべきものありしが、遂に大正九年二月其の資本金を百萬圓に增加すると共に、社名を日本勸業證券株式會社と改めたり。而して大正十一年四月信託業法の制定せらるるや、玆に同社は信託業務をも兼營することとなりしを以て、同年十二月社名を更に日本勸業信託株式會社と改むると同時に、之とは別個に資本金五十萬圓を以て日本勸業證券株式會社を創設し、信託業務以外の業務を繼承せしめたるものとす。

第二款　勸業債券

第一項　勸業小券

割增金附勸業債券（小券）は日本勸業銀行債券の中樞を爲すものにして、同行が能く資金吸收の目的を達し、低利長期の貸出により國家產業の振興に貢獻し得たるもの、此の種債券の發行に負ふ所極めて大なりと言ふべく、殊に前段に一言せるが如く、同行の創業以來明治三十七年九月迄は、專ら此の種債券のみの發行に依りて營業資金の補充を行ひしなり。以下順次之が募集の狀況を略說すべし。

明治三十一年三月第一回債券百萬圓を募集するに當りては、利率年五分、償還期限四十箇年、割增金最高額五百圓、券面金額五十圓なる條件を以てせしが、當時未だ民間に債券に關する知識普及せず、從て同行債券も亦其の何たるかを解せらるるに至らず、割增金の意義に就きても世上幾多の誤解を抱くものあり、且券面金額稍〻多額にして一般の應募に不便ある等の理由に依り、遂に豫期の結果を見る能はず、民間の應募は僅に半額に充たずして、他は盡く政府の引受を仰ぐの結果に終れり。尋で同年四月及六月に於て、政府の內命に基く臨時工業救濟貸付資金に供する爲め、第二回及第三回債券各百萬圓を右第一回と同一の條件を以て募集せしが、何れも失敗に歸し、大部分政府の引受を仰ぎたり。

次で同年六月日本勸業銀行法中改正せられ、券面最低金額を五十圓より二十圓に低下して、一般の應募に便ずることとなりしを以て、同年十一月第四回債券發行に當りては券面額を二十圓とし、割增金を最高三百圓とし、其の他前回同樣の條件を以て二百萬圓を募集せしも、尙五十八萬餘圓は政府の引受を仰ぎ、翌三十二年六月第五回債券百五十萬圓を右と同一の條件を以て募集せる場合にも亦六十九萬餘圓は、政府の引受を仰ぎて其の發行を了するの結果に終れり。然れども同年十一月第六回債券百五十萬圓の募集に當りては、旣に債券の發行數次に亙りて世人の之に對する理解を增し、且つ同行亦其の事務に慣熟するあり、加ふるに該債券の割增金最高額を一躍一千圓に上せる等の事情に依り、多額の應募超過を見るの盛況を呈し、爾後の債券發行に際しては再び政府の引受補充を仰ぐの要なきに至れり。今當初六回の債券の募集條件及應募景況の要點を表示して參考に資せんとす。

自第一回至第六回　勸業債券發行條件及應募景況

回別	券面額	利息歩合	割增金 最高額	割增金 一組の金額	募集高	應募景況 政府引受	應募景況 民間	發行高
第一回	五〇圓	分厘 五	五〇〇圓	二、二五〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	五二九、四五〇圓	四七七、六五〇圓	九九七、一〇〇圓
第二回	五〇	五	五〇〇	二、二五〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九五五、二五〇	四四、七五〇	一、〇〇〇、〇〇〇

合計	第六回	第五回	第四回	第三回	
	二〇	二〇	二〇	五〇円	
	五〇	五〇	五〇	五〇分厘	
	一、〇〇〇	八〇〇	六〇〇	五〇円	
	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	二、五〇円	
一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	
七、五〇〇、〇〇〇	三、七四二、四三〇	六八四、三八〇	五六、一〇〇	九七、二五〇円	
	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四一三、九〇〇	三、七五〇円	
	七、四七、一〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	

其の後前記諸債券と略ぼ同一の條件を以て、同三十三年五月及十一月に第七回及第八回債券各百萬圓を發行し、翌三十四年一月及五月に第九回及第十回債券各百萬圓を發行し、何れも好成績を以て募集を終了せしが、當時金融逼迫し、同行に對する借入請求者激增の形勢ありしに鑑み、同年十一月第十一回債券の發行に當りては、割增金の方法を改むるに至れり。卽ち從來は發行の際豫め一回一組の抽籤償還額を定め、此の金額に對する割增金を定め、之を各等に分ちて附加し、若し償還額を一組金額の倍數又はそれ以上となす場合に於ても、所定の割合を以て割增金を增加するものにして、第一回抽籤より償還完了に至る迄割增金割合を一定のものとせしが、第十一回債券の場合に於ては之を改め、特に第一回抽籤の場合に於ける割增金割合を增加し、二回以後は償還完了迄同一割合を以て附加することとせり。爾後一組の償還金額の增減及經濟界の實況等に依りて、割增金割合に增減あるは勿論なりと雖も、第一回及第二回以降償還の場合に於ける割增金割合に差等を設くるの例は、依然として踏襲せらるるに至れり。今參考の爲め第十一回債券竝に第一回債券の割增金割合を表示せんとす。

第十一回債券に增加する割增金

償還回別 ＼ 割增金	一千圓	五百圓	百圓	十圓	五圓	金額合計	每回一組の償還額
第一回償還の時	五個	一個	三個	三個	三個	九、〇四五円	一二、五〇〇円
第二回償還以後	一	一	三	三	三	二、五三〇	一二、五〇〇

第一回乃至第十回債券に附加する割增金

債券回別 ＼ 割增金	一千圓	五百圓	三百圓	二百圓	百圓	五十圓	十圓	金額合計	每回一組の償還額
第一回―第三回	個	個	個	個	五個	一七個	個	二、二五〇円	一二、五〇〇円
第四回		一	三	二	七		二四〇	四、〇〇〇	二五、〇〇〇
第五回					七		一四〇	三、〇〇〇	一八、七四〇
第六回					五		七五	二、二五〇	一二、五〇〇
第七回					九		一四〇	三、三〇〇	一八、七四〇
第八回・第十回	一	一			三		七三	二、五三〇	一二、五〇〇

斯くて明治三十四年十二月右と略ぼ同一の條件を以て第十二回債券百萬圓の發行を行ひ、結局三十四年中に四百萬圓の債券を發行し、以て貸出資金に充當することを得しが、翌三十五年に至りても亦第十三回乃至第十五回債券各百萬圓を、前記と略ぼ同一の條件を以て發行することを得たり。但し第十五回債券は金融緩慢の情勢に鑑み、債券利率を從前より五厘方引下げ四分五厘と爲せり。而して同年に於て、第二回及第三回債券各百萬圓の殘額百八十一萬餘圓の臨時償還を行ひたり。尋で翌三十六年に入りても金融益ゝ緩慢にして、勸業銀行に於ては第十六回乃至第二十回債券合計六百萬圓を發行せしが、其の條件も前記第十五回に於けると略ぼ同樣にして利率年四分五厘、償還期限四十年の好

條件を以てするを得、斯くて比年激増の勢を示せる貸出資金に充當すると共に第一回債券九十九萬七千百圓の殘額八十八萬餘圓の臨時償還を行へり。翌年三十七年に入りても依然金融界は活潑なる能はず、同行に對する借入請求額は前年に比して著しく減少したるも、同行は從前と略同樣の條件に依りて第二十一回及第二十二回債券各百萬圓を募集し、好成績を以て同年九月其の發行を完了せり。

是より曩き明治三十七年二月我國の露國と干戈を交ふるや、政府は國内に撒布せらるる軍資金を回收し、且民衆の貯蓄を奬勵するの趣旨を以て貯蓄債券を發行することに決し、同年八月其の取扱を勸業銀行に命ずるに至りしかば、同行は前記第二十二回債券發行以後一般公募の勸業債券の發行を一時中止し、專ら貯蓄債券の發行に力を致すこととなれり。而して貯蓄債券の發行は同年九月「い」號發行に始まり、三十九年十二月「を」號發行を以て終了し、此の間同行の營業資金は後述特殊債券の政府引受によりて補充せしが、翌四十年に至りて再び勸業債券の公募を開始することとなれり。

既にして貯蓄債券の發行期限終了し、勸業債券の公募に著手することとなりしも、貯蓄債券は券面額五圓にして、總て賣出の方法に依りて發行せられ、而も前後三箇年に亙りて十二回に二千四十三萬餘圓の發行ありし結果、勸業債券に關する一般世人の觀念に變化を生ずるに至りしを以て、同年四月日本勸業銀行法中を改正して、債券の券面最低額を十圓に低下し、且之に伴ひて債券の利子は大藏大臣の認可を得て六箇月毎に複利の計算を爲し、一定年數毎に之を仕拂ひ得ることと爲したり。斯くて同年五月より六月の間に第二十三回割增金附債券二百萬圓の募集に當りては券面金額を十圓とし、利率を年三分六厘、之を年五分の半年複利として積立て、三箇年毎に支拂ふこととし、且貯蓄債券の例に倣ひて從來の申込方法を賣出方法に改め、郵便局所の支援を得て五月二十一日より六月三十日迄の期間を以て賣出を行ひしが、會〻民間の金融逼迫の際なりし爲め、豫期の成績を見るに至らず、其の發行額は百七十八萬一千圓に止まりたり。尋で同年十一月より十二月の間に於て第二十四回及第二十五回債券夫々三百萬圓及百萬圓を右と略同一の條件に依り、少しく割增金歩合を增加して賣出を行ひたるが、之れ又經濟界不況の影響によりて何れも好結果を收むる能はず、第二十四回債券は五十五萬三千四百七十圓、第二十五回債券は十四萬四千九百七十圓の賣殘を生じたり。茲に於てか翌四十一年に至り、同行は前年の募債成績と經濟界の實況とに鑑み、同年六月及七月の間に於て賣出せる第二十六回債券百五十萬圓は利率を年五分に引上げ、割增金最高額を一千圓とし、其の他の條件は略從前の例に倣ひて、遂に其の全額を發行することを得たり。尋で同年九月及十月の間に於て前回と略同樣の條件により第二十七回債券百五十萬圓を發行したるも、同年十一月及十二月の間に於て賣出せる第二十八回債券は、前回同樣の條件なりしに拘らず、賣出總額二百二十五萬圓の中、五十八萬八千百圓の賣殘を生じ、結局同年中に於ては前後三回に四百六十六萬一千九百圓の債券を發行し得たるのみにして、而も財界の不況時に際して金融大いに逼迫せる爲め募債上多大の困難を感じたりき。

翌四十二年に於ては、金融大に緩慢にして金利亦低落せしが、勸業銀行に對する借入請求は著しく增加の勢を示し、同行に於ては同年中前後六回に總額一千萬圓の債券を公募し、何れも好結果を見るを得たり。而して右六回の内二回其の金額四百萬圓は所謂大券にして、割增金を附せず、申込募集の方法に依るものなりしが、他は何れも割增金附債券にして、卽ち同年二月及三月の間に第二十九回債

券百五十萬圓、六月及七月の間に第三十回債券百五十萬圓、九月及十月の間に於て第三十一回債券百五十萬圓、及十一月十二月の間に於て第三十二回債券百五十萬圓、總額六百萬圓を發行せられ、其の條件は略ゝ從前と同樣なりとす。翌四十三年に於ては七月及十一月に第三十三回及第三十四回債券合計二千五百萬圓を公募せしも、右は何れも大券にして、同年中には割增金附債券の發行を見るに至らざりき。

越えて四十四年に至りては、前年來の金融緩慢、金利低落の情勢に鑑み、同年三月中利率を年四分五厘に引下げ、第三十五回割增金附債券三百萬圓を賣出して其の發行を了し、尋で五月大券の發行を行ひ、更に同年九月中第三十七回割增金附債券五百萬圓を從前と略ゝ同樣の條件を以て賣出せしが、內四十三萬三千九百五十圓は賣出を了せずして終れり。

同年十二月第三十八回債券三百萬圓を發行せしが、右は既述の如く商法改正の結果賣出發行の方法に依る能はず、申込の方法に依ることゝ爲せしが、利子歩合年五分、券面金額二十圓、發行價格額面、其の他略ゝ從前同樣の條件を以て三百萬圓を募集し、五十九萬九千二十圓の應募超過を見るの景況を以て其の發行を完了せり。

其の後大正時代に入るや世界大戰の勃發あり、大正九年の金融恐慌に次ぐに十二年の關東震災あり、本邦經濟は或は未曾有の好況を謳歌し、或は空前の災厄に驚愕して、洵に名狀すべからざる波瀾重疊を盡したるを以て、勸業銀行の募債業務も亦自ら其の影響を蒙り、曲折常なかりき。先づ明治四十五年以後大正三年に至る間に募集せられし小券は第三十九回（明治四十五年三月發行、金額三百萬圓）、第四十一回（同年六月發行、金額三百萬圓）、第四十二回（大正元年九月發行、金額四百萬圓）、第四十三回（同年十二月發行、金額四百萬圓）、第四十四回（大正二年三月發行、金額三百萬圓）、第四十七回（同年六月發行、金額二百五萬圓）、第四十九回（同年十二月發行、金額二百四十萬圓）、第五十回（大正三年三月發行、金額二百二十萬圓）、第五十一回（同年九月發行、金額二百七十五萬圓）、第五十四回（同年十二月發行、金額二百八十五萬圓）等前後十二回に亙れり。而して第三十九回乃至第四十二回迄は、券面金額二十圓なりしも、大正二年三月發行の第四十四回債券以後は之を十圓に引下げ、大正三年十二月第五十五回債券の發行に際しては、再び之を二十圓と爲し、且つ割增金の最高額を從來の千圓より倍加して二千圓と爲したり。蓋し當時經濟界の不況は同行の債券募集を益ゝ困難ならしめたるを以て、或は券面金額を引下げて小額資金を吸收せんとし、或は割增金を增額して一般の應募を促したるなり。而も尙之が成績に就ては常に同行豫期の目的を達すること能はず、大正二年六月の發行に係る第四十七回債券以後は、翌三年六月の第五十二回發行を除くの外は、何れも三百萬圓の募集を期して未だ之に及ばず、僅に既記の如き金額の應募ありしに過ぎざるなり。

茲に於てか勸業銀行は、大正四年四月發行の第五十八回債券より復又券面額を十圓に引下げ、一等割增金は之を其の儘と爲し、斯くて以後數回は相當の成績を收むることを得たり。然るに此の頃より金融漸く變調を來し、大正六年の如きは本邦對外貿易の收入超過額は無慮十億圓を超え、一般に資金潤澤にして金融頗る緩慢の傾向を持續せり。同年後半期に於ては米國の鐵材及金の輸出禁止あり、內に於ては物價調節、船舶管理等の諸問題續出して、幾分警戒を加ふるに至りしも、財界の大勢は依然として好況を持續し、正貨の流入急激にして、都鄙殆ど資金の橫溢する有樣なりき。更に大正七年に入るや、北米合衆國の輸入制限は本邦貿易の前途に一大暗影を投じ、屢ゝ入超を示したるを以て人心

は次第に警戒に傾きしも、地方に於ては米穀・生絲を初め各種農産物の價格騰貴し、爲に資金の累積著しく、預金利子は大都市よりも地方に於て却て低下するが如き變調を示せり。從て勸業銀行の資金吸收は極めて容易となり、既に大正六年九月第六十六回債券の發行に當り、從來五分又は四分五厘なりし利率を四分に引下げ、同月及十二月の二回に二千二百萬圓を發行したるも、購入者は賣出當日未明より門前數町に亙りて列を爲し、殆ど即日賣切といふが如き景況を呈せり。大正七年には三月に第六十八回を、八月に第六十九回各八百萬圓を發行し、十月には更に第七十回一千萬圓と云ふ、小券として全く前例なき多額の債券を發行し、完全に之を消化し得たり。斯くて明治四十四年頃より、概ね三四百萬圓を出でざりし一回の發行額は、此の時には一躍其の倍額を以て通例とするに至れり。今大正四年以後大正七年迄の發行債券を見るに、第五十八回（大正四年四月發行、金額四百萬圓）、第六十三回（同年九月發行、金額四百萬圓）、第六十四回（大正五年五月發行、金額四百萬圓）、第六十五回（同年十二月發行、金額四百萬圓）、第六十六回（大正六年九月發行、金額五百萬圓）、第六十七回（同年十二月發行、金額八百萬圓）、第六十九回（同年七月發行、金額八百萬圓）、第七十回（同年十月發行、金額一千萬圓）、等前後九回に及び、其の總額實に五千五百萬圓に達し、小券發行の最盛時代を現出したり。

然れども市場の景氣は其の後次第に下り氣味となり、大正九年五月には割引金最高額を三千圓に引上げ、小券發行の最高記錄たる一千二百萬圓を賣盡したるも、次回には既に不成績に陷り、以後數回賣殘を生じ、大正十一年三月發行の第八十三回より遂に一等割增金を五千圓に增額したり。惟ふに大正九年の財界反動以來、資金の需要減退して遊資漸次累積し、短期資金の金利歩合低下するに至り大正十年三月初旬には各地銀行一齊に預金利子の引下げを行ひ、公社債の發行績出したるが、長期資金の需要は都鄙を通じて著しく增加し、就中市街地に於ける住宅拂底して之が建築資金を要すること甚だ急なるものありたり。而して勸業銀行に於ては低利資金の供給を目的とせるを以て、從來小券の發行を原則と爲し、時に金融界の狀況を測り大券を發行するに過ぎざりしが、大正十年三月より小券資金の貸付先に制限を受くることとなりたる結果、市街地不動產各種財團に供給する資金は、總て之を大券に仰がざるを得ざることとなり、大正四年以後暫く公募せざりし大券は、玆に再び其の必要に迫られ、同年三月以降此等大券の募集に力を注ぐこととなれり。此の如く同行自身大券發行の必要に迫られたると、他方前述の如く一般經濟界の狀勢は、小券の發行を困難ならしめたるを以て、益〻小券資金の吸收に沈滯を生じたるものなり。卽ち同行に於ては或は抽籤の回數を增加し、或は割增金を增大し、勸誘宣傳に於ても亦百方手段を講じたるも、回を逐うて賣殘り嵩み、大正十二年四月に發行したる第八十九回債券七百萬圓の如き、五百四十萬圓の賣殘を生ずるに至れり。玆に於てか小券の發行に就て新生面を開拓するの必要を生じたるが、既に同年三月法律の改正に依り、割引及据置の債券をも併せ發行し得ることとなりしを以て、同行に於ては同年七月第一回割引債券一千萬圓を發行するに決し、額面二十圓、賣出價格十圓、償還期限十七箇年半と爲し、割增金は最高額を著しく低下して百圓、十圓の二種とせり。然るに此の種の債券は從來の債券に比して大に其の趣を異にし、未だ世人の了解を得るに至らざりしを以て、多大の期待を抱きたるに拘らず、賣上總高は六百七十二萬圓に過ぎざりき。而して右割引債券の特徵とせる所は、從來の償還期限四十箇年を十七箇年半に短縮したること、割增金の最高額を低下して比較的多數に均霑せしむる如く改めたること、利子を眞割引にて額面より落し之を賣出價格と爲し、途中に於ける小額利子支拂の煩雜を

避けたること等に在りとす。

幾くもなく關東震災の襲ふ所となりて、市場に債券を募集するが如きは到底不可能となりて此の年を終り、翌大正十三年には二月及五月の兩度に亙り從來の長期債券を發行せしも、合計僅に八百一萬圓に過ぎざりしが、其の後復興債券の發行は暫く中止せらるるに及び、割增金附債券の發行を見るに、第七十ることとなり、以て大正時代を終りしものとす。試みに大正八年以後に於ける發行を見るに、第七十一回（大正八年一月發行、金額一千萬圓）、第七十二回（同年六月發行、金額六百萬圓）、第七十三回（同年九月發行、金額一千萬圓）、第七十四回（同年十二月發行、金額九百萬圓）、第七十五回（大正九年三月發行、金額一千二百萬圓）、第七十六回（同年六月發行、金額九百六十萬圓）、第七十七回（同年九月發行、金額九百萬圓）、第七十八回（同年十二月發行、金額六百五十萬圓）、第八十回（大正十年五月發行、金額六百十二萬圓）、第八十三回（大正十一年三月發行、金額一千萬圓）、第八十四回（同年九月發行、金額六百萬圓）、第八十五回（同年十一月發行、金額六百二十萬圓）、第八十六回（同年八月發行、金額七百六十萬圓）、第八十七回（同年十二月發行、金額五百四十三萬三千圓）、第八十八回（大正十三年二月發行、金額四百六十萬圓）、第九十回（同年五月發行、金額三百四十一萬圓）等十六回の外、大正十二年七月の割引債券第一回の發行あり、而して其の募債總額は一億三千七十八萬三千圓なりとす。

今第一回以來每年勸業小券の發行及償還高を表示すれば左の如し。

勸業小券累年發行償還高表

年次	發行高	償還高	年末現在高
明治三一	四、九九七、一〇〇円	—円	四、九九七、一〇〇円
同三二	二、五〇〇、〇〇〇	七九、二九〇	七、四一七、八一〇
同三三			
同三四	二、五〇〇、〇〇〇	一六三、八一〇円	九、七五三、九八〇円
同三五	三、〇〇〇、〇〇〇	二、一二一、八五〇	一四、四〇九、〇〇〇
同三六	六、〇〇〇、〇〇〇	八六八、一二九	一九、五四七、七一〇
同三七	二、〇〇〇、〇〇〇	七九二、六八〇	二〇、七五五、〇三〇
同三八	—	四一四、九一〇	二〇、三四〇、一一〇
同三九	—	四六八、三五〇	一九、八七一、七五〇
同四〇	五、〇八二、五五〇	四四五、四四〇	二四、五八八、八七〇
同四一	四、六五一、九五〇	五四一、四〇〇	二八、六二九、三七〇
同四二	六、〇〇〇、〇〇〇	六五三、一一〇	三三、九五六、二五〇
同四三	—	五八二、六一〇	三三、三九三、六四〇
同四四	一〇、五六六、〇五〇	六〇四、〇九〇	四三、三五五、六〇〇
同四四	一四、〇〇〇、〇〇〇	六九八、一三〇	五六、六七七、三七〇
大正元	九、七六〇、〇〇〇	七九九、八七〇	六五、六七五、五〇〇
同二	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、二六二、八三〇	七五、一四四、六七〇
同三	三、〇〇〇、〇〇〇	二、一二一、八五〇	大正四 八、〇〇〇、〇〇〇	一、〇九四、〇一〇	八二、一〇〇、六五〇
同三六	六、〇〇〇、〇〇〇	八六八、一二九	同五 八、〇六二、二〇〇	一、一一四、一七〇	八九、〔四八、五八〇
同三七	二、〇〇〇、〇〇〇	七九二、六八〇	同六 三、九三七、八〇〇	一、一五九、四一〇	一〇〇、八六六、九七〇
同三八	—	四一四、九一〇	同七 二六、〇〇〇、〇〇〇	一、一三九、五四〇	一三五、五九七、四七〇
同三九	—	四六八、三五〇	同八 三三、三三四、六九〇	一、一四二六、九三〇	一五七、五〇五、二四〇
同四〇	五、〇八二、五五〇	四四五、四四〇	同九 三八、七六五、三一〇	一、九〇九、二〇〇	一九四、三六一、三五〇
同四一	四、六五一、九五〇	五四一、四〇〇	同一〇 一四、七一〇、〇〇〇	二、〇四一、八九〇	二〇七、〇三九、四六〇
同四二	六、〇〇〇、〇〇〇	六五三、一一〇	同一一 三三、八〇〇、〇〇〇	二、四七九、八五〇	三三八、三五九、六一〇
同四三	—	五八二、六一〇	同一二 三二、一五三、〇〇〇	二、三二八、三七〇	三三、三九三、六四〇
同四四	一〇、五六六、〇五〇	六〇四、〇九〇	同一三 一、〇一〇、〇〇〇	二、九六六、五三〇	四三、三五五、六〇〇
同四四	一四、〇〇〇、〇〇〇	六九八、一三〇	同一四 —	三、〇七〇、三九〇	五六、六七七、三七〇
大正元	九、七六〇、〇〇〇	七九九、八七〇	同一五 —	二、八九七、二〇〇	六五、六七五、五〇〇
同二	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、二六二、八三〇	合計 二七、二六五、六一〇	三四、四〇〇、四九〇	七五、一四四、六七〇

第二項　勸業大券

明治四十二年以來我が輸出貿易大に振ひ、外資の流入從つて增加し、加ふるに政府は內國債の整理に著手して多額の國庫金を撒布したるを以て、中央に於ける金融市場は大に緩慢の狀を呈し、各銀行は其の遊資に苦みしが、一方地方に在りては兩三年來資金の中央偏在の傾向著しきに禍せられ、且四十二年の如きは米繭織物等の景況何れも地方に利あらず、爲に概ね資金の涸渇に苦むの狀態なりき。此の如きは獨り地方產業の開發を期する所以に非ざるのみならず、殊に前年の出水に依る災害地方に於ける復舊工事の如き最も急を要するものあるを以て、同行は其の本來の使命に鑑み都鄙金融の

疏通を計るの目的を以て、一般公募の大券面債券の發行を企つるに至れり。蓋し同行小券の如きは全國に亙りて零細なる資金の吸收を目的とするものなれども、大券面債券は資力豐なる者の應募に適し、都市に集中せる資金を吸收するに適するを以てなり。之れ卽ち同行の大券にして、其の券面金額は五十圓・百圓・五百圓等の多額とし、時に二十萬圓の巨額に上り、總て申込發行の方法に依り、償還期限は比較的短期なるを常とし、且償還に際して割增金を附せざるを特色とす。斯くて同四十二年八月其の第一回として、寅號債券二百八十萬圓を募集せしが、右は橫濱市に於て外債募集金の一部を以て全部引受を了せり。尋で同年十二月地方農工銀行の資金を有無相通ずるの趣旨を以て卯號債券百二十萬圓を發行し、三重・靜岡・滋賀・濃飛等の各農工銀行に於て全部之を引受け、其の資金は資金不足の地方農工銀行に供給することと爲せり。

寅・卯兩號債券は大券中の特殊なるものにして、勸業銀行に於ては右兩債券發行の翌明治四十三年七月の發行に係る第三十三回債券を以て大券の嚆矢と爲せり。然れども寅・卯兩號は政府の引受に係る所謂特殊債券とは異なるものにして、寧ろ大券中の一變形と看做さるべきものなり。而して今第三十三回債券の發行事情を窺ふに、抑〻勸業銀行が割增金付債券發行の特權を付與せられし所以のものは、畢竟低利の資金を蒐集することを以て第一の目的と爲したるに在り。從て若し割增金を附せずして能く低利資金を吸收し得るに於ては、必ずしも該特權を行使するに及ばざるなり。當時本邦輸出貿易は大に振興し、外資の流入頗る多かりしのみならず、政府に於ては內國債の整理に著手して多額の國庫金を撒布し、中央市場は遊資橫溢の觀を呈せしかば、勸業銀行に於ては此等の餘資を吸收して地方に均霑せしむるに決し、玆に大券發行を敢行したるものなり。卽ち第三十三回發行の債券を以て大券と爲し、金額は一千萬圓、發行條件は年五分・發行價格九十五圓以上三箇年据置十七箇年償還とせり。次で同年十月第三十四回として一千五百萬圓を發行せしが、其の條件は更に有利にして利率年五分・發行價格九十八圓以上・五箇年据置二十五箇年償還と爲したり。當時山本同行總裁が株主總會に於て、大券發行の趣旨に關し說明せる所を見るに次の如し。

『都市の金融市場には常に(明治四十三年中)資金高溢の觀を呈したるに反し、地方に於ては兩三年來資金の中央市場に吸收せらるるもの漸く增加せるに當り、地方に分配すべき機關の發達之に伴はず、殊に昨年の如き米と云ひ、繭と云ひ、織物と云ひ何れも農家を利する所薄かりしを以て、地方は概ね資金涸渴の趨勢を示せり。然るに各地農工業の振作は漸く急を告げ、出水地方の如き其の復舊工事にも亦資金の需要を增加せしものありて、都市とは全く反對の現象を呈せり。斯る秋に際し其の放資に苦める都市の餘資を吸收し、之を渴望せる地方に輸し、以て都鄙の金融を疏通するは本行當然の任務なるを以て、前後二回に債券二千五百萬圓を發行し、聊か都市に於ける遊資を集め、地方農工業者の急需に應ずることに勉めたり。』

這般の大券發行は、實に勸業銀行募債上の劃時代的事實にして、同行に於ては爾來金融の狀勢に應じ、大・小債券を相交錯して發行したるが、當時債券の本體が小券に在りたるは論を俟たざる所にして卽ち大券の創始以來大正四年に至る迄は、小券發行の間に隨時大券を發行したるに過ぎず、而も其の利率は年五分より五分五厘・六分・七分と、漸次高率とせざるを得ざるが如き事情に在り、勸業銀行としては必ずしも有利なる資金蒐集方法には非ざりしなり。就中大正五年以降は旣述の如く小券發行の最盛期にして、資金の吸收は擧げて小券に委し、大券の發行は一時之を中止するの有樣なりき。然るに大正十年四月法律第八十一號を以て日本勸業銀行法中に改正を加へ『割增金附勸業債券ノ發行ニ依リテ得タル資金ハ田・畑・鹽田・山林・牧場・養魚池又ハ漁業權ヲ抵當トスル貸付』其の他同法第十五條

各項に定むる貸付及農工債券の引受の外、原則として之を使用することを得ざることとなり、小券資金の貸出先に制限を加へられしを以て、茲に同行は右制限外の需要者に對する資金供給の爲め、新に大券發行の必要を生ずるに至れり。卽ち爾後市街地不動產各種財團等に供給する資金は、總て之を大券に仰がざるを得ざることとなりたるものにして、同行は大正十年三月先づ一千萬圓の大券を募り、次で同年八月にも亦一千五百萬圓を發行したるが如く、爾後大小券を併せ發行することと爲し、以て此等の需要に應じたるが、金融市場の形勢は七分利にても額面發行を困難と爲し、概ね發行價格は九十七八圓、期限十箇年乃至十二箇年とせり。

既にして大正十二年九月關東震災の物發あり、翌大正十三年九月以降復興貯蓄債券の發行せらるるに及び、勸業小券の發行は暫く之を中止することとなりしを以て、同行に於ては金融界の繁閑に應じ、專ら大券を發行して資金の充實を圖ることに努めたるが、當時資金偏在の傾向は次第に顯著となり、大券の發行は每回好成績を收め得たるが如く、大正十四年五月の金融緩慢時に際し發行したる第九十七回一千萬圓の大券に對しては、實に二千七百五十萬圓の應募を見、翌十五年には發行價格を其の儘とし、利率を六分五厘に引下げて、而も相當の成績を收むることを得たり。今當初以來大正十五年末に至る大券の發行高を見るに、合計二億三千七百二十四萬圓にして、其の內償還せられしもの五千四百四十萬七千五百圓あり、從て同年末現在高は一億八千二百八十三萬二千五百圓なりとす。

勸業大券累年發行償還高表

年次	發行高	償還高	年末現在高
明治四二	四、〇〇〇、〇〇〇円	—円	四、〇〇〇、〇〇〇円
明治四三	二五、〇〇〇、〇〇〇	—	二九、〇〇〇、〇〇〇
大正一	五、〇〇〇、〇〇〇	二〇六、〇〇〇	三二、八六九、〇〇〇
同二	五、〇〇〇、〇〇〇	二、四〇六、〇〇〇	四五、六六三、〇〇〇
同三	四、七〇〇、〇〇〇	一、七三三、六〇〇	四八、二五七、〇〇〇
同四	二五、九五〇、〇〇〇	三九九、九〇〇	七六、七七三、五〇〇
同五	—	二、〇二一、四〇〇	七四、七四二、一〇〇
同六	—	一八、六四六、四〇〇	五六、〇九五、七〇〇
同七	—	一四、六六一、四〇〇	四一、一三四、三〇〇
同八	—	一、七五三、五五〇	三九、三八一、七五〇
大正九	—	一、二四八、六〇〇	三八、一三三、一五〇
同一〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	一、二四〇、八〇〇	六二、八九三、三五〇
同一一	三七、五〇〇、〇〇〇	一、〇六六、三〇〇	九八、三六六、〇五〇
同一二	三三、八〇〇、〇〇〇	一、七八八、一〇〇	二一〇、三三七、九五〇
同一三	二一、九五〇、〇〇〇	一、四五一、四〇〇	一四〇、八一六、五五〇
同一四	二七、五〇〇、〇〇〇	二、三七二、四〇〇	一六五、九四四、一五〇
同一五	一九、八五〇、〇〇〇	二、九七一、六五〇	一八三、八三一、五〇〇
合計	二三七、二四〇、〇〇〇	五四、四〇七、五〇〇	

第三項　特殊債券

明治三十七年四月法律第十八號を以て貯蓄債券法公布せられ、同年八月政府は其の發行を勸業銀行に命ずるに及び、同行は一時勸業債券の公募を中止して、專ら貯蓄債券の發行に努めたる爲め、債券に依る業務資金の蒐集を爲し能はざるに至り、茲に政府引受に係る所謂特殊債券の發行を見るに至れり。特殊債券は總て大藏省預金部に於て之を引受け、一般には公募せざるものにして、券面金額は一千圓乃至二萬圓（明治四十四年末迄の狀況）の巨額とし、其の發行價格は總て券面金額を以てし、債券償還に際しては割增金を附せざるものとす。斯くて該債券は明治三十七年十二月其の第一回として甲號債券發行以來、明治四十年一月壬號債券發行迄前後九回、其の發行額累計九百五十五萬圓に及びしが、同年六月勸業債券の公募を再開したる後も、引續き特殊債券の發行を繼續し、明治四十年八月癸號發行より同四十四年十二月第二未號發行迄、回を重ぬること十九回、發行額累計二千九百九十三萬圓

の巨額に達せり。其の後大正時代に入りても此の種債券の發行せらるるもの益〻多く、當初より大正十五年末に至る發行總計は實に三億千九百二十七萬七千圓に達し、而して其の內償還せられたるもの七千八百七萬二千圓あり、同年末の現在高は二億四千百二十萬五千圓なりとす。卽ち次の如し。

特殊債券累年發行償還高表

年次	發行高	償還高	年末現在高	年次	發行高	償還高	年末現在高
	円	円	円		円	円	円
明治三七	三〇〇、〇〇〇	—	三〇〇、〇〇〇	大正五	五、四三〇、〇〇〇	二、四一〇、〇〇〇	四七、〇四七、〇〇〇
同三八	三、五〇〇、〇〇〇	—	三、八〇〇、〇〇〇	同六	九、四八〇、〇〇〇	二、八三〇、〇〇〇	五三、六九七、〇〇〇
同三九	四、三二〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	八、〇八七、〇〇〇	同七	一三、九五〇、〇〇〇	二、八六〇、〇〇〇	六四、七七、〇〇〇
同四〇	二、五〇〇、〇〇〇	八〇四、〇〇〇	九、七四四、〇〇〇	同八	一八、四七〇、〇〇〇	二、五八〇、〇〇〇	八〇、六七、〇〇〇
同四一	一、八七、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、六五三、〇〇〇	同九	一八、七九〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	九六、四六七、〇〇〇
同四二	—	一七、〇〇〇	二、四八一、〇〇〇	同一〇	二二、八七、〇〇〇	三、五六〇、〇〇〇	一二四、七八四、〇〇〇
同四三	四、九一〇、〇〇〇	四、一〇一、〇〇〇	三、二九〇、〇〇〇	同一一	一五、六三〇、〇〇〇	四、二九〇、〇〇〇	一三六、一三四、〇〇〇
同四四	三〇、三一〇、〇〇〇	七、七七、〇〇〇	三一、七三三、〇〇〇	同一二	三一、三〇〇、〇〇〇	五、四一〇、〇〇〇	一四一、九一四、〇〇〇
大正一	二一、八四〇、〇〇〇	四、三九〇、〇〇〇	三九、三〇三、〇〇〇	同一三	四八、六五一、〇〇〇	六、三六〇、〇〇〇	一八四、三五、〇〇〇
同二	八、〇〇〇、〇〇〇	一、七四六、〇〇〇	四五、五七、〇〇〇	同一四	四九、〇九〇、〇〇〇	九、八三〇、〇〇〇	三三、四三、〇〇〇
同三	六、九三〇、〇〇〇	一、四五六、〇〇〇	五一、〇六一、〇〇〇	同一五	三〇、四三九、〇〇〇	一三、六四六、〇〇〇	二四一、三〇五、〇〇〇
同四	—	七、〇一〇、〇〇〇	四四、〇四一、〇〇〇	合計	三二、九二七、〇〇〇	七八、〇七二、〇〇〇	

而して此の種債券發行に依る資金は、明治四十一年度迄は主として農工銀行代理貸付資金に供用せられ、大藏省預金部に於ける臨時引受に係るものなりしが、同四十三年以後に於ける預金部の勸業債券引受は、四十二年五月政府に於て一般の勤儉貯蓄を奬勵すると共に、資金の都市集中の弊を緩和し、地方産業の開發を期するの目的を以て、每年郵便貯金の增加額を標準とし、勸業銀行及農工銀行・北海道拓殖銀行等に對して其の發行する債券引受の形式に依り資金を供給すべき制度を設けたるに基く所にして、同行は此の種資金を直接貸付及農工銀行代理貸付等の方法に依り主として地方公共團體、耕地整理事業及產業組合等に對する貸付卽ち地方貸付資金に供用したり。右貸付中には一二救濟資金に充當せられたるものありと雖も、其の貸付總額は概ね每年一千萬圓內外に達したり。然るに大正十二年以降の特殊債券資金には、震災に關聯せる應急資金に充當せられしもの尠しとせず此等は何れも郵便貯金に依りて得たる資金を以て引受けられたるものとす。尤も大正十四年以降の發行に係る特殊債券にして地方產業資金、震災復興資金に充當せる分は、復興貯蓄債券收入金に依り引受けられたり。尙以上述べたる如き特殊債券が個々の場合に於て如何なる目的の爲め發行せられしか、換言すれば該債券の發行に依りて得たる資金は、如何なる目的の爲めに融通せられしかは今遽に之を詳かに爲し得ざるも、昭和二年六月末の現況のみは玆に判明せるを以て、參考迄に左に記載することとすべし。

發行目的	發行高	發行目的	發行高	發行目的	發行高
	円		円		円
農工銀行特別融通資金	一一、五〇〇、〇〇〇	震災復舊低利資金	五、三九〇、〇〇〇	其の他	一四、五〇〇、〇〇〇
地方貸付資金	二〇六、九九八、〇〇〇	地方產業資金	三三、〇五〇、〇〇〇	合計	三四八、六四四、六〇〇
臺灣貸付資金	九、八七八、〇〇〇	震災地復興資金	一二、八〇〇、〇〇〇		
罹災應急資金	四一、〇二五、六〇〇	各種救濟資金	一三、五〇三、〇〇〇		

次に以上各種の勸業債券の發行高、發行條件等を一括して表示すべし。

勸業債券每回別一覽表

回號別	發行年月日	券面	利息歩合	割增金歩合	償還期限	募集高	應募高 政府	應募高 民間	發行高	償還抽籤月
第一回	明治三一年・六月・一日	五〇円	五〇分厘	九・〇〇〇分厘	明治三十一年七月より四〇年	一,〇〇〇,〇〇〇円	五一九,四五〇円	四七七,六五〇円	九九七,一〇〇円	六・一二月
第二回	同・五・二一	五〇	五〇	九・〇〇〇	同三十一年七月より四〇	一,〇〇〇,〇〇〇	九五五,二五〇	四四,七五〇	一,〇〇〇,〇〇〇	六・一二
第三回	同・七・一	五〇	五〇	九・〇〇〇	同三十二年一月より四〇	一,〇〇〇,〇〇〇	九八七,二五〇	一三,七五〇	一,〇〇〇,〇〇〇	六・一二
第四回	同・一一・一	二〇	五〇	八・〇〇〇	同三十二年一月より四〇	二,〇〇〇,〇〇〇	五八六,一〇〇	一,四一三,九〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	六・一二
第五回	同三二・六・一	二〇	五〇	八・〇〇〇	同三十二年七月より四〇	一,五〇〇,〇〇〇	六九四,三八〇	八〇五,六二〇	一,五〇〇,〇〇〇	六・一二
第六回	同・一一・三〇	二〇	五〇	九・〇〇〇	同三十三年一月より四〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	六・一二
第七回	同三三・五・五	二〇	五〇	九・〇〇〇	同三十三年十月より四〇	一,五〇〇,〇〇〇	—	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	三・九
第八回	同・一一・二二	二〇	五〇	一〇・〇〇〇	同三十四年二月より四〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一・七
第九回	同三四・一・二二	二〇	五〇	一〇・〇〇〇	同三十四年三月より四〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二・八
第十回	同・五・七	二〇	五〇	一〇・〇〇〇	同三十四年六月より四〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五・一一
第十一回	同・一〇・二二	二〇	五〇	一〇・三〇〇	同三十四年十二月より四〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五・一一
第十二回	同・一二・二三	二〇	五〇	一〇・二一〇	同三十五年二月より四〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一・七
第十三回	同三五・五・七	二〇	五〇	一〇・二一〇	同三十五年六月より四〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五・一一
第十四回	同・六・二三	二〇	五〇	一〇・二一〇	同三十五年八月より四〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一・七
第十五回	同・九・三〇	二〇	四五	一〇・〇〇〇	同三十五年十一月より四〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	四・一〇
第十六回	同三六・一・二二	二〇	四五	一〇・四〇〇	同三十六年三月より四〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二・八
第十七回	同・四・七	二〇	四五	一〇・四〇〇	同三十六年五月より四〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	四・一〇
第十八回	同・六・八	二〇	四五	一〇・四〇〇	同三十六年八月より四〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一・七
第十九回	同・一〇・二二	二〇	四五	一〇・四〇〇	同三十六年十二月より四〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五・一一

第二十回	同・一二・七	二〇	四五	一〇・四三〇	同三十七年二月より四〇	二,〇〇〇,〇〇〇	—	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一・七
第二十一回	同三七・六・二二	二〇	四五	一〇・四三〇	同三十七年九月より四〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二・八
第二十二回	同・九・七	二〇	四五	一〇・四三〇	同三十七年十月より四〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	三・九
甲號	同・一二・一	一,〇〇〇	五五	—	同三十九年一月より一〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	—	三〇〇,〇〇〇	六・一二
乙號	同三八・二・一六	一,〇〇〇	五五	—	同三十九年三月より四〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	二・八
丙號	同・四・二〇	一,〇〇〇	五五	—	同三十九年五月より四〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	—	一,五〇〇,〇〇〇	四・一〇
丁號	同・一〇・二	一,〇〇〇	五五	—	同三十九年十月より二〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	三・九
戊號	同三九・三・二〇	一,〇〇〇	五五	—	同四十年四月より二〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	三・九
己號	同・五・一八	一,〇〇〇	五五	—	同四十年六月より二〇	一,二五〇,〇〇〇	一,二五〇,〇〇〇	—	一,二五〇,〇〇〇	五・一一
庚號	同・六・一三	一,〇〇〇	五五	—	同四十年六月より二〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	五・一一
辛號	同・九・一五	一,〇〇〇	五五	—	同四十年九月より二〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	二・八
壬號	同四〇・一・二六	一,〇〇〇	五五	—	同四十一年二月より二〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	—	一,五〇〇,〇〇〇	一・七
癸號	同・八・一五	二〇〇,〇〇〇	五五	—	同四十年九月より六箇月	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	—
第二十三回	同・六・二〇	一〇	三六	一三・八〇〇	同四十年十月より四〇	二,〇〇〇,〇〇〇	—	一,七八二,〇〇〇	一,七八二,〇〇〇	三・九
第二十四回	同・一二・一〇	一〇	三六	一九・〇〇〇	同四十一年四月より四〇	三,〇〇〇,〇〇〇	—	二,四四六,五三〇	二,四四六,五三〇	三・九
第二十五回	同・一二・一〇	一〇	三六	一九・〇〇〇	同四十一年四月より四〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	八五五,〇三〇	八五五,〇三〇	三・九
第二十六回	同四一・七・二〇	一〇	五〇	九・六二〇	同四十一年九月より四〇	一,五〇〇,〇〇〇	—	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	二・八
第二十七回	同・一〇・五	一〇	五〇	九・六二〇	同四十一年十二月より四〇	一,五〇〇,〇〇〇	—	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	五・一一
第二十八回	同・一二・一六	一〇	五〇	九・六二〇	同四十二年二月より四〇	二,二五〇,〇〇〇	—	一,六六一,九〇〇	一,六六一,九〇〇	一・七
子號	同・八・八	一,〇〇〇	六五	—	同四十二年八月より九	二,五〇〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇	—	二,五〇〇,〇〇〇	一・七
丑號	同・八・二〇	一,〇〇〇	六〇	—	同四十二年八月より一四	一,三〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	—	一,三〇〇,〇〇〇	一・七
寅號	同四二・八・一五	一〇〇,〇〇〇	五一	—	大正元年十月より二	二,八〇〇,〇〇〇	△二,八〇〇,〇〇〇	—	二,八〇〇,〇〇〇	三・六・九・一二
卯號	同・一二・一五	一,〇〇〇	六〇	—	明治四十三年十二月より六	一,二〇〇,〇〇〇	△一,二〇〇,〇〇〇	—	一,二〇〇,〇〇〇	五・一一
第二十九回	同・三・二五	一〇	五〇	九・六二〇	同四十二年四月より四〇	一,五〇〇,〇〇〇	—	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	四・一〇

回號別	發行年月日	券面	利息	利金	償還期限	募集高	應募高	發行高	價格	摘要
第二回	明治三十年五月一日	一〇〇円	年五分	六月一日	明治四十年五月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第三回	明治三十年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	明治四十年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第三十一回	明治三十年十二月一日	一〇〇円	年五分	六月一日	明治四十年十二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第三十二回	明治三十一年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	明治四十一年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第三十三回	明治三十一年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	明治四十一年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第三十四回	明治三十二年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	明治四十二年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第三十五回	明治三十二年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	明治四十二年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第三十六回	明治三十三年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	明治四十三年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第三十七回	明治三十三年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	明治四十三年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第三十八回	明治三十四年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	明治四十四年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第三十九回	明治三十四年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	明治四十四年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第四十回	明治三十五年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	明治四十五年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第四十一回	明治三十五年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	大正元年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第四十二回	明治三十六年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	大正二年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第四十三回	明治三十六年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	大正二年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第四十四回	明治三十七年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	大正三年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第四十五回	明治三十七年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	大正三年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第四十六回	明治三十八年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	大正四年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第四十七回	明治三十八年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	大正四年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第四十八回	明治三十九年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	大正五年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第四十九回	明治三十九年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	大正五年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第五十回	明治四十年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	大正六年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第五十一回	明治四十年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	大正六年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第五十二回	明治四十一年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	大正七年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第五十三回	明治四十一年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	大正七年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第五十四回	明治四十二年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	大正八年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第五十五回	明治四十二年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	大正八年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第五十六回	明治四十三年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	大正九年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第五十七回	明治四十三年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	大正九年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第五十八回	明治四十四年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	大正十年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第五十九回	明治四十四年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	大正十年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第六十回	明治四十五年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	大正十一年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第六十一回	明治四十五年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	大正十一年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第六十二回	大正元年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	大正十二年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第六十三回	大正二年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	大正十三年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第六十四回	大正二年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	大正十三年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第六十五回	大正三年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	大正十四年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第六十六回	大正三年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	大正十四年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第六十七回	大正四年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	大正十五年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第六十八回	大正四年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	大正十五年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第六十九回	大正五年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和元年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第七十回	大正五年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和元年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第七十一回	大正六年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和二年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第七十二回	大正六年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和二年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第七十三回	大正七年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和三年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第七十四回	大正七年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和三年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第七十五回	大正八年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和四年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第七十六回	大正八年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和四年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第七十七回	大正九年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和五年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第七十八回	大正九年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和五年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第七十九回	大正十年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和六年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第八十回	大正十年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和六年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第八十一回	大正十一年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和七年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第八十二回	大正十一年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和七年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第八十三回	大正十二年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和八年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第八十四回	大正十二年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和八年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第八十五回	大正十三年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和九年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第八十六回	大正十三年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和九年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第八十七回	大正十四年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和十年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第八十八回	大正十四年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和十年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第八十九回	大正十五年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和十一年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第九十回	大正十五年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和十一年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第九十一回	昭和二年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和十二年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第九十二回	昭和二年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和十二年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第九十三回	昭和三年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和十三年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第九十四回	昭和三年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和十三年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第九十五回	昭和四年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和十四年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第九十六回	昭和四年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和十四年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第九十七回	昭和五年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和十五年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第九十八回	昭和五年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和十五年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第九十九回	昭和六年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和十六年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百回	昭和六年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和十六年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	

回號別	發行年月日	券面	利息	利金	償還期限	募集高	應募高	發行高	價格	摘要
第百一回	昭和七年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和十七年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百二回	昭和七年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和十七年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百三回	昭和八年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和十八年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百四回	昭和八年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和十八年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百五回	昭和九年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和十九年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百六回	昭和九年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和十九年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百七回	昭和十年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和二十年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百八回	昭和十年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和二十年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百九回	昭和十一年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和二十一年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百十回	昭和十一年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和二十一年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百十一回	昭和十二年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和二十二年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百十二回	昭和十二年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和二十二年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百十三回	昭和十三年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和二十三年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百十四回	昭和十三年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和二十三年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百十五回	昭和十四年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和二十四年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百十六回	昭和十四年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和二十四年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百十七回	昭和十五年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和二十五年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百十八回	昭和十五年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和二十五年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百十九回	昭和十六年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和二十六年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百二十回	昭和十六年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和二十六年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百二十一回	昭和十七年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和二十七年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百二十二回	昭和十七年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和二十七年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百二十三回	昭和十八年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和二十八年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百二十四回	昭和十八年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和二十八年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百二十五回	昭和十九年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和二十九年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百二十六回	昭和十九年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和二十九年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百二十七回	昭和二十年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和三十年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百二十八回	昭和二十年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和三十年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百二十九回	昭和二十一年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和三十一年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百三十回	昭和二十一年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和三十一年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百三十一回	昭和二十二年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和三十二年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百三十二回	昭和二十二年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和三十二年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百三十三回	昭和二十三年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和三十三年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百三十四回	昭和二十三年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和三十三年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百三十五回	昭和二十四年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和三十四年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百三十六回	昭和二十四年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和三十四年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百三十七回	昭和二十五年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和三十五年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百三十八回	昭和二十五年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和三十五年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百三十九回	昭和二十六年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和三十六年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百四十回	昭和二十六年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和三十六年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百四十一回	昭和二十七年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和三十七年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百四十二回	昭和二十七年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和三十七年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百四十三回	昭和二十八年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和三十八年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百四十四回	昭和二十八年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和三十八年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百四十五回	昭和二十九年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和三十九年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百四十六回	昭和二十九年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和三十九年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百四十七回	昭和三十年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和四十年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百四十八回	昭和三十年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和四十年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百四十九回	昭和三十一年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和四十一年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百五十回	昭和三十一年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和四十一年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百五十一回	昭和三十二年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和四十二年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百五十二回	昭和三十二年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和四十二年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百五十三回	昭和三十三年二月一日	一〇〇円	年五分	八月一日	昭和四十三年二月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百五十四回	昭和三十三年八月一日	一〇〇円	年五分	二月一日	昭和四十三年八月一日	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一〇〇円	
第百五

回號別	發行年月日	券面	利息歩合	割増金歩合	償還期限	募集高	應募高 政府	應募高 民間	發行高	償還抽籤月
第四十七回	大正二年・六月・三〇日	10円	五〇分厘	八・四六〇分厘	大正二年九月より四〇年	三,000,000円	—円	二,三一〇,000円	二,三一〇,000円	十六回迄四・八・一二 十七回より二・八月
第四十八回	同・九・三〇	10	五〇	八・四三五	同三年一月より四〇	三,000,000	—	二,〇五〇,000	二,〇五〇,000	—
第四十九回	同・一二・一五	10	五〇	八・五八一	同年四月より四〇	三,000,000	—	二,四〇〇,000	二,四〇〇,000	—
第三丑號	同・一・三一	10,000	四五	—	同四年二月より一八	二,000,000	二,000,000	—	二,000,000	—
第三寅號	同・二・一五	10,000	四五	—	同一八	二,000,000	二,000,000	—	二,000,000	—
第三卯號	同・七・一五	10,000	四五	—	同年七月より一八	二,000,000	二,000,000	—	二,000,000	—
第三辰號	同・一〇・三〇	10,000	四五	—	同年十二月より一八	二,000,000	二,000,000	—	二,000,000	—
第五十回	同三・三・一五	10	五〇	八・五八一	同三年七月より四〇	三,000,000	—	二,二〇〇,000	二,二〇〇,000	十六回迄二・六・一〇 十七回より六・一二
第五十一回	同・五・一〇	100, 五00, 一,000, 五,000	六〇	—	同五年五月より一八	一,000,000	—	一,000,000	一,000,000	四・一〇
第五十二回	同・六・二〇	10	五〇	一〇・五七〇	同三年十月より四〇	三,000,000	—	三,000,000	三,000,000	十六回迄一・五・九 十七回より三・九
第五十三回	同・八・一〇	100, 五00	六〇	—	同五年八月より一八	一,六〇〇,000	—	一,六〇〇,000	一,六〇〇,000	一・七
第五十四回	同・九・二五	10	五〇	一〇・五八〇	同四年一月より四〇	三,000,000	—	二,七五〇,000	二,七五〇,000	十六回迄四・八・一二 十七回より六・一二
第五十五回	同・一二・一〇	二〇	五〇	三・〇〇〇	同年四月より四〇	四,000,000	—	二,八五〇,000	二,八五〇,000	十六回迄三・七・一一 十七回より三・九
第三巳號	同・一・三一	10,000	四五	—	同五年二月より一八	七五〇,000	七五〇,000	—	七五〇,000	一・七
第三午號	同・三・三一	10,000	四五	—	同年四月より一八	一,二一〇,000	一,二一〇,000	—	一,二一〇,000	三・九
第三未號	同・八・二〇	100, 五00, 一,000, 五,000, 10,000	六〇	—	同八年八月より二〇	二,一〇〇,000	—	二,一〇〇,000	二,一〇〇,000	一・七
第三申號	同・一〇・一〇	10,000	七〇	—	同五年十月より八	五,000,000	五,000,000	—	五,000,000	三・九

回號別	發行年月日	券面	利息歩合	割増金歩合	償還期限	募集高	應募高 政府	應募高 民間	發行高	償還抽籤月
第五十六回	同四・三・一〇	五〇, 100, 五00, 一,000, 五,000	七〇	—	同六年三月より一八	四,000,000	—	四,000,000	四,000,000	二・八
第五十七回	同・三・三一	同上	七〇	—	同一八	六,二〇〇,000	—	六,二〇〇,000	六,二〇〇,000	二・八
第五十八回	同・四・三〇	10	五〇	三・〇〇〇	同四年八月より四〇	四,000,000	—	四,000,000	四,000,000	十六回迄三・七・一一 十七回より一・七
第五十九回	同・五・三一	100, 五00, 一,000	七〇	—	同六年六月より一八	一,二五〇,000	—	一,二五〇,000	一,二五〇,000	五・一一
第六十回	同・六・一五	10,000	七〇	—	同年八月より一八	一,五〇〇,000	—	一,五〇〇,000	一,五〇〇,000	一・七
第六十一回	同・八・二〇	五〇, 100, 五00, 一,000, 五,000	七〇	—	同一八	三,000,000	—	三,000,000	三,000,000	一・七
第六十二回	同・九・一	100, 五00, 一,000, 五,000	七〇	—	同一八	10,000,000	—	10,000,000	10,000,000	一・七
第六十三回	同・九・三〇	10	五〇	一・二〇〇	同五年一月より四〇	四,000,000	—	四,000,000	四,000,000	十六回迄四・八・一二 十七回より六・一二
第三酉號	同五・三・三一	10,000	五〇	—	同八年四月より一七	五,四三〇,000	五,四三〇,000	—	五,四三〇,000	三・九
第六十四回	同・五・三一	10	五〇	九・〇一〇	同五年九月より四〇	四,000,000	—	四,000,000	四,000,000	二・八
第六十五回	同・一二・二五	10	四五	九・〇一〇	同六年四月より四〇	五,000,000	—	四,〇六二,一〇〇	四,〇六二,一〇〇	三・九
第三戌號	同六・五・二八	10,000	五〇	—	同九年五月より一七	四,000,000	四,000,000	—	四,000,000	—
第三亥號	同・六・二五	10,000	五〇	—	同一七	五,四八〇,000	五,四八〇,000	—	五,四八〇,000	—
第六十六回	同・九・三〇	10	四〇	九・四八〇	同七年一月より四〇	五,000,000	—	五,000,000	五,000,000	六・一二
第六十七回	同・一二・一五	10	四〇	九・四九二	同年三月より四〇	七,000,000	—	七,000,000	七,000,000	二・八
第六十八回	同七・三・一五	10	四〇	九・四九二	同年六月より四〇	八,000,000	—	八,000,000	八,000,000	五・一一
第六十九回	同・七・一五	10	四〇	九・四九二	同年十月より四〇	八,000,000	—	八,000,000	八,000,000	三・九
第七十回	同・一〇・一五	10	四〇	九・六四〇	同八年一月より四〇	10,000,000	—	10,000,000	10,000,000	六・一二
第四子號	同・二・七	10,000	四八	—	同十年二月より一七	三,000,000	三,000,000	—	三,000,000	—

| 第七十九回 | 第八十一回 | 第八十四回 | 第八十五回 | 第八十六回 | 第八十七回 | 第八十八回 | 第八十九回 | 第九十回 | 第九十一回 | 第九十二回 | 第九十三回 | 第九十四回 | 第九十五回 | 第九十六回 | 第九十七回 | 第九十八回 | 第九十九回 | 第百回 | 第百一回 | 第百二回 | 第百三回 | 第百四回 | 第百五回 | 第百六回 | 第百七回 | 第百八回 | 第百九回 | 第百十回 | 第百十一回 | 第百十二回 | 第百十三回 | 第百十四回 | 第百十五回 | 第百十六回 | 第百十七回 | 第百十八回 | 第百十九回 | 第百二十回 | 第百二十一回 | 第百二十二回 | 第百二十三回 | 第百二十四回 | 第百二十五回 | 第百二十六回 | 第百二十七回 | 第百二十八回 | 第百二十九回 | 第百三十回 | 第百三十一回 | 第百三十二回 | 第百三十三回 | 第百三十四回 | 第百三十五回 | 第百三十六回 | 第百三十七回 | 第百三十八回 | 第百三十九回 | 第百四十回 | 第百四十一回 | 第百四十二回 | 第百四十三回 | 第百四十四回 | 第百四十五回 | 第百四十六回 | 第百四十七回 | 第百四十八回 | 第百四十九回 | 第百五十回 | 第百五十一回 | 第百五十二回 | 第百五十三回 | 第百五十四回 | 第百五十五回 | 第百五十六回 | 第百五十七回 | 第百五十八回 | 第百五十九回 | 第百六十回 | 第百六十一回 | 第百六十二回 | 第百六十三回 | 第百六十四回 | 第百六十五回 | 第百六十六回 | 第百六十七回 | 第百六十八回 | 第百六十九回 | 第百七十回 | 第百七十一回 | 第百七十二回 | 第百七十三回 | 第百七十四回 | 第百七十五回 | 第百七十六回 | 第百七十七回 | 第百七十八回 | 第百七十九回 | 第百八十回 | 第百八十一回 | 第百八十二回 | 第百八十三回 | 第百八十四回 | 第百八十五回 | 第百八十六回 | 第百八十七回 | 第百八十八回 | 第百八十九回 | 第百九十回 | 第百九十一回 | 第百九十二回 | 第百九十三回 | 第百九十四回 | 第百九十五回 | 第百九十六回 | 第百九十七回 | 第百九十八回 | 第百九十九回 | 第二百回 | 第二百一回 | 第二百二回 | 第二百三回 | 第二百四回 | 第二百五回 | 第二百六回 | 第二百七回 | 第二百八回 | 第二百九回 | 第二百十回 | 第二百十一回 | 第二百十二回 | 第二百十三回 | 第二百十四回 | 第二百十五回 | 第二百十六回 | 第二百十七回 | 第二百十八回 | 第二百十九回 | 第二百二十回 | 第二百二十一回 | 第二百二十二回 | 第二百二十三回 | 第二百二十四回 | 第二百二十五回 | 第二百二十六回 | 第二百二十七回 | 第二百二十八回 | 第二百二十九回 | 第二百三十回 | 第二百三十一回 | 第二百三十二回 | 第二百三十三回 | 第二百三十四回 | 第二百三十五回 | 第二百三十六回 | 第二百三十七回 | 第二百三十八回 | 第二百三十九回 | 第二百四十回 | 第二百四十一回 | 第二百四十二回 | 第二百四十三回 | 第二百四十四回 | 第二百四十五回 | 第二百四十六回 | 第二百四十七回 | 第二百四十八回 | 第二百四十九回 | 第二百五十回 | 第二百五十一回 | 第二百五十二回 | 第二百五十三回 | 第二百五十四回 | 第二百五十五回 | 第二百五十六回 | 第二百五十七回 | 第二百五十八回 | 第二百五十九回 | 第二百六十回 | 第二百六十一回 | 第二百六十二回 | 第二百六十三回 | 第二百六十四回 | 第二百六十五回 | 第二百六十六回 | 第二百六十七回 | 第二百六十八回 | 第二百六十九回 | 第二百七十回 | 第二百七十一回 | 第二百七十二回 | 第二百七十三回 | 第二百七十四回 | 第二百七十五回 | 第二百七十六回 | 第二百七十七回 | 第二百七十八回 | 第二百七十九回 | 第二百八十回 | 第二百八十一回 | 第二百八十二回 | 第二百八十三回 | 第二百八十四回 | 第二百八十五回 | 第二百八十六回 | 第二百八十七回 | 第二百八十八回 | 第二百八十九回 | 第二百九十回 | 第二百九十一回 | 第二百九十二回 | 第二百九十三回 | 第二百九十四回 | 第二百九十五回 | 第二百九十六回 | 第二百九十七回 | 第二百九十八回 | 第二百九十九回 | 第三百回 | 第三百一回 | 第三百二回 | 第三百三回 | 第三百四回 | 第三百五回 | 第三百六回 | 第三百七回 | 第三百八回 | 第三百九回 | 第三百十回 | 第三百十一回 | 第三百十二回 | 第三百十三回 | 第三百十四回 | 第三百十五回 | 第三百十六回 | 第三百十七回 | 第三百十八回 | 第三百十九回 | 第三百二十回 | 第三百二十一回 | 第三百二十二回 | 第三百二十三回 | 第三百二十四回 | 第三百二十五回 | 第三百二十六回 | 第三百二十七回 | 第三百二十八回 | 第三百二十九回 | 第三百三十回 | 第三百三十一回 | 第三百三十二回 | 第三百三十三回 | 第三百三十四回 | 第三百三十五回 | 第三百三十六回 | 第三百三十七回 | 第三百三十八回 | 第三百三十九回 | 第三百四十回 | 第三百四十一回 | 第三百四十二回 | 第三百四十三回 | 第三百四十四回 | 第三百四十五回 | 第三百四十六回 | 第三百四十七回 | 第三百四十八回 | 第三百四十九回 | 第三百五十回 | 第三百五十一回 | 第三百五十二回 | 第三百五十三回 | 第三百五十四回 | 第三百五十五回 | 第三百五十六回 | 第三百五十七回 | 第三百五十八回 | 第三百五十九回 | 第三百六十回 | 第三百六十一回 | 第三百六十二回 | 第三百六十三回 | 第三百六十四回 | 第三百六十五回 | 第三百六十六回 | 第三百六十七回 | 第三百六十八回 | 第三百六十九回 | 第三百七十回 | 第三百七十一回 | 第三百七十二回 | 第三百七十三回 | 第三百七十四回 | 第三百七十五回 | 第三百七十六回 | 第三百七十七回 | 第三百七十八回 | 第三百七十九回 | 第三百八十回 | 第三百八十一回 | 第三百八十二回 | 第三百八十三回 | 第三百八十四回 | 第三百八十五回 | 第三百八十六回 | 第三百八十七回 | 第三百八十八回 | 第三百八十九回 | 第三百九十回 | 第三百九十一回 | 第三百九十二回 | 第三百九十三回 | 第三百九十四回 | 第三百九十五回 | 第三百九十六回 | 第三百九十七回 | 第三百九十八回 | 第三百九十九回 | 第四百回 | 第四百一回 | 第四百二回 | 第四百三回 | 第四百四回 | 第四百五回 | 第四百六回 | 第四百七回 | 第四百八回 | 第四百九回 | 第四百十回 | 第四百十一回 | 第四百十二回 | 第四百十三回 | 第四百十四回 | 第四百十五回 | 第四百十六回 | 第四百十七回 | 第四百十八回 | 第四百十九回 | 第四百二十回 | 第四百二十一回 | 第四百二十二回 | 第四百二十三回 | 第四百二十四回 | 第四百二十五回 | 第四百二十六回 | 第四百二十七回 | 第四百二十八回 | 第四百二十九回 | 第四百三十回 | 第四百三十一回 | 第四百三十二回 | 第四百三十三回 | 第四百三十四回 | 第四百三十五回 | 第四百三十六回 | 第四百三十七回 | 第四百三十八回 | 第四百三十九回 | 第四百四十回 | 第四百四十一回 | 第四百四十二回 | 第四百四十三回 | 第四百四十四回 | 第四百四十五回 | 第四百四十六回 | 第四百四十七回 | 第四百四十八回 | 第四百四十九回 | 第四百五十回 | 第四百五十一回 | 第四百五十二回 | 第四百五十三回 | 第四百五十四回 | 第四百五十五回 | 第四百五十六回 | 第四百五十七回 | 第四百五十八回 | 第四百五十九回 | 第四百六十回 | 第四百六十一回 | 第四百六十二回 | 第四百六十三回 | 第四百六十四回 | 第四百六十五回 | 第四百六十六回 | 第四百六十七回 | 第四百六十八回 | 第四百六十九回 | 第四百七十回 | 第四百七十一回 | 第四百七十二回 | 第四百七十三回 | 第四百七十四回 | 第四百七十五回 | 第四百七十六回 | 第四百七十七回 | 第四百七十八回 | 第四百七十九回 | 第四百八十回 | 第四百八十一回 | 第四百八十二回 | 第四百八十三回 | 第四百八十四回 | 第四百八十五回 | 第四百八十六回 | 第四百八十七回 | 第四百八十八回 | 第四百八十九回 | 第四百九十回 | 第四百九十一回 | 第四百九十二回 | 第四百九十三回 | 第四百九十四回 | 第四百九十五回 | 第四百九十六回 | 第四百九十七回 | 第四百九十八回 | 第四百九十九回 | 第五百回 | 第五百一回 | 第五百二回 | 第五百三回 | 第五百四回 | 第五百五回 | 第五百六回 | 第五百七回 | 第五百八回 | 第五百九回 | 第五百十回 | 第五百十一回 | 第五百十二回 | 第五百十三回 | 第五百十四回 | 第五百十五回 | 第五百十六回 | 第五百十七回 | 第五百十八回 | 第五百十九回 | 第五百二十回 | 第五百二十一回 | 第五百二十二回 | 第五百二十三回 | 第五百二十四回 | 第五百二十五回 | 第五百二十六回 | 第五百二十七回 | 第五百二十八回 | 第五百二十九回 | 第五百三十回 | 第五百三十一回 | 第五百三十二回 | 第五百三十三回 | 第五百三十四回 | 第五百三十五回 | 第五百三十六回 | 第五百三十七回 | 第五百三十八回 | 第五百三十九回 | 第五百四十回 | 第五百四十一回 | 第五百四十二回 | 第五百四十三回 | 第五百四十四回 | 第五百四十五回 | 第五百四十六回 | 第五百四十七回 | 第五百四十八回 | 第五百四十九回 | 第五百五十回 | 第五百五十一回 | 第五百五十二回 | 第五百五十三回 | 第五百五十四回 | 第五百五十五回 | 第五百五十六回 | 第五百五十七回 | 第五百五十八回 | 第五百五十九回 | 第五百六十回 | 第五百六十一回 | 第五百六十二回 | 第五百六十三回 | 第五百六十四回 | 第五百六十五回 | 第五百六十六回 | 第五百六十七回 | 第五百六十八回 | 第五百六十九回 | 第五百七十回 | 第五百七十一回 | 第五百七十二回 | 第五百七十三回 | 第五百七十四回 | 第五百七十五回 | 第五百七十六回 | 第五百七十七回 | 第五百七十八回 | 第五百七十九回 | 第五百八十回 | 第五百八十一回 | 第五百八十二回 | 第五百八十三回 | 第五百八十四回 | 第五百八十五回 | 第五百八十六回 | 第五百八十七回 | 第五百八十八回 | 第五百八十九回 | 第五百九十回 | 第五百九十一回 | 第五百九十二回 | 第五百九十三回 | 第五百九十四回 | 第五百九十五回 | 第五百九十六回 | 第五百九十七回 | 第五百九十八回 | 第五百九十九回 | 第六百回 | 第六百一回 | 第六百二回 | 第六百三回 | 第六百四回 | 第六百五回 | 第六百六回 | 第六百七回 | 第六百八回 | 第六百九回 | 第六百十回 | 第六百十一回 | 第六百十二回 | 第六百十三回 | 第六百十四回 | 第六百十五回 | 第六百十六回 | 第六百十七回 | 第六百十八回 | 第六百十九回 | 第六百二十回 | 第六百二十一回 | 第六百二十二回 | 第六百二十三回 | 第六百二十四回 | 第六百二十五回 | 第六百二十六回 | 第六百二十七回 | 第六百二十八回 | 第六百二十九回 | 第六百三十回 | 第六百三十一回 | 第六百三十二回 | 第六百三十三回 | 第六百三十四回 | 第六百三十五回 | 第六百三十六回 | 第六百三十七回 | 第六百三十八回 | 第六百三十九回 | 第六百四十回 | 第六百四十一回 | 第六百四十二回 | 第六百四十三回 | 第六百四十四回 | 第六百四十五回 | 第六百四十六回 | 第六百四十七回 | 第六百四十八回 | 第六百四十九回 | 第六百五十回 | 第六百五十一回 | 第六百五十二回 | 第六百五十三回 | 第六百五十四回 | 第六百五十五回 | 第六百五十六回 | 第六百五十七回 | 第六百五十八回 | 第六百五十九回 | 第六百六十回 | 第六百六十一回 | 第六百六十二回 | 第六百六十三回 | 第六百六十四回 | 第六百六十五回 | 第六百六十六回 | 第六百六十七回 | 第六百六十八回 | 第六百六十九回 | 第六百七十回 | 第六百七十一回 | 第六百七十二回 | 第六百七十三回 | 第六百七十四回 | 第六百七十五回 | 第六百七十六回 | 第六百七十七回 | 第六百七十八回 | 第六百七十九回 | 第六百八十回 | 第六百八十一回 | 第六百八十二回 | 第六百八十三回 | 第六百八十四回 | 第六百八十五回 | 第六百八十六回 | 第六百八十七回 | 第六百八十八回 | 第六百八十九回 | 第六百九十回 | 第六百九十一回 | 第六百九十二回 | 第六百九十三回 | 第六百九十四回 | 第六百九十五回 | 第六百九十六回 | 第六百九十七回 | 第六百九十八回 | 第六百九十九回 | 第七百回 | 第七百一回 | 第七百二回 | 第七百三回 | 第七百四回 | 第七百五回 | 第七百六回 | 第七百七回 | 第七百八回 | 第七百九回 | 第七百十回 | 第七百十一回 | 第七百十二回 | 第七百十三回 | 第七百十四回 | 第七百十五回 | 第七百十六回 | 第七百十七回 | 第七百十八回 | 第七百十九回 | 第七百二十回 | 第七百二十一回 | 第七百二十二回 | 第七百二十三回 | 第七百二十四回 | 第七百二十五回 | 第七百二十六回 | 第七百二十七回 | 第七百二十八回 | 第七百二十九回 | 第七百三十回 | 第七百三十一回 | 第七百三十二回 | 第七百三十三回 | 第七百三十四回 | 第七百三十五回 | 第七百三十六回 | 第七百三十七回 | 第七百三十八回 | 第七百三十九回 | 第七百四十回 | 第七百四十一回 | 第七百四十二回 | 第七百四十三回 | 第七百四十四回 | 第七百四十五回 | 第七百四十六回 | 第七百四十七回 | 第七百四十八回 | 第七百四十九回 | 第七百五十回 | 第七百五十一回 | 第七百五十二回 | 第七百五十三回 | 第七百五十四回 | 第七百五十五回 | 第七百五十六回 | 第七百五十七回 | 第七百五十八回 | 第七百五十九回 | 第七百六十回 | 第七百六十一回 | 第七百六十二回 | 第七百六十三回 | 第七百六十四回 | 第七百六十五回 | 第七百六十六回 | 第七百六十七回 | 第七百六十八回 | 第七百六十九回 | 第七百七十回 | 第七百七十一回 | 第七百七十二回 | 第七百七十三回 | 第七百七十四回 | 第七百七十五回 | 第七百七十六回 | 第七百七十七回 | 第七百七十八回 | 第七百七十九回 | 第七百八十回 | 第七百八十一回 | 第七百八十二回 | 第七百八十三回 | 第七百八十四回 | 第七百八十五回 | 第七百八十六回 | 第七百八十七回 | 第七百八十八回 | 第七百八十九回 | 第七百九十回 | 第七百九十一回 | 第七百九十二回 | 第七百九十三回 | 第七百九十四回 | 第七百九十五回 | 第七百九十六回 | 第七百九十七回 | 第七百九十八回 | 第七百九十九回 | 第八百回 | 第八百一回 | 第八百二回 | 第八百三回 | 第八百四回 | 第八百五回 | 第八百六回 | 第八百七回 | 第八百八回 | 第八百九回 | 第八百十回 | 第八百十一回 | 第八百十二回 | 第八百十三回 | 第八百十四回 | 第八百十五回 | 第八百十六回 | 第八百十七回 | 第八百十八回 | 第八百十九回 | 第八百二十回 | 第八百二十一回 | 第八百二十二回 | 第八百二十三回 | 第八百二十四回 | 第八百二十五回 | 第八百二十六回 | 第八百二十七回 | 第八百二十八回 | 第八百二十九回 | 第八百三十回 | 第八百三十一回 | 第八百三十二回 | 第八百三十三回 | 第八百三十四回 | 第八百三十五回 | 第八百三十六回 | 第八百三十七回 | 第八百三十八回 | 第八百三十九回 | 第八百四十回 | 第八百四十一回 | 第八百四十二回 | 第八百四十三回 | 第八百四十四回 | 第八百四十五回 | 第八百四十六回 | 第八百四十七回 | 第八百四十八回 | 第八百四十九回 | 第八百五十回 | 第八百五十一回 | 第八百五十二回 | 第八百五十三回 | 第八百五十四回 | 第八百五十五回 | 第八百五十六回 | 第八百五十七回 | 第八百五十八回 | 第八百五十九回 | 第八百六十回 | 第八百六十一回 | 第八百六十二回 | 第八百六十三回 | 第八百六十四回 | 第八百六十五回 | 第八百六十六回 | 第八百六十七回 | 第八百六十八回 | 第八百六十九回 | 第八百七十回 | 第八百七十一回 | 第八百七十二回 | 第八百七十三回 | 第八百七十四回 | 第八百七十五回 | 第八百七十六回 | 第八百七十七回 | 第八百七十八回 | 第八百七十九回 | 第八百八十回 | 第八百八十一回 | 第八百八十二回 | 第八百八十三回 | 第八百八十四回 | 第八百八十五回 | 第八百八十六回 | 第八百八十七回 | 第八百八十八回 | 第八百八十九回 | 第八百九十回 | 第八百九十一回 | 第八百九十二回 | 第八百九十三回 | 第八百九十四回 | 第八百九十五回 | 第八百九十六回 | 第八百九十七回 | 第八百九十八回 | 第八百九十九回 | 第九百回 | 第九百一回 | 第九百二回 | 第九百三回 | 第九百四回 | 第九百五回 | 第九百六回 | 第九百七回 | 第九百八回 | 第九百九回 | 第九百十回 | 第九百十一回 | 第九百十二回 | 第九百十三回 | 第九百十四回 | 第九百十五回 | 第九百十六回 | 第九百十七回 | 第九百十八回 | 第九百十九回 | 第九百二十回 | 第九百二十一回 | 第九百二十二回 | 第九百二十三回 | 第九百二十四回 | 第九百二十五回 | 第九百二十六回 | 第九百二十七回 | 第九百二十八回 | 第九百二十九回 | 第九百三十回 | 第九百三十一回 | 第九百三十二回 | 第九百三十三回 | 第九百三十四回 | 第九百三十五回 | 第九百三十六回 | 第九百三十七回 | 第九百三十八回 | 第九百三十九回 | 第九百四十回 | 第九百四十一回 | 第九百四十二回 | 第九百四十三回 | 第九百四十四回 | 第九百四十五回 | 第九百四十六回 | 第九百四十七回 | 第九百四十八回 | 第九百四十九回 | 第九百五十回 | 第九百五十一回 | 第九百五十二回 | 第九百五十三回 | 第九百五十四回 | 第九百五十五回 | 第九百五十六回 | 第九百五十七回 | 第九百五十八回 | 第九百五十九回 | 第九百六十回 | 第九百六十一回 | 第九百六十二回 | 第九百六十三回 | 第九百六十四回 | 第九百六十五回 | 第九百六十六回 | 第九百六十七回 | 第九百六十八回 | 第九百六十九回 | 第九百七十回 | 第九百七十一回 | 第九百七十二回 | 第九百七十三回 | 第九百七十四回 | 第九百七十五回 | 第九百七十六回 | 第九百七十七回 | 第九百七十八回 | 第九百七十九回 | 第九百八十回 | 第九百八十一回 | 第九百八十二回 | 第九百八十三回 | 第九百八十四回 | 第九百八十五回 | 第九百八十六回 | 第九百八十七回 | 第九百八十八回 | 第九百八十九回 | 第九百九十回 | 第九百九十一回 | 第九百九十二回 | 第九百九十三回 | 第九百九十四回 | 第九百九十五回 | 第九百九十六回 | 第九百九十七回 | 第九百九十八回 | 第九百九十九回 | 第千回 | 第千一回 | 第千二回 | 第千三回 | 第千四回 | 第千五回 | 第千六回 | 第千七回 | 第千八回 | 第千九回 | 第千十回 | 第千十一回 | 第千十二回 | 第千十三回 | 第千十四回 | 第千十五回 | 第千十六回 | 第千十七回 | 第千十八回 | 第千十九回 | 第千二十回 | 第千二十一回 | 第千二十二回 | 第千二十三回 | 第千二十四回 | 第千二十五回 | 第千二十六回 | 第千二十七回 | 第千二十八回 | 第千二十九回 | 第千三十回 | 第千三十一回 | 第千三十二回 | 第千三十三回 | 第千三十四回 | 第千三十五回 | 第千三十六回 | 第千三十七回 | 第千三十八回 | 第千三十九回 | 第千四十回 | 第千四十一回 | 第千四十二回 | 第千四十三回 | 第千四十四回 | 第千四十五回 | 第千四十六回 | 第千四十七回 | 第千四十八回 | 第千四十九回 | 第千五十回 | 第千五十一回 | 第千五十二回 | 第千五十三回 | 第千五十四回 | 第千五十五回 | 第千五十六回 | 第千五十七回 | 第千五十八回 | 第千五十九回 | 第千六十回 | 第千六十一回 | 第千六十二回 | 第千六十三回 | 第千六十四回 | 第千六十五回 | 第千六十六回 | 第千六十七回 | 第千六十八回 | 第千六十九回 | 第千七十回 | 第千七十一回 | 第千七十二回 | 第千七十三回 | 第千七十四回 | 第千七十五回 | 第千七十六回 | 第千七十七回 | 第千七十八回 | 第千七十九回 | 第千八十回 | 第千八十一回 | 第千八十二回 | 第千八十三回 | 第千八十四回 | 第千八十五回 | 第千八十六回 | 第千八十七回 | 第千八十八回 | 第千八十九回 | 第千九十回 | 第千九十一回 | 第千九十二回 | 第千九十三回 | 第千九十四回 | 第千九十五回 | 第千九十六回 | 第千九十七回 | 第千九十八回 | 第千九十九回 | 第千百回 | 第千百一回 | 第千百二回 | 第千百三回 | 第千百四回 | 第千百五回 | 第千百六回 | 第千百七回 | 第千百八回 | 第千百九回 | 第千百十回 | 第千百十一回 | 第千百十二回 | 第千百十三回 | 第千百十四回 | 第千百十五回 | 第千百十六回 | 第千百十七回 | 第千百十八回 | 第千百十九回 | 第千百二十回 | 第千百二十一回 | 第千百二十二回 | 第千百二十三回 | 第千百二十四回 | 第千百二十五回 | 第千百二十六回 | 第千百二十七回 | 第千百二十八回 | 第千百二十九回 | 第千百三十回 | 第千百三十一回 | 第千百三十二回 | 第千百三十三回 | 第千百三十四回 | 第千百三十五回 | 第千百三十六回 | 第千百三十七回 | 第千百三十八回 | 第千百三十九回 | 第千百四十回 | 第千百四十一回 | 第千百四十二回 | 第千百四十三回 | 第千百四十四回 | 第千百四十五回 | 第千百四十六回 | 第千百四十七回 | 第千百四十八回 | 第千百四十九回 | 第千百五十回 | 第千百五十一回 | 第千百五十二回 | 第千百五十三回 | 第千百五十四回 | 第千百五十五回 | 第千百五十六回 | 第千百五十七回 | 第千百五十八回 | 第千百五十九回 | 第千百六十回 | 第千百六十一回 | 第千百六十二回 | 第千百六十三回 | 第千百六十四回 | 第千百六十五回 | 第千百六十六回 | 第千百六十七回 | 第千百六十八回 | 第千百六十九回 | 第千百七十回 | 第千百七十一回 | 第千百七十二回 | 第千百七十三回 | 第千百七十四回 | 第千百七十五回 | 第千百七十六回 | 第千百七十七回 | 第千百七十八回 | 第千百七十九回 | 第千百八十回 | 第千百八十一回 | 第千百八十二回 | 第千百八十三回 | 第千百八十四回 | 第千百八十五回 | 第千百八十六回 | 第千百八十七回 | 第千百八十八回 | 第千百八十九回 | 第千百九十回 | 第千百九十一回 | 第千百九十二回 | 第千百九十三回 | 第千百九十四回 | 第千百九十五回 | 第千百九十六回 | 第千百九十七回 | 第千百九十八回 | 第千百九十九回 | 第千二百回 | 第千二百一回 | 第千二百二回 | 第千二百三回 | 第千二百四回 | 第千二百五回 | 第千二百六回 | 第千二百七回 | 第千二百八回 | 第千二百九回 | 第千二百十回 | 第千二百十一回 | 第千二百十二回 | 第千二百十三回 | 第千二百十四回 | 第千二百十五回 | 第千二百十六回 | 第千二百十七回 | 第千二百十八回 | 第千二百十九回 | 第千二百二十回 | 第千二百二十一回 | 第千二百二十二回 | 第千二百二十三回 | 第千二百二十四回 | 第千二百二十五回 | 第千二百二十六回 | 第千二百二十七回 | 第千二百二十八回 | 第千二百二十九回 | 第千二百三十回 | 第千二百三十一回 | 第千二百三十二回 | 第千二百三十三回 | 第千二百三十四回 | 第千二百三十五回 | 第千二百三十六回 | 第千二百三十七回 | 第千二百三十八回 | 第千二百三十九回 | 第千二百四十回 | 第千二百四十一回 | 第千二百四十二回 | 第千二百四十三回 | 第千二百四十四回 | 第千二百四十五回 | 第千二百四十六回 | 第千二百四十七回 | 第千二百四十八回 | 第千二百四十九回 | 第千二百五十回 | 第千二百五十一回 | 第千二百五十二回 | 第千二百五十三回 | 第千二百五十四回 | 第千二百五十五回 | 第千二百五十六回 | 第千二百五十七回 | 第千二百五十八回 | 第千二百五十九回 | 第千二百六十回 | 第千二百六十一回 | 第千二百六十二回 | 第千二百六十三回 | 第千二百六十四回 | 第千二百六十五回 | 第千二百六十六回 | 第千二百六十七回 | 第千二百六十八回 | 第千二百六十九回 | 第千二百七十回 | 第千二百七十一回 | 第千二百七十二回 | 第千二百七十三回 | 第千二百七十四回 | 第千二百七十五回 | 第千二百七十六回 | 第千二百七十七回 | 第千二百七十八回 | 第千二百七十九回 | 第千二百八十回 | 第千二百八十一回 | 第千二百八十二回 | 第千二百八十三回 | 第千二百八十四回 | 第千二百八十五回 | 第千二百八十六回 | 第千二百八十七回 | 第千二百八十八回 | 第千二百八十九回 | 第千二百九十回 | 第千二百九十一回 | 第千二百九十二回 | 第千二百九十三回 | 第千二百九十四回 | 第千二百九十五回 | 第千二百九十六回 | 第千二百九十七回 | 第千二百九十八回 | 第千二百九十九回 | 第千三百回 | 第千三百一回 | 第千三百二回 | 第千三百三回 | 第千三百四回 | 第千三百五回 | 第千三百六回 | 第千三百七回 | 第千三百八回 | 第千三百九回 | 第千三百十回 | 第千三百十一回 | 第千三百十二回 | 第千三百十三回 | 第千三百十四回 | 第千三百十五回 | 第千三百十六回 | 第千三百十七回 | 第千三百十八回 | 第千三百十九回 | 第千三百二十回 | 第千三百二十一回 | 第千三百二十二回 | 第千三百二十三回 | 第千三百二十四回 | 第千三百二十五回 | 第千三百二十六回 | 第千三百二十七回 | 第千三百二十八回 | 第千三百二十九回 | 第千三百三十回 | 第千三百三十一回 | 第千三百三十二回 | 第千三百三十三回 | 第千三百三十四回 | 第千三百三十五回 | 第千三百三十六回 | 第千三百三十七回 | 第千三百三十八回 | 第千三百三十九回 | 第千三百四十回 | 第千三百四十一回 | 第千三百四十二回 | 第千三百四十三回 | 第千三百四十四回 | 第千三百四十五回 | 第千三百四十六回 | 第千三百四十七回 | 第千三百四十八回 | 第千三百四十九回 | 第千三百五十回 | 第千三百五十一回 | 第千三百五十二回 | 第千三百五十三回 | 第千三百五十四回 | 第千三百五十五回 | 第千三百五十六回 | 第千三百五十七回 | 第千三百五十八回 | 第千三百五十九回 | 第千三百六十回 | 第千三百六十一回 | 第千三百六十二回 | 第千三百六十三回 | 第千三百六十四回 | 第千三百六十五回 | 第千三百六十六回 | 第千三百六十七回 | 第千三百六十八回 | 第千三百六十九回 | 第千三百七十回 | 第千三百七十一回 | 第千三百七十二回 | 第千三百七十三回 | 第千三百七十四回 | 第千三百七十五回 | 第千三百七十六回 | 第千三百七十七回 | 第千三百七十八回 | 第千三百七十九回 | 第千三百八十回 | 第千三百八十一回 | 第千三百八十二回 | 第千三百八十三回 | 第千三百八十四回 | 第千三百八十五回 | 第千三百八十六回 | 第千三百八十七回 | 第千三百八十八回 | 第千三百八十九回 | 第千三百九十回 | 第千三百九十一回 | 第千三百九十二回 | 第千三百九十三回 | 第千三百九十四回 | 第千三百九十五回 | 第千三百九十六回 | 第千三百九十七回 | 第千三百九十八回 | 第千三百九十九回 | 第千四百回 | 第千四百一回 | 第千四百二回 | 第千四百三回 | 第千四百四回 | 第千四百五回 | 第千四百六回 | 第千四百七回 | 第千四百八回 | 第千四百九回 | 第千四百十回 | 第千四百十一回 | 第千四百十二回 | 第千四百十三回 | 第千四百十四回 | 第千四百十五回 | 第千四百十六回 | 第千四百十七回 | 第千四百十八回 | 第千四百十九回 | 第千四百二十回 | 第千四百二十一回 | 第千四百二十二回 | 第千四百二十三回 | 第千四百二十四回 | 第千四百二十五回 | 第千四百二十六回 | 第千四百二十七回 | 第千四百二十八回 | 第千四百二十九回 | 第千四百三十回 | 第千四百三十一回 | 第千四百三十二回 | 第千四百三十三回 | 第千四百三十四回 | 第千四百三十五回 | 第千四百三十六回 | 第千四百三十七回 | 第千四百三十八回 | 第千四百三十九回 | 第千四百四十回 | 第千四百四十一回 | 第千四百四十二回 | 第千四百四十三回 | 第千四百四十四回 | 第千四百四十五回 | 第千四百四十六回 | 第千四百四十七回 | 第千四百四十八回 | 第千四百四十九回 | 第千四百五十回 | 第千四百五十一回 | 第千四百五十二回 | 第千四百五十三回 | 第千四百五十四回 | 第千四百五十五回 | 第千四百五十六回 | 第千四百五十七回 | 第千四百五十八回 | 第千四百五十九回 | 第千四百六十回 | 第千四百六十一回 | 第千四百六十二回 | 第千四百六十三回 | 第千四百六十四回 | 第千四百六十五回 | 第千四百六十六回 | 第千四百六十七回 | 第千四百六十八回 | 第千四百六十九回 | 第千四百七十回 | 第千四百七十一回 | 第千四百七十二回 | 第千四百七十三回 | 第千四百七十四回 | 第千四百七十五回 | 第千四百七十六回 | 第千四百七十七回 | 第千四百七十八回 | 第千四百七十九回 | 第千四百八十回 | 第千四百八十一回 | 第千四百八十二回 | 第千四百八十三回 | 第千四百八十四回 | 第千四百八十五回 | 第千四百八十六回 | 第千四百八十七回 | 第千四百八十八回 | 第千四百八十九回 | 第千四百九十回 | 第千四百九十一回 | 第千四百九十二回 | 第千四百九十三回 | 第千四百九十四回 | 第千四百九十五回 | 第千四百九十六回 | 第千四百九十七回 | 第千四百九十八回 | 第千四百九十九回 | 第千五百回 | 第千五百一回 | 第千五百二回 | 第千五百三回 | 第千五百四回 | 第千五百五回 | 第千五百六回 | 第千五百七回 | 第千五百八回 | 第千五百九回 | 第千五百十回 | 第千五百十一回 | 第千五百十二回 | 第千五百十三回 | 第千五百十四回 | 第千五百十五回 | 第千五百十六回 | 第千五百十七回 | 第千五百十八回 | 第千五百十九回 | 第千五百二十回 | 第千五百二十一回 | 第千五百二十二回 | 第千五百二十三回 | 第千五百二十四回 | 第千五百二十五回 | 第千五百二十六回 | 第千五百二十七回 | 第千五百二十八回 | 第千五百二十九回 | 第千五百三十回 | 第千五百三十一回 | 第千五百三十二回 | 第千五百三十三回 | 第千五百三十四回 | 第千五百三十五回 | 第千五百三十六回 | 第千五百三十七回 | 第千五百三十八回 | 第千五百三十九回 | 第千五百四十回 | 第千五百四十一回 | 第千五百四十二回 | 第千五百四十三回 | 第千五百四十四回 | 第千五百四十五回 | 第千五百四十六回 | 第千五百四十七回 | 第千五百四十八回 | 第千五百四十九回 | 第千五百五十回 | 第千五百五十一回 | 第千五百五十二回 | 第千五百五十三回 | 第千五百五十四回 | 第千五百五十五回 | 第千五百五十六回 | 第千五百五十七回 | 第千五百五十八回 | 第千五百五十九回 | 第千五百六十回 | 第千五百六十一回 | 第千五百六十二回 | 第千五百六十三回 | 第千五百六十四回 | 第千五百六十五回 | 第千五百六十六回 | 第千五百六十七回 | 第千五百六十八回 | 第千五百六十九回 | 第千五百七十回 | 第千五百七十一回 | 第千五百七十二回 | 第千五百七十三回 | 第千五百七十四回 | 第千五百七十五回 | 第千五百七十六回 | 第千五百七十七回 | 第千五百七十八回 | 第千五百七十九回 | 第千五百八十回 | 第千五百八十一回 | 第千五百八十二回 | 第千五百八十三回 | 第千五百八十四回 | 第千五百八十五回 | 第千五百八十六回 | 第千五百八十七回 | 第千五百八十八回 | 第千五百八十九回 | 第千五百九十回 | 第千五百九十一回 | 第千五百九十二回 | 第千五百九十三回 | 第千五百九十四回 | 第千五百九十五回 | 第千五百九十六回 | 第千五百九十七回 | 第千五百九十八回 | 第千五百九十九回 | 第千六百回 | 第千六百一回 | 第千六百二回 | 第千六百三回 | 第千六百四回 | 第千六百五回 | 第千六百六回 | 第千六百七回 | 第千六百八回 | 第千六百九回 | 第千六百十回 | 第千六百十一回 | 第千六百十二回 | 第千六百十三回 | 第千六百十四回 | 第千六百十五回 | 第千六百十六回 | 第千六百十七回 | 第千六百十八回 | 第千六百十九回 | 第千六百二十回 | 第千六百二十一回 | 第千六百二十二回 | 第千六百二十三回 | 第千六百二十四回 | 第千六百二十五回 | 第千六百二十六回 | 第千六百二十七回 | 第千六百二十八回 | 第千六百二十九回 | 第千六百三十回 | 第千六百三十一回 | 第千六百三十二回 | 第千六百三十三回 | 第千六百三十四回 | 第千六百三十五回 | 第千六百三十六回 | 第千六百三十七回 | 第千六百三十八回 | 第千六百三十九回 | 第千六百四十回 | 第千六百四十一回 | 第千六百四十二回 | 第千六百四十三回 | 第千六百四十四回 | 第千六百四十五回 | 第千六百四十六回 | 第千六百四十七回 | 第千六百四十八回 | 第千六百四十九回 | 第千六百五十回 | 第千六百五十一回 | 第千六百五十二回 | 第千六百五十三回 | 第千六百五十四回 | 第千六百五十五回 | 第千六百五十六回 | 第千六百五十七回 | 第千六百五十八回 | 第千六百五十九回 | 第千六百六十回 | 第千六百六十一回 | 第千六百六十二回 | 第千六百六十三回 | 第千六百六十四回 | 第千六百六十五回 | 第千六百六十六回 | 第千六百六十七回 | 第千六百六十八回 | 第千六百六十九回 | 第千六百七十回 | 第千六百七十一回 | 第千六百七十二回 | 第千六百七十三回 | 第千六百七十四回 | 第千六百七十五回 | 第千六百七十六回 | 第千六百七十七回 | 第千六百七十八回 | 第千六百七十九回 | 第千六百八十回 | 第千六百八十一回 | 第千六百八十二回 | 第千六百八十三回 | 第千六百八十四回 | 第千六百八十五回 | 第千六百八十六回 | 第千六百八十七回 | 第千六百八十八回 | 第千六百八十九回 | 第千六百九十回 | 第千六百九十一回 | 第千六百九十二回 | 第千六百九十三回 | 第千六百九十四回 | 第千六百九十五回 | 第千六百九十六回 | 第千六百九十七回 | 第千六百九十八回 | 第千六百九十九回 | 第千七百回 | 第千七百一回 | 第千七百二回 | 第千七百三回 | 第千七百四回 | 第千七百五回 | 第千七百六回 | 第千七百七回 | 第千七百八回 | 第千七百九回 | 第千七百十回 | 第千七百十一回 | 第千七百十二回 | 第千七百十三回 | 第千七百十四回 | 第千七百十五回 | 第千七百

回號別	發行年月日	券面(円)	利息步合(分厘)	割增金步合(分厘)	償還期限(年)	募集高(円)	應募高 政府(円)	應募高 民間(円)	發行高(円)	償還抽籤月
第六寅號	大正一一・九・七	一〇、〇〇〇	五一	—	大正十四年九月より一七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—
第六卯號	同 ・一一・四	一〇、〇〇〇	七二	—	同 十三年十二月より八	二〇、〇〇〇、〇〇〇	—	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	—
第八十九回	同 一二・四・三〇	一〇	四〇	一九・五一四	同 十二年八月より四〇	七、〇〇〇、〇〇〇	—	五、四三三、〇〇〇	五、四三三、〇〇〇	一・七
第一回割引債券	同 ・七・一六	二〇	—	一五・六五七	同 年十二月より一七	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	六、七二〇、〇〇〇	六、七二〇、〇〇〇	四・一〇
第八十八回	同 ・三・一七	五、〇〇〇・一、〇〇〇・五〇〇・一〇〇・五〇	七〇	—	同 十四年三月より八	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二・八
第八十八回(乙)	同 ・三・二〇	同上	七〇	—	同 八	六、一〇〇、〇〇〇	—	六、一〇〇、〇〇〇	六、一〇〇、〇〇〇	二・八
第九十回	同 ・八・二二	同上	七〇	—	同 十四年八月より八	五、〇〇〇、〇〇〇	—	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一・七
第九十回(乙)	同 ・八・二二	同上	七〇	—	同 八	二、七〇〇、〇〇〇	—	二、七〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	一・七
第六辰號	同 ・二・六	一〇、〇〇〇	四八	—	同 十五年二月より一七	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	—	五、〇〇〇、〇〇〇	—
第六巳號	同 ・六・九	一〇、〇〇〇	四八	—	同 年六月より一七	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	—	六、〇〇〇、〇〇〇	—
第六午號	同 ・一一・六	一〇、〇〇〇	六五	—	昭和三年十一月より一〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—
第六未號	同 ・一一・二六	一〇、〇〇〇	七五	—	同 一〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	—	五、〇〇〇、〇〇〇	—
第六申號	同 ・一二・一二	一〇、〇〇〇	五五	—	大正十四年十二月より三・五	四、二〇〇、〇〇〇	四、二〇〇、〇〇〇	—	四、二〇〇、〇〇〇	—
第九十二回	同 一三・二・二九	一〇	四〇	一九・五一四	同 十三年六月より四〇	六、〇〇〇、〇〇〇	—	四、六〇〇、〇〇〇	四、六〇〇、〇〇〇	五
第九十四回	同 ・五・二六	一〇	四〇	一九・五一四	同 年八月より四〇	六、〇〇〇、〇〇〇	—	三、四一〇、〇〇〇	三、四一〇、〇〇〇	一・七
第九十一回	同 ・二・一	五、〇〇〇・一、〇〇〇・五〇〇・一〇〇・五〇	七〇	—	同 十五年二月より八	三、〇〇〇、〇〇〇	—	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一・七
第九十一回(乙)	同 ・二・一	同上	七〇	—	同 八	二、四〇〇、〇〇〇	—	二、四〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	一・七
第九十三回	同 ・四・一二	同上	七〇	—	同 年四月より八	五、〇〇〇、〇〇〇	—	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	三
第九十三回(乙)	同 ・四・一二	同上	七〇	—	同 八	一、一八〇、〇〇〇	—	一、一八〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	三

回號別	發行年月日	券面(円)	利息步合(分厘)	割增金步合(分厘)	償還期限(年)	募集高(円)	應募高 政府(円)	應募高 民間(円)	發行高(円)	償還抽籤月
第九十五回	同 ・八・二〇	—	—	—	同 年八月より八	三、〇〇〇、〇〇〇	—	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一・七
第九十五回(乙)	同 ・八・二〇	—	—	—	同 八	一、五〇〇、〇〇〇	—	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一・七
第九十六回	同 ・一一・二九	—	—	—	同 年十二月より八	五、〇〇〇、〇〇〇	—	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	四・一〇
第九十六回(乙)	同 ・一一・二九	—	—	—	同 八	七五〇、〇〇〇	—	七五〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	四・一〇
第九十六回(丙)	同 ・一一・二九	—	—	—	同 八	一〇〇、〇〇〇	—	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	四・一〇
第六酉號	同 ・二・一	一〇、〇〇〇	七五	—	昭和四年二月より一〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	—	五、〇〇〇、〇〇〇	—
第六戌號	同 ・二・二七	一〇、〇〇〇	六八	—	同 一〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	—	五、〇〇〇、〇〇〇	—
第六亥號	同 ・四・四	一〇、〇〇〇	七五	—	同 年四月より一〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	—	五、〇〇〇、〇〇〇	—
第七子號	同 ・五・一五	一〇、〇〇〇	四八	—	同 二年五月より一七	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	—	五、〇〇〇、〇〇〇	—
第七丑號	同 ・六・一〇	一〇、〇〇〇	七五	—	同 四年六月より一〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	—	五、〇〇〇、〇〇〇	—
第七寅號	同 ・六・二四	一〇、〇〇〇	四八	—	同 二年六月より一七	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	—	三、〇〇〇、〇〇〇	—
第七卯號	同 ・六・二四	一〇、〇〇〇	四八	—	同 一七	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	—	二、〇〇〇、〇〇〇	—
第七辰號	同 ・八・四	一〇、〇〇〇	四八	—	大正十五年四月より八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—
第七巳號	同 ・八・五	一〇、〇〇〇	四八	—	昭和二年八月より一七	二、二〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	—	二、二〇〇、〇〇〇	—
第七午號	同 ・八・一三	一〇、〇〇〇	四八	—	大正十五年四月より八	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	—	二、〇〇〇、〇〇〇	—
第七未號	同 ・八・三〇	一〇、〇〇〇	四八	—	昭和二年八月より一七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—
第七申報	同 ・九・一六	一、〇〇〇	四八	—	同 年九月より一七	四六八、〇〇〇	四六八、〇〇〇	—	四六八、〇〇〇	—
第七酉號	同 ・九・一六	一、〇〇〇	四八	—	同 二五	四〇三、〇〇〇	四〇三、〇〇〇	—	四〇三、〇〇〇	—
第七戌號	同 ・九・一六	一、〇〇〇	四八	—	同 一七	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	—	三三三、〇〇〇	—
第七亥號	同 ・九・一六	一、〇〇〇	四八	—	同 三年九月より二五	二五七、〇〇〇	二五七、〇〇〇	—	二五七、〇〇〇	—
第八子號	同 ・九・二五	一〇、〇〇〇	六八	—	同 四年九月より一〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	—	五、〇〇〇、〇〇〇	—
第八丑號	同 ・一〇・七	一〇、〇〇〇	七五	—	同 年十月より一〇	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	—	六、〇〇〇、〇〇〇	—
第八寅號	同 一四・一・二七	一〇、〇〇〇	七五	—	同 五年一月より一〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	—	四、〇〇〇、〇〇〇	—
第八卯號	同 ・一・二七	一〇、〇〇〇	四八	—	同 三年一月より一七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—

回號別	發行年月日	券面	利息歩合	割増金歩合	償還期限	募集高	應募高 政府	應募高 民間	發行高	償還抽籤月
第八辰號	大正一四年・四月・二九日	一,000円	分厘 五五	分厘 —	昭和五年四月より一五年	一,六〇七,000円	一,六〇七,000円	—円	一,六〇七,000円	—月
第八巳號	同・六・二四	一0,000	四八	—	同 三年六月より一七	六,000,000	六,000,000	—	六,000,000	—
復い號	同・一・二七	一,000	六五	—	大正十四年七月より一六・九	一,五00,000	一,五00,000	—	一,五00,000	—
復ろ號	同・一・二七	一,000	六五	—	同 一七	五00,000	五00,000	—	五00,000	—
復は號	同・三・一八	一,000	六五	—	同 一七	五00,000	五00,000	—	五00,000	—
復に號	同・三・一八	一,000	六五	—	大正十四年九月より一六・一	一,五00,000	一,五00,000	—	一,五00,000	—
復ほ號	同・五・二二	一,000	六六	—	同 年七月より一六・九	一,五00,000	一,五00,000	—	一,五00,000	—
復へ號	同・五・二二	一,000	六五	—	同	一,四七三,000	一,四七三,000	—	一,四七三,000	—
復と號	同・五・二九	七,000 一0,000	六六	—	同	二,0二七,000	二,0二七,000	—	二,0二七,000	—
復ち號	同・五・二九	一,000	六六	—	同	五00,000	五00,000	—	五00,000	—
復り號	同・五・二九	一,000	六五	—	同 年九月より一六・九	五二0,000	五二0,000	—	五二0,000	—
復ぬ號	同・五・二九	一0,000	六五	—	同	二,一00,000	二,一00,000	—	二,一00,000	—
復る號	同・五・二九	一,000	六六	—	同	一,四00,000	一,四00,000	—	一,四00,000	—
復を號	同・六・二四	一,000	六六	—	同	一,0八0,000	一,0八0,000	—	一,0八0,000	—
第九十七回	同・五・八	一,000 五,000 五00 一00 五0	七0	—	昭和二年五月より八	一0,000,000	—	一0,000,000	一0,000,000	四・一0
第九十七回(乙)	同・五・八	同上	七0	—	同 八	一七,五00,000	—	一七,五00,000	一七,五00,000	四・一0
第八午號	同・七・一五	一,000	四八	—	同 三年七月より一七	三六三,000	三六三,000	—	三六三,000	—
復わ號	同・七・二七	一,000	六五	—	大正十四年十二月より一六・九	三,五00,000	三,五00,000	—	三,五00,000	—
復か號	同・七・二七	一,000	六六	—	同 一六・九	一,五00,000	一,五00,000	—	一,五00,000	—
復よ號	同・七・二七	一,000	六六	—	同 一六・九	九00,000	九00,000	—	九00,000	—

回號別	發行年月日	券面	利息歩合	割増金歩合	償還期限	募集高	應募高 政府	應募高 民間	發行高	償還抽籤月
復た號	同・七・二七	一,000	六五	—	同 一六・九	四00,000	四00,000	—	四00,000	—
第八未號	同・八・二五	一0,000	四八	—	昭和三年八月より一七	六,000,000	六,000,000	—	六,000,000	—
復れ號	同・一〇・一五	一,000	六五	—	大正十五年一月より一六・三	五00,000	五00,000	—	五00,000	—
復そ號	同・一〇・一五	一,000	六五	—	同 年三月より一六・三	五00,000	五00,000	—	五00,000	—
復つ號	同・一一・二五	一,000	六五	—	同 一六・三	五00,000	五00,000	—	五00,000	—
復ね號	同・一一・二五	一,000	六五	—	同 年六月より一六・三	五00,000	五00,000	—	五00,000	—
復な號	同・一一・二五	一,000	六六	—	同 年四月より一六・九	一,六六五,000	一,六六五,000	—	一,六六五,000	—
復ら號	同・一一・二五	一,000	六五	—	同 一六・九	一,四八五,000	一,四八五,000	—	一,四八五,000	—
第八申號	同・一一・一五	一0,000	四八	—	昭和三年十二月より一七	三,五00,000	三,五00,000	—	三,五00,000	—
第八酉號	同・一一・一五	一0,000	四八	—	同 五年十二月より二五	五七0,000	五七0,000	—	五七0,000	—
第九十八回	一五・五・一四	一,000 五,000 五00 一00 五0	六五	—	同 四年五月より二三	七,五00,000	—	七,五00,000	七,五00,000	—
第八戌號	同・一・一九	一,000 一0,000	五五	—	同 三年十二月より一六	二,七七一,000	二,七七一,000	—	二,七七一,000	—
第八亥號	同・五・五	一,000 一0,000	四八	—	同 四年五月より一七	七六八,000	七六八,000	—	七六八,000	—
第九子號	同・六・一五	一0,000	四八	—	同 年四月より一七	五,000,000	五,000,000	—	五,000,000	—
復む號	同・一・二八	一,000	六六	—	同 年八月より一六・九	一,七五0,000	一,七五0,000	—	一,七五0,000	—
復う號	同・一・二八	一,000 一0,000	六五	—	同 年八月より一六・九	二,二五0,000	二,二五0,000	—	二,二五0,000	—
復ゐ號	同・三・一	五,000	六五	—	同 年九月より一五・九	一,000,000	一,000,000	—	一,000,000	—
復の號	同・三・一	一,000	六五	—	同 年六月より一六・三	四00,000	四00,000	—	四00,000	—
復お號	同・三・一	一,000	六六	—	同 年十月より一六・三	三五0,000	三五0,000	—	三五0,000	—
復く號	同・三・一	一,000	六五	—	同 年十月より一六・三	一五0,000	一五0,000	—	一五0,000	—
復や號	同・五・五	一,000	六六	—	同 年八月より一六・九	七00,000	七00,000	—	七00,000	—
復ま號	同・五・五	一,000	六五	—	同 年八月より一六・九	三00,000	三00,000	—	三00,000	—

回號別	發行年月日	券面	利息歩合	割增金歩合	償還期限	募集高	應募高 政府	應募高 民間	發行高	償還抽籤月
復け號	大正一五年・六月・一五日	一、〇〇〇円	六五分厘	分厘	昭和二年一月より一五年・三	五〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	円	五〇〇、〇〇〇円	月
第九十九回	同・八・二三	五〇 / 一〇〇 / 五〇〇 / 一、〇〇〇 / 五、〇〇〇	六五	—	同　四年九月より一三	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—
第九十九回（乙）	同・八・二三	同上	六五	—	同　年九月より一三	二、三六〇、〇〇〇	—	二、三六〇、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇	—
第九丑號	同・七・一三	一〇、〇〇〇	四八	—	同　年四月より一七	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	—	四、〇〇〇、〇〇〇	—
第九寅號	同・一〇・二五	一〇、〇〇〇	四八	—	同　年四月より一七	五、五〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	—	五、五〇〇、〇〇〇	—
復ふ號	同・七・二三	一、〇〇〇	六六	—	大正十五年十二月より一六・九	一、二五〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	—	一、二五〇、〇〇〇	—
復こ號	同・七・二三	一、〇〇〇 / 一〇、〇〇〇	六五	—	同　一六・九	二、七五〇、〇〇〇	二、七五〇、〇〇〇	—	二、七五〇、〇〇〇	—
復え號	同・一二・一	一、〇〇〇	六六	—	昭和二年六月より一六・三	七〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	—	七〇〇、〇〇〇	—
復て號	同・一二・一	一、〇〇〇	六五	—	同　一六・三	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	—	三〇〇、〇〇〇	—
總計	—	—	—	—	—	—	—	—	八二八、一六七、六一〇	—

（備考）一、本表には繼承農工債券は之を除く。
二、回別の分は普通勸業債券にして、太字は大券、他は小券なり。
三、號別の分は大藏省預金部の引受に係る特殊債券なり。

第四項　繼承農工債券

農工銀行合併の結果、勸業銀行の繼承したる農工債券は、勸業銀行の債券たるものにして、其の性質に於ては勸業大券と何等異る所なきものとす。而して大正十年九月より同十二年二月迄の間に繼承したる山梨・佐賀・防長・福岡・島根・鳥取・讃岐・兩羽・福井・富山・石川・土佐・沖繩・靜岡・新潟・京都・秋田・青森・和歌山等の各農工債券は三千九百四十萬一千七百五十圓に達せり。繼承債券に關する細部の點は茲に說明の煩を避け、左に之を一括して表示すべし。

繼承農工債券一覽表

銀行名	回號別	利率	發行額 券面種類及通數 五千圓券	壹千圓券	五百圓券	壹百圓券	五拾圓券	金額	發行年月日	據置最終期日	償還年限（據置後）	抽籤期	利子支拂期	每回償還額	備考
山梨	四回	六・〇分	—	—	二〇〇	五〇〇	—	一五〇千円	明治四四年・二月・一五日	大正二年・二月・三日	七年以內	六月・一二月	一月・七月	一〇、〇〇〇円以上	全部償還
	五	四・五	—	五六	二八	—	—	七〇	同　七・一五	明治四五・六・三〇	一四	六・一二	一・七	二、五〇〇	全部償還
	六	六・〇	—	—	一七〇	一五〇	—	一〇〇	同　一一・三〇	大正二・一二・三一	一〇	六・一二	一・七	五、〇〇〇	全部償還
	七	六・五	—	—	三七〇	一五〇	—	二〇〇	同　四五・四・一五	同　三・一二・三一	一五	六・一二	一・七	六、七〇〇	全部償還
	八	六・五	—	六〇	六〇	一〇〇	—	一〇〇	大正一・一〇・三一	同　一二・三一	一五	六・一二	一・七	三、〇〇〇	全部償還
	九	六・五	—	四〇	一六	二〇	—	五〇	同　一二・一六	同　一二・三一	一五	六・一二	一・七	一、五〇〇	全部償還
	一〇	六・五	—	—	九〇	五〇	—	五〇	同　二・三・三一	同　四・一二・三〇	一五	六・一二	一・七	一、五〇〇	全部償還
	一六	七・〇	—	—	八四	八〇	—	五〇	同　四・一一・三〇	同　八・一二・三一	五	六・一二	一・七	五、〇〇〇	全部償還
	一七	六・五	—	—	八四	八〇	—	五〇	同　五・三・三一	同　一二・三一	一〇	六・一二	一・七	二、五〇〇	
	一八	六・五	—	—	九四	三〇	—	五〇	同　八・三一	同　六・一二・三〇	五	六・一二	一・七	五、〇〇〇	全部償還
	一九	六・〇	—	七〇	三六	一二〇	—	一〇〇	同　一一・三〇	同　八・一二・三一	一三	六・一二	一・七	四、〇〇〇	全部償還
	二〇	六・〇	—	八〇	四〇	一〇〇	—	一一〇	同　七・六・一	同　九・一二・三〇	一五	六・一二	一・七	三、〇〇〇	
	二一	六・〇	—	五〇	二〇	一〇〇	—	七〇	同　一一・一五	同　一〇・一二・三一	一五	六・一二	一・七	二、三〇〇	全部償還
	二二	六・三	—	二三〇	八〇	三〇〇	—	三〇〇	同　八・三・三一	同　一一・三〇	一五	五・一一	六・一二	一〇、〇〇〇	
	二三	六・三	—	四二	三六	—	—	六〇	同　八・一五	同　五・三一	一八	五・一一	六・一二	一、五〇〇	全部償還
	二四	六・四	—	一三〇	—	—	—	一三〇	同　一〇・三〇	同　一一・一一・三〇	一六	五・一一	六・一二	四、〇〇〇	全部償還

名行銀	防												岡福	賀佐	梨山												根島												長												備考
回號別																																																	
利率	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	七・〇	七・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	七・〇	七・五	七・〇	七・五	七・〇	七・五	七・〇	七・五	七・〇	七・五	七・〇	七・五	七・〇	七・五	七・〇	七・五	七・〇	七・五	七・〇	七・五	七・〇	七・五	
發行額面種類及通數	圓五券千												圓壹券千												圓五券百												圓壹券百												圓五券拾												金額	千円											
發行年月日	大正	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治四四・七・五	大正二・三・一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大正二・三・一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治四五・六・三〇	大正三・三・一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大正二・三・一	同	同	同
	九・三・二八	二・一・八	二・三・二八	四・二・二九	五・二・二八	七・三・二五	八・三・二	一・一・一〇	二・一・一	二・三・一	四・一・一	五・一・一	四・七・五	二・三・三一	三・一・一	四・一・一	五・一・一	六・三・三〇	七・三・三一	八・三・三〇	九・三・三一	一〇・三・三〇	一一・三・三〇	一二・三・三一	二・三・三一	三・三・三〇	四・三・三一	五・三・三〇	六・三・三一	七・三・三〇	八・三・三一	九・三・三〇	一〇・三・三一	一一・三・三〇	一二・三・三一	三・三・三〇	四・三・三一	五・三・三〇	六・三・三一	七・三・三〇	八・三・三一	九・三・三〇	一〇・三・三一	一一・三・三〇	一二・三・三一	四・三・三一	五・三・三〇	六・三・三一	七・三・三〇	八・三・三一	九・三・三〇	一〇・三・三一
發行額面種類及通數	圓五券千												圓壹券千												圓五券百												圓壹券百												圓五券拾												金額	千円											
發行年月日	大正	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治四四・七・五	大正二・三・一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大正二・三・一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治四五・六・三〇	大正三・三・一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大正二・三・一	同	同	同
	九・三・二八	二・一・八	二・三・二八	四・二・二九	五・二・二八	七・三・二五	八・三・二	一・一・一〇	二・一・一	二・三・一	四・一・一	五・一・一	四・七・五	二・三・三一	三・一・一	四・一・一	五・一・一	六・三・三〇	七・三・三一	八・三・三〇	九・三・三一	一〇・三・三〇	一一・三・三〇	一二・三・三一	二・三・三一	三・三・三〇	四・三・三一	五・三・三〇	六・三・三一	七・三・三〇	八・三・三一	九・三・三〇	一〇・三・三一	一一・三・三〇	一二・三・三一	三・三・三〇	四・三・三一	五・三・三〇	六・三・三一	七・三・三〇	八・三・三一	九・三・三〇	一〇・三・三一	一一・三・三〇	一二・三・三一	四・三・三一	五・三・三〇	六・三・三一	七・三・三〇	八・三・三一	九・三・三〇	一〇・三・三一
發行額面種類及通數	圓五券千												圓壹券千												圓五券百												圓壹券百												圓五券拾												金額	千円											
發行終期日	大正二・一・一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治四四・七・五	大正二・三・一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大正二・三・一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治四五・六・三〇	大正三・三・一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大正二・三・一	同	同	同
	九・三・二八	二・一・八	二・三・二八	四・二・二九	五・二・二八	七・三・二五	八・三・二	一・一・一〇	二・一・一	二・三・一	四・一・一	五・一・一	四・七・五	二・三・三一	三・一・一	四・一・一	五・一・一	六・三・三〇	七・三・三一	八・三・三〇	九・三・三一	一〇・三・三〇	一一・三・三〇	一二・三・三一	二・三・三一	三・三・三〇	四・三・三一	五・三・三〇	六・三・三一	七・三・三〇	八・三・三一	九・三・三〇	一〇・三・三一	一一・三・三〇	一二・三・三一	三・三・三〇	四・三・三一	五・三・三〇	六・三・三一	七・三・三〇	八・三・三一	九・三・三〇	一〇・三・三一	一一・三・三〇	一二・三・三一	四・三・三一	五・三・三〇	六・三・三一	七・三・三〇	八・三・三一	九・三・三〇	一〇・三・三一
發行終期日	大正二・一・一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治四四・七・五	大正二・三・一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大正二・三・一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治四五・六・三〇	大正三・三・一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大正二・三・一	同	同	同
	九・三・二八	二・一・八	二・三・二八	四・二・二九	五・二・二八	七・三・二五	八・三・二	一・一・一〇	二・一・一	二・三・一	四・一・一	五・一・一	四・七・五	二・三・三一	三・一・一	四・一・一	五・一・一	六・三・三〇	七・三・三一	八・三・三〇	九・三・三一	一〇・三・三〇	一一・三・三〇	一二・三・三一	二・三・三一	三・三・三〇	四・三・三一	五・三・三〇	六・三・三一	七・三・三〇	八・三・三一	九・三・三〇	一〇・三・三一	一一・三・三〇	一二・三・三一	三・三・三〇	四・三・三一	五・三・三〇	六・三・三一	七・三・三〇	八・三・三一	九・三・三〇	一〇・三・三一	一一・三・三〇	一二・三・三一	四・三・三一	五・三・三〇	六・三・三一	七・三・三〇	八・三・三一	九・三・三〇	一〇・三・三一
發行後據限償還	年																																																
抽籤期	一・一	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	一・一	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	一・一	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	一・一	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	一・一	六・二	六・二	六・二
利子支拂期	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
	六・一	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二
償還額回	000、三	000、五	000、八	000、五	000、五	000、八	000、八	000、五	000、五	000、八	000、八	000、五	000、三	000、五	000、五	000、八	000、八	000、五	000、五	000、八	000、八	000、五	000、五	000、八	000、三	000、五	000、五	000、八	000、八	000、五	000、五	000、八	000、八	000、五	000、五	000、八	000、三	000、五	000、五	000、八	000、八	000、五	000、五	000、八	000、八	000、五	000、五	000、八	000、三	000、五	000、五	000、八	000、八
償還	全部償還												全部償還												全部償還												全部償還												全部償還											

名行銀	防												岡福	賀佐	梨山												根島												長												備考
回號別																																																
利率	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	七・〇	七・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	六・〇	六・五	七・〇	七・五	七・〇	七・五	七・〇	七・五	七・〇	七・五	七・〇	七・五	七・〇	七・五	七・〇	七・五	七・〇	七・五	七・〇	七・五	七・〇	七・五	七・〇	七・五	
發行額面種類及通數	圓五券千												圓壹券千												圓五券百												圓壹券百												圓五券拾												金額	千円											
發行年月日	大正	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治四四・七・五	大正二・三・一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大正二・三・一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治四五・六・三〇	大正三・三・一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大正二・三・一	同	同	同
	九・三・二八	二・一・八	二・三・二八	四・二・二九	五・二・二八	七・三・二五	八・三・二	一・一・一〇	二・一・一	二・三・一	四・一・一	五・一・一	四・七・五	二・三・三一	三・一・一	四・一・一	五・一・一	六・三・三〇	七・三・三一	八・三・三〇	九・三・三一	一〇・三・三〇	一一・三・三〇	一二・三・三一	二・三・三一	三・三・三〇	四・三・三一	五・三・三〇	六・三・三一	七・三・三〇	八・三・三一	九・三・三〇	一〇・三・三一	一一・三・三〇	一二・三・三一	三・三・三〇	四・三・三一	五・三・三〇	六・三・三一	七・三・三〇	八・三・三一	九・三・三〇	一〇・三・三一	一一・三・三〇	一二・三・三一	四・三・三一	五・三・三〇	六・三・三一	七・三・三〇	八・三・三一	九・三・三〇	一〇・三・三一
發行額面種類及通數	圓五券千												圓壹券千												圓五券百												圓壹券百												圓五券拾												金額	千円											
發行終期日	大正二・一・一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治四四・七・五	大正二・三・一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大正二・三・一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治四五・六・三〇	大正三・三・一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大正二・三・一	同	同	同
	九・三・二八	二・一・八	二・三・二八	四・二・二九	五・二・二八	七・三・二五	八・三・二	一・一・一〇	二・一・一	二・三・一	四・一・一	五・一・一	四・七・五	二・三・三一	三・一・一	四・一・一	五・一・一	六・三・三〇	七・三・三一	八・三・三〇	九・三・三一	一〇・三・三〇	一一・三・三〇	一二・三・三一	二・三・三一	三・三・三〇	四・三・三一	五・三・三〇	六・三・三一	七・三・三〇	八・三・三一	九・三・三〇	一〇・三・三一	一一・三・三〇	一二・三・三一	三・三・三〇	四・三・三一	五・三・三〇	六・三・三一	七・三・三〇	八・三・三一	九・三・三〇	一〇・三・三一	一一・三・三〇	一二・三・三一	四・三・三一	五・三・三〇	六・三・三一	七・三・三〇	八・三・三一	九・三・三〇	一〇・三・三一
發行額面種類及通數	圓五券千												圓壹券千												圓五券百												圓壹券百												圓五券拾												金額	千円											
發行後據限償還	最終																																																
抽籤期	一・一	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	一・一	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	一・一	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	一・一	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	一・一	六・二	六・二	六・二
利子支拂期	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
	六・一	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二	六・二
償還額回	000、四	000、七	000、四	000、三	000、七	000、七	000、三	000、三	000、七	000、七	000、三	000、三	000、四	000、七	000、七	000、三	000、三	000、七	000、七	000、三	000、三	000、七	000、七	000、三	000、四	000、七	000、七	000、三	000、三	000、七	000、七	000、三	000、三	000、七	000、七	000、三	000、四	000、七	000、七	000、三	000、三	000、七	000、七	000、三	000、三	000、七	000、七	000、三	000、四	000、七	000、七	000、三	000、三
償還	全部償還												全部償還												全部償還												全部償還												全部償還											

名行銀	発行額						発行及通貨種類						発行面券						利率	回號別
	金額						五百圓券						五千圓券							
第十一銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第二銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第三銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第四銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第五銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第六銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第七銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第八銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第九銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第十銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第十一銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第十二銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第十三銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第十四銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第十五銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第十六銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第十七銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第十八銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第十九銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第二十銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第二十一銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第二十二銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第二十三銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第二十四銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第二十五銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第二十六銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第二十七銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第二十八銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第二十九銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第三十銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第三十一銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第三十二銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第三十三銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第三十四銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第三十五銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第三十六銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第三十七銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第三十八銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第三十九銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第四十銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第四十一銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第四十二銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第四十三銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第四十四銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第四十五銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第四十六銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第四十七銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第四十八銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第四十九銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第五十銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第五十一銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第五十二銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第五十三銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第五十四銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第五十五銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第五十六銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第五十七銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第五十八銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第五十九銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第六十銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第六十一銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第六十二銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第六十三銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第六十四銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第六十五銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第六十六銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第六十七銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第六十八銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第六十九銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第七十銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第七十一銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第七十二銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第七十三銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第七十四銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第七十五銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第七十六銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第七十七銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第七十八銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第七十九銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第八十銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第八十一銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第八十二銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第八十三銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第八十四銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第八十五銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第八十六銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第八十七銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第八十八銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第八十九銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第九十銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第九十一銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第九十二銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第九十三銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第九十四銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第九十五銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第九十六銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第九十七銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第九十八銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第九十九銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回
第百銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七厘	第一回

名行銀	発行額						発行及通貨種類						発行面券						利率	回號別
	金額						五百圓券						五千圓券							
第十一銀行	三千圓	一千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	五圓券	一圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	十圓券	六分七

銀行名	回號別	利率	發行額 券面種類及通數 五千圓券	壹千圓券	五百圓券	壹百圓券	五拾圓券	金額	發行年月日	据置最終期日	償還年限(据置後)	抽籤期	利子支拂期	毎回償還額	備考
富山	三回	七・〇分	—	—	—	一、五五〇	七二〇 (貳拾円)四五〇	二〇〇千円	大正三年・三月・三一日	大正四年・六月・三〇日	一五年以内	六月・一二月	一月・七月	五、〇〇〇円以上	全部償還
	四	七・〇	—	—	一〇〇	四〇〇	二〇〇	一〇〇	同 四・三〇	同 六・三〇	一五	六・一二	一・七	二、五〇〇	全部償還
	五	七・〇	—	—	一六〇	六五〇	一〇〇	一五〇	同 一一・三〇	同 六・一二・三一	一五	六・一二	一・七	三、五〇〇	全部償還
	七	七・〇	—	一〇五	二八〇	五五〇	—	三〇〇	同 五・三・一四	同 七・一二・三一	一三	六・一二	一・七	一三、〇〇〇	
	八	七・〇	—	二五四	一八〇	五六〇	—	四〇〇	同 四・一四	同 一二・三一	一三	六・一二	一・七	一六、〇〇〇	
	九	六・〇	—	一一七	一八七	八九五	—	三〇〇	同 六・一・一五	同 九・三〇	一五	三・九	四・一〇	八、〇〇〇	
	一〇	六・三	四〇 (一万円券)三〇	—	—	—	—	五〇〇	同 七・八・三〇	同 八・九・三〇	一五	三・九	四・一〇	一五、〇〇〇	全部償還
	一一	六・三	四〇	一〇〇	—	—	—	三〇〇	同 八・二・二八	同 九・一〇・三一	二〇	四・一〇	五・一一	七、〇〇〇	全部償還
	一二	六・三	—	一〇〇	—	—	—	一〇〇	同 八・三〇	同 一〇・三一	一五	四・一〇	五・一一	三、〇〇〇	全部償還
	一三	六・五	—	一三〇	一九二	八四〇	—	三〇〇	同 九・三〇	同 一〇・三・三一	一五	三・九	四・一〇	八、〇〇〇	
	一四	七・五	—	一三	一一二	三一〇	—	一〇〇	同 九・一二・一四	同 九・三〇	九	三・九	四・一〇	五、〇〇〇	
	一五	七・七	—	二五四	三四〇	七六〇	—	五〇〇	同 一〇・四・一五	同 一一・三・三一	五	三・九	四・一〇	二五、〇〇〇	
	一六	七・七	—	一八五	二三	三五	—	二〇〇	同 五・一四	同 四・三〇	五	四・一〇	五・一一	一〇、〇〇〇	
石川	子號	四・五	—	五六	二八	—	—	七〇	明治四四・七・一五	明治四五・六・三〇	一四	六・一二	一・七	二、五〇〇	全部償還
	一回	五・五	—	一一二	二六九	四九五	八〇	三〇〇	同 五・三一	大正 一・一二・三一	一五	六・一二	一・七	八、〇〇〇	
	二	六・〇	—	一三五	三〇〇	一、一五〇	—	四〇〇	同 四五・四・三〇	同 三・七・三一	一五	一・七	二・八	一〇、〇〇〇	
	三	六・〇	—	四九	五三	二四五	—	一〇〇	大正 一・一一・三〇	同 五・三一	一五	五・一一	六・一二	二、〇〇〇	
	四	六・五	—	七八	一三五	五四五	—	二〇〇	同 二・三・三〇	同 四・三・三一	一五	三・九	四・一〇	五、〇〇〇	
	五	六・五	—	三七	一二二	五二〇	—	一五〇	同 三・五・三一	同 五・五・三一	一五	五・一一	六・一二	三、〇〇〇	
	六	六・五	—	一七三	一四一	五六五	—	三〇〇	同 六・四・三〇	同 八・二・二八	一八	二・八	三・九	六、〇〇〇	
	七	七・五	—	一五七	一七五	五五五	—	三〇〇	同 九・九・三〇	同 一一・九・三〇	一八	三・九	四・一〇	六、〇〇〇	
	九	七・五	—	二九	九三	二四五	—	一〇〇	同 一〇・三・三一	同 一二・三・三一	一八	三・九	四・一〇	二、〇〇〇	
	一〇	七・五	—	二六	三二	八〇	—	五〇	同 四・一五	同 三・三一	一八	三・九	四・一〇	一、〇〇〇	
土佐	一	四・五	—	九〇	—	—	—	九〇	明治四四・七・一五	明治四五・七・一五	一四	五・一一	六・一二	三、〇〇〇	全部償還
	二	六・五	(三千円券)三〇	—	—	—	—	九〇	大正 一・九・三〇	大正 四・六・三〇	一五	五・一一	六・一二	三、〇〇〇	
	三	七・〇	—	四〇	五五	三〇〇	五〇	一〇〇	同 三・八・三一	同 六・一・三一	一三	六・一二	一・七	三、八〇〇	
	四	六・三	(一万円券)三〇	—	—	—	—	三〇〇	同 八・二・—	同 九・一〇・三一	一五	四・一〇	五・一一	一〇、〇〇〇	全部償還
沖繩	一(い)	四・五	—	—	一四〇	—	—	七〇	明治四四・七・三一	明治四五・五・三一	一四	五・一一	六・一二	二、五〇〇	全部償還
	二(ろ)	六・五	—	六六	—	四〇	—	七〇	大正 一・一二・一五	大正 四・九・三〇	一七	三・九	四・一〇	二、一〇〇	
	三(は)	六・〇	—	二八〇	—	二〇〇	—	三〇〇	同 六・一一・一〇	同 八・七・三一	二〇	一・七	二・八	七、五〇〇	
靜岡	二	五・五	—	二四四	—	五六〇	—	三〇〇	明治四三・九・八	大正 一・一二・三一	一三	六・一二	一・七	(一—一二回)一〇、〇〇〇 (一三回以降)二〇、〇〇〇	全部償還
	三	六・〇	—	一八四	一六三	三四五	—	三〇〇	同 四四・三・一四	同 二・一一・三〇	一三	五・一一	六・一二	(一—一二回)一〇、〇〇〇 (一三回以降)二〇、〇〇〇	全部償還
	四	四・五	—	一一六	二八	—	—	一三〇	同 七・一五	明治四五・五・三一	一四	五・一一	六・一二	(一—一六回)四、五〇〇 (一七回以降)六、五〇〇	全部償還
	五	六・〇	—	一九六	一五二	二八〇	—	三〇〇	同 九・三〇	大正 一・一一・三〇	一四	五・一一	六・一二	(一—一四回)一〇、〇〇〇 (一五回以降)一五、〇〇〇	全部償還
	七	六・五	—	一一六	二八	—	—	一三〇	大正 一・八・一六	同 二・五・三一	一四	五・一一	六・一二	(一—一六回)四、五〇〇 (一七回以降)六、五〇〇	
	九	六・〇	四〇	—	—	—	—	二〇〇	同 五・八・三一	同 七・五・三一	二〇	五・一一	六・一二	五、〇〇〇	
	一〇	六・三	—	四六五	四六	一二〇	—	五〇〇	同 七・一一・一四	同 九・一一・三〇	一五	五・一一	六・一二	一六、五〇〇	
	一一	六・三	四〇	—	—	—	—	二〇〇	同 八・二・二八	同 一一・三〇	二〇	五・一一	六・一二	五、〇〇〇	全部償還
	一二	六・四	—	一〇〇	—	—	—	一〇〇	同 一二・一	同 一〇・一一・三〇	一六	五・一一	六・一二	三、〇〇〇	全部償還

銀行名	回號別	利率	發行額 券面種類及通數 五千圓券	壹千圓券	五百圓券	壹百圓券	五拾圓券	金額	發行年月日	据置最終期日	償還年限（据置後）	抽籤期	利子支拂期	毎回償還額	備考
静岡	一三回	六分・七	—	一五〇	—	—	—	千円 一五〇	大正九年・三月・一日	大正二一年・五月・三一日	一五年以内	五月・一一月	六月・一二月	五、〇〇〇円以上	
新潟	一	五・五	—	一一九	一一七	二三五	—	二〇〇	明治四三・一一・一	大正二・一二・三一	一〇	六・一二	一・七	一〇、〇〇〇	全部償還
	二	五・五	—	一三一	一〇二	二三九	八二	二〇〇	同四四・九・一	同三・一二・三一	一〇	六・一二	一・七	一〇、〇〇〇	全部償還
	三	四・五	—	一五〇	—	—	—	一五〇	同九・一	明治四五・六・三〇	一四	六・一二	一・七	一〇、〇〇〇（最終二回 五、〇〇〇）	全部償還
	四	六・〇	—	一三九	一九九	五六四	一〇三	三〇〇	同四五・三・一	大正三・一二・三一	一五	六・一二	一・七	一〇、〇〇〇	
	五	六・〇	—	二四八	五九	一九五	六〇	三〇〇	大正一・一二・二六	同四・二・二八	一五	二・八	三・九	一〇、〇〇〇	
	六	六・五	—	一三一	一六八	八〇二	七六	三〇〇	同二・四・二六	同八・三一	一五	二・八	三・九	一〇、〇〇〇	
	七	六・五	二〇	一五二	九四	四六五	九〇	三五〇	同五・一	同八・三一	一五	二・八	三・九	一〇、〇〇〇	
	一四	六・〇	—	二四六	一一七	四二八	五四	三五〇	同六・四・二六	同一〇・二・二八	一五	二・八	三・九	三、〇〇〇	
	一五	六・〇	—	二七六	七三	三四五	六〇	三五〇	同一二・一	同二・二八	一五	二・八	三・九	三、〇〇〇	
	一六	六・〇	—	三一九	一七四	八五七	一六六	五〇〇	同七・五・一	同八・三一	一五	二・八	三・九	三、〇〇〇	
	一七	六・〇	—	一三一	七六	三六八	六四	二〇〇	同一二・二六	同一一・二・二八	一五	二・八	三・九	一七、〇〇〇	
	一八	六・四	—	一〇六	四一	二三五	—	一五〇	同八・一一・二六	同一三・八・三一	一五	二・八	三・九	六、七〇〇	
	一九	六・四	—	五六	二八	—	—	七〇	同一二・一	同一一・三〇	一四	五・一一	六・一二	五、〇〇〇	全部償還
	二〇	六・七	—	二五	—	五〇	—	三〇	同九・四・三一	同一一・三〇	三・五	五・一一	六・一二	二、五〇〇	全部償還
	二一	六・九	—	五〇	—	—	—	五〇	同四・二五	同一一・三〇	三	五・一一	六・一二	一、一〇〇	全部償還
	二二	七・五	—	三〇	—	—	—	三〇	同九・二五	同一一・一一・三〇	一五	五・一一	六・一二	二、〇〇〇	全部償還
	二三	七・五	—	二七六	七二	三四七	六六	三五〇	同一一・二六	同一三・二・二九	一五	二・八	三・九	一、〇〇〇	
	二四	七・五	—	四四三	五七	二五四	六二	五〇〇	同一〇・一一・二六	同一二・一二・三一	一五	六・一二	一・七	一一、〇〇〇	
	二五	七・五	—	二五〇	四九	二三一	四八	三〇〇	同一一・五・一	同一三・六・三〇	一五	六・一二	一・七	一六、五〇〇	
														一〇、〇〇〇	

銀行名	回號別	利率	五千圓券	壹千圓券	五百圓券	壹百圓券	五拾圓券	金額	發行年月日	据置最終期日	償還年限（据置後）	抽籤期	利子支拂期	毎回償還額	備考
京都	一	六・五	—	四〇三	一五八	一八〇	—	五〇〇	明治四三・六・三〇	大正三・一二・三一	一〇	六・一二	一・七	一〇、〇〇〇	全部償還
	二	六・〇	—	二五四	三九八	四七〇	—	五〇〇	同一〇・三一	同一二・三一	一〇	六・一二	一・七	一〇、〇〇〇	全部償還
	三	五・五	—	二一〇	五〇〇	四〇〇	—	五〇〇	同四四・三・三一	同四・一二・三一	一〇	六・一二	一・七	一〇、〇〇〇	全部償還
	四	四・五	—	九〇	—	—	—	九〇	同七・一五	明治四五・六・三〇	（發行後）一五	六・一二	一・七	三、〇〇〇	
	五	六・〇	—	一七〇	四五五	一、〇二五	—	五〇〇	同四五・四・二五	大正四・五・三一	一三	五・一一	六・一二	二〇、〇〇〇	
	六	六・五	—	三六四	一九七	三七五	—	五〇〇	大正一・一一・三〇	同一一・三〇	一三	五・一一	六・一二	二〇、〇〇〇	全部償還
	七	六・五	—	一五九	三二	—	—	一七〇	同一二・二五	同一一・三〇	一三	五・一一	六・一二	七、〇〇〇	全部償還
	一〇	六・〇	—	二五一	三一三	八二一	二二八	五〇〇	同五・一一・一五	同七・五・三一	一五	五・一一	六・一二	一〇、〇〇〇	
	一一	六・〇	—	一八一	三九二	一、一五九	一四二	五〇〇	同六・五・一四	同八・五・三一	一八	五・一一	六・一二	一〇、〇〇〇	
	一二	六・〇	—	四二七	三三六	五二四	五三	六五〇	同五・一五	同五・三一	一八	五・一一	六・一二	一〇、〇〇〇	
	一三	六・〇	—	二一〇	三三四	一、一四七	一六六	五〇〇	同七・五・一	同九・五・三一	二〇	五・一一	六・一二	一〇、〇〇〇	
	一四	六・〇	—	三九七	五	五	—	四〇〇	同五・四	同五・三一	二〇	五・一一	六・一二	七、〇〇〇	
	一五	六・三	（一万円券）八〇	—	—	—	—	八〇〇	同一一・一	同八・一一・三〇	二〇	五・一一	六・一二	二〇、〇〇〇	全部償還
	一六	六・三	四二	四〇	—	—	—	二五〇	同八・三・一	同九・一一・三〇	二〇	五・一一	六・一二	五、〇〇〇	全部償還
	一七	六・五	—	一八七	二六八	一、七〇四	一七二	五〇〇	同一〇・六	同一〇・一一・三〇	一三	五・一一	六・一二	一〇、〇〇〇	
	一八	六・五	—	一八四	六四	一三二	一八	二三〇	同一〇・一一	同一一・三〇	一三	五・一一	六・一二	四、〇〇〇	
	一九	七・〇	—	二九三	二一四	九三八	一二四	五〇〇	同一二・五	同一一・三〇	一八	五・一一	六・一二	一〇、〇〇〇	
	二〇	七・〇	—	三〇〇	二五〇	七一〇	八〇	五〇〇	同一二・二	同一一・三〇	一八	五・一一	六・一二	一〇、〇〇〇	
	二一	六・四	四〇	—	—	—	—	二〇〇	同一二・一八	同九・一一・三〇	一九	五・一一	六・一二	五、〇〇〇	全部償還
	二二	七・〇	—	二〇〇	三〇〇	一、四五〇	一〇〇	五〇〇	同九・三・二〇	同一一・五・三一	一八	五・一一	六・一二	一〇、〇〇〇	
	二三	七・〇	—	一五八	三九	二五	—	一八〇	同三・二七	同五・三一	一八	五・一一	六・一二	三、〇〇〇	
	二四	七・五	三六	—	—	—	—	一八〇	同八・二五	同五・三〇	一八	五・一一	六・一二	五、〇〇〇	全部償還
	二五	六・五	—	一四五	一七五	六三五	八〇	三〇〇	同一一・一〇	同一〇・一一・三〇	九	五・一一	六・一二	一〇、〇〇〇	
	二六	七・五	—	三一四	七三	一八七	一六	三七〇	同一一・一六	同一一・三〇	九	五・一一	六・一二	一〇、〇〇〇	

日	秋	都	京	名行銀	同	歳別	利率	発行額	券種及通数	券面五千圓	券面壱千圓	券面五百圓	券面壱百圓	券面五拾圓	金額	年月日発行	終期日最据置	後据置年償還	抽籤期	支拂期	償還額	備考
三一	三〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	
七・九	七・七	六・九	六・七	六・五	六・四	六・三	六・二	六・一	六・〇	五・九	五・八	五・七	五・六	五・五	五・四	五・三	五・二	五・一	五・〇	四・九	四・八	
四〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	〇	九〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	〇	九〇	八〇	七〇	六〇	五〇	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
五・一	四・一〇	四・九	四・八	四・七	四・六	四・五	四・四	四・三	四・二	四・一	四・〇	三・九	三・八	三・七	三・六	三・五	三・四	三・三	三・二	三・一	三・〇	
六・一二	六・一一	六・一〇	六・九	六・八	六・七	六・六	六・五	六・四	六・三	六・二	六・一	六・〇	五・九	五・八	五・七	五・六	五・五	五・四	五・三	五・二	五・一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
六・一二	六・一一	六・一〇	六・九	六・八	六・七	六・六	六・五	六・四	六・三	六・二	六・一	六・〇	五・九	五・八	五・七	五・六	五・五	五・四	五・三	五・二	五・一	
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	
一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	

山	歌	和	森	青																		
一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
七・五	七・五	六・五	六・五	六・五	六・四	六・三	六・二	六・一	六・〇	五・九	五・八	五・七	五・六	五・五	五・四	五・三	五・二	五・一	五・〇	四・九	四・八	四・七
五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	〇	九〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	〇	九〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一〇・二六	一〇・一	九・一二	九・一一	九・一〇	九・九	九・八	九・七	九・六	九・五	九・四	九・三	九・二	九・一	八・一二	八・一一	八・一〇	八・九	八・八	八・七	八・六	八・五	八・四
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五・一二	五・一一	五・一〇	五・九	五・八	五・七	五・六	五・五	五・四	五・三	五・二	五・一	五・〇	四・九	四・八	四・七	四・六	四・五	四・四	四・三	四・二	四・一	四・〇
六・一二	六・一一	六・一〇	六・九	六・八	六・七	六・六	六・五	六・四	六・三	六・二	六・一	六・〇	五・九	五・八	五・七	五・六	五・五	五・四	五・三	五・二	五・一	五・〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六・一二	六・一一	六・一〇	六・九	六・八	六・七	六・六	六・五	六・四	六・三	六・二	六・一	六・〇	五・九	五・八	五・七	五・六	五・五	五・四	五・三	五・二	五・一	五・〇
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還	全部償還

銀行名	回號別	利率	發行額 券面種類及通數 五千圓券	壹千圓券	五百圓券	壹百圓券	五拾圓券	金額	發行年月日	据置最終期日	償還年限（据置後）	抽籤期	利子支拂期	毎回償還額	備考
和歌山	一六回	七・五分	—	三〇〇	八〇	三〇〇	—	千円三七〇	大正一〇・四・一五年月日	大正一二・三・三一年月日	一〇年以内	三・九月	四・一〇月	一五、〇〇〇円以上	
	一七	七・〇	—	一三七	七〇	二八〇	—	二〇〇	同 一二・一五	同 一三・三・三一	一〇	三・九	四・一〇	一〇、〇〇〇	
	一八	七・三	—	二〇一	一四二	二八〇	—	三〇〇	同 一一・四・一五	同 一・三一	一三	一・七	二・八	一〇、〇〇〇	
	一九	七・七	—	一九〇	一三五	四二五	—	三〇〇	同 一〇・二五	同 九・三〇	一〇	三・九	四・一〇	一〇、〇〇〇	
	二〇	七・七	—	九二	一〇	三〇	—	一〇〇	同 一一・四	同 九・三〇	一〇	三・九	四・一〇	四、〇〇〇	

第三款　貯蓄債券

第一項　緒言

明治三十七年二月、露國との間に干戈を交へ、之に要する軍費の民間に撒布するもの漸く多きに及ぶや、政府は日清戰役後の情況に鑑み、民間浪費の弊風により物價の騰貴を來し、通貨の膨脹を招くことあるべきを慮り、一般貯蓄機關をして民間の貯蓄を奬勵せしむると共に、日本勸業銀行に命じて小額債券を發行せしめ、以て一面軍費の回收を速かならしむると共に、他面經濟界の整理を圖り、且民間貯蓄の良風を涵養せんことを期し、明治三十七年三月第二十回帝國議會に左の如く貯蓄勸業債券法案を提出したり。而して其の理由書に曰く『臨時事件費の回收を迅速にし、軍資供給の方法を講ずるは最緊要のことなりとす。是本案を提出する所以なり』と。

貯蓄勸業債券法

第一條　日本勸業銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ當分ノ內貯蓄勸業債券ヲ發行スルコトヲ得

第二條　貯蓄勸業債券ハ無記名利札附ニシテ券面金額ヲ五圓以上トス

第三條　貯蓄勸業債券ハ發行ノ翌年ヨリ二十箇年以內ニ毎年一回以上抽籤ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

貯蓄勸業債券ヲ償還スル場合ニハ割增金ヲ附與スルコトヲ得但シ其ノ方法及金額ニ關シテハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四條　貯蓄勸業債券ニ附スヘキ利子ノ割合ハ一箇年百分ノ四以內トシ毎年一回之ヲ仕拂フモノトス

第五條　貯蓄勸業債券ニハ商法第百九十九條乃至第二百五條ヲ適用セス

第六條　貯蓄勸業債券及其ノ引換證ニハ印紙稅ヲ免除ス

第七條　日本勸業銀行ハ貯蓄勸業債券ノ募集金ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ

第八條　貯蓄勸業債券ニハ日本勸業銀行法第四十條及第四十一條ヲ準用ス

然るに該法案に對しては最初より反對の氣勢顯著なるものあり、衆議院に於ける特別委員會に於ても贊否兩論交〻起り、質問續出の狀態なりしが、結局軍國非常時なるの故を以て之を可決するに決し右法案中第二條の券面金額『五圓以上』とあるを『五圓』と修正して、該債券發行の專ら下層社會に於ける貯蓄奬勵を趣旨とする所以を明かにすると共に、他方軍費回收を目的とする非常臨時の處置なる所以を明かにするが爲め法案理由書に左記の一項を追加することとなしたり。

本法案ハ軍費ノ回收ヲ目的トスルモノナルヲ以テ、本法ニヨル債券ノ發行ハ非常特別稅法施行中ニ限ルモノトス

衆議院本會議に於ても尙同法案の廢棄說等を見しが、附則として同法案を明治三十七年八月一日より施行する旨を追加し、遂に之を可決して貴族院に送付せり。

貴族院に於ても亦賛否兩論に分れ、其の特別委員會に於ては、該債券の發行は民心竝に經濟界に惡影響を及ぼすこと甚大なるの故を以て、之を否決したりしが、本會議に於て同法案の修正案提出せらるるに及び、同院は之を以て非常臨時の處置として已むを得ざるものと認め、此の修正案を可決したり。今右修正の要點を擧ぐれば左の如し。

（一）本法案に依る債券は軍費の回收を第一目的とし、兼ねて民間の貯蓄を奬勵せんとするものにして、直接勸業を目的とするものに非ざるを以て、本法案中「勸業」の字句を削除したること。

（二）該債券は政府が日本勸業銀行に命じて發行せしむるものとなしたること。

（三）該債券の發行額を無制限ならしむるときは、或は經濟界に不測の惡影響を及ぼす虞なき能はざるを以て、其の一箇年發行額を三千萬圓以內に限りたること。

（四）割增金一箇の金額を券面金額の百倍以內と明定したること。

（五）該債券の發行期間を非常特別稅法施行中と限定し、之を法文中に明定したること。

衆議院は貴族院修正の通り可決せしを以て、遂に同年四月一日法律第十八號を以て左記の如く公布を見るに至れり。

貯蓄債券法（明治三十七年四月一日法律第十八號）

第一條　政府ハ日本勸業銀行ヲシテ貯蓄債券ヲ發行セシムルコトヲ得

第二條　貯蓄債券ハ無記名利札附ニシテ券面金額ヲ五圓トス

第三條　貯蓄債券ハ發行ノ翌年ヨリ二十箇年以內ニ毎年一回以上抽籤ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

貯蓄債券ヲ償還スル場合ニハ割增金ヲ附與スルコトヲ得但シ割增籤一箇ノ金額ハ券面金額ノ百倍以內トス

第四條　貯蓄債券ニ附スヘキ利子ノ割合ハ一箇年百分ノ四以內トシ毎年一回之ヲ仕拂フモノトス

第五條　貯蓄債券ニハ商法第百九十九條乃至第二百五條ヲ適用セス

第六條　貯蓄債券及其ノ引換證ニハ印紙稅ヲ免除ス

第七條　日本勸業銀行ハ貯蓄債券ノ募集金ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ

第八條　貯蓄債券ニハ日本勸業銀行法第四十條及第四十一條ヲ準用ス

第九條　貯蓄債券ノ發行額ハ一箇年三千萬圓ヲ以テ限トス

附　則

第十條　本法ハ明治三十七年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條　本法ニ依ル債券ノ發行ハ非常特別稅法施行中ニ限ルモノトス

既にして貯蓄債券法公布せられ、同法による債券は、政府日本勸業銀行に命じて之を發行せしむることとなりたるを以て、政府は該債券の發行及償還の方法其の他諸般の事項に關する規定を設け、明治三十七年八月二十七日官房祕第一五四五號を以て之を同行に命じたり。今其の全文を掲ぐれば左の如し。

官房祕第一五四五號

今般明治三十七年法律第十八號貯蓄債券法ニ依リ共行ヲシテ貯蓄債券ヲ發行セシムルニ付左ノ條々ヲ命令ス

第一條　貯蓄債券ハ明治三十七年九月ヨリ賣出ヲ開始スヘシ但準備ノ爲止ムヲ得サルトキハ十月ヨリ賣出スコトヲ得

第二條　貯蓄債券ハ五拾萬圓卽チ拾萬枚ヲ一組トシ組毎ニ記番號ヲ異ニスヘシ

第三條　貯蓄債券賣出ノ結果若シ豫定ノ一組ノ金額ニ達セス缺號ヲ生シタルトキハ便宜共行ニ於テ整理處

日本勸業銀行

分スヘシ

第四條　貯蓄債券面ニハ發行ノ日附ヲ記載スルコトヲ要セス

第五條　貯蓄債券ノ償還抽籤ハ一組卽チ五拾萬圓此ノ籤拾萬個ニ對スル籤數ニ依リ其當籤シタル番號ハ各組ノ同一番號ノモノ總テ當籤シタルモノトスヘシ

第六條　貯蓄債券ノ利率ハ年三分割增金ノ歩合ハ未償還元金ニ對シ二分ノ割合ト定ム

第七條　初回ノ抽籤ハ賣出シ月ノ翌月ニ執行スルモノトス

第八條　前條ノ方法ヲ採ルニ付テハ債券ニ付スヘキ利札ハ十九回分トスヘシ

第九條　割增金付與ノ方法ハ初回償還ノ時ハ特ニ割增金ヲ增加シ二回目ヨリ最終ニ至ル迄ハ一定不動ノ割增金ヲ付與スル方法ヲ採ルヘシ但シ割增金ノ等級籤數金額等ハ其行ニ於テ適宜之ヲ定メテ認可ヲ受クヘシ

第十條　其行ハ割增基金勘定ヲ設ケ逐年實際仕拂高ヨリ生スル剩餘金ヲ利殖スヘシ其利殖金ノ使用又ハ處分方ニ付テハ追テ命令スヘシ

第十一條　貯蓄債券ノ賣上金ハ遲滯ナク囘收シテ預金部ニ納入スヘシ但シ左ニ揭クル場合ニ於テハ振替納金トシテ整理スヘシ

一　郵便局所ヘ收納シタルトキ

二　便宜各地ノ本支金庫ニ預ケ入レヲ爲シタルトキ

第十二條　貯蓄債券ノ元利金及割增金ハ其仕拂開始期日十五日前ニ預金部ヨリ交付スヘキニ付勸業銀行ハ其期日二ケ月前ニ預金部ニ其金額ヲ通知シ置クコトヲ要ス

第十三條　貯蓄債券ノ募集費ハ實際ノ募集金額ニ應シ左ノ割合ヲ以テ打切計算ニ依リ支給スヘシ

一　募集金額百萬圓ニ對シ參萬九千八百九拾壹圓トス

二　同百萬圓以上參百萬圓迄ハ前項ノ外百萬圓ニ付貳萬八千四百圓ヲ增スモノトス

三　同參百萬圓以上ハ前項ノ外百萬圓ニ付壹萬八千百圓ヲ增スモノトス

第十四條　貯蓄債券發行後ニ要スル一切ノ取扱手數料ハ每營業年度末現在債券元金百萬圓ニ付年百分ノ一、二（卽チ一分二厘）ノ割合ヲ以テ支給スヘシ

第十五條　貯蓄債券ノ賣出價格ハ券面額ヲ下ルコトヲ得ス增價賣出ノ場合ニハ其增價額ハ政府ノ取得タルヘシ

第十六條　貯蓄債券ノ元利金及割增金ノ時效ニ罹リタルモノハ政府ニ納付スヘシ

第十七條　其行ハ貯蓄債券ニ關スル勘定ハ勸業債券ト混セサル樣別科目ヲ以テ之ヲ整理スヘシ

第十八條　其行ハ貯蓄債券賣出締切後遲滯ナク其結果ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ

前項ノ報告ニハ賣上金ヲ直接預金部ニ納付高郵便局所ヘ收納高各地本支金庫ヘ預ケ入高其他增價額等ノ仕譯書ヲ添付スヘシ

第十九條　其行ハ每營業年度貯蓄債券ノ賣上金元利金及割增金ノ受拂勘定仕譯書ヲ調整シテ大藏大臣ニ差出スヘシ

第二十條　其行本命令ノ趣旨ニ基キ速ニ貯蓄債券發行ノ手續公告案等勸業債券ノ例ニ準シテ大藏大臣ニ認可ヲ申請スヘシ

右命令ノ趣旨承諾ノ上ハ請書差出スヘシ

明治三十七年八月二十七日

大藏大臣

而して本命令は其の後實際運用の結果に徵し、其の改正を必要とするに至りて、翌三十八年一月第三條及第九條を、同年五月第十二條を、更に同年九月第七條を、越えて四十一年十一月第十四條及第十六條を、大正二年五月、同十一年九月、第十四條を改正又は削除せり。今以下右改正に關する命令を順次揭記すべし。

（一）官房祕第六四號

明治三十七年八月廿七日付祕第一五四五號貯蓄債券發行ニ關スル命令條項中第三條及第九條ヲ左ノ如ク改正ス

第三條　貯蓄債券賣出ノ結果若シ豫定ノ一組ノ金額ニ達セス缺號ヲ生シタル場合ニ於ケル處理方法ハ適宜其行ニ於テ之ヲ定メ認可ヲ受クヘシ

第九條　割增金付與ノ方法及割增金ノ等級籤數金額等ハ其行ニ於テ適宜之ヲ定メテ認可ヲ受クヘシ

右改正命令ノ趣旨承諾ノ上ハ請書ヲ差出スヘシ

明治三十八年一月十三日

日本勸業銀行

大藏大臣

（二）官房祕第一二四〇號

明治三十七年八月二十七日付祕第一五四五號貯蓄債券發行ニ關スル命令條項中第十二條中元利ノ下「及ヒ割增金」ノ五字ヲ削ル

同條ニ左ノ一項ヲ加フ

貯蓄債券ニ付與スヘキ割增金ハ預金部ヨリ支拂フ利息ノ內ニテ支辨スヘシ

右改正命令ノ趣旨承諾ノ上ハ請書差出スヘシ

明治三十八年五月五日

日本勸業銀行

大藏大臣

（三）官房祕第二七八二號

明治三十七年八月二十七日付命令條項中第七條ヲ左ノ如ク改ム

第七條　初回抽籤ハ發行後二ケ月以內ニ於テ執行スルモノトス

右命令ノ趣旨承諾ノ上ハ請書差出スヘシ

明治三十八年九月二十七日

日本勸業銀行

大藏大臣

（四）官房祕第一〇五〇號

明治三十七年八月二十七日付命令條項中左記ノ通改ム

一、第十四條中「年百分一、二（壹分貳厘）」ヲ「年百分一、一（壹分壹厘）」ニ改ム

一、第十六條ヲ削ル

右命令ノ趣旨承諾ノ上ハ請書差出スヘシ

明治四十一年十一月十七日

日本勸業銀行

大藏大臣

（五）往第四二九四號

明治三十七年八月二十七日附命令書第十四條中ヘ左ノ但書ヲ加フ

但シ大正二年下半期以降ハ本文ノ割合ヲ百分ノ〇、七（七厘）トス

右命令ノ趣旨承諾ノ上ハ請書差出スヘシ

大正二年五月七日

日本勸業銀行

大藏大臣

（六）藏第一〇九七一號

明治三十七年八月二十七日附命令書第十四條但書ヲ左ノ通改正ス

但シ大正十二年上半期以降ハ本文ノ割合ヲ百分ノ〇、四（四厘）トス

右命令ノ趣旨承諾ノ上ハ請書差出スヘシ

大正十一年九月二十九日

大藏大臣

尙政府は貯蓄債券の通用範圍を擴張し、其の信用を維持增進せしめんとし、明治三十七年十月五日遞信省告示第四百三十號を以て、該債券及利札を以て郵便貯金に預入するを得しむることとせり。卽ち次の如し。

遞信省告示第四百三十號（明治三十七年十月五日）

日本勸業銀行發行貯蓄債券及其利札ハ明治三十四年三月遞信省令第十二號證券郵便貯金規則ニ依リ郵便貯金ニ預入スルコトヲ得但シ割增金ヲ合算シ五十圓ヲ超過スルモノハ此限ニ在ラス

第二項　發　行

第一目　緒　言

貯蓄債券は政府より日本勸業銀行に命じて發行せしむるものにして、發行期間は非常特別稅法施行中に限られ、其の一箇年發行額は三千萬圓を超ゆることを得ざるものとす。而して該債券は無記名利札附にして券面金額は五圓、其の發行方法は一般社債に關する商法の規定に依らず、賣出の方法に依るものにして、賣出期間の最終日を以て發行日と爲し、賣出價格は券面金額を下ることを許さず抽籤其の他に便ならしむる爲め金額五十萬圓卽ち債券十萬枚を以て一組と爲し、各組毎に記番號を附するものなり。又賣出の結果若し豫定の金額に達せず賣出未濟の殘餘を生じたるときは、適宜勸業銀行に於て處理すべく、債券の賣上金は遲滯なく回收して、大藏省預金部に預入すべく、債券發行の費用は實際の募集金額に應じ、一定の割合に依り打切計算を以て政府より同行に支給するものと定められたり。而して此等の諸制度は其の後殆んど變更を見ざりしが、唯債券豫定發行高中賣出未濟の殘餘を生じたる場合の處理方法は、明治三十八年一月官房秘第六四號の命令によりて改正せられ、右の場合に於ては勸業銀行に於て適宜處理方法を定めて主務大臣の認可を受くべきこととせられ、從前に於ては賣出未濟のものは大藏省預金部の買上を受けしも、爾後に於ては缺番として整理せられたるものとす。

第二目　發　行

貯蓄債券の發行は明治三十七年九月より同三十九年十二月迄に行はれ、「い」號債券より「を」號債券迄前後十二回、發行總額二千四十三萬二千六百圓にして、一箇年平均發行高八百八十八萬餘圓に過ぎず當初一箇年發行高を三千萬圓以內に制限したるに比するときは、約三割に當る少額に過ぎざるなり。今各號債券の發行高及賣出期間を表示すれば左の如し。

貯蓄債券發行高表

號別	賣出期間	發行高
い號	明治三七年　九月二一日―三〇日	一、〇〇〇、〇〇〇圓
ろ號	同　年一〇月　一日―三一日	二、〇〇〇、〇〇〇
は號	同　年一一月二一日―三〇日	一、〇〇〇、〇〇〇
に號	明治三八年　二月一〇日―二八日	一、九八三、七七五
ほ號	同　年　四月一〇日―五月一五日	一、五〇〇、〇〇〇
へ號	同　年　七月　五日―三〇日	一、〇〇〇、〇〇〇
と號	同　年一一月　一日―三〇日	一、六四四、五〇〇

號別	賣出期間	發行高
ち號	明治三九年　二月　五日―二八日	一、〇〇〇、〇〇〇圓
り號	同　年　四月　五日―三〇日	八〇四、三二五
ぬ號	同　年　七月一〇日―八月　六日	一、〇〇〇、〇〇〇
る號	同　年　九月一五日―一〇月一〇日	一、〇〇〇、〇〇〇
を號	同　年一一月　五日―一二月二〇日	六、五〇〇、〇〇〇
合計		二〇、四三二、六〇〇

而して政府は該債券の賣出に際しては、特に東京・大阪・神戸等の如き軍事費の撒布多かるべき地方を主とすべく、僻陬の農村等に於て爲すべからざる旨を以て同行に注意を與へたり。蓋し該債券發行の本旨は軍費を回收すると共に、民間の貯蓄を奬勵するに在りしを以て、若し農業者等にして郵便貯金・貯蓄銀行預金等を割きて、債券を購入するが如きことあるに於ては、該債券發行の趣旨に相反する結果を生ずべきを以てなり。然れども「を」號債券は最終のものにして、最も多額の資金を吸收せんと欲したる結果、特に該號の發行に際しては、從來の右制限を解き、廣く一般に賣出さしむることとせり。尙ほ貯蓄債券は發行當初より、內地のみならず、北海道・臺灣・清韓地方に涉りて賣出を行ひしが、其の賣行の成績は時によりて多少の盛衰ありしと雖も、概して東京・大阪を最多額とし、愛知・京都・兵庫・新潟等之に亞ぎ、最も少きは沖繩・鳥取・高知・宮崎・佐賀等にして、臺灣及清韓地方又相當の成績を示めしたり。左に各地方に於ける賣行狀況を表示すべし。

貯蓄債券地方別賣出高表

地方別	賣出高	地方別	賣出高	地方別	賣出高
本店	二〇三、三三六圓	長崎	四三、二〇四圓	奈良	五四、二九九圓
北海道	八〇、六八〇	新潟	九八、六一四	三重	一〇四、〇六八
東京	五一二、九一八	埼玉	二二六、二二九	愛知	六六、四〇四
大阪	四四一、三二三	千葉	二六、三四六	靜岡	四一、八八五
京都	一四八、二〇九	群馬	九一、八七五	山梨	六六、四四三
兵庫	一〇七、六七二	茨城	九七、七四四	滋賀	七二、七四六
神奈川	七四、五三〇	栃木	九九、二七九	岐阜	四六、八一五

地方別	賣出高	地方別	賣出高	地方別	賣出高
長野	八七、八六四	島根	二八、一四三	佐賀	四四、八六三
宮城	四一、三三一	山口	四八、一八六	本籍	七七、七九四
福島	五三、一四三	廣島	二一、三九三	宮崎	九七、九一九
岩手	二六、一六一	山口	三八、三五九	鹿兒島	七七、八七五
青森	三一、五三二	和歌山	二、六八〇	沖繩	六四、〇三五
山形	五〇、六五四	德島	三七、四六五	臺灣	四二、二五三
秋田	三四、四一三	香川	二五、三七四	清韓地方	三七、三五五
福井	七三、四一六	愛媛	四、〇八六、五二〇	總計	四一、九二一
石川	四七、八三〇	高知	一一三、四八〇	外缺番	一八、三一四
富山	五四、九九三	福岡			一〇〇、七三一
鳥取	二四、二一五	大分			五一、六八九

（備　考）一、大藏省預金部買受高合計三八、九六七通は本店の分に組入れたり。
二、「い」號及「ろ」號に於て地方購買者に對し郵便によれるものも亦本店の分に組入れたり。
三、貯蓄債券購買媒介郵便規則による取扱高は各府縣別に組入れたり。

最後に貯蓄債券の募集費に就て一言する所あらんに、明治三十七年八月二十七日官房祕第一五四五號命令第十三條に依り、勸業銀行に於て、貯蓄債券の發行を爲したるときは、其の實際募集金額に應じて、左の割合を以て打切計算にて政府より募集費を支給せらるるものなり。

（一）　募集金額百萬圓に對し、金三萬九千八百九十一圓
（二）　同百萬圓以上三百萬圓迄は前項の外百萬圓に付、金二萬八千四百圓を增す
（三）　同三百萬圓以上は前項の外百萬圓に付金一萬八千百圓を增す

而して勸業銀行の實際支給を受けたる募集費は總額六十六萬六千百三十九圓餘にして、總發行高

二千四十三萬二千六百圓に對し、三分二厘餘に當れり。今同行の支給せられたる各號債券の募集費を表示すれば左の如し。

貯蓄債券各號別募集費調

號別	發行豫定額	發行高	募集費交付高	號別	發行豫定額	發行高	募集費交付高
	円	円	円		円	円	円
い號	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		ち號	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三九、八九一・〇〇〇
ろ號	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一三四、三三三・六四四	り號	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇四、三五五	三一、〇八五・三三〇
は號	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		ぬ號	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三九、八九一・〇〇〇
に號	二、〇〇〇、〇〇〇	一、九三、七七五	六七、八三〇・二一〇	る號	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三九、八九一・〇〇〇
ほ號	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	五四、〇九一・〇〇〇	を號	六、五〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	一六〇、〇四一・〇〇〇
へ號	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三九、八九一・〇〇〇	合計	三二、〇〇〇、〇〇〇	二〇、四三一、六〇〇	六六六、一三九・九三四
と號	二、〇〇〇、〇〇〇	一、六四四、五〇〇	五六、一二四・八〇〇				

第三目　賣出の機關

貯蓄債券の發行に際しては、勸業銀行は一時勸業債券の發行を中止し、本店・代理店・取扱店等をして其の賣出に從事せしめ、且本店より行員を各地に派して勸誘に勉めしめ、又一時買受取次人を設けて賣出の媒介を爲さしむる等百方該債券の普及に努力し、又其の代理店・取扱店は漸次其の數を增加し且內地の外、臺灣及淸韓地方にも之を設くるに至れり。加ふるに明治三十七年十一月「は」號債券發行以來、後段記述の如く、全國郵便局所に於て債券の購買を媒介することとなり、爲に賣出上至大の便益を享受したり。而して該債券取扱に關して、同行より代理店に仕拂ふ手數料は、債券一通に付募集五錢、元金仕拂一錢、利子仕拂三厘にして、廣告配布料・通信料及遞送料等は別に仕拂ふものなり。

代理店・取扱店の該債券取扱高及各年に於ける店數等に就きては今據るべき資料なきも、明治三十九年十一月末に於ける代理店數は四百五十四箇所、取扱店數は一千八百八十五箇所の多きに達したり。之を地方別に表示すれば左の如し。

明治三十九年十一月末現在貯蓄債券賣出取扱箇所地方別表

地方別	代理店	取扱店	地方別	代理店	取扱店	地方別	代理店	取扱店
北海道	一〇	一二	愛知	一六	一四八	鳥取	五	七
東京	三二	三三六	靜岡	七	一二〇	島根	六	二三
京都	九	二八	山梨	三	二二	岡山	一〇	一七
大阪	一〇	八〇	滋賀	一二	二四	廣島	一四	三一
神奈川	一一	一六	岐阜	一八	九二	山口	一〇	四八
兵庫	一五	七八	長野	一七	六三	和歌山	七	三一
長崎	七	八	宮城	八	二六	德島	三	五
新潟	一八	五八	福島	一二	九	香川	六	一八
埼玉	一〇	三四	岩手	六	一六	愛媛	八	四二
群馬	九	一四	青森	六	一四	高知	七	一二
千葉	七	六七	山形	八	九	福岡	八	一九
茨城	四	四九	秋田	七	四二	大分	九	二三
栃木	一〇	二六	福井	一三	四〇	佐賀	八	四
奈良	五	一八	石川	一六	一五	熊本	四	三九
三重	一二	三五	富山	一四	三二	宮崎	七	四

鹿兒島	三	一六	臺灣	三	一一	清國	一	○
沖繩	一	○	韓國	三	○	合計	四五四	一、八八五

又貯蓄債券買受取次人は一時設けられたるのみにて後廢止せられ、其の取次者數等は不詳なりと雖も、「い」號・「ろ」號債券の賣出に當り、同行に於て定めたる貯蓄債券引受取次規程は左の如く、之に依れば取次人の手數料は百通迄一通に付五錢、百通以上は一通に付六錢として仕拂はれしものなりと云ふべし。

貯蓄債券引受取次規定

一、買受取次人トハ貯蓄債券買受希望者ノ爲メニ當銀行ニ對シ債券ヲ引受ケ取次ヲ爲スモノトス

二、取次人ノ債券引受高ハ一回二十通以上ニ限ルモノトス

三、取次人タルコトヲ希望ノ向ハ書面ヲ以テ其旨ヲ當銀行ニ申出デ承認ヲ得ラルベキモノトス

四、取次人ヨリ代金ノ送付アルトキハ當銀行ハ直ニ之ニ相當スル債券ヲ送付スベシ、但時宜ニヨリ擔保品ヲ提供セシメ代金ノ後納ヲ承諾スルコトアルベシト雖モ第六項ノ手數料ハ當銀行ノ見込ヲ以テ減額スルモノトス

五、一旦取次人ノ引受タル債券ハ當銀行ニ返還スルヲ得ザルモノトス

六、取次人ニハ手數料トシテ其引受債券一通ニ付金五錢ヲ當銀行ヨリ支拂フベシ、但一記號ノ債券引受高總計百通ヲ超過スルトキハ其超過シタル通數ニ對シテハ一通ニ付手數料金一錢ヲ增スモノトス

七、前項ノ手數料ハ債券引受代金ヲ當銀行ニ送付ノトキ其內ヨリ差引收受ノ上其領收證ヲ添ヘ差出サルベキモノトス

八、今回ノ債券ハい號及ろ號債券ヲ引續キニ發行スルモノニ付取次人ヨリ引受申込アリタルトキい號債券既ニ賣切レノ場合ナルトキハろ號債券ヲ送付スルモノトス、依テ第六項ノ債券引受高總計ハい號ろ號ヲ通算シタルモノトス

次に全國郵便局所に於ける貯蓄債券の購買媒介の景況に就きて述べんに、右の購買媒介は該債券の普及を計り、賣出に便ぜんとする政府の方針に出でたる所にして、政府は明治三十七年十一月十日遞信省令第六十九號を以て、貯蓄債券購買媒介郵便規則を制定し、「は」號貯蓄債券賣出日たる同月二十一日より之を實施したり。右規則の大要を見るに、在外竝に交通不便の島嶼に在る郵便局所を除き全國郵便局所は勸業銀行に於て貯蓄債券の發賣を爲す期間內に於て、購買者の爲に媒介を爲すものにして、其の方法は先づ希望者より債券代金の拂込を受け、追て債券を受取りて之を需要者に交付するものとし、此の場合勸業銀行より一定の爲替料金及債券の送達料を徵收するものなり。今右規則の全文を揭ぐれば左の如し。

貯蓄債券購買媒介郵便規則（明治三十七年十一月十日遞信省令第六十九號）

第一條　郵便局所ハ本規則ノ定ムル所ニ依リ明治三十七年法律第十八號貯蓄債券法ニ基キ發行スル貯蓄債券購買ノ媒介ヲ爲スヘシ但シ在外郵便局所及交通不便ノ島嶼ニ在ル郵便局所ニ在リテハ之カ取扱ヲ爲サス

第二條　郵便局所ニ於テ貯蓄債券購買ノ媒介ヲ爲ス期間ハ日本勸業銀行ニ於テ之カ發賣ヲ爲ス期間ニ同シ但シ發賣期間內ト雖モ必要ト認メタルトキハ購買ノ媒介期間ヲ限定スルコトアルヘシ

第三條　貯蓄債券購買ノ媒介ヲ請求セントスル者ハ債券代金ニ對スル通常爲替振出請求書ヲ作製シ且其特殊取扱指定欄ニ貯蓄債券購買ノ旨ヲ附記シ之ニ現金ヲ添ヘ郵便局所ニ差出シ爲替金受領證書ヲ受取ルヘシ但シ爲替料金ハ購買者ニ於テ之カ納付ヲ要セス

前項ノ場合ニ於テ郵便局所ハ通常爲替證書ヲ作製シ之ヲ郵便爲替貯金管理所ニ送付ス

第四條　郵便爲替貯金管理所ハ別ニ定ムル手續ニ依リ日本勸業銀行ヨリ債券ヲ受取リ之ニ爲替金ノ拂渡ヲ爲スヘシ

第五條　郵便爲替貯金管理所ニ於テ前條ニ依リ受領シタル貯蓄債券ハ購買媒介引受郵便局所ニ於テ爲替金受領證書ト引換ニ之ヲ購買者ニ交付ス

第六條　債券賣切レ又ハ其他ノ事由ニ依リ債券ノ交付ヲ爲ス能ハサルトキハ債券代金ハ之ヲ其媒介請求人ニ還付ス

第七條　貯蓄債券購買代金ニ對スル爲替料金及貯蓄債券送達料金ハ左ノ割合ニ依リ總テ日本勸業銀行ヨリ之ヲ徵收ス

一爲替金額五圓迄毎ニ　爲替料金三錢

一債券一通毎ニ　送達料金五錢

而も右の規則は債券の交付手續聊か煩雜にして、不便あるを以て、翌三十八年四月六日遞信省令第三十一號を以て、左の如く其の一部の改正を行ひ、勸業銀行は債券發賣の際、豫め相當數量を各一等郵便局所に回付することとして一部手續上の煩を省き、同月十日「ほ」號債券の發賣の日より之を實施したるが、此の改正以前に於ける郵便局所の購買媒介高は「は」號一萬六千三百七十五通「に」號六萬七千百六十通、合計八萬三千五百三十五通、其の金額四十一萬七千六百七十五圓に達したり。

遞信省令第三十一號（明治三十八年四月六日）

明治三十七年遞信省令第六十九號貯蓄債券購買媒介郵便規則中左ノ通改正シ本月十日ヨリ之ヲ施行ス

第二條ニ左ノ一項ヲ追加ス

日本勸業銀行ハ債券發賣ノ際豫メ其ノ相當數量ヲ各一等郵便局ニ回付シ購買者ノ請求ニ應シ其ノ代金ノ取立ヲ委託スルコトヲ得

第三條第二項中「作製シ」ノ下ニ「所轄一等郵便局ヲ經テ」ノ十字ヲ加フ

第四條及第五條ヲ左ノ通改ム

第四條　一等郵便局ニ於テ前條第二項ニ依リ爲替證書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ニ對スル債券ヲ價格表記郵便ニ依リ購買者ニ送達ス

第五條　債券代金ニ對スル爲替金ハ別ニ定ムル手續ニ依リ郵便爲替貯金管理所ニ於テ之カ拂渡ヲ爲スヘシ

爾後右の改正規定に依り「ほ」號より「を」號に至る前後八回の債券に對して購買の媒介を行ひたるが其の取扱高合計四十九萬三千四百八十五通、金額二百四十六萬七千四百二十五圓に達せり。然るに貯蓄債券の發行は明治三十九年十二月を以て停止せられたるを以て、翌四十年五月九日遞信省令第二十一號を以て右の規則も亦廢止せられたり。

今「は」號貯蓄債券發行以降の郵便局所に於ける媒介取扱高を見るに、左表の如く「は」號に於ては發行高に對し八分一厘餘の取扱高を見しも、其の餘に在ては常に一割を超え、殊に「ち」號の場合に於ては二割五分三厘餘の取扱を見「は」號以降の總發行高に對する取扱高の割合は一割六分五厘餘に當れり。

郵便局所に於ける貯蓄債券取扱高表

號別	發行高	郵便局所取扱高	取扱高割合
は號	二〇〇、〇〇〇圓	一六、三七五圓	〇・八一
に號	三六五、七五五	六七、一六〇	一・六九
ほ號	三〇〇、〇〇〇	五七、三八一	一・九一
へ號	二〇〇、〇〇〇	四一、五一四	二・三
と號	三六八、九〇〇	六九、三九	二・一〇
ち號	二〇〇、〇〇〇圓	五〇、六二五圓	二・五三
り號	一六〇、八五五	三一、一〇〇	一・九九
ぬ號	二〇〇、〇〇〇	四二、八〇〇	二・一八
る號	二〇〇、〇〇〇	四〇、一八六	二・〇〇
を號	一、三〇〇、〇〇〇	一五五、八三六	一・一九

尚前記貯蓄債券購買媒介郵便規則に依り該債券の購買媒介を爲す郵便局所は、在外及交通不便の島嶼等に在るものを除くものなりしが、此の除外せられたる局所數は不詳なるを以て、左に明治三十九年十一月末に於ける全國郵便局所數を表示して參考に資せんとす。

明治三十九年十一月末全國郵便局所數調

地方別	郵便局所數	地方別	郵便局所數	地方別	郵便局所數	地方別	郵便局所數
北海道	三三五	愛知	一七八	鳥取	四九	三重	一四四
東京	二七〇	静岡	一七三	島根	一二五	奈良	七五
京都	一八四	山梨	七一	岡山	一三五	和歌山	一〇五
大阪	一四四	滋賀	八一	広島	一九五	三口	一五八
神奈川	一〇九	岐阜	一三九	山口	一五八	長崎	一〇五
兵庫	二〇三	長野	一五七	愛媛	一一八	熊本	一四九
長崎	一五七	宮城	一三五	香川	六五	大分	一〇六
新潟	二三〇	福島	一三〇	徳島	八七	佐賀	七九
埼玉	七一	岩手	一〇五	高知	一〇四	福岡	一八五
群馬	八五	青森	一三四	愛媛	一一八	宮崎	九〇
千葉	一三五	山形	一三〇	高知	一〇四		
茨城	一三八	秋田	一〇一	福岡	一八五		
栃木	一〇一	福井	七五	大分	一〇六		
奈良	七五	石川	七五	佐賀	七九		
三重	一四四	富山	一四四	長崎	九〇		
合計	三、四六、五一〇通	全發行高	五七、〇一〇通	一割	一、六五二通	一割	一、四一

貯蓄債券の元金償還は發行の翌年より二十箇年以内に、毎年一回以上抽籤の方法を以てし、初回の抽籤は必ず賣出の月の翌月に執行すべく、償還の期日及金額は債券發行の都度之を定むるものとし債券の利子は年百分の三にして毎年一回之を支拂ふべく、又償還の場合には割增金を附することを許され、割增金一箇の金額は券面金額の百倍以内、卽ち五百圓以内にして、其の總額は未償還元金に對し年二分の割合とし、初回償還に際しては、償還高を少くして割增金を多からしめ、漸次償還高に對する割增金の割合を減少するの方針を執るべきものとせられたり。而して元利金及割增金は其の支拂開始期日の十五日前に預金部より交付せらるるものにして、該債券の發行後に於ける一切の取扱に關し、政府は同行に對して、每營業年度末現在債券元金百萬圓に付百分の一・二（卽ち一分二厘）の割合を以て取扱手數料を支給するものとし、又日本勸業銀行法第四十條を該債券に準用するの結果、債券元利金及割增金にして時效に罹りたるものあるときは、之を政府に納付すべきものと定められたり。尤も右の方法は其の後實際に規程運用の結果屢〻變更せられたるを以て、左に其の大要を記し、併せて償還及利子支拂に關する概要を敍せんとす。

（イ）元金償還　償還の抽籤時期は明治三十八年九月二十七日官房祕第二七八二號命令によりて發行後二箇月以內に執行するものと改められたる結果、翌年十二月二十日發行の「を」號債券は三箇月後第一回の抽籤を執行したるも、他の各號債券に在りては總て發行の翌月第一回抽籤を行ひたり。

而して第一回抽籤以後に於ては「い」「ろ」「は」各號債券は毎年一回とし「に」「ほ」「へ」各號債券は第十六回抽籤迄毎年三回、其の後毎年一回とし「と」號乃至「を」號債券は第十六回抽籤迄毎年三回、其の後毎年二回と定めて、償還抽籤を行ふこととせり。而して大正十五年三月を以て最後の抽籤を終り、爾後は當籤未償還高の整理處分を爲したるに過ぎざるものにして、同年末現在の右未償還高は百五萬三千三百五十五圓なりき。今貯蓄債券の累年償還高を表示すれば左の如し。

貯蓄債券累年償還高表

年次	發行高	發行高累計	償還高	償還高累計	年末現在高
明治三七	四、〇〇〇、〇〇〇円	四、〇〇〇、〇〇〇円	八、五五〇円	八、五五〇円	三、九九一、四五〇円
同三八	六、一二八、二七五	一〇、一二八、二七五	七四、五五〇	八三、一〇〇	一〇、〇四五、一七五
同三九	一〇、三〇四、三二五	二〇、四三二、六〇〇	一四五、一八〇	二二八、二八〇	二〇、二〇四、三二〇
同四〇			二五一、五九五	四七九、八七五	一九、九五二、七二五
同四一			二一二、九五五	六九二、八三〇	一九、七三九、七七〇
同四二			二二八、七九〇	九二一、六二〇	一九、五一〇、九八〇
同四三			二六四、八五〇	一、一八六、四七〇	一九、二四六、一三〇
同四四			二七九、三四五	一、四六五、八一五	一八、九六六、七八五
大正元			三三七、八六五	一、八〇三、六八〇	一八、六二八、九二〇
同二			三七九、五五五	二、一八三、二三五	一八、二四九、三六五
同三			四四八、六九五	二、六三一、九三〇	一七、八〇〇、六七〇
同四			五一二、七一〇	三、一四四、六四〇	一七、二八七、九六〇
同五			五〇五、五七五	三、六五〇、二一五	一六、七八二、三八五
同六			四九一、五二五	四、一四一、七四〇	一六、二九〇、八六〇

年次	發行高	發行高累計	償還高	償還高累計	年末現在高
同七			四五九、一一五	四、六〇〇、八五五	一五、八三一、七四五
同八			五一四、五三〇	五、一一五、三八五	一五、三一七、二一五
同九			七〇五、六三五	五、八二一、〇二〇	一四、六一一、五八〇
同一〇			六九六、九〇五	六、五一七、九二五	一三、九一四、六七五
同一一			六八七、九二〇	七、二〇五、八四五	一三、二二六、七五五
同一二			五九七、一五〇	七、八〇二、九九五	一二、六二九、六〇五
同一三			二、四二七、六三五	一〇、二三〇、六三〇	一〇、二〇一、九七〇
同一四			四、三九九、二三〇	一四、六二九、八六〇	五、八〇二、七四〇
同一五			四、七四九、三八五	一九、三七九、二四五	一、〇五三、三五五
合計	二〇、四三二、六〇〇				

（ロ）割增金　割增金附與に關しては當初は前記明治三十八年一月十三日官房祕第六四號命令により、割增金附與方法及割增金の等級籤數・金額等は勸業銀行に於て、適宜之を定めて認可を受くべきものとせられたり。而して各號の割增金は一等五百圓にして、二等以下夫々百圓・十圓・五圓・二圓として、爾後何等變更することなかりしが、今各號債券の毎回抽籤に於ける一組の割增金額及其の個數を表示すれば左の如し。

號別	抽籤回次	五百圓	百圓	十圓	五圓	二圓	合計 個數	合計 金額
（い）（ろ）（は）號	初回	一五	三〇	五〇	一二〇	七八五	一、〇〇〇	一三、一七〇円
	二回以後	七	一〇	五〇	一二〇	八一三	一、〇〇〇	七、二二六
（に）（ほ）（へ）號	初回	一五	三〇	五〇	一二〇	七八五	一、〇〇〇	一三、一七〇
	二回以後			五〇	一二〇			

號	回							
ほ・へ號	二——一六回	三	七	一五	三五	三四〇	四〇〇	三、二〇五円
	一七—三〇回	七	一三	六〇	一二〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	八、〇〇〇
と・ち・り號	初——二回	一五	三〇	五〇	一二〇	七八五	一、〇〇〇	一三、一七〇
	三——一六回	三	七	一五	三五	三四〇	四〇〇	三、二〇五
	一七—四四回	三	七	二〇	四〇	五三〇	六〇〇	三、六六〇
ぬ・る號	初回	二〇	五〇	五〇	一三〇	七五〇	一、〇〇〇	一七、六五〇
	二回	七	二五	五〇	一二〇	七九八	一、〇〇〇	八、六九六
	三——一六回	三	七	一五	三五	三四〇	四〇〇	三、二〇五
	一七—四四回	三	七	二〇	四〇	五三〇	六〇〇	三、六六〇
を號	初回	二五	七五	五〇	一三〇	七二〇	一、〇〇〇	二二、五九〇
	二回	七	二五	五〇	一二〇	七九八	一、〇〇〇	八、六九六
	三——一六回	三	七	一五	三五	三四〇	四〇〇	三、二〇五
	一七—四四回	三	七	二〇	四〇	五三〇	六〇〇	三、六六〇

(ハ)利子支拂　利率は既述の如く當初定めたる年三分を以て終始し、每年一回宛支拂ふものとせられしが、各號債券の利子支拂月次を表示すれば左の如し。

號別	利子支拂月次	號別	利子支拂月次	號別	利子支拂月次	號別	利子支拂月次
い號	一一月	に號	四月	と號	二月	ぬ號	一〇月
ろ號	一二	ほ號	六	ち號	五	る號	一二
は號	一	へ號	九	り號	七	を號	四

(ニ)元利金及割增金交付方　債券の元利金及割增金は、共に當初に於ては支拂期の二箇月前に勸業銀行より其の金額を申出で、預金部より支拂期日の十五日前に交付を受くる定めなりしが、明治三十八年五月五日官房秘第一二四〇號命令によりて、元利金は從來の方法を變ぜざるも、割增金のみは一々算定交付の煩を避け、預金部より該債券賣上預入金に對して交付する利子の內を以て支拂ふべきものと改めたり。而して右預金部の附する利子は年五分二厘四毛にして、明治三十七年十月定められたる所なり。

(ホ)元利金及割增金の時效處分　元利金及割增金の時效に罹りたるものは、既記大藏大臣命令第十六條に依り、政府に納付することとせられしが、明治四十一年十一月十七日官房秘第一〇五〇號命令を以て同條項削除の結果、同命令書中第十條及明治四十四年七月二十六日大藏大臣命令第二十一條に依り、右時效處分に關しては必ず政府の認可を要することとなれり。依て明治四十五年六月二十日、勸業銀行は貯蓄債券利子の明治三十八年十一月渡より同三十九年十二月渡迄の分にして時效に罹りたるもの、四千九百二十八圓二十五錢の處分方に就き、大藏大臣の認可を申請して同年七月五日其の認可を受け、右處分金は、假拂金の內貯蓄債券割增金繰替口へ戾入ることとしたり。

(ヘ)債券發行後に於ける取扱手數料　貯蓄債券發行後に於ける、同行の取扱一切に對する手數料は、當初每營業年度末現在債券元金百萬圓に付年百分の一・二(一分二厘)の割合を以て支給せらるるものなりしが、此の支給割合は明治四十一年十一月十七日官房秘第一〇五〇號命令に依りて年百分の一・一(一分一厘)に改められ、大正二年五月七日往第四二九號命令に依りて同年下半期以降年百分の〇・七(七厘)とせられ、更に大正十一年九月二十九日藏第一〇九七一號命令に依り、同十二年上半期以降年

百分の〇・四（四厘）に變更せられたり。

第四項　發行の狀況

貯蓄債券は明治三十七年九月三十日「い」號發行に始まり、同三十九年十二月三十日「を」號發行を以て其の發行を停止し、發行回數前後十二回、其の金額合計二千四十三萬二千六百圓に達したるは既に述べたる所なり。而して該債券の發行・償還等に就きても亦既に記述せるを以て、以下各號債券の發行狀況に就き聊か詳述する所あるべし。

（一）「い」「ろ」「は」號貯蓄債券

「い」號債券は其の發行額を二組、百萬圓とし、明治三十七年九月二十一日より同月三十日迄の期間を以て賣出せしが、非常の好況を以て同期間内に賣出を終了することを得たり。蓋し會〻世人の好奇心に投じたると、富裕者にして大口に之を需むるもの尠からざりし結果に基く所なるべし。尋で翌月卽十月一日より同月三十一日迄の期間を以て「ろ」號債券二百萬圓を發行し、更に其の翌月卽十一月二十一日より同月三十日迄の期間を以て「は」號債券百萬圓を發行せしが「ろ」號「は」號の賣行は「い」號の如くならず、遂に「ろ」號に於て二萬三千二百三十三通（金額十一萬六千百六十五圓）「は」號に於て一萬五千七百三十四通（金額七萬八千六百七十圓）、合計三萬八千九百六十七通（金額十九萬四千八百三十五圓）の殘餘を生じ、大藏省預金部に於て此の殘餘を引受くることとなれり。斯の如く賣出殘餘を生じたることに就ては、發行に賣出の方法を採りて、豫め各地取扱所に對し賣出見込通數を割當て送付したる爲め需要者の情況に依りて各地有無相通ずるの便を缺き、賣出期間の經過後に於て始めて其の殘餘を確

定するが如き事情となりたることも亦其の一原因を爲したるものと云ふべし。今「い」「ろ」各號債券の募集に當り發表せられたる發行條件は次の如くにして「は」號に於ても償還の方法、割增金の等級・金額等も亦之と同樣なりとす。

一、今回募集する貯蓄債券は「い」號債券及「ろ」號債券とし、兩號債券共一、二、三の順序に依り數組に區別す。其一組の金高は五拾萬圓にして之を債券拾萬通に分ち、壹通の金高を五圓とし、第一番より第十番に至るものとす。

二、此債券は無記名利札附にして「い」號債券は本年十一月より「ろ」號債券は本年十二月より年三分の利子を附し外に元金償還のときは下に定むる割增金を附す。

三、元金は募集後二十箇年以內に於て每年一回抽籤を以て償還す。卽ち「い」號債券は本年十月初回の抽籤を爲し、以後每年十月に「ろ」號債券は本年十一月初回の抽籤を爲し、以後每年十一月に定期償還の抽籤を爲すものとす。但し都合により臨時に償還することあるべし。

四、債券一組に對する定期償還の金高左の如し。

一、自第一回至第五回	每回	金五千圓（債券一千通）
二、自第六回至第十回	同	金壹萬貳千五百圓（債券二千五百通）
三、自第十一回至第十五回	同	金貳萬五千圓（債券五千通）
四、自第十六回至第二十回	同	金五萬七千五百圓（債券壹萬五千通）

五、償還抽籤は債券一組に對する號數により執行す。其當籤總て當籤したるものとす。例へば「い」號債券に於て第百番に當籤したるときは、其の一の組、二の組等各組第百番の債券は總て當籤とするが如し。

六、償還抽籤の都度附與すべき割增金左の如し。

債券一組に對する割增金明細表

等級	一箇の金額	初回	第二回以後
一等	五〇〇円	一五箇	七箇
二等	一〇〇	三〇	一
三等	一〇	五〇	五〇
四等	五	一二〇	一二〇
五等	二	七八五	八一三
合計	箇数	一、〇〇〇箇	一、〇〇〇箇
	金額	一三、一七〇円	七、二二六円

右附與の方法は初回抽籤に於ては一番乃至十五番目に當籤したる債券に割增金壹等を、十六番乃至四十五番目に二等を四十六番乃至九十五番目に三等を、九十六番乃至二百十五番目に四等を、二百十六番乃至一千番目に五等を附與す。第二回目以降も此例に準ず。

七第三項但書に依り臨時償還を爲す場合に於ては、償還金額に對し其割增金は前表の比例に依る。但し六ヶ年以後に於ては毎組の償還金拾萬圓まで毎に、一回分（前表下段）の割增金を附す。

八債券の利子及當籤債券の元金竝に割增金は「い」號債券の分は、毎年十一月（初回抽籤の元金及割增金は本年十一月）に「ろ」號債券の分は毎年十二月（初回抽籤の元金及割增金は本年十二月）に之を仕拂ふ。臨時償還の場合に於ける仕拂時期は共都度之を定め、利子は共前月迄月割計算を以て仕拂ふものとす。

九債券の發行價格は一通に付金五圓とし「い」號債券は本月二十一日より「ろ」號債券は來る十月一日より各其の月末日までを限り本店又は各地代理店取扱店に於て賣出すに付き、應募者は其期日內に代金引換に債券を買受けらるべし。但し場合に依り、一時債券引替證を賣渡し置き、追て債券を引換ふることあるべし。

十債券賣上の都合に依りては前項の期日內と雖も賣切れとなることあるべし。

十一應募者にして代金を拂込み、債券は其住所に送付を望まるるものは、債券代金の外に左記の送付費用を添へ拂込あるべし。

債券	八十通迄	金拾錢	債券　三百通迄　金貳拾錢
同	二百通迄	金拾五錢	同　五百通迄　金參拾錢
同	七百通迄	金四拾錢	
同	九百通迄	金五拾錢	

但し同市內なるときは九百通迄總て金五錢とす。

（二）「に」「ほ」「へ」と」號貯蓄債券

明治三十八年に於ては、二月「に」號二百萬圓、五月「ほ」號百五十萬圓、七月「へ」號百萬圓、十一月「と」號二百萬圓、金額合計六百五十萬圓の賣出を行ひたるも、其の成績必ずしも良好ならずして「に」號及「と」號に於ては遂に豫定金額に達すること能はざりき。先づ「に」號債券は二月十日より同月二十八日迄の賣出期間を以て豫定額百五十萬圓の賣出を開始せしが、前年發行の結果に鑑み、賣出殘餘を生ずるときは之を缺番として整理することと定め、一方償還期及割增金附與の方法を變更したる結果、各地の賣行概して好況にして、最初の發行豫定額にては不足を告ぐる狀態なりしを以て、更に一組五十萬圓の追加賣出を行ひたるが如く、一見頗る好況を以て終始したるも、前記の如く各地需給の狀況に依り有無相通ずるの便なき爲め、遂に二千二百四十五通其の金額一萬六千二百二十五圓の殘餘を生じ、之を缺番として整理するの已むを得ざるに至れり。而して「に」號債券の償還方法及割增金附與の方法を見るに、償還は明治三十八年三月初回の抽籤を執行し、其の翌月より滿五箇年間は毎年三月・七月・十一月の三回に、其の後十四箇年間は毎年三月に抽籤を行ひ、第三十回に至りて終るものとし、割增金箇數も亦右抽籤時期を異にするに從ひ、三段の區別を設けたるものなり。今每抽籤時期に於ける一組の定期償還金額及每回の割增金を表示すれば左の如し。

定期償還金額	摘要	初回	自第二回至第十六回	自第十七回至第三十回
	金額	五、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上
	通數	一、〇〇〇通	四〇〇通	二、〇〇〇通以上

割增金等級及金額	等級	金額	初回	自第二回至第十六回	自第十七回至第三十回
	一等	五〇〇円	一五箇	三箇	七箇
	二等	一〇〇	三〇	七	一三
	三等	一〇	五〇	一五	六〇
	四等	五	一二〇	三五	一二〇
	五等	二	七八五	三四〇	一、〇〇〇

「ほ」號債券は豫定金額百五十萬圓にして、賣出期間を同年四月十日より同月二十九日迄と定め、前號と略〻同一條件の下に賣出を行ひしが、其の賣行思はしからざると、漸次賣行を見るに至りし臺灣・清韓國等遠隔の地方に便宜を計るの必要ありしとに依り、同月二十七日に至りて賣出期間を五月十五日迄延長の認可を受け、前後三十五日間を以て、遂に豫定の全額を賣盡すことを得たり。而して「ほ」號債券の賣出成績良好ならざりしは、時恰も第五回國庫債券發行の發表期と相前後したるに依るものと謂ふべし。

「へ」號債券は豫定額百萬圓、條件は「に」・「ほ」各號と同樣とし、同年七月五日より同月三十日迄の賣出期間を以て著手せしが、當初に於ては賣行澁滯の狀況を呈し、勸業銀行は各出張員竝に各代理店に一層勸誘に努力せんことを通達し、且初回抽籤期日を定めて新聞に廣告する等種々の手段を講じたる結果

期末に至りて遂に豫定額を賣盡すことを得たり。同債券の臺灣に於ける賣行の景況に就き臺灣銀行の報告する所に依れば、最も良好なりしは澎湖島にして、福州之に次ぎ、而して澎湖島の如きはバルチック艦隊の全滅により人心靜穩に歸したると、軍事設備の爲め商工又は勞働者等の收利多かりしに因るものなりと云へり。又同債券の賣行に就ては一般に前號に劣るの形勢なりしに依り、之が勸誘に盡力し、或は代理店を增加する等種々なる方法を講じ、依りて以て所期の效果を收め得たり。

「と」號債券は發行額を二百萬圓と豫定し、十一月一日より同月三十日迄の期間を以て賣出を行ひ、當初稍〻好況を見しが、期末に近づくに從ひて不振の狀を呈し、遂に七萬一千百通、金額三十五萬五千五百圓の賣殘を見るに至れり。其の主たる原因とも見るべきは、秋收穫の不良なりしこと、年末の爲め過剩の放出に吝なりしことと、所得稅納入の期節なりしこと等にして、尙ほ地方によりては凱旋軍人の歡迎、惡疫流行等の事情に由る所もありたるが如し。而して同號債券の償還方法は、翌三十九年一月初回の償還抽籤を行ひ、其の翌月より滿五箇年間は每年五月・九月・一月の三回に、其の後十四箇年間は每年七月・一月の二回に抽籤を行ひ、第四十四回にして終るものなり。左に同債券の一組に對する定期償還金及每回の割增金を表示すべし。

定期償還金	摘要	自初回至第二回	自第三回至第十六回	自第十七回至第四十四回
	金額	五、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五、〇〇〇円以上
	通數	一、〇〇〇通	四〇〇通	一、〇〇〇通以上

等級	一箇の金額	自初回至第二回	自第三回至第十六回	自第十七回至第四十四回
一等	五〇〇円	一五箇	三箇	三箇

割増金等級及箇數	二等	三等	四等	五等
	一〇〇円	三〇箇	七箇	七箇
	一〇	五〇	一五	二〇
	二	一二〇	三五	四〇
		七八五	三四〇	五三〇

（三）「ち」「り」「ぬ」「る」「を」號貯蓄債券

明治三十九年に於ては二月・四月・八月・十月及十二月に於て、夫々「ち」號百萬圓、「り」號百萬圓、「ぬ」號百萬圓「る」號百萬圓、及「を」號六百五十萬圓を賣出し、內「り」號を除くの外全部豫定額の賣出を了し、合計一千三十萬四千三百二十五圓を發行せり。「ち」號及「り」號各債券發行の條件は何れも前記「と」號と略同樣にして「ち」號は同年二月五日より同月二十八日迄の賣出期間內に豫定金額を賣盡せしが、「り」號は其の賣出期間同年四月五日より同月三十日迄にして、會〻各地に於ける凱旋軍人歡迎會・招魂祭を開催する時機に際會したるを以て、資金の收聚便ならず、各種の努力を拂ひたるにも拘らず、遂に三萬九千百三十五通其の金額十九萬五千六百七十五圓の賣殘を生じ、缺番として整理するの結果を見たり。

次に「ぬ」號債券は同年七月十日より八月六日迄の賣出期間を以て發賣に著手し、好況と言ふには至らざりしも、豫定額を發行することを得たり。而して同債券の發行諸條件は大體前三回の債券と同樣なりしも、只割增金附與の金額及方法に於て多少の變更を見たり。左に一組に對する割增金の箇數等級其の他を表示すべし。

等級	一箇の金額	初回	第二回	自第三回至第十六回	自第十七回至第四十四回
一等	五〇〇円	二〇箇	七箇	三箇	三箇
二等	一〇〇	五〇	二五	七	七
三等	一〇	五〇	五〇	一五	二〇
四等	五	一三〇	一二〇	三五	四〇
五等	二	七五〇	七九八	三四〇	五三〇

「る」號債券は其の發行諸條件は前號と同樣にして、豫定額百萬圓、九月十五日より十月十日迄の期間を以て賣出に著手せしが、其の成績極めて良好にして、豫定額にては稍〻供給不足の觀を呈したりしも次回「を」號は最終の發行として多額の賣出を爲す計畫ありしを以て、豫定額に止めて其の發行を了せり。而して臺灣に於ては會〻彩票の發行ありて同債券の賣行を危まれしも、各種の努力に依りて、前號に比して著しき減少を見るには至らざりき。

「を」號債券は貯蓄債券最終のものにして、明治三十九年十一月五日より同年十二月二十日迄を賣出期間と定め、豫定額を十組、五百萬圓として其の賣出に著手せしが、政府は同債券に依り最も多額の軍資金を回收せんとし、特に初回抽籤の際に於ける割增金を增加すると共に、從來貯蓄債券の賣出は主として軍資撒布の最も多き市街地方に於てせしめ、僻地農村に於て賣出すことを制限したりと雖も本號債券に限りて此の制限を撤去したるを以て、同號債券は當初以來賣行極めて良好にして、漸次發行組數を增加し、結局賣出期間內に於て、十三組、六百五十萬圓の賣出を了したり。今此の如き好結果を見たる諸原因を尋ぬるに、主として左記諸件に歸するを得べきが如し。卽ち(イ)貯蓄債券最終の發行たること(ロ)初回の抽籤割增金を增加したること(ハ)金融緩和の際にして、殊に通貨の下層社會に流入するもの多く、其の財力豐富にして購買力大なりしこと(ニ)戰役の論功行賞漸次發表せられ、地方人

心活躍の時機なりしこと(ホ)內務・大藏兩次官より各地方長官へ勸誘方に就き特に通牒ありたること(ヘ)發賣地域に關する制限を撤去したること等之なり。而して「を」號債券の償還方法は「と」號以下の債券と同樣なれども、只初回抽籤に於ける割增金を增加せんが爲め、特に初回の抽籤時期を發行締切の三箇月後と爲したり。今同號債券の一組に對する每回の割增金割合を表示すれば左の如し。

等級	一箇の金額	初回	第二回	自第三回至第十六回	自第十七回至第四十四回
一等	五〇〇円	二五舊	七舊	三舊	三舊
二等	一〇〇	七五	二五	七	七
三等	一〇	五〇	五〇	一五	二〇
四等	五	一三〇	一二〇	三五	四〇
五等	二	七二〇	七九八	三四〇	五三〇

第五項　發行の影響

最初貯蓄債券の發行に關しては世論概ね之に反對し、明治三十七年三月、政府より右發行に關する貯蓄勸業債券法案を第二十回帝國議會に提出せんとするや、先づ各政黨は一齊に之に反對の意向を示し、漸く協定成りて同月二十二日該法案を衆議院に提出するに至れり。然るに各地銀行家は擧げて之に反對の氣勢を示し、或は意見書を草して政府竝に要路者に反省を促し、或は決議文を公表するあり、當時の新聞雜誌亦一齊に政府の態度に非難を加へたり。而して其の要旨は、政府が軍費の回收に急なるの餘り、手段を撰ぶの遑なしと雖も、該債券の發行は社會人心を惡化せしむる虞あるのみならず、一般經濟界も亦惡影響を蒙るべしと言ふにありしが、議會多數の意見は、千古未曾有の非常時に際し、已むを得ざるの處置なりとして政府の方針を支持せんとするに傾き、卽ち既述の如き經過を辿り、該法案に諸多の修正を加へ、該債券の發行・償還及割增金附與の方法等に各種の制限を設けて、以て社會、經濟界に及ぼす惡影響を最少の限度に止むるを期し、遂に同年四月一日に至り法律第十八號貯蓄債券法として其の公布を見たるものなり。今左に該債券發行に關する一二有力反對意見を揭げて參考に資せんとす。

先づ東京手形交換所組合銀行の戰時經濟調査委員會は、該法案の議會に提出せらるるや、卽日左の意見書を草して政府の反省を求め、且つ議員の有力者に注意を促したり。

貯蓄勸業債券法案廢棄希望意見

政府ヨリ今回ノ臨時議會ニ提出セラレタル貯蓄勸業債券法案ハ、軍費ノ爲ニ支出シタル資金ヲ回收シ、軍資ヲ供給スルノ目的ニ出ヅルモノニテ、其募集金ハ之ヲ預金部ニ預入レシムルモノナリ。斯ノ如キ方法ヲ以テ巨額ノ資金ヲ吸集シ、軍資ノ供給ニ充ツルコトヲ得ベキヤ否ヤ疑ナキ能ハズト雖モ、其資金吸集ノ目的ヲ達スルト否トハ、一ニ割增金額ノ多少ニ由テ決スベク、若シ其金額ヲ大ニシテ十分ニ人民ノ射倖心ニ投ズルニ於テハ、貯蓄銀行預金及郵便貯金ハ勿論、普通銀行預金ノ如キモ之ガ爲メニ非常ノ影響ヲ被ルコトヲ免カルベカラズシテ、將來ノ公債募集等ニ大關係ヲ及ボスモノアラントス。然ルニ名ヲ貯蓄ニ假リテ、而モ人民ノ射倖心ヲ挑發シ、之ニ依テ銀行現在ノ預金ニ至ルマデ之ヲ國庫ニ吸引シ、其資金ヲ擧ゲテ軍費ニ供セントスルガ如キハ、外ニ對シテ一國ノ信用ヲ維持スル所以ノ道ニアラザルノミナラズ、之ヲ濫發スルトキハ債券終ニ市場ニ橫溢シテ、不換紙幣ト同一ノ荼毒ヲ經濟社會ニ流スノ虞ナシトセズ。今日ノ場合ニ於テ漫ニ斯ル法案ヲ提出シ、輕々之ヲ議定スルガ如キコトアランカ、將來ノ患害實ニ測ルベカラザルモノアラントス。是レ本案ノ廢棄ヲ望ム所以ナリ。

貯蓄勸業債券廢棄希望意見要領

第一　貯蓄勸業債券ノ發行ハ日本勸業銀行設立ノ趣旨ニ反スルノミナラズ、其發行ハ從來ノ勸業債券發行ニ障碍ヲ與フルコト。

第二　名ヲ貯蓄勸業債券ニ假リテ其募集金ヲ勸業貸出ニ使用セズ、預金部ニ預ケ入レシメテ專ラ軍資ニ供用スルハ名實相反スルコト。

第三　小額ノ債券ニ割增金ヲ附スルハ人民ノ射倖心ヲ挑發シ勤儉貯蓄ノ美風ヲ打破スルコト。

第四　貯蓄勸業債券ノ發行ハ無制限ナルヲ以テ濫發ノ弊ナキヲ得ズ。之ヲ濫發スルトキハ、不換紙幣增發トル障害トナルベキコト。

同一ノ弊害ヲ來スコト。

第五　零碎ノ資金ハ今日既ニ貯蓄銀行普通銀行及郵便貯金ニ依リ相當ニ之ヲ吸集シ居ルヲ以テ更ニ貯蓄勸業債券ノ如キ方法ヲ設クルノ必要ナキコト。

第六　貯蓄勸業債券ノ發行ハ貯蓄銀行及普通銀行ノ預金ヲ吸引シテ、是等銀行ノ業務ニ影響ヲ及ボシ、他日公債募集等ノ場合ニ大關係ヲ及ボスベキコト。

第七　貯蓄勸業債券ヲ發行シテ之ヲ軍資ニ充ツルコトハ、大ニ國ノ信用ニ關シ、他日外債募集等ノ場合ニ於ケル障害トナルベキコト。

又名古屋銀行協會は三月二十日該法案は國民を射倖的に導き、又銀行の發達を阻害するものなりとの決議を爲し、橫濱銀行集會所に於ては同月二十四日該法案反對の決議を爲し、大阪銀行集會所に於ては四月二十五日左の決議を爲したり。

政府ハ支出シタル軍資ノ回收ヲ迅速ニシテ軍資ヲ供給スルノ目的ヲ以テ貯蓄勸業債券法案ヲ今回ノ臨時議會ニ提出シタリ。惟フニ零碎ノ資金ヲ吸收スルノ法ハ、現今ノ各種銀行ヨリ郵便貯金ノ制度ニ於テ略ボ備ハレリ。今ニ至リ遽カニ此ノ法ヲ行ハバ徒ニ人民ノ僥倖心ヲ挑發シ偶〻金融市場ノ資金ヲ吸奪スルニ過キズ。若シ强テ此ノ法ヲ實施セバ將來ノ公債募集ニ便ナラザルヤ必セリ。斯ノ如キハ蓋シ又當局者ノ素志ニ非ルベシ。抑モ軍資ハ之ヲ租稅公債等公明ノ法ニ據ルベク、徒ラニ一時ノ權宜ヲ用フベキニアラズ。割增貯蓄勸業債券ノ如キハ、豈誠實ナル國民ヲシテ軍備ヲ負擔セシムルノ途ナランヤ。況ンヤ此法ニ依リテ國庫ニ納ムル所ハ、決シテ軍債ヲ補フガ如キ多額ニ達セザルベキヲヤ。是レ大阪銀行集會所ガ本案ノ廢止ヲ希望スル所以ナリ。

敍上の如く世論反對の裡に貯蓄債券法は成立し、同年九月を以て其の第一回債券として「い」號百萬圓の發行を見しが、日本勸業銀行總裁は同年十月東京銀行通信錄紙上に該債券發行に關する意見を公表し、一般割增金附勸業債券の郵便貯金其の他貯蓄預金に著しき影響を與へざる事實より、貯蓄債券も亦一般世人の射倖心をそそり、一般貯蓄預金を著しく減少せしむるが如き虞少きを推論し、併せて貯蓄債券發行により彼の日淸戰役後に於けるが如き民間の浪費を未然に防止し得るの效あることを力說し、以て貯蓄債券の發行に贊意を表したり。其の全文左の如し。

貯蓄債券は政府に於て臨時事件の爲めに支出したる資金の回收を迅速にするの目的を以て立案し、本年三月の臨時議會に於て協贊を得、四月一日の法律を以て公布せられ、我日本勸業銀行は之が募集機關となり、其募集金は之を大藏省預金部に預入るることとなりしも、何分にも券面金額小額にして債券枚數多額に上ることとて印刷其他に多くの日子を要し、爲めに漸く去る九月一日に至りて取敢へず百萬圓を賣出す運となり、勸業銀行に於ては豫め從來の勸業債券應募額を參照し、全國各地に夫々其發行額を割宛てしが、人氣は意外に好況にして、各地取扱店より追增を申込むもの陸續絕えず、卽日百萬圓の債券を賣盡して一枚を餘さざるの盛況を呈したり。

貯蓄債券第一次の發行は右に述ぶるが如き盛況を現はしたりと雖も、其成效は多少世人の好奇心の加はれる結果なるべければ、單に是を以て債券前途の成否を判ずべきにあらず。其果して豫定の效果を收むべきか又

失敗に終るべきかは、三四回發行の後を俟て始めて幾分の推測を下し得べきのみ、且つ同債券發行の目的は零細資金の吸收にあれば、全國一般洽く之を賣出すは勿論更に進みては臺灣韓國滿洲其他支那地方にまでも賣出す手筈にて將來著々此方針に向て進まんとする考なれば、今日貯蓄債券の前途を豫測するは時機尚早きに失すべく、數箇月經過の後其結果を觀察して然る上之が判斷を下すべきなり。

次に貯蓄債券が勸業債券及他の貯蓄預金卽ち郵便貯金及貯蓄銀行預金に如何なる影響を及ぼすやと言ふに、元來同一種類の勸業債券が、之が爲め多大の影響を被むるべきは明なるも勸業債券は貯蓄債券發行中萬已むを得ざる外は當分之を募集せず、勸業資金は專ら貸出回收金を以て之に充つる考なれば、暫く之を問題外に措き、郵便貯金及貯蓄銀行預金に就きて之を考ふるに、世間にては貯蓄債券發行の結果として、其割增金は世人の射倖心を刺戟し、爲めに從來の貯蓄預金は引出されて貯蓄債券の發行ありしが爲め、果して世論の如き現像を生ずべきや否やに就き、俄に世人と同一の豫言を爲すことを難んずるものなり。蓋し貯蓄債券發行の結果は之を將來の事實に徵せざるべからざるのみならず、經濟社會の複雜なる一の結果を得たりとて、是を以て直に其豫想せる一原因のみに歸すべからず。其所謂原因なるものは眞の原因にあらずして、眞の原因は他に伏在することも往々にして之あり。是れ予が事前に其結果を豫想するを難しとする所以なり。然れども予の熟知する從來の經驗に徵すれば、初め勸業債券發行の際に方りても、世人は貯蓄預金は必ず割增金の爲に吸收せらるべしと爲せるに拘らず、事實は之に反して勸業債券發行後貯蓄預金は毫も減少せざるのみか、依然增加の趨勢を停止せざりき。貯蓄債券の結果は今日之を判ずる能はずと雖も割增金附債券發行の預金に及ぼせし影響の前例は實に斯の如し。

蓋し本年三月當局に於て貯蓄債券發行の議あるや、世論囂々反對の聲盛なりしが、其要は世人の射倖心を挑發し勤儉の美風を破壞すべしと云ふにありき。故に議會に於ても之が發行法に關し大に制限を加へ、一方に於ては割增金の限度を百倍以內と定むると共に、他の一方に於ては一箇年の發行額を三千萬圓以內に制限せり。知るべし、世人が之に介意せるの甚しきを。惟ふに割增金附小額債券の發行たるや平常無異の日に行ふべきの常法に非ざるべし。然れども非常事變に方りては區々常法を墨守すべからずして、時に權道に出でざるべからざることあり。貯蓄債券は葛根湯にあらずして「モルヒネ」なり「モルヒネ」以て人を殺すべしと雖も、治療配劑の一特藥として時に之を用ゆるを妨げず要は唯其用法如何にありて、一度之が用法を謬まらんか、其害の迨ぶ所測るべからざるも、適度と適法とを失はずんば其利擧げて數ふべからず。獨り怪む世人「モルヒネ」を宥して貯蓄債券を難じ、未だ其用法如何を究めずして一概に之を排斥せんとするを。我日本勸業銀行は此に見る所あり、力めて有用適當の方法に從ひ、之を用ひんことを期し、專心沒々憐怠する所あらざるなり。

貯蓄債券の弊害に就ては暫く之を世論に委ね其利のある所を察するに、其效驗たる戰時中或は之を觀ることを能はざるべきも、少なくとも戰後に於ては著しき效果を見るべきなり。試に二十七八年の戰役後の事例に徵するに戰勝の結果として企業熱勃興し、生產事業の增進を來せること大なりと雖、中には不生產事業の興起したるもの亦尠なからず。一時一般消費力急に增加し、勞働者の如き戰爭中折角稼ぎ溜めし金を時の間に霧消し、其結果一國資金の浪費尠なからざりき。若し此際に於て貯蓄債券を以て零細資金を吸收せんか、一は以て之が浪費を豫防すべく、一は以て浪費さるべき資金を轉じて生產事業に用ひ得べかりしなり。假に之をして生產資金に轉換し能はずとするも、少なくとも之に賴りて政府をして市場より生產資金を吸收することを少なからしめ、市場資金に及ぼすべき係累を減ぜしめしなるべきのならんや。希くは其弊を小にし其利の有る所をして益大ならしむべきなり。

既にして該債券の發行高は明治三十九年十二月第十二回の「を」號債券發行に至る迄、總額二千四十三萬餘圓に達せしが、其の發行の成績は、第一回の「い」號に於て異狀の盛況を見たるのみにて、他は概ね振はず、貯蓄債券法制定當時一箇年發行額を三千萬圓以內と制限せるに拘らず、實際の發行總額は前記の如く前後三箇年間に二千餘萬圓に過ぎず、而も募集賣出總額に對し五十六萬七千四百圓の賣殘を見るの狀態なりき。斯かる不振の主要原因を尋ぬるに(一)大口購買者漸減して、小口購買者のみと

なる傾向ありしこと(二)債券の目的性質等未だ一般に周知せらるるに至らざりしこと(三)初回抽籤の後は債券價格急激に下落すること等を擧げ得べく、軍費支出の益〻増加するに當り、該債券に依る資金の收聚之に伴はざりしは、頗る遺憾なるに似たりと雖も、而も大口需要者の減少、小口需要者の増加は下層社會の餘資を吸收せんとする該債券發行の本旨に適合するものにして、寧ろ慶ぶべき傾向にありたるものと謂はざるべからず。而して該債券發行の當り最も憂慮せられたるは、人心を射倖に導き、郵便貯金銀行貯蓄預金等の減少を招來することにありしも、當初惧れたるが如き惡影響は幸に其の形跡を認むる能はず、卽ち試に明治三十六年より同四十年に至る五箇年間に於ける郵便貯金の各月末現在高を比較するに、左表の如く、累月堅實なる歩調を以て増加し、貯蓄債券發行の月に於ても毫も惡影響を蒙らざりしことを知るべきなり。

自明治三十六年
至同四十年郵便貯金各月末現在高表

月次	明治三十六年	明治三十七年	明治三十八年	明治三十九年	明治四十年
一月	二八、三六三、二七二円	三一、二七〇、〇二九円	三八、九五九、六八六円	五二、〇〇一、六五八円	七四、四一二、五五五円
二月	二八、七六三、二七四	三〇、七六〇、〇三二	＊三九、八六二、一一二	＊五三、〇〇八、三二三	七五、一九七、二八七
三月	二九、〇三三、〇八六	三一、〇一一、〇一四	四〇、八八九、五七八	五三、四三二、九一八	七八、〇八八、九九三
四月	二八、九二六、六二八	三一、〇九六、八二六	四一、三四六、三一〇	＊五三、三一二、〇九五	七七、六六二、五八四
五月	二九、一五七、六一二	三一、五三二、六一七	＊四二、七〇五、四九〇	五四、一四九、二五五	七七、八七七、三九五
六月	三〇、三四九、八三五	三三、三〇九、〇八九	四三、七二七、三九一	五五、三二五、八九二	八〇、七八三、一九五
七月	三〇、六九五、九五四	三四、四九五、二六〇	＊四六、五二六、八四四	五八、二三三、八〇〇	八四、五二〇、九五二
八月	三〇、九六九、五九七	三五、二六〇、〇五九	四八、〇五八、三七〇	＊五九、六九八、七三四	八六、二三四、五三九
九月	三一、三八八、八七四	＊三六、四四七、四七九	五〇、〇三七、五八八	六一、二七一、六八〇	八九、九八五、九〇八

（備考）＊印は貯蓄債券發行月を示す。

又貯蓄銀行に於ける貯蓄預金の狀態を見るも、其の毎半年の事績は極めて堅實なる一路を辿り、貯蓄債券發行の惡影響を認め得ざるのみならず、寧ろ一般貯蓄心の向上を立證し得るが如き狀態を示したり。左に明治三十六年乃至同四十年の毎半期末貯蓄銀行貯蓄預金の狀況を表示して參考に資せんとす。

自明治三十六年
至同四十年貯蓄銀行貯蓄預金表

月次	明治三十六年	明治三十七年	明治三十八年	明治三十九年	明治四十年
六月末	五六、五〇八、五六六円	六一、一三三、二三七円	七七、四〇四、七一三円	九五、三九二、八三一円	一一四、七五一、三八二円
十二月末	六〇、六九二、二〇七	六六、七一七、五三四	八四、八二〇、〇六五	一〇六、五九一、七〇八	一一七、九〇二、四六七

月次	明治三十六年	明治三十七年	明治三十八年	明治三十九年	明治四十年
六月末	三一、七〇九、二六一	＊三七、二二四、一一五	＊五〇、五三二、六四五	＊六二、九五八、一五〇	九一、五二七、八三〇
十一月	三一、七三六、四九四	＊三七、七七六、五九三	＊五二、二二七、九四六	六五、四一七、三三五	九一、五二六、二九三
十二月	三一、二五七、二二二	三八、一一七、五二六	＊五二、一五〇、三五二	＊六七、一七〇、二六三	九一、〇九四、一一五

以上之を要するに貯蓄債券の發行は、其の發行額豫期の如く巨額に達せず、軍費回收の目的は必ずしも完全に遂行せられたりとは爲し能はざるも、他方此の間に於て郵便貯金竝に貯蓄預金等の確實なる増加を見しは、本債券の發行が經濟界に惡影響を與へず、且人心を射倖に導くに至らずして、寧ろ其の貯蓄心を養成したるを證し得べく、且又本債券に依りて吸收せる資金を以て特殊勸業債券を引受け、生產資金として運用せしめたるもの明治三十九年末迄に九百餘萬圓に達するを以て、本債券の發行は、軍費の回收に資し、民間の餘資を吸收して戰後の急激なる經濟界の變化を防止し、他方產業の

發展に資したる等、其の經濟社會に及ぼしたる效力は必ずしも尠少ならざるものありと謂ふべし。

最後に明治三十七年度乃至同三十九年度に於て、貯蓄債券に依りて吸收したる資金を以て、特殊勸業債券に應募したる金額を表示すれば左の如し。

年度	勸業債券引受高	貯蓄債券發行高	勸業債券引受高割合
明治三十七年度	一、三〇〇、〇〇〇円	五、九八三、七七五円	〇・二一七
同　三十八年度	三、五〇〇、〇〇〇	五、一四四、五〇〇	〇・六八〇
同　三十九年度	四、七五〇、〇〇〇	九、三〇四、三二五	〇・五一五
合計	九、五五〇、〇〇〇	二〇、四三二、六〇〇	〇・四六七
一年平均	三、一八三、三三三	六、八一〇、八六六	〇・四六七

最後に各號貯蓄債券に關する總括表を掲出し、以て參考に資せんと欲す。

貯蓄債券記號別一覽表

記號別	利率	券面金額	組數	發行高 通數	發行高 金額	賣出最終期日	抽籤期 回次	抽籤期 期月	利子支拂期	每回一組の償還額 抽籤回次	每回一組の償還額 通數	每回一組の償還額 金額	每回一組の割增金額 抽籤回次	五百圓	壹百圓	拾圓	五圓	貳圓	合計 箇數	合計 金額	備考
	分	円		通	円	明治年月日	自回至回	月月月	月	自回至回	通	円		箇	箇	箇	箇	箇	箇	円	大正年月
い號	三・〇	五	二	二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三七・九・三〇	一—二〇	一〇	一二	一—五	一、〇〇〇	五、〇〇〇	初回	一五	三〇	五〇	一二〇	七八五	一、〇〇〇	一三、一七〇	一三・一〇 全部償還
										六—一〇	二、五〇〇	一二、五〇〇									
										一一—一五	五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二回以降	七	一〇	五〇	一二〇	八一三	一、〇〇〇	七、二二六	
										一六—二〇	一一、五〇〇	五七、五〇〇									
ろ號	三・〇	五	四	四〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	三七・一〇・三一	一—二〇	一二	一三	一—五	一、〇〇〇	五、〇〇〇	初回	一五	三〇	五〇	一二〇	七八五	一、〇〇〇	一三、一七〇	一三・一一 全部償還
										六—一〇	二、五〇〇	一二、五〇〇									
										一一—一五	五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二回以降	七	一〇	五〇	一二〇	八一三	一、〇〇〇	七、二二六	
										一六—二〇	一一、五〇〇	五七、五〇〇									
は號	三・〇	五	二	二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三七・一一・三〇	一—二〇	一三	一	一—五	一、〇〇〇	五、〇〇〇	初回	一五	三〇	五〇	一二〇	七八五	一、〇〇〇	一三、一七〇	一三・一三 全部償還
										六—一〇	二、五〇〇	一二、五〇〇									
										一一—一五	五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二回以降	七	一〇	五〇	一二〇	八一三	一、〇〇〇	七、二二六	
										一六—二〇	一一、五〇〇	五七、五〇〇									
に號	三・〇	五	四	三九六、七五五	一、九八三、七七五	三八・二・二八	一—一六	三・七・一一	四	一	一、〇〇〇	五、〇〇〇	自回至回	一五	三〇	五〇	一二〇	七八五	一、〇〇〇	一三、一七〇	一三・三 全部償還
							一七—三〇	三		二—一六	四〇〇	二、〇〇〇	二—一六	三	七	一五	三五	三四〇	四〇〇	三、二〇五	
										一七—三〇	二、〇〇〇以上	一〇、〇〇〇以上	一七—三〇	七	一三	六〇	一二〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	八、〇〇〇	
ほ號	三・〇	五	三	三〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	三八・五・一五	一—一六	一・五・九	六	一	一、〇〇〇	五、〇〇〇	自回至回	一五	三〇	五〇	一二〇	七八五	一、〇〇〇	一三、一七〇	一三・五 全部償還
							一七—三〇	五		二—一六	四〇〇	二、〇〇〇	二—一六	三	七	一五	三五	三四〇	四〇〇	三、二〇五	
										一七—三〇	二、〇〇〇以上	一〇、〇〇〇以上	一七—三〇	七	一三	六〇	一二〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	八、〇〇〇	
へ號	二・〇	五	二	二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三八・七・三一	一—一六	四・八・一二	九	一	一、〇〇〇	五、〇〇〇	自回至回	一五	三〇	五〇	一二〇	七八五	一、〇〇〇	一三、一七〇	一三・八 全部償還
							一七—三〇	八		二—一六	四〇〇	二、〇〇〇	二—一六	三	七	一五	三五	三四〇	四〇〇	三、二〇五	
										一七—三〇	二、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一七—三〇	七	一三	六〇	一二〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	八、〇〇〇	
と號	三・〇	五	四	三二八、九〇〇	一、六四四、五〇〇	三八・一一・三〇	一—一六	一・五・九	二	一—二	一、〇〇〇	五、〇〇〇	自回至回	一五	三〇	五〇	一二〇	七八五	一、〇〇〇	一三、一七〇	一四・一 全部償還
							一七—四四	一・七		三—一六	四〇〇	二、〇〇〇	三—一六	三	七	一五	三五	三四〇	四〇〇	三、二〇五	
										一七—四四	一、〇〇〇	五、〇〇〇	一七—四四	七	一三	六〇	一二〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	八、〇〇〇	
ち號	三・〇	五	二	二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三九・二・二八	一—一六	四・八・一二	五	一—二	一、〇〇〇	五、〇〇〇	自回至回	一五	三〇	五〇	一二〇	七八五	一、〇〇〇	一三、一七〇	一四・四 全部償還
							一七—四四	四・一〇		三—一六	四〇〇	二、〇〇〇	三—一六	三	七	一五	三五	三四〇	四〇〇	三、二〇五	
										一七—四四	一、〇〇〇	五、〇〇〇	一七—四四	七	一三	六〇	一二〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	八、〇〇〇	
り號	三・〇	五	二	一六〇、八六五	八〇四、三二五	三九・四・三〇	一—一六	二・六・一〇	七	一—二	一、〇〇〇	五、〇〇〇	自回至回	一五	三〇	五〇	一二〇	七八五	一、〇〇〇	一三、一七〇	一四・六 全部償還
							一七—四四	六・一二		三—一六	四〇〇	二、〇〇〇	三—一六	三	七	一五	三五	三四〇	四〇〇	三、二〇五	
										一七—四四	一、〇〇〇	五、〇〇〇	一七—四四	七	一三	六〇	一二〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	八、〇〇〇	
ぬ號	三・〇	五	二	二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三九・八・六	一—一六	一・五・九	一〇	一—二	一、〇〇〇	五、〇〇〇	自回至回	一五	三〇	五〇	一二〇	七八五	一、〇〇〇	一三、一七〇	一四・九 全部償還
							一七—四四	三・九		三—一六	四〇〇	二、〇〇〇	三—一六	三	七	一五	三五	三四〇	四〇〇	三、二〇五	
										一七—四四	一、〇〇〇	五、〇〇〇	一七—四四	七	一三	六〇	一二〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	八、〇〇〇	
る號	三・〇	五	二	二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三九・一〇・一〇	一—一六	三・七・一一	一二	一—二	一、〇〇〇	五、〇〇〇	自回至回	一五	三〇	五〇	一二〇	七八五	一、〇〇〇	一三、一七〇	一五・一一 全部償還
							一七—四四	五・一一		三—一六	四〇〇	二、〇〇〇	三—一六	三	七	一五	三五	三四〇	四〇〇	三、二〇五	
										一七—四四	一、〇〇〇	五、〇〇〇	一七—四四	七	一三	六〇	一二〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	八、〇〇〇	
を號	三・〇	五	一三	一、三〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	三九・一二・二〇	一—一六	三・七・一一	四	一—二	一、〇〇〇	五、〇〇〇	自回至回	一五	三〇	五〇	一二〇	七八五	一、〇〇〇	一三、一七〇	一五・三 全部償還
							一七—四四	三・九		三—一六	四〇〇	二、〇〇〇	三—一六	三	七	一五	三五	三四〇	四〇〇	三、二〇五	
										一七—四四	一、〇〇〇	五、〇〇〇	一七—四四	七	一三	六〇	一二〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	八、〇〇〇	

第四款　復興貯蓄債券

第一項　緒　言

大正十二年の關東大震災は未曾有の慘禍を齎し、之が復興は固より國民の眞摯なる努力と、巨額の

財貨とに俟たざるを得ざりしなり。復興貯蓄債券の發行は、實に此の大震火災の善後策として企圖せられたる國策の一にして、卽ち大に國民の消費節約を奬勵して一般より零細なる資金を吸收し、其の一部を復興事業に供給して之が促進を圖り、一部を地方産業振興の資に充て、以て震災地復興事業の爲めに撒布せらるべき巨額の政府資金を吸收すると共に、震災地復興の實を擧げしめんとの趣旨に出でたるものなり。大正十三年七月六日大藏大臣濱口雄幸は該債券に關する法律案の議會提出方に就き、內閣總理大臣に對し次の如く閣議を請へり。

我國ニ於ケル一般地方經濟ノ復興スルコトハ、現下ノ事情ニ照シ極メテ緊急ニシテ、此ノ目的ノ爲ニハ地方公共團體又ハ適當ナル金融機關ヲ通ジ、相當巨額ナル資金ヲ供給スルノ要アリ。且一面ニハ國民ヲシテ勤儉貯蓄ノ美風ヲ振作セシムルノ必要ナルコトハ言ヲ俟タザル所ニシテ、殊ニ震災地ニ於ケル復興事業ノ遂行ニ伴ヒ巨額ナル資金ノ勞働階級ニ撒布セラルルニ當リテハ、是等ノ階級ニ於ケル貯蓄ノ奬勵零細資金ノ吸收ニ關シ、特殊ノ計畫ヲ講ズルノ要アリト認ム。仍テ刻下ノ急務タル地方經濟復興資金ノ調達ニ資スルト共ニ國民貯蓄ヲ奬勵スル爲別紙ノ通リ復興債券法案ヲ特別帝國議會ニ提出セラレ度、右請閣議。

大正十三年七月六日

大藏大臣

內閣總理大臣宛

閣議仍ち大藏大臣の提議を可決し、同月八日右に關する法律案を第四十九回帝國議會に提出したり。其の提案理由に曰く『經濟界ノ現狀ニ鑑ミ復興貯蓄債券ヲ發行シ、震災地ノ復興及地方産業ノ振興ニ必要ナル資金ヲ調達シ、併セテ國民ノ貯蓄ヲ奬勵スルノ必要アリ。之レ本案ヲ提出スル所以ナリ』と。今本法案の要項を見るに、本法案に依り發行せらるる復興貯蓄債券は、發行期間を五箇年、發行に依る收入金は二億圓を以て限度と爲し、日本勸業銀行をして之を發行せしむるものにして、其の額面金額は五圓及十圓の二種とし、割引又は利子据置の方法を採り、償還期間は二十箇年以內にして、償還の場合には割增金を附與することを得るものと爲し、尙ほ勸業銀行は本債券の發行に依る收入金は之を大藏省預金部に預入るべきものとす。本法律案に就ても亦往年の貯蓄債券法成立の場合に於けるが如く、一部に種々なる反對論を唱ふるものありしも、帝國議會の大勢は未曾有の災厄に際し事情已むを得ざるものと認め、遂に政府提出の原案を可決せしを以て、本法案は大正十三年七月二十二日法律第十五號を以て公布せられ、卽日施行せられたり。法律の全文次の如し。

復興貯蓄債券法（大正十三年七月二十二日法律第十五號）

第一條　政府ハ日本勸業銀行ヲシテ復興貯蓄債券ヲ發行セシムルコトヲ得

第二條　復興貯蓄債券ハ無記名トシテ券面金額ハ五圓又ハ十圓トス

第三條　復興貯蓄債券ハ割引又ハ利子据置ノ方法ニ依リ之ヲ賣出スモノトス

割引金額及利子歩合ハ主務大臣之ヲ定ム

第四條　復興貯蓄債券ハ發行ノ翌年ヨリ二十年以內ニ毎年二回以上抽籤ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

復興貯蓄債券ヲ償還スル場合ニハ割增金ヲ附與スルコトヲ得其ノ方法及金額ハ主務大臣之ヲ定ム

第五條　復興貯蓄債券ニハ商法第百九十九條乃至第二百條ノ二ノ規定ヲ適用セス

第六條　復興貯蓄債券ニハ印紙稅ヲ、復興貯蓄債券ノ發行ニ依ル社債ノ登記ニハ登錄稅ヲ、復興貯蓄債券ノ利子ニハ所得稅ヲ課セス

第七條　日本勸業銀行ハ復興貯蓄債券ノ發行ニ依ル收入金ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ

前項ノ預入ニ依ル資金ハ震災地ノ復興及地方産業ノ振興ノ爲必要ナル用途ニ之ヲ融通ス

第八條　復興貯蓄債券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

第九條　復興貯蓄債券ニハ日本勸業銀行法第三十五條ノ二第三十五條ノ三第四十條及第四十二條ノ規定ヲ

準用ス

第十條　復興貯蓄債券ハ其ノ發行ニ依ル收入金二億圓ニ達シタルトキ又ハ本法施行ノ日ヨリ五年ヲ經過シタルトキハ之ヲ發行セス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

復興貯蓄債券は政府勸業銀行をして之を發行せしむるものなるを以て、政府は大正十三年九月十日藏第一一一四號に依り、日本勸業銀行に對し本債券の發行竝收入金の預金部預入方に關する命令を與へたり。該命令に依れば本債券は大正十三年九月より賣出を開始し、發行の都度回別を定めて各回別毎に十萬通を以て一組とし、又賣出の結果缺番を生じたるときは便宜勸業銀行に於て整理すべく、又債券の利率は年四分にして、割增金の歩合及附與の方法は發行の都度之を定め、利子据置の方法に依りて發行したる債券の利子は、賣出後四箇月目に、其の後は六箇月毎に複利の計算を爲すものとす。卽ち其の全文左の如し。

復興貯蓄債券發行竝收入金預金部預入方ニ關スル件（大正十三年九月十日藏第一一一四號大藏大臣命令、日本勸業銀行宛）

第一條　復興貯蓄債券ハ大正十三年九月ヨリ賣出ヲ開始スヘシ

第二條　復興貯蓄債券ハ發行ノ都度回別ヲ定メ各回別毎ニ十萬通ヲ以テ一組トシ組毎ニ同一番號ヲ附スヘシ

第三條　復興貯蓄債券賣出ノ結果若シ豫定ノ通數ニ達セス缺號ヲ生シタルトキハ便宜其ノ行ニ於テ整理處分スヘシ

第四條　復興貯蓄債券各回ノ償還抽籤ハ一組十萬通此ノ籤數十萬箇ニ依リ之ヲ行ヒ其ノ當籤シタル番號ハ各組ノ同一番號ノモノヲ總テ當籤シタルモノトスヘシ

第五條　復興貯蓄債券ノ利率ハ年四分トシ割增金ノ歩合及附與ノ方法ハ發行ノ都度之ヲ定ム

第六條　初回ノ抽籤ハ賣出締切後三ケ月以內ニ之ヲ執行スヘシ

第七條　利子据置ノ方法ニ依リ發行シタル復興貯蓄債券ノ利子ハ賣出後四ケ月目ニ其ノ後ハ六ケ月毎ニ複利ノ計算ヲ爲シ「復興貯蓄債券据置利金」ノ勘定科目ヲ設ケ之ヲ積立ツヘシ但シ其ノ債券ヲ償還スル毎ニ支拂ヒタル利子ハ其ノ支拂日ニ於テ該積立金中ヨリ之ヲ控除スヘシ

第八條　割引ノ方法ニ依リ發行シタル復興貯蓄債券ノ券面額ト發行價格トノ差額ニ付テハ「割引復興貯蓄債券價格較差」ノ勘定科目ヲ設ケ之ヲ整理シ一定ノ計畫ニ基キ賣出後四ケ月目ニ其ノ後ハ六ケ月毎ニ其ノ銷却ヲ爲スヘシ

第九條　復興貯蓄債券ノ割增金ハ「復興貯蓄債券割增基金」ノ勘定科目ヲ設ケテ之ヲ整理スヘシ

第十條　復興貯蓄債券ノ發行ニ依ル收入金ハ遲滯ナク回收シテ之ヲ預金部ニ預入ルヘシ但シ左ニ揭クル場合ニ於テハ振替預入トシテ之ヲ整理スヘシ

一、郵便局所ニ收納シタルトキ

二、日本銀行本支店及代理店ニ預入ヲ爲シタルトキ

第十一條　復興貯蓄債券ノ償還元金及日本勸業銀行ヨリ預金部ニ預入レタル復興貯蓄債券收入金ノ利子ハ日本勸業銀行ハ期日十五日前ニ其ノ金額ヲ預金部ニ通知スヘシ

前項ノ利子ハ復興貯蓄債券ノ利子、割增金、割引較差金、募集費及經常費ニ充當スヘシ

第十二條　日本勸業銀行ヨリ預金部ニ預入ルヘキ復興貯蓄債券收入金ニ對スル利率ハ左ノ各號ノ事項ヲ基準トシ發行ノ都度之ヲ定ム

一、復興貯蓄債券利率

二、割引較差金歩合